

令和5年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の子どもに関する補助金」

令和6年3月19日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾 藤 望

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 序章 監査総論..... | 9 |
| 第1 包括外部監査の概要..... | 9 |
| 1 外部監査の種類..... | 9 |
| 2 選定した特定の事件..... | 9 |
| 3 事件を選定した理由..... | 9 |
| 4 包括外部監査の方法..... | 10 |
| 5 主な監査の視点..... | 16 |
| 6 包括外部監査の期間..... | 18 |
| 7 包括外部監査人及び補助者..... | 18 |
| 8 利害関係..... | 19 |
| 第2 報告書の構成..... | 19 |
| 1 全体の構成..... | 19 |
| 2 個別の構成（第2章）..... | 20 |
| 第3 財務監査の範囲等..... | 21 |
| 1 はじめに..... | 21 |
| 2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査..... | 21 |
| 3 「財務に関する事務の執行」についての検討..... | 22 |
| 4 適法性監査..... | 22 |
| 5 3E監査..... | 23 |
| 6 結論..... | 23 |
| 第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要..... | 25 |
| 第1 本章の概要..... | 25 |
| 第2 岐阜県の補助金..... | 25 |
| 1 「補助金」について..... | 25 |
| 2 岐阜県の補助金の額（過去の推移）..... | 27 |
| 3 補助金に関する監査及び県の取り組み..... | 29 |
| 4 補助金全般に関する指摘・意見..... | 32 |
| 第3 岐阜県の子どもに関する施策..... | 39 |
| 1 こども基本法の成立及びこども家庭庁の発足..... | 40 |
| 2 第4次岐阜県青少年健全育成計画..... | 42 |
| 3 第4次岐阜県少子化対策基本計画..... | 44 |
| 4 岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン..... | 47 |
| 5 子どもに関する補助金..... | 49 |
| 第4 私学助成金・就学支援制度..... | 50 |
| 1 私学助成金とは..... | 50 |
| 2 就学支援制度とは..... | 51 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 3 | 私学助成・就学支援制度の歴史 | 52 |
| 4 | 私立学校法人に関する県の監督 | 56 |
| 第5 | 子どもに関する補助金の評価の視点 | 62 |
| 1 | 子どもに関する補助金の範囲 | 62 |
| 2 | 本監査における評価方法 | 63 |
| 第2章 | 各部局における補助金の監査結果 | 68 |
| 第2章の1 | 環境生活部 | 68 |
| 第1 | 私学振興・青少年課 | 68 |
| 1 | 私立高等学校等教育振興費 | 68 |
| 2 | 私立幼稚園教育振興費 | 76 |
| 3 | 私立学校耐震整備事業費補助金（単建） | 78 |
| 4 | 私立高等学校等就学支援補助金 | 82 |
| 5 | 授業料軽減補助金 | 82 |
| 6 | 私立高等学校等入学金軽減補助金 | 83 |
| 7 | 私立学校等給食費緊急支援補助金 | 83 |
| 8 | 私立学校等スクールバス利用料支援補助金 | 85 |
| 9 | 授業料減免事業臨時特別経費 | 85 |
| 10 | 授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫） | 86 |
| 11 | 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補） | 87 |
| 12 | 岐阜県私学教職員退職金社団補助金 | 88 |
| 13 | 子どもの安全対策支援事業費補助金 | 88 |
| 14 | 日本私立学校振興・共済事業団補助金 | 90 |
| 15 | 幼児教育緊急環境整備事業費補助金 | 90 |
| 16 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金（未移行幼稚園分） | 93 |
| 17 | 認定こども園施設整備事業費補助金（公共） | 94 |
| 18 | 私学団体等補助金 | 95 |
| 19 | 青少年育成県民会議運営費県単補助金 | 96 |
| 20 | 岐阜県青少年育成事業補助金 | 98 |
| 21 | 地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金 | 101 |
| 第2 | 文化創造課 | 102 |
| 1 | 芸術文化振興事業費補助金 | 102 |
| 2 | 清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補） | 103 |
| 3 | ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金 | 104 |
| 第3 | 文化伝承課 | 107 |
| 1 | 県立高等学校文化部活動振興費補助金 | 107 |
| 2 | 全国高等学校総合文化祭派遣費 | 109 |
| 第4 | 環境生活政策課 | 109 |
| 1 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金 | 109 |

| | | |
|-------------|----------------------------|-----|
| 2 | 家庭教育支援推進事業費補助金 | 110 |
| 3 | 県子ども会育成事業費補助金 | 110 |
| 4 | 第18回日本スカウトジャンボリー派遣事業費補助金 | 110 |
| 5 | 岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金 | 111 |
| 第2章の2 健康福祉部 | | 112 |
| 第1 子育て支援課 | | 112 |
| 1 | 子育て世帯負担軽減事業費補助金 | 112 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金 | 112 |
| 3 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金（新型コロナ分） | 117 |
| 4 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金（重層支援事業分） | 118 |
| 5 | 岐阜県施設型給付費等補助金 | 119 |
| 6 | 出産・子育て応援事業費補助金 | 119 |
| 7 | 保育補助者雇上強化事業費補助金 | 120 |
| 8 | 私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金 | 121 |
| 9 | 地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金 | 122 |
| 10 | 療育支援体制強化事業費補助金 | 124 |
| 11 | 低年齢児保育促進事業費補助金 | 125 |
| 12 | 第3子以降保育料等無償化事業費補助金 | 126 |
| 13 | 岐阜県特定不妊治療助成費補助金 | 127 |
| 14 | 保育環境改善等事業費補助金 | 127 |
| 15 | 医療的ケア児支援事業費補助金 | 130 |
| 16 | 保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金 | 131 |
| 17 | 一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金 | 132 |
| 18 | 放課後児童クラブ施設整備費補助金 | 134 |
| 19 | 児童館等整備費補助金（単建） | 135 |
| 20 | 私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金 | 136 |
| 21 | 子ども・子育て支援事業費市町村補助金 | 137 |
| 22 | 保育士修学資金貸付事業費 | 138 |
| 23 | 産休等代替職員設置事業費補助金 | 138 |
| 24 | 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金 | 139 |
| 25 | 第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金 | 139 |
| 26 | 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金 | 140 |
| 27 | 保育所ふれあい活動推進事業費補助金 | 140 |
| 28 | 小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金 | 142 |
| 29 | 地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金 | 143 |
| 30 | 保育所等緊急整備事業費補助金 | 143 |
| 31 | ファミリー・サポート・センター事業費補助金 | 144 |
| 32 | 子育て体験活動活性化促進補助金 | 145 |

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 33 | 保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費 | 146 |
| 34 | 岐阜県保育研究協議会運営費補助金 | 148 |
| 35 | 保育対策等促進事業費 | 148 |
| 36 | 乳幼児保育特別対策事業費補助金 | 149 |
| 37 | 保育士資格取得支援事業費補助金 | 150 |
| 第2 | 子ども家庭課 | 151 |
| 1 | 児童家庭支援センター運営費補助金 | 151 |
| 2 | 児童養護施設等施設整備費補助金 | 152 |
| 3 | 母子家庭等援護事業費 | 153 |
| 4 | 児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金 | 157 |
| 5 | 児童養護施設等感染症拡大防止対策事業費補助金 | 158 |
| 6 | 児童養護施設等体制強化事業費補助金 | 159 |
| 7 | 児童福祉施設退所者等アフターケア事業費 | 159 |
| 8 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費 | 161 |
| 9 | 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金 | 161 |
| 10 | 児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金 | 162 |
| 11 | 育児指導機能強化事業費補助金 | 163 |
| 12 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費 | 164 |
| 13 | 里親への委託前養育支援事業費補助金 | 164 |
| 14 | 児童養護施設等におけるICT機器導入支援事業費補助金 | 165 |
| 15 | 医療機関等連携強化事業費補助金 | 165 |
| 16 | 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親世帯） | 166 |
| 17 | 民間シェルター確保等事業費補助金 | 166 |
| 18 | 児童養護施設等職員資質向上事業費 | 167 |
| 19 | 県母子寡婦福祉連合会補助金 | 168 |
| 20 | 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金 | 170 |
| 21 | 児童養護施設等職員人材確保事業費補助金 | 172 |
| 22 | 身元保証人確保対策事業費 | 173 |
| 23 | 県里親連合会補助金 | 174 |
| 24 | DV被害者支援者資質向上事業費補助金 | 175 |
| 25 | 中部地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金 | 175 |
| 26 | 困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金 | 176 |
| 27 | 生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金 | 177 |
| 第3 | 国民健康保険課 | 178 |
| 1 | 乳幼児医療費負担金助成費 | 178 |
| 2 | 父母子家庭等医療費負担金助成費 | 179 |
| 第4 | 医療整備課 | 180 |
| 1 | 小児救急医療拠点病院運営費補助金（基金） | 180 |

| | | |
|-------|-------------------------------|-----|
| 2 | 地域周産期母子医療センター運営事業費補助金 | 181 |
| 3 | 小児医療施設・周産期医療施設設備整備事業費補助金 | 182 |
| 4 | 産科医療機関確保事業費補助金 | 183 |
| 5 | 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金 | 183 |
| 6 | 地域周産期医療体制強化事業費 | 184 |
| 7 | 小児集中治療室設備整備事業費補助金 | 185 |
| 第5 | 医療福祉連携推進課 | 186 |
| 1 | 地域医療確保事業費補助金 | 186 |
| 2 | 病院内保育所運営費補助金（基金） | 187 |
| 3 | 病院内保育所運営費補助金（自治体立分） | 189 |
| 4 | 病院内保育所運営費補助金（公的施設分） | 189 |
| 5 | 病院内保育所夜間運営費補助金 | 189 |
| 6 | 女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金） | 190 |
| 7 | 医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金） | 192 |
| 8 | 産科医等育成・確保支援事業費補助金 | 194 |
| 9 | 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金 | 196 |
| 10 | 三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金 | 197 |
| 11 | 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金 | 198 |
| 12 | 病院内保育所施設整備事業費補助金（基金） | 199 |
| 13 | 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金 | 200 |
| 14 | 医師派遣支援事業費補助金（基金） | 201 |
| 第6 | 高齢福祉課 | 202 |
| 1 | 介護人材育成事業者認定制度実施事業費 | 202 |
| 2 | 介護事業所内保育施設運営費補助金 | 204 |
| 第7 | 保健医療課 | 205 |
| 1 | 地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分） | 205 |
| 2 | 地域自殺対策強化事業費 | 206 |
| 3 | 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金 | 208 |
| 第8 | 感染症対策推進課 | 209 |
| 1 | 私立学校等結核予防費補助金 | 209 |
| 2 | リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費 | 210 |
| 第9 | 生活衛生課 | 211 |
| 1 | 公衆浴場活性化対策事業費補助金 | 211 |
| 第2章の3 | 教育委員会 | 213 |
| 第1 | 教職員課 | 213 |
| 1 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金（コロナ分） | 213 |
| 2 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 | 213 |
| 3 | 学習指導員配置事業費補助金（コロナ分） | 214 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 4 | 特別支援学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分） | 214 |
| 5 | 高等学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分） | 215 |
| 第2 | 学校安全課 | 215 |
| 1 | 子供の安全対策強化支援事業費補助金 | 215 |
| 第3 | 体育健康課 | 215 |
| 1 | 部活動指導員配置促進事業費補助金 | 215 |
| 2 | 全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金 | 216 |
| 3 | 県立高等学校運動部活動振興費補助金 | 217 |
| 4 | 県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費 | 220 |
| 5 | 部活動地域移行推進事業費補助金 | 220 |
| 6 | 県高等学校体育大会補助金 | 221 |
| 7 | 夜間定時制高等学校給食費補助金 | 222 |
| 8 | 中学校体育大会補助金 | 222 |
| 9 | 特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金 | 223 |
| 第4 | 学校支援課 | 224 |
| 1 | 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金 | 224 |
| 2 | エネルギー教育支援事業費補助金 | 224 |
| 3 | 教育支援体制整備事業費（認定こども園設置促進事業）補助金 | 225 |
| 4 | 海外交流支援事業費補助金 | 225 |
| 5 | 外国人児童生徒キャリア支援事業費（補助金） | 227 |
| 6 | 人権教育推進事業費補助金 | 227 |
| 7 | 県PTA連合会事業費補助金 | 229 |
| 8 | 岐阜県産業教育振興会補助金 | 229 |
| 9 | 岐阜県定時制通信制教育振興会補助金 | 232 |
| 10 | 高等学校PTA連合会事業費補助金 | 232 |
| 11 | 定時制通信制教科書等給与費補助金 | 233 |
| 12 | コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 | 234 |
| 13 | へき地教育振興会補助金 | 234 |
| 第5 | 教育研修課 | 238 |
| 1 | 自ら学ぶ教職員応援事業費補助金 | 238 |
| 第6 | 教育財務課 | 238 |
| 1 | 被災幼児児童生徒就学支援等補助金 | 238 |
| 第7 | 特別支援教育課 | 240 |
| 1 | 就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分） | 240 |
| 第2章の4 | 商工労働部 | 241 |
| 第1 | 企業誘致課 | 241 |
| 1 | 企業立地促進事業補助金 | 241 |
| 2 | 大規模空き工場企業誘致補助金 | 242 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 3 | 本社機能移転促進事業補助金 | 243 |
| 第2 | 商工・エネルギー政策課 | 244 |
| 1 | 商工会及び商工会議所補助金（人件費等） | 244 |
| 第3 | 商業・金融課 | 245 |
| 1 | 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（旧年度保証分） | 245 |
| 2 | 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（新年度保証分） | 246 |
| 3 | 地域課題解決型創業支援事業費補助金 | 246 |
| 第4 | 産業デジタル推進課 | 248 |
| 1 | 公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金 | 248 |
| 第5 | 労働雇用課 | 249 |
| 1 | 認定職業訓練校運営費補助金 | 249 |
| 第6 | 航空宇宙産業課 | 250 |
| 1 | ぎふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金 | 250 |
| 第2章の5 | 農政部 | 251 |
| 第1 | 農業経営課 | 251 |
| 1 | 新規就農者育成総合対策事業費補助金 | 251 |
| 2 | 就農・就業相談窓口事業費補助金 | 252 |
| 3 | 新規就農サポート事業費補助金 | 253 |
| 4 | 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 | 255 |
| 5 | ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金 | 256 |
| 6 | 女性が変わる未来の農業整備事業費補助金 | 258 |
| 第2 | 農産物流通課 | 258 |
| 1 | 学校給食地産地消推進事業費補助金 | 258 |
| 2 | 地域の魅力再発見食育推進事業費補助金 | 259 |
| 第2章の6 | 林政部 | 261 |
| 第1 | 県産材流通課 | 261 |
| 1 | ぎふの木で家づくり支援事業費補助金（社会資本整備交付金） | 261 |
| 2 | 木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金 | 262 |
| 3 | ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金 | 262 |
| 第2 | 森林活用推進課 | 263 |
| 1 | 森と木と水の環境教育推進事業費補助金 | 263 |
| 2 | ぎふの木育教材導入支援事業費補助金 | 266 |
| 第3 | 森林経営課 | 269 |
| 1 | 林業担い手育成事業費補助金 | 269 |
| 2 | 森のしごと普及啓発事業費補助金 | 270 |
| 3 | 林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金 | 271 |
| 4 | 新規就業者等定着支援事業費補助金 | 272 |
| 5 | 岐阜県林業就業移住支援事業費補助金 | 273 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第2章の7 都市建築部 | 275 |
| 第1 住宅課 | 275 |
| 1 空家対策支援補助金 | 275 |
| 2 岐阜県個人住宅建設資金利子補給金、岐阜県住宅リフォームローン利子補給金 | 280 |
| 3 現年度分利子補給金 | 280 |
| 4 リフォームローン利子補給金 | 281 |
| 第2 水道企業課 | 281 |
| 1 児童手当補助金 | 281 |
| 第2章の8 県土整備部 | 282 |
| 第1 技術検査課 | 282 |
| 1 ぎふ建設人材育成事業費補助金 | 282 |
| 第2章の9 清流の国推進部 | 285 |
| 第1 地域スポーツ課 | 285 |
| 1 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金 | 285 |
| 2 総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金 | 285 |
| 3 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金 | 286 |
| 4 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金（コロナ対策） | 287 |
| 第2 競技スポーツ課 | 288 |
| 1 パラアスリート育成支援費補助金 | 288 |
| 第3 外国人活躍・共生社会推進課 | 289 |
| 1 国際交流センター事業費補助金（多文化共生） | 289 |
| 2 外国籍の子どもへの進学支援事業費補助金 | 289 |
| 3 多文化共生推進補助金 | 290 |
| 4 国際交流センター事業費補助金（国補） | 292 |
| 終章 課題と提言 | 293 |
| 第1 はじめに | 293 |
| 1 関係者への御礼 | 293 |
| 2 本監査における基本的な考え方 | 293 |
| 3 現状の課題 | 294 |
| 第2 提言 | 295 |
| 1 普段の業務の意味内容について見直し、情報共有を行うこと | 295 |
| 2 監督権限を適切に行使すること | 297 |
| 3 時代の変遷等に合わせて公益上の必要性を、繰り返し確認すること | 298 |
| 第3 最後に | 299 |
| 巻末資料 | |

序章 監査総論

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

岐阜県の子どもに関する補助金

(2) 外部監査の対象期間

原則として、令和4年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

(1) 岐阜県は、様々な政策課題に対応するため様々な補助金を交付しており、令和4年度においては、全体で858件の補助金が交付され、その最終予算額は総額1,064億2,000万円となっている。

これは岐阜県の最終予算総額である1兆192億円からしても10%を占めるほどの大きな支出である。

補助金に関しては、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められ、支出にあたっては公益上の必要性が求められるだけでなく、その額の大きさからしても個々の補助金事務の適切な運営が求められている。

また、補助金は、対価のない無償譲渡であり、これを規律する法令も僅かであることから、従前から、既得権化されやすく、見直しがなされないまま継続する傾向が指摘されるなどしており、これまでも他の自治体における包括外部監査の監査対象としても選ばれている。

(2) 岐阜県における、これまでの包括外部監査を振り返ると、平成15年度においては、「補助金に関する事務執行状況について」監査が行われ、平成26年度にも「補助金に係る事務の執行」に対する監査が行われている。

このように岐阜県では、これまで2度にわたり補助金に対する監査が行われているが、直近の監査からは9年ほど経過し、この間に、人口減少・少子高齢化に加え、近年の大型災害や感染症拡大等を原因として、収入が減少する一方で、新たな行政課題に対応するため様々な補助金の支出が行われ、支出額も増大しており、補助金の適切な運用がより一層求められている状況と考えられる。

このように補助金に対する監査は、今後の適切な行政運営のために必要と考えられるが、岐阜県においては、既に過去2回の補助金全体に関する監査が行われているこ

とを踏まえれば、3回目の全体的な監査を行うよりも、過去の補助金に対する監査結果を踏まえつつ、特定の行政課題を意識したより具体的な補助金の監査を行うことが、具体的事象に沿った評価につながり、ひいては他の補助金に関する見直しの視点を得られると考えた。

(3) 近時の様々な行政課題の一つとしては少子高齢化が挙げられるが、その中でも、国においては、子どもに関する福祉行政の見直しが進められており、令和5年4月1日より、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行され、合わせてこども家庭庁が設置されるに至っている。

このような子どもに対する福祉については、将来の日本社会全体のみならず、岐阜県においても重要な課題であり、今後、より一層子どもの福祉のために、多くの補助金が支出されることが考えられることから、これまでの子どもに関する補助金を見直すことは、今後の適切な運営の参考になると考えた。

(4) 子どもに関する補助金について概観すると、私学助成金の一つである私立高等学校等教育振興費県単補助金は、42億1,786万円と単体の補助事業としての補助金額が、全体の中でも特に大きな補助金が存在し、その他、予備調査の段階で確認された5,000万円以上の予算総額となる補助金のうち、子どもに関連すると考えられる補助金額は、合計205億円以上となり、補助金全体の19%にあたることから、補助金事業の中でも子どもに関する補助金の割合は大きく、監査を行う意義は大きいと判断した。

(5) 以上の理由により、「岐阜県の子どもに関する補助金」を監査テーマとして選定した。

4 包括外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部署等（令和4年度基準）

- 1 環境生活部：私学振興・青少年課、環境生活政策課、文化創造課、文化伝承課
- 2 健康福祉部：子育て支援課、子ども家庭課、医療整備課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、保健医療課、感染症対策推進課、国民健康保険課、障害福祉課、生活衛生課
- 3 商工労働部：企業誘致課、商工・エネルギー政策課、商業・金融課、産業デジタル推進課、労働雇用課、航空宇宙産業課
- 4 農政部：農業経営課、農産物流通課
- 5 都市建築部：住宅課、水道企業課

- 6 教育委員会¹：教職員課、学校安全課、体育健康課、学校支援課、教育研修課、教育財務課、特別支援教育課
- 7 林政部：県産材流通課、森林活用推進課、森林経営課
- 8 県土整備部：技術検査課
- 9 清流の国推進部：地域スポーツ課、競技スポーツ課、外国人活躍・共生社会推進課
- 10 財政援助団体：学校法人、市町村

(2) 監査手続の概要

詳細は、巻末資料添付の監査日程及び各章の「監査手続」部分等に記載している。ここでは本年度の監査手続の全体概要を示す。

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

子育て支援課、私学振興・青少年課、財政課に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の子どもに関する補助金の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

令和5年5月12日：子育て支援課、私学振興・青少年課

令和5年5月16日：財政課

令和5年5月29日：私学振興・青少年課

↓

子どもに関する補助金の監査対象の確認

子どもに関する補助金を把握するにあたっては、子ども施策に対する補助金を対象とする事を検討したが、子ども施策の内容は、健全育成、子育て支援、少子化対策、貧困対策など様々な側面があるため、対象の抽出を検討する必要性があった。

このなかでこども基本法が、こども施策に関する大綱を定めることを予定している（第9条）ところ、当該大綱には、従前の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねることが予定されている。

また、都道府県においては、都道府県こども計画の策定が努力義務とされている（第10条第1項）ところ、当該計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画や、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画、その他のこども施策に関する事項を定めるものとして定めることができる（こども基本法第10条第4項）。

岐阜県においては、これらの計画として、第4次岐阜県青少年健全育成計画、第4

¹ 令和5年度においては、教職員課と学校支援課は、高校教育課と義務教育課に組織再編が行われている。

次岐阜県少子化対策基本計画²が存在し実施されている。

そのため、これら各種計画に位置付けられている補助金を対象とすることで、「子どもに関する補助金」の抽出は可能と判断した。

また、各種補助金に位置付けられてはいないものの、その他、子どもを対象とした補助金の有無を、全庁的に照会し、対象となる補助金を抽出した。

なお、上記各種計画に位置付けられる補助金の中には、大学を対象とするなどの 18 歳以上の成人に関する補助金も多数存在するが、上記計画に関連する補助金としては、200 を超える補助金が存在するため、監査対象を絞り込む意味で、成人年齢を基準に 18 歳未満を主な対象とする補助金に限定することを検討した。

その結果、18 歳以上の成人に対する直接の給付を予定する補助金や大学、専修学校を対象から外したが、子どもに関する補助金の中心としては、子どもを産み育てる親を意識した成人に対する補助金が多数存在する。このような補助金を外すことは、子ども施策の中でも重要な少子化対策に関する監査が行えないと判断したことから、年齢に関係なく監査対象として維持した。

また、貧困対策に関する補助金も重要と判断したところ、貧困対策の補助金は他の施策と比較して少数であったため、貧困対策を意識したと考えられる、児童養護施設に関する退所者補助金もあえて監査対象とすることとした。

以上の結果、監査対象となった補助金は、巻末資料 5 のとおり、合計 214 件³、合計約金額 279 億 9,090 万 9 千円（最終予算額）となった。なお、岐阜県における、令和 4 年度の補助金の全体総額は約 1,064 億 2,000 万円（最終予算額）となるが、そのうち 26.31%の補助金を対象とすることとなった。

↓

子どもに関する補助金の監査方針の確認

監査対象が明らかになる中で、子どもに関する補助金としては、その補助額の大きさから、私立高等学校等教育振興費補助金を始めとする私学助成金、地域子ども・子育て支援事業費補助金が特に監査の対象として重要であると判断した。

そのため、全体的な補助金の監査の実施の前に、これまでの岐阜県における補助金に対する包括外部監査の監査内容を精査するとともに、対象課へのヒアリングと、上記補助金の補助対象事業者となる私立学校と市町村に対して財政援助団体としてのヒアリングを実施し、その他の補助金を担当する担当課に対するヒアリング（各 120 分程度）を実施した。

なお、この際、私学助成金に関わり、県が実施する会計指導監査の実情を確認すべ

² 岐阜県においては、岐阜県子ども貧困対策計画については、第 4 次岐阜県少子化対策基本計画と一体的に策定されている。

³ 件数は、予算費目における細々事業の数を基準として数えているが、細々事業名では、「私立高等学校等教育振興費県単補助金」と「私立高等学校等教育振興費国庫補助金」に分かれているが、実際は同じ「私立高等学校等教育振興費補助金」という補助金も存在しており、実際の補助金の数とは異なる。

く、会計指導監査の実施に立会うなどしている。

令和5年6月7日：私学振興・青少年課

令和5年6月8日：子育て支援課

令和5年6月9日：住宅課、私学振興・青少年課

令和5年6月12日：出納管理課

令和5年6月14日：県産材流通課、子育て支援課

令和5年6月26日：学校法人帝京大学可児高等学校中学校

令和5年6月28日：学校法人那加学園

令和5年6月29日：大垣市

令和5年6月30日：私学振興・青少年課

令和5年7月6日：子ども家庭課

令和5年7月7日：国民健康保険課、監査委員事務局

令和5年7月12日：障害福祉課、医療整備課

令和5年7月13日：義務教育課、体育保健課

↓

監査の重点及び監査手続の決定

本年度は、中心的な補助金の検討を踏まえ、過去の岐阜県の監査や他県の補助金に関する包括外部監査の結果等も参考に、監査を行うべき着眼点を巻末に添付した項目にまとめ、対象となる全補助金の監査を行うことを決定した。

また、対象となる全補助金について、以下の資料の提出と閲覧を求め、適宜必要な資料の提出を求めた。

- ① 補助金担当課に対する令和2年度から令和4年度に対する定期監査資料
- ② 各補助金の要綱や要領
- ③ 各補助金に関し国の補助金が支出されている場合の国の要綱
- ④ 各補助金の予算策定書
- ⑤ 各補助金の交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、額の確定通知書、支出金調書等、補助金の申請から支払に関する一連資料

この他、補助金を受け取っている財政援助団体に対する監査においては、各補助金の県に対する申請書類の一式の閲覧を求め、その内容を確認した。

↓

全補助金の調査（網羅性、具体性）

上記の調査を行う中で、岐阜県の補助金に関する包括外部監査の報告書や、他の自治体における補助金をテーマにした包括外部監査の報告書も参考に、監査検討項目を抽出するとともに、全ての補助金について担当者を定め、担当者毎に補助金の調査を行った。

主な流れとしては、8月中に、対象となる補助金の要綱や予算要求資料等の提出を受け補助金の内容について把握し、9月、10月に、交付申請書から支払調書までの一連の資料を確認する方法であり、この間、適宜の担当課へのヒアリング（各120分程

度)も実施した。

また、私学助成金に関連しては、財政援助団体である学校法人に対する監査を行うことも検討したが、県は、全学校法人に対して3年に1度の頻度で会計指導監査を実施していたことから、これまでに行われていた全ての会計指導監査を確認し、直接の監査を必要と判断した学校法人を選び、ヒアリングを実施した(各120~180分程度)。

この他、補助金の多くは市町村を通じた補助金の支出であったことから、市町村に対する監査も実施することとし、岐阜県内の岐阜地域・西濃地域・中濃地域・東濃地域・飛騨地域の5地域から1~2の自治体を選び、地域子ども・子育て支援事業費補助金の運営を中心に直接のヒアリングを実施した(各120~180分程度)。

令和5年7月25・26日：学校法人会計指導検査調書閲覧

令和5年8月2日：学校法人会計指導検査調書閲覧

令和5年8月24日：財政課

令和5年8月29日：私学振興・青少年課

令和5年9月6日：子育て支援課

令和5年9月11日：子育て支援課

令和5年9月15日：学校法人関幼稚園

令和5年9月19日：美濃加茂市

令和5年9月21日：学校法人大垣日本大学学園

令和5年9月25日：学校法人松翠学園

令和5年10月18日：池田町

令和5年10月18日：岐阜市

令和5年10月20日：学校法人高山短期大学

令和5年10月25日：高山市

↓

調査結果を踏まえた担当課ヒアリング

補助金に関する資料閲覧を中心に確認された、補助金に関する指摘事項等については、担当課の事実関係の認識確認を行うために、調査結果を示しつつ、ヒアリングを実施した。

令和5年11月2日：技術検査課、特別支援教育課、私学振興・青少年課

令和5年11月9日：子ども家庭課

令和5年11月13日：商工・エネルギー政策課、商業・金融課、企業誘致課、産業デジタル推進課、航空宇宙産業課、産業イノベーション推進課⁴、体育健康課、生活衛生課、私学振興・青少年課

令和5年11月15日：私学振興・青少年課

令和5年11月16日：子育て支援課

令和5年11月17日：子育て支援課、子ども家庭課

⁴ 令和4年度の産業技術課の事項についてヒアリングを実施した。

令和5年11月20日：外国人活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、競技スポーツ課、環境生活政策課、文化創造課、文化伝承課、私学振興・青少年課、教育財務課

令和5年11月22日：子育て支援課

令和5年11月28日：農業経営課、森林経営課、子育て支援課

令和5年12月1日：多治見市、住宅課、農産物流通課、感染症対策推進課

令和5年12月8日：私学振興・青少年課、森林活用推進課、障害福祉課、水道企業課

令和5年12月11日：高校教育課、義務教育課⁵、子ども家庭課、教員研修課、学校安全課

令和5年12月12日：子ども家庭課、高校教育課、県産材流通課

令和5年12月15日：私学振興・青少年課、農産物流通課、体育健康課

令和5年12月18日：高校教育課、義務教育課、保健医療課、医療福祉連携推進課

令和5年12月22日：子育て支援課、医療整備課、体育健康課、高齢福祉課、子育て支援課、私学振興・青少年課、県産材流通課、労働雇用課、医療福祉連携推進課、国民健康保険課

令和6年1月18日：文化創造課、私学振興・青少年課

令和6年2月9日：体育健康課

令和6年2月21日：地域福祉課、高齢福祉課

学識経験者に対する関係人調査

(1) 子どもに関する補助金を検討する中で、教育目的・健全育成目的・少子化対策目的といった様々な目的の補助金があることが分かり、その有効性・経済性・効率性を評価するにあたっては、単純な金銭的多寡のみで評価することは難しいと考えるに至った。そのため、子どもに関する補助金の評価のためには、専門的な学識経験を有する者に意見を聞くことも重要と考え、補助者として学識経験者に参加して貰うことを検討した。

その結果、監査人と従前から交流のあった学識経験者の中から教育学を研究する足立淳氏に協力を依頼し、令和5年9月より補助者として参加していただいた。足立氏は、岐阜県内の大学である朝日大学教職課程センターに勤める准教授であり、教育発達科学を研究されており、岐阜県内の大学で教職員となる学生に対する指導を行っているだけでなく、近隣の自治体の教職員とも交流があることから、岐阜県の実情も踏まえながら、専門的な知見からの評価をいただけると考えた。

また、足立氏に対しては、監査人が疑問と思う事項に対する適切な専門家の選定を依頼し、足立氏の助言も踏まえ、私学助成金に関する専門家と少子化対策の専門家に

⁵高校教育課と義務教育課は、令和4年度の教職員課と学校支援課としてヒアリングを実施している。

対して関係人調査を行った。

(2) 令和5年12月25日に、学識経験者である小入羽秀敬氏に対して、関係人調査によるヒアリングを実施した(令和5年11月16日にも、関係人調査の依頼のため、事前のヒアリングを実施している。)

小入羽氏は、帝京大学教育学部教育文化学科の准教授であり、私学助成金を専門に調査研究され、「私学政策・制度に関する研究」や「高校存続の政策選択—地方創生下における公立高校の移管を中止に—」等の論文を発表されるなど、私学助成に関わる研究を行っておられ、私学助成金に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

(3) 令和6年2月14日に、学識経験者である松田茂樹氏に対して、関係人調査によるヒアリングを実施した(令和5年12月11日にも、関係人調査の依頼のため、事前にヒアリングを実施している。)

松田氏は、中京大学の現代社会学部の教授であり、令和5年度において、内閣府、子ども・子育て分野における継続的な見える化に関する調査研究事業有識者会議にも有識者として参加される等、子どもに関連する多くの委員歴を有し、その論文として「子育て支援の拡充と増税が子どもをもつ有配偶女性の出生意欲に与える効果の要因配置調査」や「アジア諸国における教育と少子化の関連についての理論的背景」等があり、少子化対策に関する専門的な知見を有しており、少子化対策に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

また、松田氏は、岐阜県少子化対策専門家研究会の座長として、第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しのための報告書を作成されていることから少子化対策に関する補助金について適切な意見をいただけると考えた。

過去の包括外部監査における措置状況の検証

補助金に関する監査をするにあたり、岐阜県における過去の包括外部監査である「補助金の事務執行」(平成15年度)、「補助金に係る事務の執行」(平成26年度)を参考にするとともに、措置状況等についても確認をした。

5 主な監査の視点

(1) 包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断(指摘・意見)を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって検証することが重要である。

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

適法性—事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規程である要綱等を含めて、根拠に従って補助金に関する様々な事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく事務執行は、結果として最善の結果（例えば、損害賠償請求権など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく事務執行が必要である（地方自治法第 242 条、同第 242 条の 2、国家賠償法第 1 条）。

補助金に関する事務を含め、自治体の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

有効性 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

経済性 事務執行が、より少ない費用で実施できないか

効率性 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第 2 条第 14 項（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び同第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第 252 条の 37 第 1 項）。

また、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、補助金に関する事業の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつ、有効性（Effectiveness）、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）といった各種観点（これら 3 つの観点を以下「3E」という。）も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかどうかを検証した。

公平性

地方自治法第 10 条第 2 項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定している。

補助金に関する事務の執行でみれば、補助金の申請手続等において、公平な取扱いをしているか、補助率・額の決定につき、要綱・要領に基づく統一的な運用なのか問題となる。

公平性があること自体が適法性の一つの観点である。また、公平性があることは、恣意的な交付を防止し補助目的に沿った支出を確保することに繋がり、3Eにかなう

要素もある。したがって、公平性は、適法性・3Eを具体化するものということができる。

透明性

補助金が認められる予算編成過程において公表されている、事務事業報告書や補助金の情報などについて、ホームページに公開し、具体的に説明しているかなど、透明性（説明責任）についても、重視した。

透明性があることは、手続を適正に行うことの担保となるため、適法性の一要素と考えることができる。また、透明性があることは、事業の有効性・経済性・効率性について説明責任を果たすことにつながり、3Eを具体化するものということができる。

(2) 報告書の作成にあたって

ア 具体的な事実認定や適法性の確認は、指摘・意見の前提となるばかりか、3Eについて判断するための大前提となるため、具体的に検討し、記載することとした。そのため、事実認定や適法性判断のために、頁数をかけているが、監査報告書の性質上、必要なことであると考えている。

イ また、適法性（合規性）を中心とした判断として、【規範】を記載しているが、必ずしも、適法性に限定されているわけではない。規範の中には、例えば、記録の作成・保存などPDCAサイクルや事業の検証に関する規程など、有効性・経済性・効率性の確認につながる規範も少なくない。また、公平性や透明性についても、規範において規定されているものもある。そのため、規範については、適法性（合規性）のみを取り上げているわけではなく、3Eの観点のものや、公平性・透明性の観点のものも多く含まれている。

ウ 以上を踏まえて、上記5（1）で述べた、適法性・有効性・経済性・効率性・公平性・透明性の各視点に基づき、ルール（規範）に反しているもの、今後同じ状態が続くようであればルール（規範）に反する状態となるものについては、違法又は不当な状態であるとして、指摘としている。規範に反しているとははいえないものについては、一定の裁量があることを尊重して、意見としている。ただし、合理性の観点から、望ましいと考える措置等について、意見を述べている。

6 包括外部監査の期間

令和5年4月1日～令和6年3月19日

7 包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第252条の32第1項）。監査人を含め弁護士7名、公認会計士3名、税理士2名、学識経験者1名の合計13名体制で監査を実施した。各専門による多角的視点による監査とし、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

| | | | |
|-------|-------|-----|-----|
| 外部監査人 | 弁護士 | 尾 藤 | 望 |
| 補助者 | 弁護士 | 鈴 木 | 友 美 |
| 補助者 | 弁護士 | 渡 部 | 智 也 |
| 補助者 | 弁護士 | 黒 宮 | 崇 宏 |
| 補助者 | 弁護士 | 高 橋 | 博 志 |
| 補助者 | 弁護士 | 藤 田 | 聖 典 |
| 補助者 | 弁護士 | 奥 田 | 啓 祐 |
| 補助者 | 公認会計士 | 川 合 | 浩 介 |
| 補助者 | 公認会計士 | 木 村 | 太 哉 |
| 補助者 | 公認会計士 | 久 保 | 真 平 |
| 補助者 | 税理士 | 米 津 | 覚 登 |
| 補助者 | 税理士 | 高 井 | 真 司 |
| 補助者 | 学識経験者 | 足 立 | 淳 |

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

1 全体の構成

| | |
|-------|-------------------|
| 序章 | 監査総論 |
| 第 1 章 | 岐阜県の補助金と子どもに関する計画 |
| 第 2 章 | 子どもに関する補助金（各論） |
| 終 章 | 課題と提言 |
| 卷末資料 | |

序章は、監査総論として、包括外部監査の概要、包括外部監査の視点、包括外部監査の範囲について報告する。

第 1 章は、岐阜県における補助金の概要及び子どもに関する各種計画と特に大きな補助金額となっている私学助成金について報告する。本報告書の全体像を示すために重要な部分であると考えている。

第 2 章は、監査した各種補助金について担当部局毎の報告である。本監査のメインとなる部分である。補助金の概要のほか、監査結果を踏まえた報告をする。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

卷末資料は、本報告書の参考となるよう、「令和 5 年度 外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図（令和 4 年 4 月 1 日時点）」、「監査対象補助金一覧」、「参照法令」などを添付した。その他、本報告書で引用する

条例等を一部掲載した。

2 個別の構成（第2章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

概要

補助金等の概要を記載した。



事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、特徴がある事実関係や施設や制度の概要について理解の助けになると思われる事実関係については、【指摘】や【意見】、【参考報告】は記載していないものの、【事実関係】だけを記載しているものもある。



適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。



判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

| | | |
|----|-------|---|
| 指摘 | べきである | 違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの |
| 意見 | 望ましい | 違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの |

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方をを用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案するよう努めた。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、令和 4 年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和 5 年度中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には【改善報告】という形で明記した。【改善報告】を記載することで、PDCA サイクルが機能している場合、その過程を具体的に示すことができ、改善を促すことにもなることから、記載している。

判断（【参考報告】）

補助金に関する事務手続が、他の担当課や現地機関の参考になる取り組みをしていると判断した場合に、そのことを明示して、他の担当課や他の施設担当者が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、各担当者の参考になると判断したものは、【参考報告】として明示することとした。

第3 財務監査の範囲等

1 はじめに

監査人においては、これまで令和元年度から令和3年度までの岐阜県の包括外部監査における監査人補助者を務めた経験を踏まえ、令和4年度の監査と本年度の監査を行ったが、令和元年度から令和4年度の報告書において、包括外部監査の範囲については詳細な検討を行っている。

これは包括外部監査の対象範囲について、令和元年度から令和3年度の担当監査人において議論がなされたことを踏まえたものであるが、昨年度に続き、本年度も適法性監査を中心に様々検討した観点から財務監査の範囲として適切であるかどうかを検討する必要があると判断した。

そこで、本報告書においても、令和元年から令和4年度を参考に、包括外部監査の対象範囲及び監査対象や監査資料について、監査人の考えを記載することとした。

2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査

(1) 「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第252条の37第1項）。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である（1,489頁）。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706頁）とされている。

(2) 注釈地方自治法〈全訂〉（成田頼明、園部逸夫、金子宏、塩野宏、磯部力、小早川光郎編集）によると、「立案関係者は、包括外部監査は財務監査に限るが、そこには2条14項、15項の判断も入るのであり、したがって、政策判断に属するという意味での行政監査は含まれないということであると述べている。行政監査という言葉の外延の問題であるということもできようが、財務監査は単に数字のみを問題としているの

ではないという点に留意することが重要であろう。事務事業の有効性等についての監査は排除されていないのである。」との解説がある。また、地方行政委員会議録第9号（平成9年4月24日）においても、松本政府委員は、「財務監査というのは、平成3年の法律改正をいたします前からこの規定はあったわけですが、財務に関する監査の幅というのはかなり広範に及んでおります。ただいまご指摘の地方自治法第2条の13項、14項は、委員も今お述べになりましたように、それ自体の中に、組織、運営の合理化というようなことが入っておりまして、そういう面も財務監査という観点から監査をするということでございます。したがって、一般の、通常に言われるいわゆる政策判断に属するような行政監査、これは対象外であるというように御理解をいただいていると思うわけでございます。」と述べている。行政監査の意味を、政策判断等に対する監査と捉えている。

（3）「新基本法コンメンタル地方自治法」村上順ら3名編 490頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるため、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるものとされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査といってみても、数字を前提にしさえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

3 「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 706頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の可否を予算執行の可否の視点から監査することは可能であると考えられる。

4 適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用

をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

5 3 E 監査

地方自治法第 252 条の 37 第 2 項は、「監査をするに当たっては、…（中略）…法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのつとつてなされたかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

また、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる 3 E 監査も必要となる。

6 結論

以上述べた考え方のほか、愛媛県平成 19 年度報告書「愛媛県の執行した補助金等について」、岐阜市令和 2 年度報告書「岐阜市の補助金、負担金及び交付金」、青森県平成 26 年度報告書「青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について」、三重県平成 30 年度報告書「子どもの福祉に関する事務の執行について」、静岡県令和元年度「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」など各自治体において実施された補助金や子ども福祉に係る包括外部監査の監査状況なども参考に検討した。

また、第 1 の 5 「主な監査の視点」で述べたように、公平性・透明性の点は、適法性、3 E の観点と密接に結びつくため、対象範囲の判断基準の一つになると考えた。

その結果、監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3 E 監査の観点から問題があると考えられる事

務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

以上述べた考え方は、令和元年度から令和4年度における包括外部監査報告書で検討された事項を前提に検討を加えたものである。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3E監査を実施することに努め、補助金に関する、内容、目的、対象経費の範囲・種類、補助金交付先団体等の性質・運営状況、要綱、要領、申請・変更・交付手続、事業実績、事業評価、書類管理・保存など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があるため、できる限り、対象課（私学振興・青少年課、子育て支援課、子ども家庭課、学校安全課、義務教育課、体育健康課等）、財政援助団体（学校法人、市町村）の意見を聞いて、協議することに努めた。

第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要

第1 本章の概要

本章では、岐阜県の補助金に関する概要を説明し、本監査において対象としている子どもの補助金に関し選定の参考とした各種計画について報告する。

この中で、本年度の監査にあたり特に検討を要することとなった、私学助成金と財政援助団体となる各学校法人との関係について報告し、監査の視点について述べる。

第2 岐阜県の補助金

1 「補助金」について

(1) 補助金とは

補助金とは、特定の事業や研究を行うものに対し、その事業や研究の遂行を育成助長するために交付するもの、あるいは一定の事業、行為等の保護、奨励のため交付する経費で、民法による条件付き贈与契約である⁶。

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、公益上の必要性が求められている。

岐阜県においては、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて（H17.2.28 出第506号）に基づき、運用されることが求められている。

補助金については、国の補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものは、間接補助金として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用をうける。

(2) 負担金、交付金との違い

補助金と同様に、地方自治体が、地方自治体以外の者に対する給付金については、負担金や交付金が存在し、他の地方自治体に対する包括外部監査においては、負担金や交付金も含めた監査も存在する。

負担金とは、法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費であり、交付金とは、法令又は条例等により、組合又は団体等に対して県に属する負担金等の徴収義務等を負わしめている場合（委託契約という形をとっていないもの）その他県が市町村に委託した業務処理等の報償として一方的に交付する経費のことである。

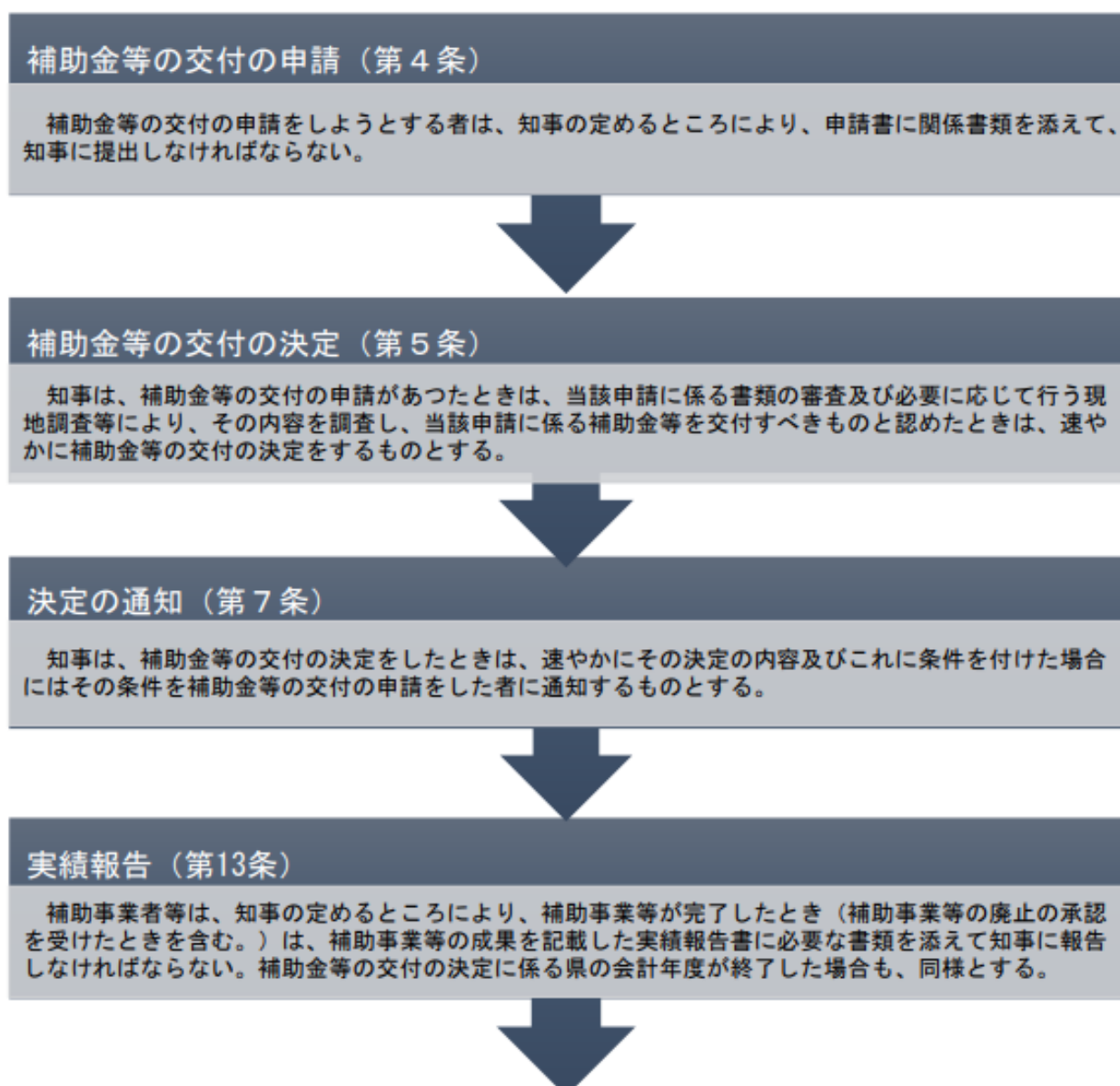
負担金や交付金は、地方自治体が行う給付金という要素は同じではあるが、負担金

⁶ 補助金の定義については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には規定がない。当該定義は、岐阜県における出納管理課における節別審査の参考資料の定義である。負担金・交付金も同資料の定義である。

や交付金は、給付の義務や一定の業務処理等を委託している関係性がある点や、負担金については、岐阜県補助金等交付規則の適用を受けない点で、補助金とは異なる。

本監査では、補助金が、「公益上必要がある場合」（地方自治法第 232 条の 2）であれば、法律や条例に基づくことなく行政目的に従って交付できる裁量性の高い給付であることから、その内容の適法性等を精査する必要性が高いと判断したことや、これまで岐阜県に対する平成 15 年度包括外部監査と平成 26 年度包括外部監査が、補助金のみをテーマに監査対象としたことを踏まえたこととの関係で、負担金や交付金は監査対象から除外している。

（3）補助金の申請から支出までの流れ（岐阜県補助金等交付規則）



補助金等の額の確定等（第14条）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

補助金等の交付（第16条）

知事は、原則として、第14条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。

2 岐阜県の補助金の額（過去の推移）

（1）岐阜県の過去5年間の補助金額

補助金の監査を行うにあたり、補助金の全体予算の占める割合の傾向を確認した。参考にしたデータは、コロナ禍の影響を考え、コロナ禍が始まった令和元年度の前である平成30年度からの5年間の予算額の推移は以下のとおりである。

なお、抽出方法は、「補助金の総額」については、財政課の協力を得て、各年度の補助金額を確認した。また、「こども補助金」については、監査対象として検討を行った子どもに関する補助金（本報告書上の監査対象から除外した補助金も含む、後記第5、1参照）については、本年度の監査対象の補助金に付された会計区分上の細々事業の事業名を基準に抽出化している。

（百万円）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 内示補正後額 | 内示補正後額 | 内示補正後額 | 内示補正後額 | 内示補正後額 |
| 一般会計総額 | 827,234 | 833,864 | 1,091,522 | 1,066,389 | 1,019,231 |
| 補助金の総額 | 50,825 | 53,867 | 86,965 | 94,401 | 106,419 |
| こども補助金総額 | 22,897 | 23,495 | 24,984 | 25,442 | 28,689 |
| 補助金の割合 | 6% | 6% | 8% | 9% | 10% |
| こども補助金の割合 | 3% | 3% | 2% | 2% | 3% |

（2）過去の監査との比較

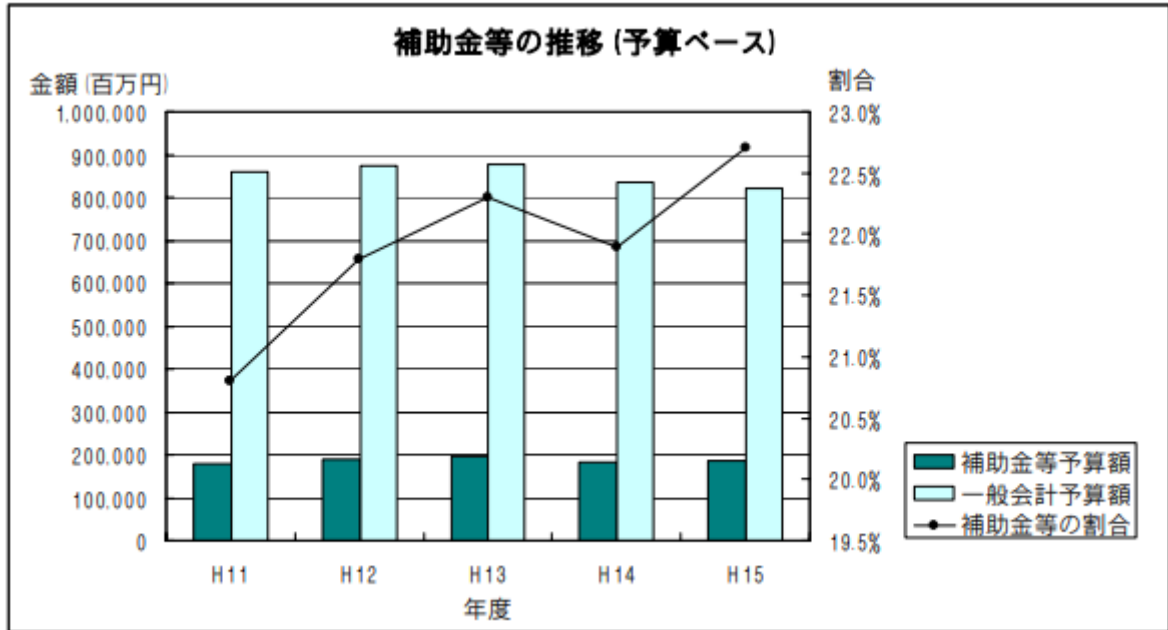
岐阜県における過去の包括外部監査において取り上げられてきた補助金に関するデータについても以下引用する。

ア 平成15年度

平成15年度の包括外部監査においては、補助金をテーマに監査が行われているが、報告書内で取り上げられた総合的なデータとしては、負担金、交付金を含んだ金額が以下の様に紹介されている。

(単位：百万円)

| | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補助金等予算額 | 179,290 | 190,221 | 195,697 | 182,592 | 186,397 |
| 一般会計予算額 | 860,480 | 872,630 | 876,180 | 834,650 | 820,230 |
| 補助金等の割合 | 20.8% | 21.8% | 22.3% | 21.9% | 22.7% |



イ 平成26年度

表 3-1-1 歳入歳出の推移(一般会計)

(単位：億円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 歳入 | 7,745 | 7,632 | 7,966 |
| 歳出 | 7,652 | 7,514 | 7,831 |

表 3-1-3 補助金の額 (一般会計)の推移

(単位：億円)

| 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 金額 | 567 | 518 | 552 |

表 3-1-4 補助金の額(一般会計)の款別推移と 25 年度の比率 (単位：億円)

| 款名 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 歳出額に対する 比率(%) |
|--------|----------|----------|----------|------------------|
| 総務費 | 37 | 82 | 25 | 4% |
| 民生費 | 170 | 138 | 149 | 15% |
| 衛生費 | 56 | 47 | 63 | 24% |
| 労働費 | 23 | 6 | 10 | 15% |
| 農林水産業費 | 96 | 74 | 90 | 19% |
| 商工費 | 51 | 46 | 98 | 19% |
| 土木費 | 21 | 7 | 6 | 1% |
| 教育費 | 103 | 106 | 105 | 6% |
| その他 | 5 | 8 | 3 | 0% |
| 合計 | 567 | 518 | 552 | 7% |

ウ 現在の状況

上記の経緯を比較すると明らかなのは、県全体の予算総額全体は、平成 15 年度や平成 26 年度の監査時と比較しても、特にコロナ対策を行ってきた令和 2 年度以降大きな金額となっている。

また、平成 15 年度は、補助金以外の負担金、交付金が含まれているため単純に比較し難いが、平成 25 年度の情報（歳出額）と比較すると、補助金の全体予算額に占める割合は、平成 25 年度は 7%、令和 4 年度は 10%と、より補助金の占める割合は大きくなり、子どもの補助金に関する総額は、増加傾向にあることが分かる。

3 補助金に関する監査及び県の取り組み

岐阜県の補助金については、これまで平成 15 年度の包括外部監査では「補助金の事務執行」、平成 26 年度の包括外部監査では「補助金に係る事務の執行」をテーマに監査が実施されている。

それぞれの包括外部監査の結果を概観すると以下のとおりである。

(1) 平成 15 年度包括外部監査

当該監査においては、長期間継続して交付されている補助金などを中心に監査対象を選定し、42 件の補助事業に対する監査が行われている。

当該監査の報告書の中で、補助金全般に関する指摘・意見としては、以下の様な内容が示されている。

① 補助金の必要性に関連して

ア 補助金を継続する理由の検討に行政評価システムが活用されているとはいえない

こと。

イ 県庁内に事務局のある団体への補助事業について交付申請事務と交付決定事務を同一者が担当しないようにし、将来的に補助のあり方の変更も検討すること。

ウ 少額補助金の廃止の検討を行うこと。

② 補助の内容に関連して

ア 補助金交付要綱における補助率等については可能な限り具体的に記載するように改めるべきこと。

イ 国の制度があっても利用が低迷していれば、利用向上のため県独自の工夫を常に念頭に置きつつ補助事業を実施すべきこと。

ウ セミナー等における弁当代等は補助対象経費から除くなどの補助対象経費の見直しをすべきこと。

③ 補助金の検証体制に関連して

ア 終期到来補助金調書をホームページなどで公開するなどの開示が望ましいこと。

イ 予算策定手続について、実際の支出内容に注意して、補助事業の積算を見直すよう改善が求められること。

ウ 事業実績報告書について、証憑類とのチェックを徹底すべきであること。

エ 事業実績報告書の報告内容については、可能な限り、定量的データを報告してもらうように、行政評価システムにおいて有効活用できるようにすべきであること。

(2) 平成 26 年度包括外部監査

当該監査においては、「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、重点プロジェクトに係る県単独補助金から 32 件、関連が深いと考えられる 12 の補助金グループから 80 件、3月補正により予算がゼロとなった補助金 5 件を抽出し、監査が実査されている。

補助金全般に関する指摘・意見としては、以下の内容が示されている。

① 補助金の要否の検証実施と検討結果について文書化しておくことが適切です。

② 事業評価調書が未作成の補助金について作成することが必要です。

③ 補助金の執行結果に係る評価について、年度末時点の事業評価を行うとともに、その成果について、総括することが適切です。

④ 評価調書の作成単位の見直しと補助効果の評価をすることが適切です。

⑤ 補助金の終期を設定し、総合的な観点から公益性や必要性の見直しを行うことが適切です。

⑥ 事業目標の記載においても、これまでの成果や今後の課題、方向性と関連付けて「事業評価調書」を作成することが望まれます。

⑦ 補助金単位での有効性判断のための定量的な指標の設定に向けて、更なる工夫を進めることが重要です。

⑧ 「事業評価調書」について、補助金単位での記載を前提とするならば、補助金に視点をあてた記載に改めることが望まれます。

- ⑨ 「事業評価調書」における達成率の概念を明確化し、当年度で達成すべき目標も掲げ、その達成状況を意識した記載をすることが望まれます。
- ⑩ 新規要求事業の場合に「事業評価調書」に記載すべき項目の明確化が望まれます。
- ⑪ 「事業評価調書」について、年度執行ベースで成果を確認する仕組みを整えることが望まれます。
- ⑫ 有効性に関しては、定性的な観点と定量的な観点の両面からの洞察を行うことが期待され、効率性に関しては、これまでに実施されてきた効率化の状況を評価するとともに、よりよい方法で事業を実施するべく、検討を行うことが適切です。
- ⑬ 「事業評価調書」において、課題の解決に向けた取り組みを具体的に記載することが望まれます。

当該報告書中では補助金に対するそれまでの見直しに関する取り組みの状況が紹介されている。概略は以下のとおりである。

① 平成 19 年度予算編成における県単独補助金の全庁的な見直し

「岐阜県行財政改革大綱」を踏まえた事務事業の見直し方法が通知され、「各種行政上の目的をもって県が交付する補助金、交付金、助成金などの現金的給付のうち、県単独で実施するもの(負担金は含まない)」が、見直しの対象とされ、補助金等の分類ごとの見直し基準が示され、予算協議が実施された。

② 行財政改革アクションプラン（平成 22 年度～平成 24 年度）における見直し

岐阜県では平成 22 年度から平成 24 年度までの向こう 3 年間ににおける構造的な財源不足を解消するための具体的な取り組みとして、「行財政改革アクションプラン」が策定され、補助金については、補助金交付先（市町村・各種団体等）の意見や所管部局における政策判断を踏まえ、事業費や補助率等について、見直しを行っている。

見直し項目としては、県費の継ぎ足し削減、制度(補助率・補助対象)の見直し、経費の絞込みなど、補助内容の変更によるものが主であり、進捗調整によるものも 2,803,220 千円あり、全体の削減効果額の 20%超を占めていた。

③ 予算要求調書等における補助金関連調書の提出廃止（平成 23 年度～）

平成 22 年度までは、予算要求調書等として、「終期到来県単独補助金見直し調書」及び「県単独補助金調書」の提出が求められていたが、平成 23 年度当初予算からは、行財政改革アクションプランの方針に沿って財政運営を行っていたことから、これらの様式が提出資料から除外された。

④ 予算要求資料への「事業評価調書」の追加と公開（平成 25 年度～）

岐阜県では平成 23 年度当初予算から予算編成の公開を行っている。公開資料は、予算要求資料のみであるが、平成 25 年度からは予算要求資料に「事業評価調書」を追加し、併せて公表するものとしている。

(3) 平成 27 年度以降の補助金に関する取り組み

平成 26 年度の包括外部監査以降において、補助金全体に対する包括外部監査は実施

されておらず、県の補助金の見直し等の取り組みについては、補助金のみに特化した取り組みは存在しない。

ただし、岐阜県では、財政改革の取り組みとしては、平成 18 年 3 月に、行財政改革大綱を策定して以降、平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から平成 30 年度にかけての岐阜県行財政改革指針を策定し、平成 31 年 3 月には、平成 31 年度から平成 40 年度にかけての岐阜県行財政改革 2019 を策定するなどして、財政の見直しを続けている。

更に、令和 5 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大や、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の悪化など、社会経済情勢が大きく変化、複雑化している状況を踏まえて、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」の改訂と合わせ、財政改革のこれまでの取り組みと成果、今後の課題、向こう 10 年間（令和 5 年度から 14 年度まで）の財政見通しを踏まえた、岐阜県行政改革指針 2023 を策定し、社会情勢にも合わせた財政改革への取り組みを続けている。

これらの行財政改革を進める中で、県は、補助金に限らず、各事業について終期を定めて、定期的な見直しに取り組んでいる。直近の 5 年間の事業見直しの状況としては以下のとおりである。

過去 5 年間における事業見直しの状況

| No. | 内容 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----|--------------|-------|------|------|------|------|
| ① | 事業見直し対象事業数 | 223 | 309 | — | 280 | 302 |
| ② | ①のうち見直し実施事業数 | 69 | 72 | 130 | 104 | 97 |
| ③ | ②のうち補助金 | 4 | 22 | 32 | 36 | 39 |

※令和 2 年度は、コロナの影響による事業廃止・中止を事業見直しと整理

5 月補正 見直し実施事業数 60（うち補助金 14）

9 月補正 見直し実施事業数 70（うち補助金 18）

なお、令和 2 年度の包括外部監査（監査テーマ「岐阜県の住宅に関する事業」）において、補助金の事業評価調書の記載方法や点数化について指摘がなされたことから、令和 3 年度より、事業評価調書の記載方法や点数方式による事業評価を行う様になっている。

4 補助金全般に関する指摘・意見

岐阜県における補助金の概要は以上のとおりであるが、本監査において、各補助金を監査した結果、監査人が確認した補助金全般の取り組みに関する指摘・意見については以下のとおりである。

(1) 補助金の予算要求

補助金に限らず岐阜県における事業の予算化にあたっては、主に 10 月より予算編成

方針が発出され、次年度の予算協議が開始される。

この予算協議において各課が作るべき資料としては、予算要求資料、事業評価調書を含めた全 13 の書式を必要に応じて用意することとされており、各課は各書式に従って資料を準備し、財政課との予算協議を行った後、予算化がなされていく。

岐阜県においては、平成 23 年度より予算編成過程について、平成 25 年度より事業評価調書について公開に取り組んでおり、1 月下旬に要求状況を、2 月下旬に決定状況を公開している。

岐阜県が、予算編成過程を公開するようになった経緯は、平成 22 年 9 月、全国市民オンブズマン連絡会議において、都道府県及び政令市の予算編成過程の情報公開度を調査・採点が行われた際に、岐阜県が 47 都道府県中 47 位であったことを受けて開始されたものであった。

なお、全国市民オンブズマン会議によれば、平成 22 年 9 月 3 日に発表された「予算編成の透明度ランキング調査」の目的には、「財政民主主義にとって、国民・住民による予算のコントロールは中心をなす。しかし、従来、予算編成過程の透明度は低く、市民がこれに参加する道も極めて不十分だった。そのことが、一方にムダな支出を、他方に低い行政サービスを生んできたのではないか。これは、違法な支出・不正な支出の監視や是正とともに重要な課題である。

そこで、予算への市民参加の機会を高めることを目的として、本調査では、各自治体における予算編成過程の透明性と住民がこれに意見を述べる機会が保障されているかを調べ、評価・ランキングした。」とあり、予算編成過程の公開は、財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保を目的とするものであった。

【事実関係① 事業評価調書の誤り】

事業評価について確認したところ、誤字脱字が確認されただけでなく、他の補助金の評価がそのまま引用されたままの評価調書が見受けられた。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。また、財政課として、事業評価調書を公開する趣旨は、財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保であり、事業評価調書を作成することで補助金の必要性や効果検証に役立つとして作成を求めているものである。

【意見 財政課】

事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められては、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われかねない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないうよう指導するのが望ましい。

【事実関係② 事業評価の方法】

各事業評価調書の中には、複数の事業が存する補助金であるのに、その事業評価調書は、毎年度、評価（3段階）及びコメントの内容が同一のものが存在する。

【規範】

財政課として、事業評価調書を公開する趣旨は、財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保であり、事業評価調書を作成することで補助金の必要性や効果検証に役立つとして作成を求めているものである。

【意見 財政課】

事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考えられる。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。

【事実関係③ 県単独補助金事業評価調書】

予算要求においては、細々事業の区分で事業評価調書の作成を担当課に求めているところ、県単独補助金については、他の事業とは異なる事業評価調書の様式を用いることとされている。監査人が、対象補助金を監査したところ、県単独補助金であるにも関わらず、他の委託事業等とともに細々事業の区分で通常の事業評価調書を使用している事業が存在した。

【規範】

財政課においては、予算要求資料の様式を定め、県単独補助金については「県単独補助金事業評価調書」の様式を用いることを求めている。県単独補助金について、別様式を定めている趣旨としては、「補助金は、事業評価の前提としてその事業概要を把握するうえで、補助対象者、補助率・補助単価、補助上限額など、他の事業にはない項目が多数あり、県単独補助金は、補助金の妥当性を判断したうえで、他の事業と同様に事業評価を行う必要があること」によるものである。

【意見 財政課】

事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。

【事実関係④ 公表の有無】

岐阜県においては、予算要求資料及び事業評価調書を県のホームページ上で公表しているところ、①事務費や管理運営諸費など政策的な性格を持たないもの、②人件費や公債費などの定期的なもの、③負担金のように県の裁量がないなど、県民の意見を

反映できないもの、④国の補助を受けて実施する基盤整備など、国の予算案や地方財政計画を参考に要求されるものについての作成を行わず、公表も行っていない。

この④の区分に含まれるものとして私学振興補助金が存在し、その結果、私学振興・青少年課が所管する私学助成金全般の予算要求資料及び事業評価調書が作成されておらず、公表もされていなかった。なお、私学助成金のうち私立高等学校等教育振興費補助金については、県単独補助金分と国庫補助分が存在しているが、それぞれ予算の計算においては、別々の基準で計画されており、県単独補助金として岐阜県が独自の指標で予算計上している。

また、私学振興補助金が公表されない理由を確認したところ、「私学振興補助金については、予算規模が大きいため、国が1月中旬頃に発表する「地方財政計画」や同計画に基づく来年度地方交付税の見込額が判明した段階（1月下旬頃）で、来年度予算額を検討している。

一方で、予算編成過程の公開については、1月下旬に要求状況を、2月下旬に決定状況を公開しているが、前述のとおり、私学振興補助金の予算決定のタイミング上、要求状況の公開スケジュールに間に合わないため、決定状況を含め、これまで公開していなかった経緯がある。」とのことであった。

【規範】

県においては、予算要求の状況を、予算要求資料及び事業評価調書を作成し公表する取り組みを行っており、この趣旨は財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保であり、事業評価調書を作成することで補助金の必要性や効果検証に役立つとして作成を求めているものである。

また、地方自治法第243条の3において、「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」として財政状況の公表が求められており、予算編成過程の公表は当該財政の公開に資する重要な取り組みである。

【指摘 財政課】

国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の関心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。

このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。

【改善報告】

財政課においては、その後、改めて私学振興補助金に関して検討を行ったところ、

決定状況の公開は可能であったことから、令和6年度当初予算より公開することとし、令和6年2月の予算編成過程の公開（知事査定後）から、私学振興補助金を始めとする私学助成金の公開を行っていることから改善報告とする。

（2）要綱の作成

補助金に関しては、予算協議の結果を踏まえ、各課は補助金の要綱を定めることとされており、当該要綱については、財政課においても、補助率、補助対象等が予算協議の結果を踏まえた内容となっているかの確認がなされている。

【事実関係】

監査において確認した、各課が定める要綱の中には、後述するとおり、3月31日の事業完了に対する精算払を予定し、事業の完了の確認については実績報告書のみを用いることが予定されていると考えられる要綱でありながら、提出期限が4月に定められている要綱が存在するものや、既に予算化時点において事業が完了しているにも関わらず、事業完了日から20日以内の実績報告書の提出を求める要綱が存在した。

また、担当課によっては、実際の補助金の運用に合わせて、実績報告書とは別様式による事業完了報告の作成や、事業完了後の補助金交付申請の場合に備えた要綱を設ける担当課も存在し、担当課によって、要綱の規定の仕方に差が存在していた。

なお、岐阜県では、令和5年6月に、予算編成業務の一般的な注意事項を指導する予算編成業務担当者研修を実施している。これは予算編成業務に関して各課の担当者毎による習熟度の差があることを踏まえ行われた研修とのことである。

【意見 財政課】

要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取り組みを紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。

（3）交付申請・交付決定

交付申請については、要綱上は、提出期限を「知事が定めるとき」と規定した上で、各課が、適宜の時期に合わせて、交付申請案内を、補助対象者に通知し、通知文書の中で提出期限を定めている。

補助対象者は、通知に定められた交付申請期限までに、交付申請を行っている。

【事実関係】

交付申請期限を徒過した交付申請については、本来的には要綱に反することから申請を受け付けない運用がなされるべきところを、監査を行う中で、担当課によっては、交付申請期限を経過した申請であるにも関わらず、申請先の事情に配慮する形で、交

付申請を受け付け、補助金の交付を行う事例が認められた。

【規範】

地方自治法第 10 条第 2 項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定し、行政手続法第 46 条は、「地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定する。

【意見 財政課、出納管理課】

申請者が、交付申請期限を徒過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらぬ限り違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限徒過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。

(4) 実績報告書

補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない（岐阜県補助金等交付規則第 13 条）。

【事実関係① 事業完了確認】

実績報告書については、補助金の内容によっては、年度内の全ての事業活動が終了した際に実績報告書を提出する運用を行う必要が高い補助金が存在している。このような補助金は、年度終わりである 3 月 31 日までに、事業の完了を確認することも必要であるが、監査において事業完了を確認する資料が、実績報告書のみである補助金が存在する。補助金によっては、同日までに、実績報告書が提出されたものの、金額等の修正があり、修正した実績報告書が同日付で提出されている補助金が存在している。担当課に確認すると、事業完了確認は、実績報告書によってのみ行うことが決まっているものではなく、補助対象の事務、事業の内容等を勘案して書類審査、実地検査等を事例に応じ選択して行うことができ、電話確認等の方法によることも認める運用がなされているとのことである。

【規範】

地方自治法第 208 条第 2 項は、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定し、第 220 条第 3 項は「繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」と規定し、会計年度独立の原則が定められている。この会計年度の区分にあたっては、地方自治法施行令第 143 条は、以下の様に規定する。

歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
- 二 給与その他の給付（前号に掲げるものを除く。）は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料（労働保険料を除く。）並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度
- 四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度
- 五 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度

このうち、補助金の支出において、事業完了後に支払を行う精算払いは、同条第4号が規定する「当該行為の履行があつた日」を基準に、会計年度を判断することとなる、この「当該行為の履行があつた日」とは、履行確認（検査）の日と解釈されている⁷。なお、概算払・前金払の場合は、同号の適用がなく、会計年度区分においては、同条第5号が規定する「支出負担行為をした日」で判断するが、事業の完了については同様に年度末まで行う必要がある。

この他、岐阜県公文書規定第3条の2は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

【意見 出納管理課】

補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事案では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。

補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一にしていると考えられる課も存在している。

このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化する

⁷ 地方財務実務提要（編：地方自治制度研究会）の解説（1,091頁）には、補助金の類の歳出所属年度区分は、履行確認の日によって、歳出年度が左右されるものと解さざるをえないことが説明されている。

よう指導するのが望ましい。

【事実関係② 事業完了日】

補助金に関する要綱には、「実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して〇日を経過した日」と規定するものが多いが、補助事業の完了日については、要綱や要領に完了の日を判断する基準を定める規定がなく、運用上、補助対象事業の完了は、事実上事業が終了した時点ではなく、支出が完了した時点と判断して報告書を提出している補助金が存在した。

【規範】

出納管理課が発出する「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合、「補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務（以下単に「支払債務」という。）の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。」と規定する。

【意見 財政課、出納管理課】

補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。

【事実関係③ 報告日】

監査の中で、実績報告書の作成日が、令和4年3月31日とされているが、その後、額の確定は、同年4月26日に行われている。しかし、確定した額が、当初の支出負担行為の額と異なったことから、支出負担行為書の変更を行っているが、その決裁の日付は、3月31日に行われたこととなっている。支出負担行為の変更は、4月26日の額の確定により明確となっていることから、支出負担行為の変更は同日以降となるはずである。これについて担当課に確認したところ、全庁的なルールに基づく運用とのことである。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 出納管理課】

どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。

第3 岐阜県の子どもに関する施策

本監査においては、令和5年4月1日からの施行となっているこども基本法の施行

とこども家庭庁の設置の流れを受けて、子どもに関する補助金をテーマにすることとしている。

また、対象となる補助金を選定するにあたっては岐阜県における「第4次岐阜県青少年健全育成計画」、「第4次岐阜県少子化対策基本計画」を参考にしている。なお、岐阜県においては、岐阜県子ども貧困対策計画については、第4次岐阜県少子化対策基本計画と一体的に策定されている。

そのため、本項においては、国のこども基本法とこども家庭庁の概要を紹介し、補助金の抽出の参考とした各計画について概要を述べる。なお、岐阜県子ども貧困対策計画は、第4次岐阜県少子化対策基本計画と一体とされているが、貧困対策に対応するアクションプランとして、「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン」が存在し、同プランについても概要を紹介する。

1 こども基本法の成立及びこども家庭庁の発足⁸

(1) こども基本法の成立

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律である。

同法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されている。

同法においては、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについても定められている。

こども基本法が定めるこども施策の基本理念は以下のとおりである（同法第3条）。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有

⁸ 当該項目については、主にこども基本法の規定以外は、こども家庭庁のホームページ（<https://www.cfa.go.jp/top/> 最終確認：令和6年1月時点）で紹介されている施策等の説明に基づくものである。

するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども基本法は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（同法第5条）と、地方自治体の責務を定め、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」（同法第10条第1項）として、県に対するこども計画の策定を努力義務として定めている。

当該計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画や、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画、その他のこども施策に関する事項を定めるものと一体として定めることができる（こども基本法第10条第4項）。

なお、「子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画」に対応する現在の岐阜県の計画は、「第4次岐阜県青少年健全育成計画」であり、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画、その他のこども施策に関する事項を定めるもの」に対する現在の岐阜県の計画は「第4次岐阜県少子化対策基本計画」である。

（2）こども家庭庁の発足

令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築とされ、常にこどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいくとされている。

具体的には、①こども政策の司令塔として、少子化対策など多くの省庁が関係する施策を総合調整していくこと、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援など、こどもや子育て世帯への支援として5兆円弱の予算を執行していくこと、を3つの柱として様々な施策を進めていくとしている。

（3）こどもに関する施策

こども基本法が定めるこども施策は、以下に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策である（同法第2条）。

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法を受けて設立されている、こども家庭庁が行う政策は以下のとおりである。

- ① こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行
- ② こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服
- ④ 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障

なお、こども・子育て政策は、令和5年度の内閣における主要施策にも含まれており、子育ての経済的支援、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進、安定財源の確保と予算倍増が掲げられており、今後、こども・子育て施策には多くの国家予算が充てられる状況が予測される。

2 第4次岐阜県青少年健全育成計画

本計画は、令和3年3月に策定されており、「子ども・若者育成支援推進法」及び「岐阜県青少年健全育成条例」に基づき、令和3年度から5年間の青少年育成支援施策の指針を定めた計画である。

計画の理念は「清流の国ぎふ」の未来を担う人づくりであり、基本的な対象者をおおむね30歳未満、雇用や自殺対策など一部の施策によっては40歳未満としている。

本計画の重点施策は①育成団体と支援団体の連携強化、②ネット依存への対応、③性被害から青少年を守る取り組みの推進である。

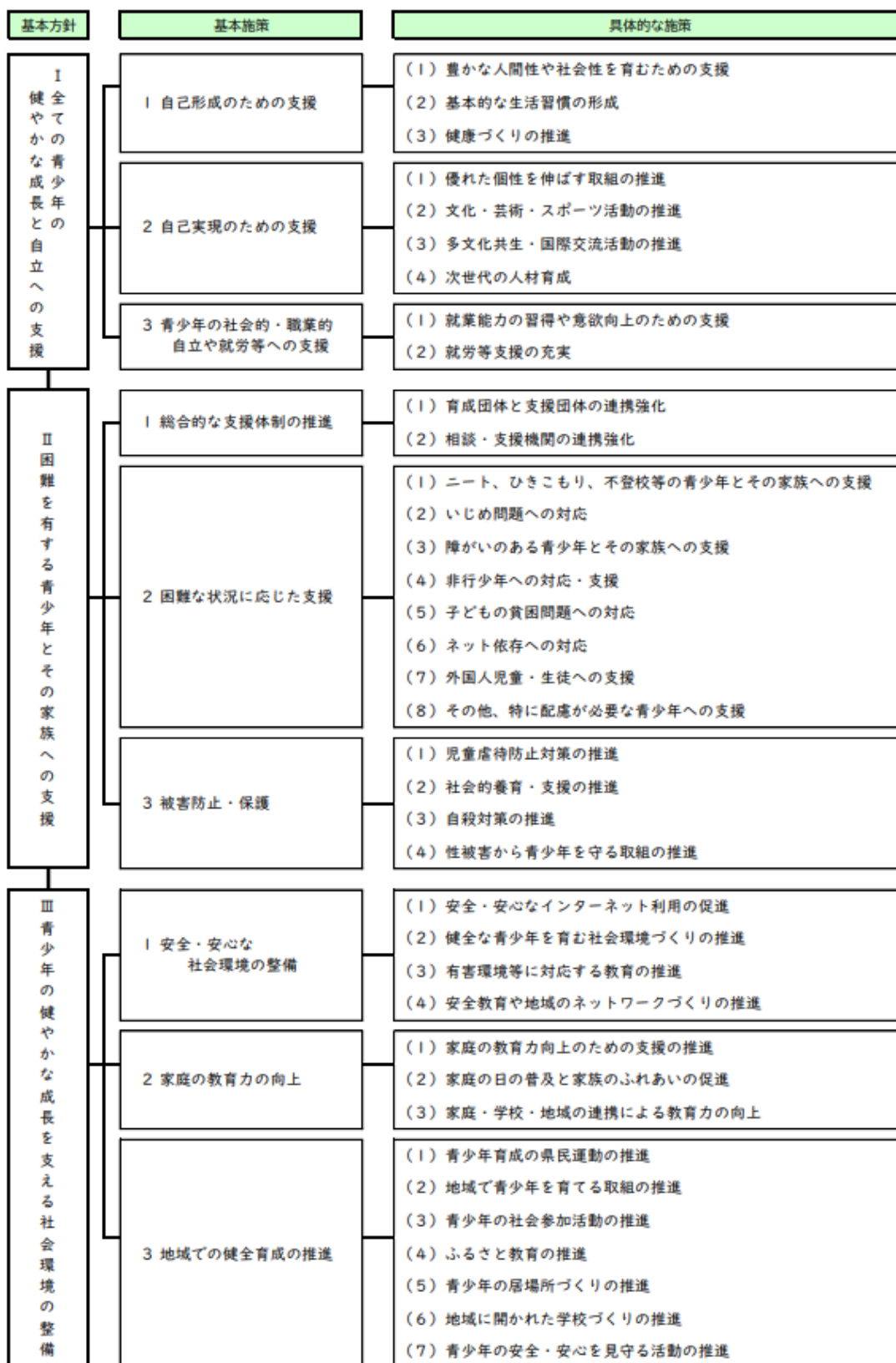
そして、基本方針としては、①全ての青少年の健やかな成長と自立への支援、②困難を有する青少年とその家族への支援、③青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備を掲げ、9つの基本政策と、37の具体的な施策からなる計画である（概略図参照）。

本計画と関連する補助金の数は39存在し、その総額は99億4,054万9千円（令和4年度最終予算合計、巻末資料5 監査対象補助金一覧参照⁹）であるが、その多くは、私立高等学校等教育振興費補助金（49億4,904万8千円）、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、私立専修学校等教育振興費補助金（1億2,775万3千円）といった、私学助成金が全体の80%を占めている。

その次に、多くの比率を占めるのが、地域子ども・子育て支援事業費補助金（15億5,933万円）となっている。

⁹ 当該補助金項目数と金額は、第5、1で監査対象から除外した補助金も含む。

第4次岐阜県青少年健全育成計画 施策体系図



3 第4次岐阜県少子化対策基本計画

本計画は、令和2年3月に策定されており、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づき、令和2年度から5年間の岐阜県の少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、県に策定が義務付けられている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、「次世代育成支援対策推進法」第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」、国の「母子保健計画策定指針」に基づく「都道府県母子保健計画」にも位置付けられている。

本計画がめざす将来像は「結婚や出産の希望がかない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを産み育てることができる岐阜県」であり、目標を「2030年に合計特殊出生率1.8」としている。

本計画の柱とされる政策は①子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり、②若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり、③働きながら子育てしやすい環境づくり、④地域で子育てを支え合う仕組みづくりである。

この4つの柱の下に、21の基本施策からなる計画である（概略図参照）。また、本計画を具体化するプログラムとして岐阜県少子化対策総合プログラムが毎年度策定されており、同プログラムとともに公開されている「少子化対策関係事業一覧」には300を超える事業が掲げられている。

本計画と関連する補助金の数は127存在し、その総額は187億4,083万1千円（令和4年度最終予算合計、巻末資料5監査対象補助金一覧参照¹⁰）であるが、金額が大きな補助金としては、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、私立幼稚園教育振興費補助金（39億7,811万9千円）、私学助成金と私立幼稚園の補助に全体の36%を占めている。

その次に、多くの比率を占めるのが、企業立地促進事業補助金（25億1,957万5千円）、商工会及び商工会議所補助金（人件費等）（18億5,981万円）、地域子ども・子育て支援事業費補助金（15億5,933万円）、乳幼児医療負担金助成費（14億7,838万5千円）となっている。

【事実関係① 少子化対策との関連性】

商工会及び商工会議所補助金においては、事業承継対策事業が、女性の活躍推進・若者の定着率の向上につながり、働きながら子育てしやすい環境作り・若者の結婚の希望が叶えられる環境作りにつながるとして、令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（3）若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

また、地域課題解決型創業支援事業費補助金においては、同じ補助金の中で行われ

¹⁰ 当該数と金額は、第5、1で監査対象から除外した補助金も含む。

る「地域の課題解決に資する事業分野において県内で創業する者を対象に、起業支援金を支給する事業」(事業①)は、同プログラムには位置付けられていないが、「女性の創業希望者の相談に対応する「女性創業アドバイザー」を設置する事業」(事業②)は、同プログラムの「Ⅱ－(3)若者の定着率の向上」及び「Ⅲ－1－(2)女性の活躍の推進」に位置付けられている。

この点、事業①や事業②は、いずれも、県外の者を県内に誘致し、県内企業の活性化に効果があることに変わりがない。

なお、これらの位置付けは、補助金を担当する各課からの申告に基づいて、関係事業として判断している。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定しており、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 子育て支援課】

事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることもそのものは合理的であるが、このような理屈であるとする経済対策全般が、少子化対策ということにつながる事となるが、あまり少子化対策と直接関わりが無くとも全てが関連することになりかねない。

また、補助金の効果が類似しているにも関わらず、位置付けられる事業と位置付けられない事業があるのは、何が少子化対策として位置付けられるのかの基準の設定が明確でないことも原因があると考えられる。

少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。

この点、商工会及び商工会議所補助金の担当課からは、「岐阜県少子化対策基本計画の本文の中で、若者の定着率の向上を図るための取り組みとして担い手育成を掲げ、事業承継への支援による女性の活躍支援も掲げていることから、関連する当該予算をプログラムに位置付けている。」との回答を得ているが、そもそも岐阜県少子化対策基本計画や少子化対策総合プログラムの本文において事業承継が記載されているのは女性の活躍推進のみであり、担い手育成として記載があるのは、農林業及び建設産業と特定されており、事業計画の本文との関連性が意識された施策の設定とは評価し難い状況であった。

また、地域課題解決型創業支援事業費補助金については、県外の者を県内に誘致し、県内企業の活性化に効果がある点においては、企業誘致課が同プログラムに位置付ける各補助金との差は存在しない。

なお、関係人調査で意見をいただいた松田教授によれば、少子化対策とは、出産や結婚をする上での阻害要因が存在する場合、その阻害要因を排除するのが少子化対策とのことであるが、岐阜県少子化対策総合プログラムにおいては、阻害要因の排除と

いう意味での少子化対策からすると関連性が高いとは考え難いと思われる。

【事実関係② 有効性の評価・検討】

岐阜県少子化対策総合プログラムの中には、子育て支援課や子ども家庭課などの子育てに関連する担当課以外も、幅広く全庁的に関連のある施策を関連する事業として「少子化対策関係事業一覧」の中で紹介している。

しかし、同一覧に記載されている各課の補助事業の事業評価を確認すると、その多くが、同プログラムへの位置付けに関しては評価されず、少子化対策としての事業評価は行われていなかった。

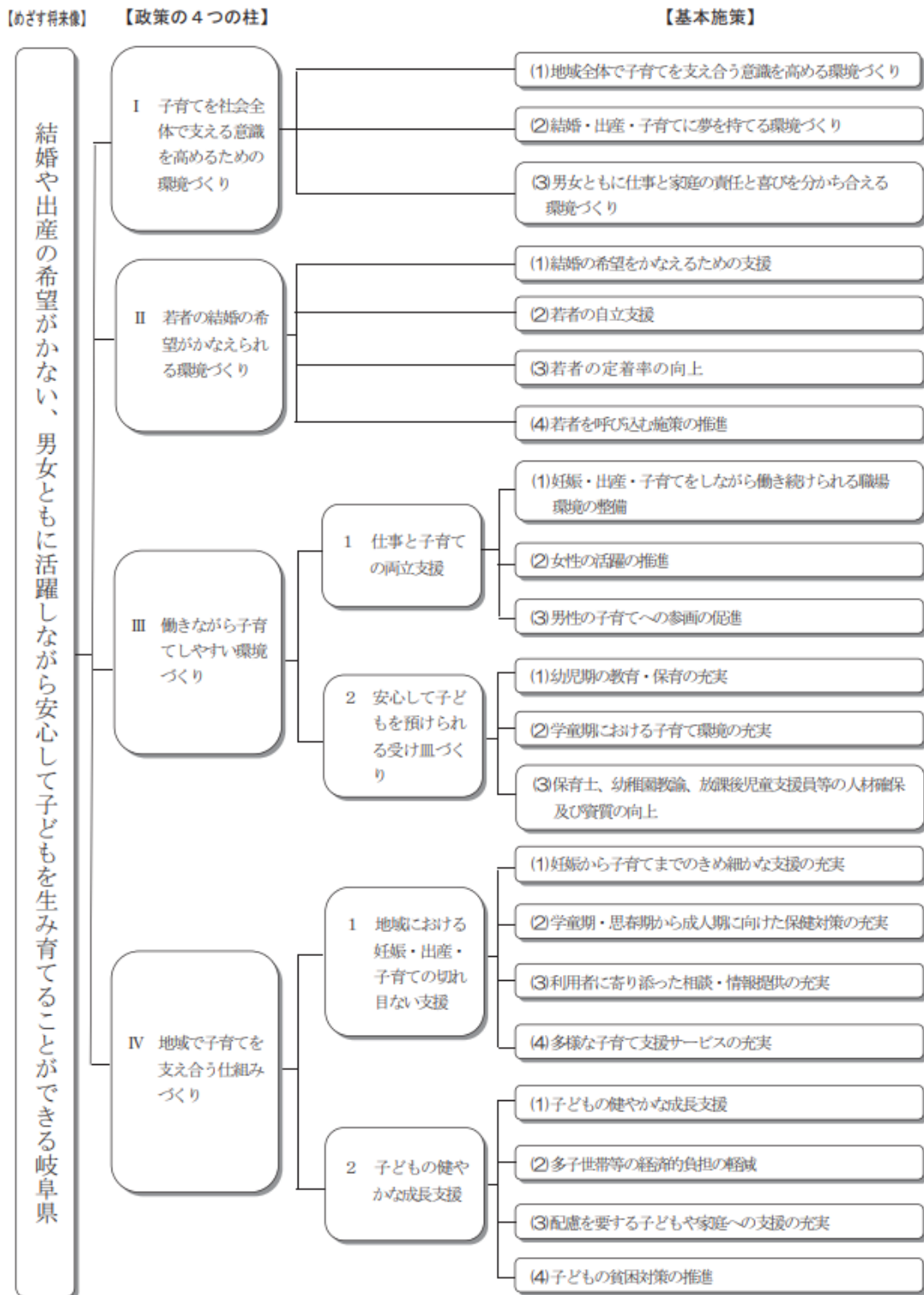
【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定しており、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【指摘 子育て支援課】

少子化対策関係事業一覧として県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのでは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。

そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。



4 岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン

岐阜県では、岐阜県子ども貧困対策計画は、第4次岐阜県少子化対策基本計画と一

体で策定されているが、岐阜県子どもの貧困対策計画を補完するものとして、令和2年3月に令和2年度から5年間のアクションプランが策定されている。

本プランの目的は「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないこと」、「貧困が世代を超えて連鎖することがないこと」であり、①子どもの育ちへの支援、②子どもの暮らしへの支援、③子どもを養育している方への支援、④地域の理解の促進の4つの観点から、18分野、全141の取り組みからなる（概略図参照）。

監査人において本プランと関連すると判断した補助金の数は、41存在し、その総額は64億2,318万1千円（令和4年度最終予算合計、巻末資料5監査対象補助金一覧参照）であるが、金額が大きな補助金としては、私立高等学校等就学支援補助金（28億8,030万8千円）、乳幼児医療費負担金助成費（14億7,838万5千円）、父母子家庭等医療費負担金助成費（6億589万7千円）である。

【事実関係 貧困対策の強化】

貧困対策に支出されている補助金を確認する限り、私立高等学校等就学支援補助金、乳幼児医療費負担金助成費は、10億を超える多額の補助金となっているが、一方で、貧困世帯に関する補助金として、困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金（15万円）や、生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金（6万円）は、県全体として評価した際に非常に少額であり、執行率も低い状況であった。

【規範】

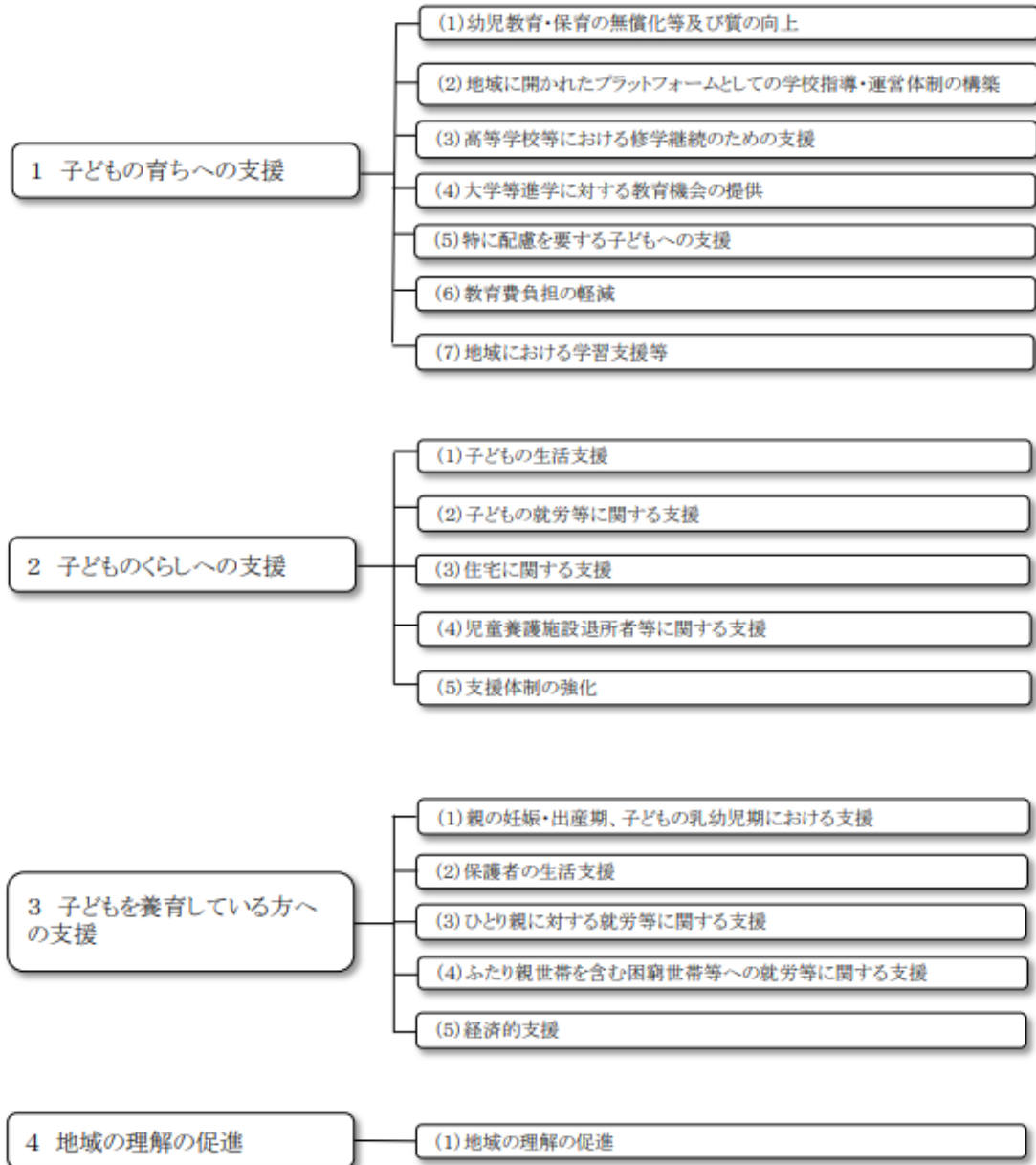
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に都道府県子どもの貧困対策計画を定める努力義務が規定され、同法第10条は「国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めることは難しく、私学助成金のように多くの意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。

【取組みの4つの柱】

【分野】



5 子どもに関する補助金

以上のこども施策や県のこどもに関する各種計画を踏まえ、財政課等の協力を得て、上記計画に関する補助金を選別し、その他、子どもに関すると考えられる補助金を抽出した結果、岐阜県の子どもに関する補助金としては、合計 222 項目、予算総額とし

て合計 287 億 638 万円の補助金の抽出をするに至った¹¹。

監査人としては、抽出された補助金を全て監査することも検討したが、こども基本法における「こども」は、心身の発達過程にある者と定義されているため（同法第 2 条第 1 項）、成人年齢を超えても施策の対象とされることとなり、概念的には広汎になりすぎるきらいがあった。

そのため、本監査については、こどもについては、民法第 4 条に定める成人年齢を基準に、18 歳以下を対象とする補助金を前提とすることとした。

なお、少子化対策事業については、主には成人に対する補助がなされることとなるが、国におけるこどもの施策や岐阜県の第 4 次少子化対策基本計画においても少子化対策が施策の中核の一つと位置付けられていることから監査対象とした。また、子どもの貧困対策に関する補助金については、全体的に数が少なかったこともあり、児童養護施設退所者に関する補助金については、実際は 18 歳を超えるものに対する補助金であるが、監査対象とした。

以上の結果、本報告書においては、合計 214 項目、予算総額として合計 279 億 9,909 万 9 千円の補助金について報告を行う¹²。

第 4 私学助成金・就学支援制度

1 私学助成金とは

私学助成金とは、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律 61 号）に基づく私立学校の教育研究活動に対する財政的支援金のことであり、国の補助としては、私立高等学校等経常費助成費補助や施設整備補助が存在する。

経常費助成費補助のうち、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対しては国が直接補助を行い（同法第 4 条）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対しては、都道府県が補助を行い、都道府県が補助を行う場合に、国がその一部を補助することとされている（同法第 9 条）。

都道府県は、その区域内に存在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対する第一時的な監督機関であり、学校法人に対する助成に関しては、都道府県が独自に判断することとなる。

岐阜県における私学助成金としては、下記の補助金が存在する（金額は、令和 4 年度の当初予算額）。

¹¹ 当該項目数は、岐阜県の予算区分における細々事業ベースでの項目数であり、予算額においても、補助金以外の事業予算が混在していることから、実際の補助金の項目数と予算額とは異なる部分がある。

¹² 対象となった補助金の中には、予算が確保されながら執行が存在しない補助金が 14 存在したが、この内、令和 4 年度において、年度途中に予算措置を行った結果、何ら執行に至らなかった補助金については、本報告書の報告からは除外している。

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 《小・中・高校を設置する学校法人の経費補助》 | |
| 私立高等学校等教育振興費県単独補助金 | 4,274,882 千円 |
| 私立高等学校等教育振興費国庫補助金 | 759,865 千円 |
| 《幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の経費補助》 | |
| 私立幼稚園教育振興費県単独補助金（一般分） | 2,795,049 千円 |
| 私立幼稚園教育振興費国庫補助金（一般分） | 497,439 千円 |
| 私立幼稚園教育振興費県単独補助金（特別分等） | 448,850 千円 |
| 私立幼稚園教育振興費国庫補助金（特別分等） | 320,199 千円 |
| 《大学・専修学校等を設置する学校法人の経費補助》 | |
| 私立専修学校等教育振興費補助金 | 139,946 千円 |
| 私立大学地方創生推進事業費補助金 | 50,000 千円 |
| 《私立学校の施設整備補助》 | |
| 私立学校耐震整備事業費補助金 | 16,666 千円 |

2 就学支援制度とは

就学支援制度とは、高校生等奨学給付金、その他の修学支援策として家計急変への支援、学び直しへの支援、各都道府県が独自に実施する高等学校等奨学金等の事業をいうところ、高校生等奨学給付金は、平成 26 年 4 月 1 日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）」が施行されることに併せて、平成 26 年度から開始されている。

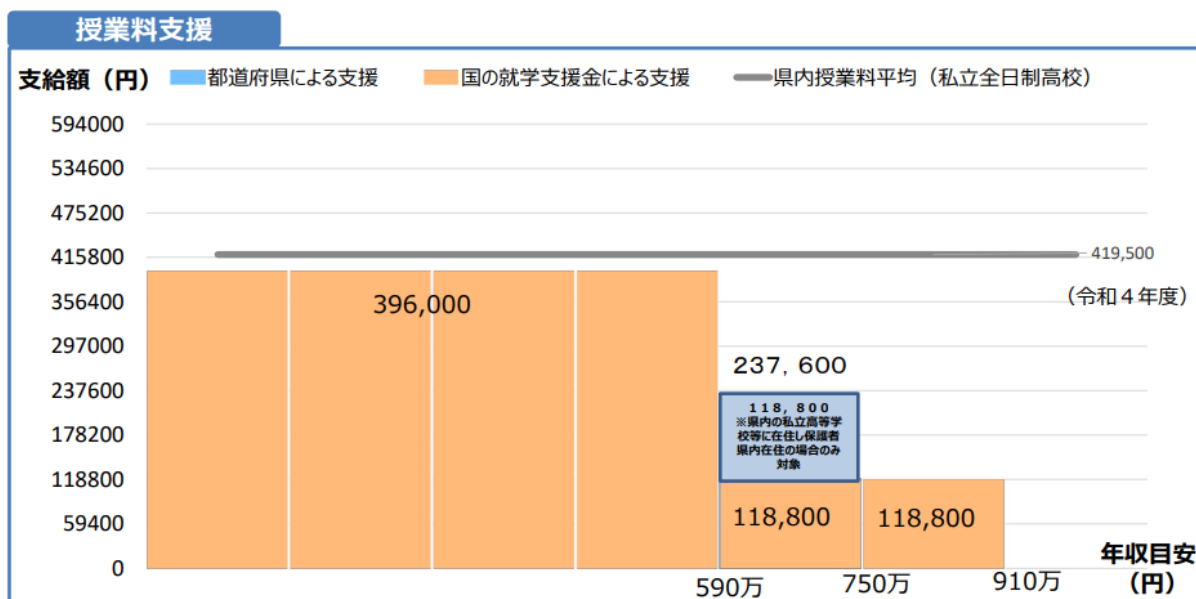
各支援制度は、所得要件を定め、一定所得以下の世帯を対象に補助を行っている。岐阜県の就学支援補助金としては、下記の補助金が存在する（金額は、令和 4 年度の当初予算額）¹³。

| | |
|------------------------------|--------------|
| 私立高等学校等就学支援補助金 | 3,037,495 千円 |
| 授業料軽減補助金 | 311,316 千円 |
| 高等教育修学支援事業費 | 113,865 千円 |
| 私立高等学校等入学金軽減補助金 | 90,000 千円 |
| 私立学校等給食費緊急支援補助金 | 140,193 千円 |
| 私立学校等スクールバス利用料支援補助金 | 20,513 千円 |
| 授業料減免事業臨時特別経費 | 17,000 千円 |
| 私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金 | 8,976 千円 |
| 授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫） | 4,190 千円 |
| 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補） | 1,511 千円 |

¹³ 私立学校等給食費緊急支援補助金、授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）は、6 月補正額、私立学校等スクールバス利用料支援補助金は、9 月補正額。

就学支援制度は、国で一律に補助がなされている一方で、都道府県毎でその内容を異にしている。岐阜県における就学支援制度の概要を示す状況は以下のとおりである。（下記図は、文部科学省の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」（R4年度調査結果）より引用。）

令和4年度 都道府県別 私立高校生（全日制）への修学支援事業【岐阜県】



授業料以外の支援

| | |
|---|-------------------|
| ○施設設備費等補助 : - | ○修業年限超過者等への支援 : - |
| ○入学料補助 : 世帯年収590万円未満の生徒を対象に50,000円を上限に補助 | ○その他の支援 : - |

3 私学助成・就学支援制度の歴史

文部科学省のホームページ¹⁴や関係人調査で意見をいただいた小入羽准教授の意見等から、国ないし地方自治体による私学助成・就学支援制度の歴史を概略すると以下のとおりである。

昭和27年（1952年）度

産業教育振興法に基づき、産業教育のための実験・実習設備補助が開始する。

昭和29年（1954年）度

¹⁴ 私学振興の歴史について（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317857.htm

就学支援の制度について（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基づき、高等学校定時制及び通信教育設備費補助が開始する。

昭和 31 年（1956 年）度

理科教育設備整備費補助が開始する（昭和 32 年度より理科教育振興法の改正により法律に基づく補助となる）。

昭和 39 年（1964 年）度

幼稚園教育振興七か年計画に基づき、幼稚園の普及・充実を図るため、幼稚園園具等整備費補助金が開始する。

1960 年代（昭和 35 年頃）

いわゆる「団塊の世代」（1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24 年）生まれ）が 15 歳を迎えた頃、各地で高校進学の高まりが顕著となる。この頃、各地で公立高校のみでは満たしきれない需要を、各都道府県において、私立高校の設立を認可することで、進学を受け皿が増大する。

1970 年代（昭和 45 年度）

増加した私立高校においてその維持が課題となり、都道府県毎で財政援助を行う自治体がある一方で、財源が十分ではない自治体も存在した。各地で私学への財政援助の内容が異なる中、全国の知事会等の要望もあり、国が高等学校以下の人件費を含む経費補助について私学助成を行うこととなり、私学関係予算は増加をしていった。

平成 22 年（2010 年）度

私立高等学校等に通う生徒に対して、授業料にあてるため、国において、高等学校等就学支援金の支給を開始する。

令和 2 年（2020 年）度

年収約 590 万円未満世帯を対象として、それまでの就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39 万 6,000 円）まで引き上げられる。なお、国公立の高等学校については、それまでと同様、年収 910 万円未満世帯に対して、授業料相当額の就学支援金が支給される。

【事実関係① 将来計画】

私学助成金については、その歴史的背景からして、いわゆる「団塊の世代」による子どもの人口増加を背景に拡大された側面が存在し、その後も、支援の拡大が続けられてきている。特に現在では、高校の無償化などの要望も存在するところであり、今後より一層の公費の支出が求められるところとなるが、そのような支出によることが果たして経済的かどうかを考えるにあたっては、県立高校及び私立高校の将来的な計画が必要であると考えられる。

一方で、社会全体としては、少子化が進んでおり、令和 5 年 12 月 22 日に発表された、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によれば、岐阜県は 2020

年を基準とした場合、2050年には、人口は74.2%にまで減少するとの予測も出されている。なお、岐阜県の私立高校（全日制）において、全16校中11校が、募集定員を下回る入学者数であり、令和4年度は全体の募集定員に対して93.3%の入学者数で、令和5年度は91.0%と入学者数は減る傾向が存在する。

このように人口減少に合わせて、今後の高校の統廃合等についての岐阜県における方針や計画を確認したところ、県としては、県立高校については、平成26年度に外部有識者による「高等学校活性化計画策定委員会」を設置し、高校の枠組みの見直しの他、多部制定時制や総合学科への改編による活性化策の提言がなされたものの、市町村関係者代表等からの意見聴取の内容や総合教育会議の議論から、入学者数という一律の評価で再編統合を検討するのではなく、高校の特性や地域の実情に応じた単独校としての活性化策を徹底的に議論し実施すべきであるとの結論が出された状況であり、現状において統廃合に関する方針や具体的な計画は存在しないとのことであった。なお、私立高校については、設置認可については県に権限はあるものの募集定員については、県に指導権限が存在しないことから、今後の統廃合については、私立学校の判断によるとのことであった。

【規範】

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条は、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。」と規定する。

【意見 教育総務課、私学振興・青少年課】

各市町村においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校などの管轄する学校施設の統廃合等の検討を行っている市町村が存在するが、県立高校においては、具体的な統廃合の方針や計画は存在しない。

県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分からず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないこととなる。

県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。

そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。

小入羽准教授によれば、私立学校は人口増加に対応する受け皿として拡大してきた

経緯がある。しかし、今日では、子どもの学習権を保障する重要な役割を担っており、人口減少の時代においても、その役割に配慮する必要があるとのことである。

なお、大阪府においては、条例において3年連続で定員に満たせず、かつ改善の見込みがない府立高等学校を再編整備の対象とするとの定めを設けるなど、他の都道府県の取り組みなどが存在している。

【事実関係② 私学助成の根拠・適切な請願の扱い】

「私立学校教育の振興」については、私学振興・青少年課における重点事項の1つ目に掲げられており、振興を図る理由として、「一層の支援の充実を求める意見が多い」ことが理由とされている。

その根拠としては、岐阜県議会に提出される約38万人の請願者の署名があり、当該請願が県議会で全会一致で可決されていることが挙げられていた。なお、県民の人口は、令和4年4月1日で、約194万人であり、県民の19パーセントを超える署名が集まっていることとなり、看過できない大きな声であることとなる。

監査人が、岐阜県議会に提出されている令和4年度の請願署名を確認したところ、代筆による署名が数多く確認され、同一の氏名・住所の記載で、複数名分が4回～7回繰り返されている事例が確認されたことから、署名の有効性には疑問が持たれる状況が確認された。

また、令和5年度分も確認したところ、同一人物の筆跡で100名ほどの代書と思われる状況が確認され、同様に署名の有効性には疑問が持たれるところであった。

【規範】

岐阜県議会請願等取扱規程第2条第1項3号においては「請願者が署名又は記名をすること」と規定する。同規定が定める「署名」については、代書を否定するものではないが、本人意思に基づく代書であることを前提であると解されている。

【指摘 私学振興・青少年課】

重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。

【意見 議会事務局】

請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づける可能性があったと言える。

現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。

今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。

4 私立学校法人に関する県の監督

(1) 私立学校法人の設立

学校法人は私立学校を設置運営する主体である。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令で定める手続（私立学校法施行規則第2条等）に従い所轄庁の認可を受けなければならない（私立学校法第30条）。

寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきものであって法人の現在及び将来の在り方を規制するものであり、法律に定められた事項（必要的記載事項）のほか、法令の規定に違反しない限り、任意的な事項を定めることができるが、寄附行為の変更には一部の届出事項を除き所轄庁の認可が必要となる（同法第45条、同法施行規則第4条の3）。

この場合、所轄庁とは、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣、私立高等学校以下の学校を設置する学校法人については都道府県知事になる。

所轄庁は学校法人設立の申請があった場合には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定することになる（同法第31条）。その場合、所轄庁はあらかじめ、大学設置・学校法人審議会又は私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

学校法人の認可は、学校の設置認可と同時に行為、学校法人はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

学校法人は、その後、新たに各学校を設置するにあたっては、所轄庁における設置認可を受けることとなる。私立高等学校以下の学校の設置については、都道府県知事が認可を行う（学校教育法第4条）。

(2) 私立学校に対する監査及び検査

ア 貸借対照表等の作成と公認会計士又は監査法人による監査

私立学校は、私立学校振興助成法において、私立学校の経常的経費に対する助成の措置を受ける場合は、学校法人会計基準に従った会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならないが、当該書面については、原則、公認会計士又は監査法人の監査が義務づけられ、所轄庁に届け出る必要がある（同法第14条）。

岐阜県においては、毎年6月30日までに各学校法人からの会計資料の提出を受けている。

【事実関係① 提出期限】

監査人において、岐阜県が管理する全学校法人が提出している決算書及び監査報告書を確認したところ、学校法人A、学校法人G、学校法人H、学校法人Iについては、

期限までに監査報告書が提出されていないか、必要書類が全て提出されていないか。

【規範】

私立学校振興助成法第 14 条は、補助金の交付を受ける学校法人は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならないと定め、担当課は、各学校法人に対し、毎年 6 月 30 日を期限として、貸借対照表等を提出するよう指示している。

【指摘 各学校法人、私学振興・青少年課】

各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。

【事実関係② 会計資料の検討不足】

学校法人 A の提出書類を確認したところ、固定資産明細表等計算書類については、部分的にしか提出されておらず、監査人が確認するまでは、近年の間、部分的な資料しか提出されていないことが判明した。また、学校法人 J の監査報告書では「債務の網羅性等について確証は得られないと判断した」との限定的適正意見が記載されているが、当該記載について、その原因などが調査されていない。

【規範】

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項は、補助金の交付を受ける学校法人は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類や、収支予算書を所轄庁に届け出なければならないことを定め、同法第 12 条第 1 号は、所轄庁において、助成を受ける学校法人に対し、助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとの権限を定めている。

【指摘 私学振興・青少年課】

担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。

イ 会計指導検査

県は、私立学校振興助成法第 12 条第 1 号の規定により、私立学校教育振興費補助金の適正な執行、正確な会計処理及び学校法人の適正な運営等について、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされている。

岐阜県においては、検査の実施について、高等学校設置法人については 2 年に 1 回、幼稚園設置法人については 3 年に 1 回、専修学校・各種学校設置法人については 3 年

に1回行っており、その他に、必要に応じて臨時に検査を実施する場合もある。

監査人は、監査補助者とともに、直近の会計指導検査結果を全て閲覧して、その内容を確認した。また、同年6月28日に学校法人那加学園においては、会計指導監査の実施状況について立会を行い、会計指導検査の状況を確認した。

この他、令和5年6月26日に学校法人帝京大学可児高等学校中学校、同年9月15日に学校法人関幼稚園、同月21日に学校法人大垣日本大学学園、同月25日に学校法人松翠学園、同年10月20日に学校法人高山短期大学に対して現地監査を行った。

なお、後述するように、学校法人Kには、現地監査を求めたが現地監査の協力を拒否したため、文書に基づき回答を求めたが、回答期限を過ぎても何らの回答も得られなかった。

【事実関係① 指導の繰り返し】

学校法人D（平成29年度）においては、「100万円を超える支出については、契約規則に基づき契約書を作成すること。」「備品台帳と現品の照合作業を年1回程度実施し、記録に残すこと。」という指摘が行われていたが、これは前回と同様の指摘がなされている。

学校法人L（令和元年度）では、「年度途中の満三歳児の受け入れにより、幼稚園の定員超過が続いているので、園則に定める定員を遵守すること。」という指摘が行われていたが、これは前回と同様の指摘がなされている。

現地監査を行った学校法人の中に、令和3年度の指摘事項について確認したところ、同年度の指摘がなされた内容と同様に、評議員会への決算報告が会計年度終了後2月以内に報告できておらず、また物品納入の検収記録を残すことが出来ていないことが確認された。

この他、他の学校法人に関しても、同じ指摘が繰り返されている事例が確認されているが、同じような指導が繰り返されていても、補助金の減額等の処分は行われていない。

【規範】

岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱第11条は以下のとおり規定する。

知事は、補助事業者又は補助事業者が設置する私立学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、当該補助事業者に交付する補助金を減額して交付し、又は補助金を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反している場合
- (2) 学則に定めた収容定員を超える数の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）を在籍させている場合
- (3) 財政運営の適正化、児童等に係る修学上の経済的負担の軽減等補助金の交付の目的を有効に達成するための努力が払われていないと認める場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くと認める場合

【意見 私学振興・青少年課】

指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には、各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限を行使するのが望ましい。

【事実関係② 口頭指導と文書指導・指導方法の基準】

学校法人M・学校法人N（令和3年度）においては、会計指導検査の結果を踏まえ、寄附行為について担当課からの修正意見を作成していたが、最終的な指導内容としては、文書指導の形式をとることはなかった。学校法人O（令和3年度）においては、会計指導検査の結果を踏まえて、寄附行為について、作成例を示して修正又は見直しを行うことを文書指導していた。

学校法人P（令和3年度）においては、「重任の場合を含め、役員の改選を行ったときは、選任された役員の氏名、任期、選任根拠（寄附行為のどの条項号に基づき選任されたか）等を理事会、評議員会の議事録に明確に記載すること」が口頭指導とされ、他の学園においては、役員の選任に関する議事録の記録不備については、書面指導とされていた。

学校法人Q（平成30年度）においては、「理事会の議事録について、寄附行為第18条に基づき、出席理事全員の署名押印を整えること。また評議員会の議事録について、寄附行為第20条に基づき、議長も署名押印をすること。」が書面指導とされ、他の学園においては、議事録の署名押印の不備は口頭指導とされていた。

文書指導によるのか、口頭指導によるのかについて基準の有無を確認したところ、事例の集積を行っているが、基準の定めはなく、担当課の判断によるとのことであった。

【規範】

私立学校振興助成法第12条第1号において、会計指導検査の権限が定められているが、当該会計指導検査に関する私立学校会計指導検査実施要領第7条第1項には、「検査終了後、検査結果の講評を原則として学校法人の理事長の立ち会いのもとに行うとともに、改善を要する事項が認められた場合には、必要な改善指示をするものとする。」と規定し、同条第2項には、「前項の場合において、課長が必要と認めるときは、文書により改善指示事項を通知するものとする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事

案における同様の処分が行われるべきである。

【意見 私学振興・青少年課】

過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積しているが、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。

【事実関係③ 結果の共有】

各学校法人の指導内容を確認する限り、議事録の作成上の誤りや役員変更届の未提出など多くの学校法人で共通の指摘事項が存在しているが、毎年の会計指導検査の結果は、監査対象となった学校法人のみに指導されており、監査対象となっていない他の学校法人に対しては共有されてはいなかった。

【意見 私学振興・青少年課】

複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。

なお、愛知県では、関係私立学校設置者に対して「私立学校指導検査における改善を要する主な事項等について（通知）」として改善を要する事項を通知しており参考になる。

また、このような注意喚起を促しながら翌年度以降の会計指導検査において、同様の違反が見つかる場合は、より強い指導を検討するなどの根拠になると考える。

【事実関係④ 問題の放置】

学校法人Kに対しては、これまで平成 30 年度に通常の会計指導検査、令和元年度に特別検査を実施しており、これまでの会計指導検査において、理事会・評議員会における議事録の作成を行うよう繰り返し指導を行ってきている。

しかし、平成 18 年以降、県は、学校法人Kが、作成していると口頭で説明したとする議事録の現物を確認していない。

また、学校法人Kの令和 4 年度分の決算報告書には、役員貸付金として理事長に対する無利息の貸付金 2,925 万 7,305 円が計上されているが、令和 3 年度の 1,680 万 9,734 円から、1,244 万 7,571 円が増額となっていた。

監査人が、当該法人に財政援助団体としての監査を求めたが、当該法人は監査を拒否した。監査人からは、現地監査に協力しない場合は、理事会及び評議員会の議事録の写しの提出や役員貸付の理由を文書により回答することも求めたが、文書による回答も一切行われなかった。

監査人からは、担当部局に対して、学校法人Kに対する本年度（令和 5 年度）の会計指導検査の予定などを確認したが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で会計指導検査を行っていない学校法人に対して優先的に実施するとの理由で、学校法人Kに対する監査は行われていない。

なお、岐阜県内では、本監査実施中に、学校法人Rの理事長が、運営資金を私的に

流用し解任される事案が存在している。

【規範】

(岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱第 11 条)

知事は、補助事業者又は補助事業者が設置する私立学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、当該補助事業者に交付する補助金を減額して交付し、又は補助金を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反している場合
- (2) 学則に定めた収容定員を超える数の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）を在籍させている場合
- (3) 財政運営の適正化、児童等に係る修学上の経済的負担の軽減等補助金の交付の目的を有効に達成するための努力が払われていないと認める場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くと認める場合
1号「法令違反」、4号「管理運営が適正を欠く場合」による補助金の減額措置
(私立学校法第 26 条の 2)

学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(私立学校振興助成法第 12 条)

所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 3 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 4 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

【指摘 私学振興・青少年課】

理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。

仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限を行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。

特に学校法人 K では、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内

容は私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。

その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。

長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力しない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行うべきである。

【事実関係⑤ 市町村との共同】

学校法人Kは、認定こども園を運営し、同園には多くの園児が在籍している。これまで学校法人Kの問題については、県は管轄市に情報提供することなく、認定こども園を管理する市においては、同園の運営そのものには問題を把握していないとのことであった。

【規範】

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

第8条 都道府県知事は、第3条第1項又は第3項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第1項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

【指摘 私学振興・青少年課】

学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。

第5 子どもに関する補助金の評価の視点

1 子どもに関する補助金の範囲

(1) 以上概観したとおり、補助金については、多くの補助金が存在するが、そのうち、本監査においては、近年の子どもに関する施策の動向を踏まえて、子どもに関する岐阜県における各計画に位置付けられた補助金を中心に監査を行っている。

その際、直接には18歳以上の成人に対する直接の給付を予定する補助金や大学、専修学校を対象から外したが、子どもに関する補助金の中心としては、子どもを産み育

てる親を意識した成人に対する補助金が多数存在する。このような補助金を外すことは、子ども施策の中でも重要な少子化対策に関する監査が行えないと判断したことから、年齢に関係なく監査対象として維持した。

また、貧困対策に関する補助金も重要と判断したところ、貧困対策の補助金は他の施策と比較して少数であったため、貧困対策を意識したと考えられる、児童養護施設に関する退所者補助金も敢えて監査対象とすることとした。

その結果、当初、計画に位置付けられた補助金や子どもに関する補助金として対象となり得る補助金のうち、下記の補助金は、監査対象から除外している。

| | |
|---------------------------|-----------|
| 航空宇宙産業生産技術人材育成事業費補助金（交付金） | 437,173千円 |
| 私立専修学校等教育振興費補助金 | 127,753千円 |
| 高等教育修学支援事業費 | 90,645千円 |
| 私立大学地方創生推進事業費補助金 | 24,070千円 |
| 緑の青年就業準備給付金事業費 | 9,726千円 |
| 私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金 | 8,976千円 |
| 海外連携等推進事業費補助金 | 351千円 |
| 学生海外派遣事業費 | 117千円 |

（２）また、令和４年度においては、幼稚園バスへの園児の置き去り事件をきっかけに、バスの安全装置のための臨時予算が組まれた関係で、年度の終わりかけに補正予算が組まれた結果、複数の補助金が執行されないまま、翌年度に再度予算化されている。この他、一旦は、令和４年度の途中で予算化してはいるが、制度の準備が間に合わず、翌年度に予算を繰り越した補助金も存在した。

そのため、下記の補助金については、執行が存在しておらず、監査対象となる実績が過去の年度も含めて存在しなかったことから、監査の対象とはしたが本報告の対象からは除外している。

| | |
|------------------------------|-----------|
| 障害児通所支援事業所安全対策支援事業費補助金 | 154,640千円 |
| 出産・子育て応援事業費補助金（Ｒ５上半期分） | 127,968千円 |
| 子供の安全対策強化支援事業費補助金 | 22,160千円 |
| こどもの安心・安全対策支援事業費補助金（認可外保育施設） | 19,360千円 |
| スクールバス等安全装置設置事業費補助金 | 13,800千円 |
| 認可外保育施設送迎用バス安全装置整備事業費補助金 | 8,000千円 |

２ 本監査における評価方法

本監査においては、上記の概観した補助金の内容について、岐阜県の過去の監査や岐阜市や他県の包括外部監査を参考に以下の視点を基本的な監査項目として考え、評

価を行っている¹⁵。

その際、特に注目したのは、子どもに関する補助金としての有効性であり、それが子どもに関する計画に位置付けられている観点から有効な補助事業となっているかどうかを検討している。

| 項目 | 観点 | | | チェック |
|--|--|--------------------------------|-------|------|
| 交付要綱 | 交付目的は具体的に規定されているか | | | |
| | 補助対象事業の内容は明確に規定されているか | | | |
| | 補助対象経費の範囲は定められているか | | | |
| | 補助金の割合・上限は定められているか | | | |
| | 補助金の算定基準は明確に規定されているか | | | |
| | 暴力団排除条項はあるか | | | |
| 交付の目的 | 公益に寄与するもので、正当なものか | | | |
| | 形式的な定めと実質的な目的に乖離はないか | | | |
| 手続き全体 | 手続きは補助金等交付規則、要綱等の法規の定め反していないか | | | |
| 申請（規則第4条） | 申請書は適切な時期に提出されているか | | | |
| | 補助金の目的及び内容は明確かつ具体的に記載されているか | | | |
| | 必要な書類は添付されているか | | | |
| | 申請者と双方代理になっていないか | | | |
| 交付決定（規則第5条） | 必要に応じて現地調査等をしているか | | | |
| | 申請者の把握（目的・構成員・役員・活動状況）はなされているか | | | |
| | 補助事業の目的が交付の目的に適合していることを確認しているか | | | |
| | 経済性・効率性の見地から見て補助事業の具体的計画が適正であるか審査しているか | 事業に係る事務の執行に際して、経済性、効率性を追求しているか | 決算額内訳 | |
| 支出命令等の支出に係る資料（実績報告書、補助金精算額調書、決算書）の閲覧及び担当者へのヒアリング | | | | |
| 上記資料を踏まえ、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性の検証 | | | | |
| | | 継続事業について | | |

¹⁵ 本監査にあたっては、岐阜県の過去の補助金に対する監査報告書の他、全国市民オンブズマン会議が毎年行っている包括外部監査の通信簿において、優秀賞として評価された岐阜市の令和2年度「岐阜市の補助金、負担金、交付金」、愛媛県の平成19年度「愛媛県の執行した補助金等について」等を参考にして監査の視点をまとめている。

| | | | | |
|---------|--|---|---|--|
| | | | は、過去3期分の予算額・決算額を比較検討 | |
| | | 実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか | 集計された事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業予算の積算内訳と比較検討 | |
| | | 事業手続きの重複はないか、優先順位が低いと思われる事務が温存されていないか | 県が市町村に補助する事業、市町村を通して団体等に補助する事業について、市町村が作成した実績報告書をもとに事業の流れをヒアリング。県の事務の適切性を検証 | |
| | | 補助金の算定方法・金額は事業の性質・規模に対して適切か | | |
| | | 収支予算書に予備費や雑費が過大に計上されていないか | | |
| | | 予備費や雑費の具体的用途や見込みは明確にされているか | | |
| | | 補助対象経費は個別具体的に定められているか | | |
| | | 補助対象経費の詳細がわかる内容等を記載した書面は作成されているか | | |
| | | 一定の補助率や補助上限額は定められているか | | |
| | | 支出の効果は検討されているか | | |
| | | 交付先の繰越金の確認はなされているか | | |
| | | 何を持って補助事業の完了とみなすのか明らかにされているか | | |
| | | 交付決定は適切な時期になされているか | | |
| | | 交付決定前に事業着手されていないか | | |
| | | 申請者に決定通知は出されているか | | |
| 交付 | | 概算払い請求書の請求理由は適切で具体的なものが記載されているか | | |
| | | あらかじめ交付されなければ、補助事業の遂行が適わず交付目的を達成し得ないと認められるか | | |
| | | 概算払いよりも前に事業着手されていないか | | |
| 補助事業の遂行 | | 補助団体等への指導監督はなされているか | | |
| | | 補助事業の計画変更に対して適切な手続きがとられているか | | |
| 実績報告 | | 実績報告は適切な時期までに提出されているか | | |
| | | 補助事業の完了年月日は客観的にふさわしいものか | | |
| | | 必要な書類は添付されているか | | |
| | | 実績報告の正確性（交付要綱、交付申請書との整合等）の検証はなされているか | | |
| | | 補助事業が交付決定どおりに遂行されているかの調査確認はな | | |

| | | | |
|--------|---|--|--|
| | されているか | | |
| 額の確定 | 補助事業の成果が交付目的達成の見地から見て、交付決定の内容及び条件に適合するか調査されているか | | |
| | 補助対象経費と実績が符合するか調査確認されているか | | |
| | 補助金が補助対象経費以外に使用されていないか確認しているか | | |
| 交付 | 履行の確認は交付決定のなされた年度内に行われているか | | |
| 戻入又は精算 | 通常払いの場合 | 履行の確認によって交付決定額の戻入が生じるべきではないか | |
| | 前金払いの場合 | 履行の確認によって交付決定額の戻入が生じるべきではないか | |
| | 概算払いの場合 | 例えゼロ精算であっても、精算処理はなされているか | |
| その他 | 必要な書類は全て保存されているか | | |
| | 関係書類は時系列に基づいて整理されているか | | |
| | 県と交付先団体との人的関係は適切か（職務専念義務との関係） | | |
| 見直し | 成果の達成度を分析する事務事業評価がされているか（事務事業評価調書は適切に作成されているか） | | |
| | 交付先に多額の繰越金がないか | | |
| | 交付先は自立可能な団体ではないか | | |
| | 補助を受けた団体が他の団体又は他人に再補助していないか | | |
| | 補助割合の低い補助金等についても、その効果はあるか | | |
| | 少額の補助金について、補助効果は期待でき、補助金を支給する意味はあるか | | |
| | 運営費補助→事業費補助、定額補助→定率補助に移行すべきものはないか | | |
| | 目標値や経過年数等から、交付目的がすでに達成されていないか | | |
| | 県の政策上、緊急性はあるか | | |
| | 同じ目的の補助金等や補助対象が類似している補助金等が他にないか | | |
| | いつまでに目標を達成したいか（補助金の終了予定はあるか） | | |
| | 当初の前提条件が変化していないか | 担当者へのヒアリング、有効性の自己評価及び改善施策のあり方についてヒアリング | |
| | 補助金ではなく委託料その他の交付が適切ではないか | | |
| | 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか | 事業実施報告書の閲覧及び担当者へのヒアリング 事業の成果指標について、年次推移の分析、関連資料の閲覧及びヒアリング | |
| | 長期間にわたって | 該当する場合には、事情のヒアリング | |

| | | | |
|--|----------------------------|--|--|
| | 同一の委託先に事業を委託している 実態はないか | | |
|--|----------------------------|--|--|

第2章 各部局における補助金の監査結果

第2章の1 環境生活部

第1 私学振興・青少年課

私学振興・青少年課に関する補助金は、主には私学助成金と就学支援金であることから、これらに関する補助金を先に紹介し、最後にそれ以外の補助金を紹介する。

1 私立高等学校等教育振興費¹⁶

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜県私学振興会 18の学校法人（小学校2校・中学校9校・高校全日制16校・高校通信制4校） | | | | | |
| 対象事業 | 一般補助事業：人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息・設備費・教育振興上特に必要な経費 特別補助事業：知事が定める教育改革の推進に係る事業に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立学校における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 一般補助事業は、対象経費の2分の1以内。特別補助事業は、定額補助。 | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 私立学校振興助成法・私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助・教育改革推進特別経費）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 昭和36年度 | | | | | |
| 県単補助 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,204,377 | 4,153,158 | 4,134,043 | 4,114,711 | 4,217,867 |
| | 決算 | 4,199,577 | 4,150,349 | 4,124,622 | 4,111,158 | 4,215,897 |
| 国庫補助 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 711,105 | 698,763 | 704,199 | 715,406 | 731,181 |
| | 決算 | 711,105 | 698,763 | 702,058 | 712,501 | 729,310 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（交付目的）

【事実関係】

本補助金の予算要求には「私立高等学校等の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減及び私立学校の経営上の健全性を高めるとともに、私立学校における教育改革を推進」することが記述されているが、当該補助金の交付要綱上は、「私立学校に

¹⁶ 細々事業名では、「私立高等学校等教育振興費（県単補助金）」、「私立高等学校等教育振興費（国庫補助金）」と2つの事業として予算立されているが、一つの補助金である。

における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため」とされており、私立学校の経営上の健全性を高めることや教育改革の推進の目的を定めていない。

【規範】

私立学校振興助成法第1条の、目的において、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

要綱の定める目的は、私立学校等の教育条件の維持向上や経営上の健全性を定めることが記載されておらず、要綱のみを見ると目的の範囲外に補助金を活用していることにもなりかねないことから、要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。

(2) 交付決定（目的の適合性）

【事実関係① 特別補助事業の配分】

私立高等学校等教育振興費補助金は、その財源は県単独予算の部分（令和4年度予算額は4,217,867千円）と国庫補助の部分（令和4年度予算額は、731,181千円）が存在し、それらが合算した金額が、年間の総予算（令和4年度予算額は、4,949,048千円）となり、総予算の中で各学校の一般補助事業と教育改革推進特別補助事業に割り振られ交付される。

実際の交付決定においては、毎年、7月中旬頃に、各学校から年間の事業計画と全体の経費計画に基づく交付申請が行われると、当年度予算額の約7割について、交付決定が行われ、例年9月頃に概算払いが行われる。

その後、担当課は、例年12月頃までに提出される各学校の教育改革特別補助事業の内容を確認するが、教育改革特別補助事業については、各学校の取り組み状況に応じて取り組み実績が認められれば、全面的に交付対象となり、教育改革特別補助事業の総額が決定される（令和4年度実績額は、661,236千円、令和4年度総予算の13.1%程度）。このような総額内の配分方法については、毎年、担当課内における配分概要を定め、部内決裁を行い、当該配分概要に基づいて配分が行われていくが、配分概要が正式に決定するのは、最終的な配分が決められる年度終わりの3月頃である。

教育改革特別補助事業の交付額が決定後、残った予算の枠内で、全学校の補助対象経費に、生徒数に関する事項、授業料等に関する事項、生徒納付金収入に関する事項、クラス当たり生徒数に関する事項を勘案した調整率（令和4年度では、95%～106.3%の範囲内）を掛けた金額を基準に、一般経常費を割り付け、教育改革推進特別補助金分と合わせた、内定額を決定し、各学校に通知する。

各学校は、例年3月頃、内定額に合わせた経費配分変更承認申請書を提出し、最終的な交付決定が行われる。この結果、全日制の高等学校の経費に対する交付補助率は、41.7%～49%までの差が生じている。

このような配分においては、教育改革特別補助事業の総額が重要となるが、同事業（全日制高校の場合、令和4年度は総額 612,647 千円、以下は、全日制高校を前提とする補助金額）のうち、特色ある教育活動の推進に係る補助金配分額（令和4年度 55,289 千円）、ふるさと教育推進事業に係る補助金配分額（令和4年度 2,863 千円）、地域に開かれた学校づくりに係る補助金配分額（17,584 千円）、部活動（大会の成績割）に係る補助金配分額（令和4年度 37,516 千円）、国際理解教育（海外直結事業）に係る補助金配分額（令和4年度 20,940 千円）、国際理解教育（英語教育推進）のうち、海外語学研修及び実践的な英語教育・国際交流に係る補助金配分額（令和4年度 8,158 千円）、専任教員1人当たりの生徒数に係る補助金配分額（令和4年度 51,276 千円）、40人以下クラスの生徒数の占める割合に係る補助金配分額（令和4年度 23,158 千円）、個に応じた教育の充実に係る補助金配分額（令和4年度 15,011 千円）、心の教育の推進に係る補助金配分額（令和4年度 17,175 千円）、他県との交流に係る補助金配分額（令和4年度 409 千円）、学校安全の推進に係る補助金配分額（令和4年度 6,134 千円）、教育環境の充実に（特別支援教育に係る活動の充実に）係る補助金配分額（令和4年度 0 円）については、要綱や予算策定において総額の定めはなく、担当部が前年度の交付実績や、全体の申請状況を考慮して決めている（令和4年度の総額 255,513 千円、教育改革特別補助事業の総額の 41.7%。なお、令和3年度の総額 279,275 千円、教育改革特別補助事業の総額の 45.6%、令和2年度の総額 233,046 千円、教育改革特別補助事業の総額の 43.1%、令和1年度の総額 257,559 千円、教育改革特別補助事業の総額の 42.6%、平成30年度の総額 279,195 千円、教育改革特別補助事業の総額の 46.7%）。

【規範】

私立学校振興助成法第1条の、目的において、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と規定する。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

教育改革特別補助事業については、補助対象経費の額を大きく左右する重要な項目であるところ、毎年の総額、予算に占める比率などについて、担当部の決定について制限がないことは、行政裁量を考慮するとしても、あまりにも広範な裁量であり、各

学校においても、自身の補助対象経費がどの程度補助されるかの見通しが立たず、安定した経営が出来なくなる可能性がある。

また、財政民主主義の観点からしても、議会で承認した予算を細々事業の枠内とは言え億単位で担当課が調整可能であることについては、適切とは考え難い。

この点、担当部からは「予算要求の段階で特別分の枠を定め、それを具体化した配分要領を基に配分しており、億単位で調整しているわけではない。各学校の申請内容によって配分額は変動するものであり、広範な行政裁量をもって配分しているわけではない。」との反論がなされている。

しかし、令和2年度や令和3年度の実際の配分概要と比較すれば、高等学校における特色ある教育活動の推進に係る補助金配分額をみても、令和2年度は43,525千円、令和3年度は69,998千円、令和4年度は55,289千円と2千万円の幅で変動が見られる。その他の項目においても、過去の実績額と比較しても毎年大きな変動が認められ、令和2年度から令和4年度の3年間の各年度の変動幅は実際に7,578万円となっている。

この他、担当課からは、「配分要領は各学校に公表しており、例年大幅な変更はないため、安定した経営が出来なくなるほど補助額が不透明なわけではないと考える。」との反論もなされているが、公表されている配分要領には、具体的な金額は示されておらず、最終的な配分概要は示されておらず、各項目の変動幅が大きい事からして、各学校が毎年の配分が見通せるとは考え難い。

教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。

(千円)

| 補助対象事業 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 変動幅 |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|
| 特色ある教育活動の推進 | 55,289 | 69,998 | 43,525 | 26,473 |
| 体験学習の推進（地域に開かれた学校づくり） | 17,584 | 17,791 | 14,208 | 3,583 |
| 部活動活性化事業（大会成績割分） | 37,516 | 34,635 | 21,408 | 16,108 |
| 国際理解教育（海外直結事業） | 20,940 | 21,875 | 24,619 | 3,679 |
| 国際理解教育（英語教育推進） | 8,158 | 7,292 | 4,817 | 3,341 |
| 教育環境の充実（教育条件の向上） | 74,434 | 83,867 | 88,391 | 13,957 |
| 学校の安全対策事業 | 6,134 | 7,114 | 4,736 | 1,398 |
| 他県との交流事業 | 409 | 445 | 0 | 445 |
| 心の教育推進事業 | 17,175 | 16,901 | 14,208 | 2,967 |
| きめ細やかな学習指導の推進 | 15,011 | 14,909 | 15,713 | 804 |
| 特別支援教育に係る活動 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ふるさと教育の推進事業 | 2,863 | 4,448 | 1,421 | 3,027 |
| 合計 | 255,513 | 279,275 | 233,046 | 75,782 |

【事実関係② 特別補助事業の評価】

特別補助事業のうち、特色ある教育活動の推進に係る補助金配分額（令和4年度 55,289 千円）、ふるさと教育推進事業に係る補助金配分額（令和4年度 2,863 千円）、地域に開かれた学校づくりに係る補助金配分額（17,584 千円）、国際理解教育（英語教育推進）のうち、海外語学研修及び実践的な英語教育・国際交流に係る補助金配分額（令和4年度 8,158 千円）、個に応じた教育の充実に係る補助金配分額（令和4年度 15,011 千円）、心の教育の推進に係る補助金配分額（令和4年度 17,175 千円）、他県との交流に係る補助金配分額（令和4年度 409 千円）、学校安全の推進に係る補助金配分額（令和4年度 6,134 千円）、教育環境の充実（特別支援教育に係る活動の充実）に係る補助金配分額（令和4年度 0 円）については、各学校から各補助項目に該当すると考えられる事項について実施状況報告書を提出させた後、担当課が審査した上で、点数化し、点数の配点状況によって、各学校の補助額が決定されている。

このうち、特色ある教育活動の推進に係る補助金については、取得を希望する学校は独自の視点で実施状況報告書を提出し、担当課が補助金の該当性を判断している。

U高等学校は、当該補助対象事業として、全部で 15 項目を挙げ、実施状況報告書を提出しているが、担当課が、補助金の対象となる活動として認めているのは、そのうち 5 項目のみであった。しかし、他の補助対象事業として活動実施状況報告を挙げた活動のうち 6 項目が特色ある教育活動等と認められ、11 項目の取り組み実績が認められ、配点上では 12 点を獲得している。なお、配点の上限には定めがなく、より多くの項目が認められれば、より多くの点数を獲得することもできる。

このような認定については、担当課の職員が、実施状況報告書を審査した際に、他の該当項目に当てはまらないかも合わせて審査し、判断しているとのことである。

また、このような配点作業の結果、0 点となった学校は、補助が得られていないが、令和4年度の最高点である 12 点のU高等学校は、6,143 千円の補助が得られ、総合得点で 2 点を取得した学校は 1,024 千円の補助が認められていた。

なお、補助対象として認められた活動を見る限り、「年金講座」、「クラス対抗校内漢字テストの実施（月 1 回）」、「大学等模擬事業・実習」、「企業見学」、「新入生対象宿泊研修」といった活動であり、他の学校でも直ぐに取り入れることが可能と考えられる活動であった。

実施状況報告書に記載された活動内容が、補助対象として認められたかどうかの結果については、学校側に通知されておらず、各学校においても他校がどのような活動で当該活動が認められたかどうかを知る事はないとのことである。

【規範】

私立学校振興助成法第 1 条の、目的において、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

当該特別補助事業は、私立学校の経営の健全性を高め、私立学校の健全な発達に資

することを目的としているが、自身の活動のうち何が補助対象として認められ、何が補助対象として認められないかが判断できなければ、安定した経営は困難であり、毎年の担当課の認定次第で経営が左右されかねない。

実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。

【事実関係③ 特定校の優遇措置】

前記配分概要には、V学校について、補助対象経費の4分の1を交付額の下限として配分を行うことが定められている。これは県内の他の学校とは異なる生徒数の確保が非常に困難な事情を考慮するとの理由からである。

しかし、このような措置については、配分概要にのみ記載され、交付要綱や要領には定めがなく、部内決裁に基づく運用上の措置である。

【規範】

私立学校振興助成法第1条の、目的において、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

特定校の優遇措置そのものは、その目的から合理性はあると考えられるが、毎年の部内決裁に基づく配分概要にのみ記載されており、配分の変更等が担当部の判断のみで変更できることは、補助対象校からしても不安定な補助になりかねず、安定的な経営の妨げになりかねない。

特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。

【事実関係④ 補助上限額の設定】

岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱には、補助対象となる補助対象経費や、補助事業内容について規定がなされているところ、補助の対象となる人件費については、要綱上に上限の定めがない。ただし、課内で定める配分概要には、「学校教員統計調査（R1年度）の公立校長給与月額×県職員給与月数」（令和4年度中）の上限額が定められているが、このような公立校長の給与月額の基準は、非常勤職員も含めた全ての人件費の上限額である。また、当該上限規定は、令和2年度から設けられており、それ以前には存在していない。

また、岐阜県私立中学高等学校協会や一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会からは、平成25年より、経常費補助金の適正配分に関する要望を受けており、その内容は「経常費補助金の配分について、一部私立学校の人件費の増大により、他の私立学校に影

響を及ぼすことのないよう適正な配分基準の運用を行うこと」との要望がなされている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

補助対象経費の2分の1を基準に補助するにあたり、学校団体からの適正配分の要望がなされているように、人件費の占める割合は非常に大きく、その補助対象経費の認定にあたっては、一定の制限を設けなければ、必要な金額以上の支出をもたらしかねない。また、現在の上限額も、あらゆる人件費を学校業務における最上位の役職を基準としていては、役職に応じた妥当な人件費を大幅に超えた人件費にまで補助を出すことになりかねない。

人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけでなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。

【事実関係⑤ 要綱と異なる交付決定】

特別補助事業のうち、「目標への段階学習推進事業」のうち「2 資格の推進—学力向上等のための資格所得（検定）の推奨」については、「資格取得生徒 1人当たり 6,000円」との規定がなされている。

当該規定からは、生徒1人につき6,000円と判断される場所であるが、実際には、資格取得数×6,000円で計算されており、令和2年度においては、Y高等学校は、在籍生徒数を超える1,726人分の補助を受けていた。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

更に、岐阜県公文書規程第3条第2項は「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

要綱の定めは、生徒毎の補助規程であり資格の数に従って補助を行うとは読み取れない。文理上素直に読めば、過大な補助となっているとも考えられる。資格毎の補助であれば、正確に読み取りができるよう要綱の規定を修正すべきである。

また、当該規定は資格取得の推奨を促す目的があると考えられるが、資格を取得した分だけ補助が得られるとすると、1人の生徒が複数の取得を取ることで大幅な補助額の増加をもたらすことになるが、上限なく支出することには、資格取得の推奨という観点から必要以上の支出になると考えられる。

経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。

【事実関係⑥ 配分規定の見直しについて】

岐阜県では、平成25年度までは、公立学校の運営に係る経費を元に予算を算出する標準的運営方式の制度を用いて私学助成の予算を策定していたが、当該方法は前年度までの補助実績を全く考慮しないことから、決定額との乖離が大きくなるとして、平成26年度から予算の策定方法を、生徒1人当たりの単価を基準に、私立学校に通う全生徒の数を掛けた単価方式による計算方法としている。

そして、当該予算総額を、各学校法人の経費を基準として補助対象経費方式で配分しているが、前述のように、補助事業の配分は、担当課の裁量に大きく左右される部分が存在している。

【規範】

私立学校振興助成法第1条の、目的において、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

現在の予算設定と配分方式を行った場合、今後少子化により生徒の全体数が減少した場合は、予算総額が減少する一方、各学校の補助対象経費に上限を設けなかった場合は、経費を多く支出する学園は、生徒数に比して多額の経費を支出することとなり、学校間の不均衡を招きかねず、財政基盤の強さのみで学校の維持が決まることになりかねない。

これまでは、交付実績を踏まえた補助金の支出となるべく予算策定の配分方法を決めてきた経緯があるが、仮に安定した経営を実現するのであれば、予算配分の方法には、予測可能性をもった規定の整備や運用が必要不可欠である。

また、補助行政の中で各学校の人件費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、各費目の上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見

直すのが望ましい。

(3) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書が作成されていない。

【規範】

地方自治法第 243 条の 3 において、「地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」とされており、岐阜県においては、予算編成過程を公開することを平成 23 年度より取り組んでいる。

しかし、財政課は私学振興補助金や私立幼稚園教育振興費を対象から除外している。

【意見 私学振興・青少年課】

当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。

【改善報告】

令和 6 年度の予算編成から、私学振興補助金を始めとする私学助成金において事業評価調書を作成し公開を行っていることから改善報告とする。

2 私立幼稚園教育振興費¹⁷

〈概要〉県単独・国庫補助一般

| | |
|------|--|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 私立幼稚園 |
| 対象事業 | 一般補助事業：人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息・設備費・教育振興上特に必要な経費 特別補助事業：知事が定める教育改革の推進に係る事業に要する経費 ①心の教育推進事業 ②教員研修の促進 ③子育てファミリープラザ事業 ④教育の質向上推進事業 |
| 要綱 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 私立学校における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため私立学校が行う教育に要する経常的経費等に対し、予算の範囲内において交付する |
| 県補助率 | 運営費補助は、対象経費の 2 分の 1 以内 園児 1 人当たりの補助単価（国一般分ベース）と見込み園児数により旧制度園の国一般分を積算（単価方式） 心の教育推進事業、教育の質向上推進事業は定額補助 |

¹⁷ 細々事業名では、「私立幼稚園教育振興費県単独補助金（一般分）」、「私立幼稚園教育振興費国庫補助金（一般分）」、「私立幼稚園教育振興費県単独補助金（特別分等）」、「私立幼稚園教育振興費国庫補助金（特別分等）」と 4 つの事業として予算立されているが、一つの補助金である。

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 教員研修の促進、子育てファミリープラザ事業は上限額の範囲内で10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 昭和48年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,916,499 | 2,824,594 | 2,829,283 | 2,823,855 | 2,665,260 |
| | 決算 | 2,916,499 | 2,824,387 | 2,796,414 | 2,822,772 | 2,663,212 |

(概要) 県単独・国庫補助特別分

| | | | | | | |
|------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立幼稚園 | | | | | |
| 対象事業 | 安全対策事業 専門講師派遣事業 教員採用支援事業 チャレンジング・プロジェクト推進事業 レクリエーション遊具緊急環境整備事業 (以上県単独補助特別分) 特別支援教育推進事業 英語教育推進事業 児童生徒安全事業 預かり保育事業 休業日預かり保育事業 地域教育センター的事業 1種免許状保有の推進 人材確保推進事業(旧) 処遇改善事業(新) 授業目的公衆送信補償金事業 (以上、県単独・国庫補助金共通) | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立学校における教育の振興と保護者の教育費負担軽減を図るため | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の3分の1～10分の10(上限額の範囲内による) (1種免許状保有の推進は定額補助) | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 472,350 | 437,769 | 453,830 | 463,774 | 483,125 |
| | 決算 | 472,350 | 437,769 | 438,729 | 462,134 | 457,588 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定(補助率・上限額)

【事実関係】

補助金を支出するにあたり、各幼稚園の請負契約や物品購入について、相見積もり

の要否、入札によるか否かについては、各幼稚園の会計規則を基準に判断をしている。

この点、担当者のヒアリングによると、会計規則に相見積もりの要否やその基準・あるいは、入札の要否やその基準を定めている幼稚園は全体の半数に満たないとのことである。そのため、現在の補助率の算定方法によれば、対象経費を多く計上した幼稚園により多くの補助金が交付される仕組みとなっている。

監査人が、園児一人あたりの補助金交付額を算出したところ、最高額がZ幼稚園の691,000円であり、最低額がAA幼稚園の175,000円であり、50万円以上の差が生じている。

【意見 私学振興・青少年課】

補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実】

事業評価調書が作成されていない。

【規範】

地方自治法第243条の3において、「地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」とされており、岐阜県においては、予算編成過程を公開することを平成23年度より取り組んでいる。

しかし、財政課は私学振興補助金や私立幼稚園教育振興費を対象から除外している。

【意見 私学振興・青少年課】

当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。

【改善報告】

令和6年度の予算編成から、私学振興補助金を始めとする私学助成金において事業評価調書を作成し公開を行っていることから改善報告とする。

3 私立学校耐震整備事業費補助金（単建）

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校 |
| 対象事業 | 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））（小中高等学校）、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（幼稚園）の文部科学省の補助制度のうち耐震改築事業等に対する上乗せ補助を行う。 |
| 要綱 | 岐阜県私立学校耐震整備事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 私立学校等の安全性を確保し、在籍する生徒等の生命を守るため。 |
| 県補助率 | 国3分の1・県6分の1 |

| | | | | | | |
|------------|---|----------|--------|---------|---------|---------|
| 国庫補助 | 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 17 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 18,056 | 70,333 | 38,333 | 0 | 0 |
| | 決算 | 0 | 15,685 | 8,486 | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

岐阜県内の私立学校の耐震化率（91.9%）は、全国平均（93.8%）を下回っており、東海3県でも最も低い数字である。私立学校においても耐震化の必要な建物は把握されているが、私立学校の厳しい財政状況の中で、事業費の目処が立たないとの理由で耐震化が見送られている状況がある。

令和4年度も事前の事業計画の相談があり、補助金については予算化をしていた（当初予算 16,666 千円）が、対象の私立学校が、昭和 20 年代の建物で耐震診断を行うまでもなく耐震性がないと判断していたこと、生徒が常時使用する施設でないこと、国庫補助を受けるための耐震診断費が多額なため、耐震診断を実施して補助を受けたとしても学校法人の費用負担が増えてしまうことなどから、耐震診断を行わなかった。結果、国の補助要件を満たすことができず、申請を取り下げることになり、耐震工事も見送られている。

【規範】

学校施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられており、階数2以上かつ3,000平方メートル以上の小中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、階数2以上かつ1,500平方メートル以上の幼稚園（要緊急安全確認大規模建設物）に対して、耐震診断とその結果の報告が義務づけられている。

【指摘 私学振興・青少年課】

耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。

(2) 事業の遂行（指導監督）

【事実関係】

県内の補助対象となり得る私立の学校における耐震診断未実施の校数は、全部で16校存在し、調査未実施の理由は、「耐震診断費の目処が立っていない」、「耐震診断を行っても、その後の耐震事業費の目処が立たない」等、費用を理由とするものが多い。文部科学省が公表する私立学校施設の耐震改修状況調査結果の概要によれば、旧耐震

基準で建てられた建物で、耐震診断未実施の棟数は、令和4年4月1日時点で、岐阜県内に25棟存在している。このうち、耐震診断未実施の建物について、震災時における倒壊の可能性については補助金を所管する私学振興・青少年課では把握しておらず、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震診断が義務づけられているかも、所管課が異なるため把握していない。

私学振興・青少年課が把握する耐震診断未実施の建物の情報を、監査人が確認したところ、幼稚園や高校の寮などにおいて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が定める特定既存耐震不適格建築物に該当すると考えられる建物が、11棟確認され、そのうち3棟が、県の指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物であり、うち2棟は管轄する市の指示の対象となることが確認された。

なお、私学振興・青少年課においては、これまでも耐震対策の実施について、文書により指導を行ってきたところではあり、令和4年度の耐震工事申請取下げの際も、耐震対策の実施を指導しているが、現在のところ、耐震診断は行われておらず、当該建物の震災時の倒壊の危険性については分かっておらず、学校施設としての利用も継続している。

【規範】

建築物の耐震改修の促進に関する法律

第14条

次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

第15条

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

第6条第2項

法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

第8条

1 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

【指摘 私学振興・青少年課】

監査人が確認するだけでも、耐震改修を行う努力義務の対象となっている特定既存耐震不適格建築物や、県が指示対象とする特定既存耐震不適格建物が存在しており、各学校の耐震対策が、急がれるべき状況にある。私学振興・青少年課は、これまで繰り返し指導を行ってきたにも関わらず、耐震診断も行われていない状況は看過しがたく、建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的に行いながら、耐震対策を推進すべきである。

(3) 公表

【事実関係】

私立学校耐震整備事業費補助金については、事業評価調書は毎年公表されているが、令和4年度においては、事務手続上の誤りの結果、ホームページ上の公表がなされていなかった。

【規範】

地方自治法第243条の3において、「地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」とされており、岐阜県においては、予算編成過程を公開することを平成23年度より取り組んでいる。

【指摘 私学振興・青少年課】

事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。

4 私立高等学校等就学支援補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立高等学校等の設置者 | | | | | |
| 対象事業 | 県内の私立高等学校等に在籍する生徒が、学校設置者を通じて県に申請し、学校設置者が生徒に代わって就学支援金を受領して授業料に充当する。 月額授業料を設定する学校の生徒については、公立高等学校授業料相当額（月額9,900円）又は私立高等学校の平均授業料を勘案した額（同33,000円）を支給する。 単位あたり授業料を設定する学校の生徒については、1単位4,812円に履修単位数を乗じた額を基本とし、保護者等の課税所得により、1単位12,030円に加算して支給する。 支給対象者は、世帯年収約910万円未満の生徒に限られる。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立高等学校等就学支援補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立高等学校等の生徒の学費負担の軽減 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 | | | | | |
| 開始年度 | 平成22年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,952,110 | 1,940,575 | 2,803,797 | 2,800,000 | 2,880,308 |
| | 決算 | 1,906,096 | 1,876,180 | 2,782,992 | 2,829,191 | 2,853,192 |

5 授業料軽減補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|------------------------------|--|--|--|--|--|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立高等学校等設置者 | | | | | |
| 対象事業 | 県内の私立高等学校等の設置者が行う授業料の軽減に係る事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|----------|---------|---------|---------|---------|
| 交付目的 | 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、県内の私立高等学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に、予算の範囲内で当該設置者に補助金を交付する。 世帯年収約 590 万円～約 750 万円世帯の生徒に対して、118,800 円（通信制課程 59,400 円）の支援を実施する。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 49 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 188,525 | 187,084 | 174,636 | 193,194 | 255,183 |
| | 決算 | 179,943 | 177,804 | 167,984 | 156,131 | 223,848 |

6 私立高等学校等入学金軽減補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立高校、専修学校高等課程、各種学校 | | | | | |
| 対象事業 | 世帯年収約 590 万円未満の世帯に対して、私立高等学校等の入学金の一部に補助を行うもの | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立高等学校等入学金軽減補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図る。（授業料については世帯年収約 590 万円未満の世帯で公立私立間（公私間）格差がないが、入学金については公私間で大きな格差があり、保護者の負担軽減を図る。） | | | | | |
| 県補助率 | 私立の高等学校（全日制）、専修学校（高等課程）については 50,000 円又は補助事業者が軽減した額のいずれか低い額 私立の高等学校（通信制）、各種学校については 23,000 円又は補助事業者が軽減した額のいずれか低い額 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和 4 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 65,000 |
| | 決算 | — | — | — | — | 63,660 |

7 私立学校等給食費緊急支援補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立学校等の設置者 | | | | | |
| 対象事業 | 原油価格・物価高騰により上昇した給食の提供に係る経費に対して、保護者の経済的負担増加を回避するために学校法人が下記の対応を行った場合に要した経費へ補助 ①令和 4 年 4 月以降の給食費の上昇分を学校法人が負担すること。 ②令和 4 年 4 月以降に値上げした給食費について、徴収済みの分については値上げ分を保護者に還付又は学納金等に充当し、給食費を令和 4 年 3 月時点の価 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 格に戻すこと。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | コロナ禍における原油価格・物価高騰している状況において私立学校が質及び量を保った給食を提供した場合に、物価高騰によって増額した食材等に対して予算の範囲内で支援を行い、保護者の経済的負担を軽減する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 33,284 |
| | 決算 | — | — | — | — | 23,638 |

〈監査の結果〉

(1) 補助金の名称

【事実関係】

財政上の管理における、細々事業名は「私立学校等給食費緊急支援補助金」であるが、交付要綱のタイトルは「令和4年度岐阜県私立学校教育振興費補助金（教育改革推進特別補助金）給食費負担軽減事業」となっている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項において、「文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならない」と規定されている。

【意見 私学振興・青少年課】

予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。

(2) 交付申請（添付書類）

【事実関係】

A C高等学校及びAD中学校から提出された実施計画書（内訳2）と実施報告書（内訳2）における令和3年度②給食提供に係る経費（実績）の金額が異なっていた。担当課が学校に確認したところ、実績報告時に添付する経費算出シートの金額に誤りがあり、正しくは申請時の金額であるとのことであった。なお、申請時の金額を前提としても補助金額には影響なかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。

8 私立学校等スクールバス利用料支援補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立学校等（幼稚園、小・中・高等学校、専修学校、各種学校） | | | | | |
| 対象事業 | 私立学校においてスクールバスを運行する学校法人で令和4年10月以降のスクールバス利用料の引上げ相当額を学校法人が負担すること。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱 令和4年度岐阜県私立学校教育振興費補助金（教育改革推進特別補助金） スクールバス利用料支援事業実施要領 令和4年度岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金（教育改革推進特別補助事業）スクールバス利用料支援事業実施要領 | | | | | |
| 交付目的 | 昨今の燃料価格の高騰により、私立学校におけるスクールバスの運行に要する燃料費が増加しているため、スクールバス利用料の引上げ相当額を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度（単年度事業） | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 20,513 |
| | 決算 | — | — | — | — | 3,793 |

〈監査の結果〉

（1）経済性

【事実関係】

予算要求（9月補正）は20,513千円であったが、実績額は3,793千円と予算と実績で大幅な乖離があった。要因は所要額検討の時間がなく最大額で見積ったものの、申請が少なかったことによる。

【規範】

補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。

9 授業料減免事業臨時特別経費

〈概要〉

| | |
|----|-----------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
|----|-----------|

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
| 交付先 | 私立小学校・中学校・高校・専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校又は准看護学校）に通う生徒 | | | | | |
| 対象事業 | 学校法人が自己の責めによらない失業、倒産、破産、死亡、罹災、長期療養、減収等の事由により家計が急変し授業料の納付が困難となった児童生徒の授業料を軽減した場合に補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立中学校等授業料軽減補助金交付要綱 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 家庭の状況に関わらず、全ての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる | | | | | |
| 県補助率 | 定額 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱、高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成12年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,921 | 2,163 | 12,859 | 12,859 | 17,000 |
| | 決算 | 1,269 | 1,543 | 5,334 | 2,422 | 4,205 |

10 授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私立高等学校等設置者 | | | | | |
| 対象事業 | 私立高等学校等設置者が家計急変した生徒の授業料を減免した場合に補助（補助額を引上げ） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、県内の私立高等学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に、予算の範囲内で当該設置者に補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱、高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 4,190 |
| | 決算 | — | — | — | — | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該予算は、授業料減免事業臨時特別経費を補うかたちで、最近の経済情勢により家計が急変した世帯を支援するため創設された予算であるが令和4年度は活用の実績はない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

物価高騰により保護者の経済環境が厳しくなる中、家計が急変した世帯への支援の必要があるとして予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じること自体の必要性についても一層吟味することが望ましい。

11 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 東日本大震災等及び大規模災害により被災した児童生徒（被災した児童生徒に対する授業料等の減免を行った私立の小学校・中学校・高等学校・専修学校及び各種学校の設置者） | | | | | |
| 対象事業 | 県内の私立学校・専修学校等の設置者が岐阜県私立学校・専修学校等授業料等軽減補助金（被災児童生徒支援関連）交付要綱の規定により行う授業料等の軽減に係る事業であり、一定の要件を全て満たす児童生徒がその対象となる。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立学校・専修学校等授業料等軽減補助金（被災児童生徒支援関連）交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 大規模災害により被災した児童又は生徒の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者の負担を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 私立小学校 1人あたりの単価：360,000円 私立中学校 1人あたりの単価：360,000円 私立高等学校 1人あたりの単価：158,400円 専修学校高等課程 1人あたりの単価：158,400円 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校 補助率3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の2（東日本大震災は原則10分の10） 被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱 被災児童生徒就学支援等事業実施要領（東日本大震災） 被災児童生徒就学支援等事業実施要領（大規模災害） | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 455 | 771 | 144 | 1,604 | 1,511 |

| | | | | | | |
|--|----|-----|----|---|---|---|
| | 決算 | 173 | 70 | 0 | 0 | 0 |
|--|----|-----|----|---|---|---|

12 岐阜県私学教職員退職金社団補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団 | | | | | |
| 対象事業 | 一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団が行う私立学校教職員の退職金の積立てに要する経費への補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私学教職員退職金社団補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立学校教職員に対する福利厚生事業を増進し、もって私立学校教育の振興を図るため | | | | | |
| 県補助率 | 1,000分の32 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和41年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 208,215 | 207,357 | 207,682 | 208,690 | 207,934 |
| | 決算 | 205,175 | 204,280 | 206,691 | 206,940 | 203,720 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (調査確認)

【事実関係】

補助金の金額の計算の基となる教員数や標準給与額等が同法人からの報告によってのみ計算されており、教員数や標準給与額等について、実数に関する調査や確認は行われていない。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第5条第1項は、「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

約2億円規模の補助金であり、算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけに基づくのではなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。

13 子どもの安全対策支援事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|-------------------------------------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 幼稚園 (85 施設) 小中学校等 (12 施設) |
| 対象事業 | 私立幼稚園等の送迎バス安全装置の設置費用や私立幼稚園における登園管理シ |

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| | システム、ICTを活用した子どもの見守り支援設置費用を助成する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県子どもの安全対策支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内に設置された幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校及び各種学校（幼稚園、小学校、中学校の教育に準ずる教育を行う学校に限る。）への通園・通学時等における子どもの安全対策を強化するため、幼稚園等を設置する学校法人が行う送迎用バスの改修等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県子どもの安全対策支援事業費補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし ○送迎用バスの改修支援 定額補助 ①義務化対象施設（幼稚園、特別支援学校）：市場価格を踏まえた額 ②義務化されない施設（小学校、中学校等）：市場価格の半額程度 ○ICTを活用した子どもの見守り支援及び 登降園（登下校）管理システム導入支援事業 5分の4以内 | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 学校安全特別対策事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 97,352 |
| | 決算 | — | — | — | — | 5,958 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（時期）

【事実関係】

令和4年度岐阜県子どもの安全対策支援事業費補助金交付申請書について、收受印が押印されていないため、県がいつ申請書を受け取ったのか不明であった。

【規範】

岐阜県公文書規程第13条、第14条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第13条第2項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
- 二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付
- 三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

担当課は、安全対策支援事業費補助金交付申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

(2) 交付申請（添付書類）

【事実関係】

岐阜県子どもの安全対策支援事業費補助金交付要綱には、添付書類について特段の定めはないため、申請書に対象経費について第三者の発行した見積書、車両に関しては車検証などの客観的な根拠資料が添付されておらず、私立幼稚園等が補助対象となる経費を実際に支出したかどうか不明であった。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第4条は、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。

14 日本私立学校振興・共済事業団補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|---------|--------|--------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 日本私立学校振興・共済事業団（岐阜県を所管庁とする先の分のみ） | | | | | |
| 対象事業 | 日本私立学校振興・共済事業団が行う長期給付事業 | | | | | |
| 要綱 | 日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 私立学校教職員に対する福利厚生事業を増進し、もって私立学校教育の振興を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 定率（標準給与の月額的一定割合（1,000分の8）） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和28年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 91,565 | 97,369 | 100,304 | 99,729 | 95,906 |
| | 決算 | 84,550 | 84,069 | 84,694 | 85,547 | 87,295 |

15 幼児教育緊急環境整備事業費補助金¹⁸

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 県内に設置された幼稚園型認定こども園等（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、私立幼稚園）を設置する学校法人、社会福祉法人その他知事が認める者（社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。） |
| 対象事業 | ①幼児教育の質の向上のための遊具等環境整備事業 ②幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業 ③認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 |

¹⁸ 細々事業名では、「幼児教育緊急環境整備事業費補助金（公共）」、「幼児教育環境整備事業費補助金（新型コロナ・感染症対策）」と2つの事業として予算立されているが、一つの補助金である。

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|---------|--------|--------|
| | ④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 ⑤認定こども園等への円滑な移行のための準備支援 ⑥園務改善のためのICT化支援 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の質の向上のための環境の整備、園における研修、教職員の合同研修に係る費用の補助を行うことにより、安心して育てる環境を整備することを目的とする。 ・保育教諭確保のための幼稚園免許状取得や認定こども園等への移行にかかる事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。 ・幼稚園教諭の業務負担軽減を目的とした園務改善システムをはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応したICT環境整備を支援することを目的とする。 ・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策の一環として、子供用マスクや消毒液等の保健衛生用品の購入費用を補助することで、より安心な幼児教育の場を整備することを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急環境整備 認定こども園：国2分の1 事業者2分の1（県負担なし） 幼稚園：国3分の1 事業者3分の2（県負担なし） ・研修支援 国2分の1 事業者2分の1（県負担なし） ・免許状取得支援 国4分の1 県又は中核市4分の1 事業者2分の1 ・準備支援（認定こども園への移行） 国2分の1 事業者2分の1（県負担なし） ・ICT化支援 国4分の3 事業者4分の1（県負担なし） ・新型コロナ感染症対策 国2分の1 県2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱 / 同実施要領 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度（新型コロナウイルス感染症対策分は、令和2～4年度） | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,699 | 20,000 | 103,284 | 75,000 | 82,735 |
| | 決算 | 1,699 | 15,685 | 100,277 | 62,986 | 68,083 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（事業目的・内容）

【事実関係】

岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金交付要綱第3条は、「補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）及び経費（以下、「補助対象経費」という。）、交付基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。」と規定し、別表では、補助対

象経費は「国要領別紙5の4に掲げる経費」と規定されている。

そして、国要領別紙5の4では、「園務改善に資するICT化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等」、「最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象とする。」と規定されているところ、パソコン等の機器の導入にあたっての関連経費（設定費用）を含めて申請している園と除外して申請しているところとがある。

【規範】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、同条第2項は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

補助金の予算執行における公平性（公正性）の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いをできる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。

（2）交付決定（算定方法・金額）

【事実関係】

申請時の事業計画書において予定されていた購入遊具（価格 1,020 千円）とは異なる遊具（価格 1,365 千円）を選定購入した上で、実績報告がなされ、経費が増額することとなっている（内定額の範囲内であれば自由に購入できると考えてなされたもの）。

【規範】

岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金交付要綱第5条第1項（1）は、交付決定の条件として、「補助事業の内容の変更（幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業にあつては、補助金の額の20パーセント未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

県の要綱上、幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業については、「20%未満の減額を軽微な変更とする」という基準が存在するが、遊具を含むその他の補助メニューについてはそのような基準は存在しない。要綱の趣旨に合致することから軽微な変更に当たるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。

(3) 交付決定（補助対象経費）

【事実関係】

新型コロナウイルス感染症対策としての用途の関連性が一見して明らかでない物品（拡声器やベッド、ポリ袋、乾燥機、靴下等）について、補助対象となるかの確認方法が、実際の使用状況を具体的に確認するなどの定めがなく、個別の電話やメールのやり取りなどケースバイケースとなっている。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性（補助金交付の目的との適合性）が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。

(4) 事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

実績報告書によるICT化関連機器等導入の事実の根拠資料（報告方法）が、機器自体の写真のみの場合と、機器を使用した画面を示すものと申請者ごとに区々である。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第13条は、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

ICT化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QRコードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。

16 地域子ども・子育て支援事業費補助金（未移行幼稚園分）

〈概要〉

| | |
|------|-------------------------------------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 実費徴収（副食材料費（施設等利用給付認定保護者））に係る補足給付を行う |

| | | | | | | |
|------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 未移行幼稚園の副食費を補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国3分の1、県3分の1、市町村3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 県に対する補助なし（国3分の1は、直接国が、市町村に交付している） | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 30,159 | 43,740 | 38,443 | 39,539 |
| | 決算 | — | 10,684 | 21,342 | 26,168 | 24,924 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定（審査）

【事実関係】

高山市、瑞穂市、揖斐川町、坂祝町の4市町につき、令和4年12月頃の所要額調査（3月補正のため）時に報告金額が0円であったところ、実際には合計1,283,000円の交付申請がなされたため、「日本私立学校振興・共済事業団補助金」から予算流用処理を行っている。

なお、所要額調査において報告金額が0円となった理由については、同所要額調査を子育て支援課が実施するところ、該当市町担当者は、当該補助対象の実費徴収部分については、別途担当課（私学振興・青少年課）から照会されるものと誤認していたからとのことである。

このように、未移行幼稚園の副食費補助は私学振興・青少年課が担当するが、未移行幼稚園を含めた幼保園等全体に対する補助金の所要額調査は子育て支援課が担当するため、市町村において対応に若干混乱を来している様子が窺われる。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

当該補助金は令和元年度から継続されているものであり、令和4年度において高山市等4市町のみが交付申請を行わないという事態は想定し難い。

したがって、所要額調査の時点で、直ちに0円回答を行った高山市等4市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、もって予算不足による他目的補助金の予算流用という処理を回避すべきである。

17 認定こども園施設整備事業費補助金（公共）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|---------|-------|---------|---------|--------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、学校法人及び社会福祉法人 | | | | | |
| 対象事業 | ①市町村が国要領に基づき、学校法人又は社会福祉法人が行う認定こども園整備に要する経費に対して補助金を交付する事業 ②学校法人又は社会福祉法人が行う幼稚園耐震化整備 ③市町村が、間接補助事業者（学校法人又は社会福祉法人）が行う防犯対策整備に要する経費に対して補助金を交付する事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県認定こども園整備事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | ①③について県2分の1 市町村4分の1 事業者4分の1 ②について県2分の1 事業者2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10（県負担分については、全額国庫補助） 認定こども園施設整備交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 267,840 | 64853 | 198,833 | 177,082 | 33,050 |
| | 決算 | 267,840 | 40181 | 164,210 | 174,914 | 28,533 |

18 私学団体等補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | 私学関係団体 | | | | | |
| 対象事業 | 私立学校教職員の資質の向上及び私立学校の振興を図るため、私学団体を実施する研修事業や広報事業等に対する補助をする。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私学団体補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 少子化の影響で生徒数が減少しており、とりわけ学校経営を行う私立学校においては、より魅力ある学校づくりと教職員の資質の向上に努める必要がある。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助（各補助団体ごとに定められた補助金限度額まで） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成24年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 3,810 | 3,810 | 3,810 | 3,810 | 4,810 |
| | 決算 | 3,810 | 3,737 | 3,285 | 3,225 | 4,620 |

〈監査の結果〉

（1）経済性

【事実関係 補助金の配分理由】

本補助金は、定額補助であり、対象事業の経費が団体ごとに定められた上限額を超えた場合に、同額の補助金が交付される。各団体ごとの上限額は、下記のとおりであるが、なぜ団体ごとにこのような金額が定められているか、団体ごとの金額の差異の

理由について、担当課から明確な回答はない。

私立幼稚園連合会補助金：27万円

私立専修学校各種学校連合会補助金：25万円

私立短期大学協会補助金：9万円

私立大学協会補助金：9万円

岐阜県私学振興会補助金：45万円

私立幼稚園PTA連合会補助金：18万円

私立専修学校各種学校案内作成事業費補助金：45万円

私学団体連合会補助金：27万円

私立幼稚園子育て支援事業費補助金 36万円

全国私学研究会補助金：100万円

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

補助金額の上限設定の根拠及び合理性が不明であり、「最少の経費で最大の効果」が挙げられているのかの判断は困難である。補助金の必要性とその根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。

19 青少年育成県民会議運営費県単補助金¹⁹

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議 |
| 対象事業 | 本県における青少年の非行を防止し、健全な青少年の育成を図るため、青少年健全育成に係る各種大会の開催や「地域のおじさん、おばさん運動」（岐阜県名：ソーシャルアンクル・アント運動）、「一市町村民会議一運動」の推進を図る青少年育成県民運動、青少年育成関係者・団体の顕彰等を主体的に実施する岐阜県青少年育成県民会議に対し補助を行う。 |
| 要綱 | 岐阜県青少年育成県民会議補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 岐阜県における青少年健全育成事業の効率的な推進を図るため、民間主導による県民総ぐるみの活動を補助する。 |
| 県補助率 | 定額補助 |
| 国庫補助 | なし |

¹⁹ 細々事業名では、「青少年育成県民会議運営費県単補助金（人件費）」、「青少年育成県民会議事業費県単補助金（事業費）」と2つの事業として予算立されているが、一つの補助金である。

| 開始年度 | 昭和 43 年度・人件費補助は、平成 15 年度 | | | | | |
|-------------------|--------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 人件費 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2,535 | 2,565 | 2,708 | 2,708 | 2,699 |
| | 決算 | 2,535 | 2,565 | 2,699 | 2,675 | 2,691 |
| 事業費 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2,050 | 2,012 | 1,913 | 1,734 | 1,734 |
| | 決算 | 2,050 | 2,012 | 1,913 | 1,734 | 1,734 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (対象経費)

【事実関係】

岐阜県青少年育成県民会議補助金交付要綱の定める補助対象経費は、「人件費及び青少年健全育成に係る事業費」とし、補助率は「定額」とのみ規定する。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。

(2) 事業実績報告 (提出期限)

【事実関係】

実績報告書について、收受印が押印されていないため、県がいつ報告書を受け取ったのか不明であった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 13 条、第 14 条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第 13 条第 2 項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付

二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付

三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

担当課は、実績報告書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

(3) 事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

事業完了確認調書を作成し、年度内に、事業完了を確認したことを記録に残している。

【参考報告 私学振興・青少年課】

事業完了を確認する方法として参考になる。

(4) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和4年度から令和6年度の予算要求資料に添付されている事業評価調書の事業評価は、全て同じ評価が記載されている。特に事業の有効性については、「コロナ禍により県民会議及び関係機関の活動が制限され、目標は達成出来なかった」として評価を0としているが、目標達成指数としている「地域のおじさんおばさん新規登録者数」実績は、令和2年度が180人、令和3年度が384人、令和4年度が189人と、コロナ禍でも増加になった年があり、新型コロナウイルスが5類感染症に移行しているにも関わらず、従前と同様の評価をしている。

3年間事業評価が同じであることについて、担当課からは、「第4次岐阜県青少年健全育成計画（令和3年度～7年度の5年計画）の数値目標を評価項目としており、評価項目を途中で変更するのは適当ではないと判断しています。令和5年度はコロナは5類に移行されましたが、活動が直ぐに従前のように再開されているわけではないことが、結果に影響していると分析しています。」との意見が述べられている。

【意見 私学振興・青少年課】

3年間全く同じ事業評価は果たして評価を行っているのか疑問が持たれるところである。コロナ禍でも実績が増加していることから、目標値の変動は社会情勢だけが理由ではなく、他の要因も十分に考えられる。コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、その情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。

20 岐阜県青少年育成事業補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 私学振興・青少年課 |
| 交付先 | 特定非営利活動法人岐阜県青年のつどい協議会 |
| 対象事業 | 特定非営利活動法人岐阜県青年のつどい協議会に対する ①協議会の運営（総会、理事会、機関誌発行、各種の情報提供等） ②各種事業の実施（青年リーダー育成事業、会員交流会、ふれあい空間事業等） |
| 要綱 | 岐阜県青年団体育成事業補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 県内6つの青年団体が加盟する県下唯一の青年団体の連合組織である県青年のつどい協議会の運営及び各種事業に対する定額補助を行うことで、青年団体の |

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| | 交流活動や、青少年健全育成に資する事業を展開し、青年団体の育成及び活動の促進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 事業費の一部を定額補助 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 44 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1,507 | 1,507 | 1,507 | 1,507 | 1,507 |
| | 決算 | 1,507 | 1,507 | 1,507 | 1,507 | 1,507 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

確認した資料によれば、岐阜県青年のつどい協議会の役員構成については、40 代以上が大半を占めており、また、同協議会の決算書によれば、収入のうち約 2 分の 1 を当該補助金（毎年度固定額）が占め、長らく非自立的（補助金ありき）な収支状況と言えるところ、担当課へのヒアリングによっても、補助金対象事業である青年リーダー育成事業につき、どのような活動が行われ、県が同活動を補助することによって、どのような観点で県民の福祉に資するのか、その内容及び補助金交付目的との関係性、そして、県内に数ある社会活動団体のうち、県青年のつどい協議会のみ補助を継続的に実施する理由・必要性が明確にならなかった。

また、県担当課のホームページにおいて、「青少年育成に係る取組」として、同課が実施する事業の紹介がなされているが、同ページに、岐阜県青年のつどい協議会への補助事業の記載はない。そして、同ホームページ上、「関連リンク」を開くことで、同つどい協議会のホームページに辿り着くが、同つどい協議会のホームページには、活動原資たる収入の約 2 分の 1 を県の補助で賄っているにもかかわらず、県の補助を得ている旨の紹介・説明は見当たらない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、また、同法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定する。

【意見 私学振興・青少年課】

一団体に対して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、広く県民に岐阜県青年のつどい協議会が行う活動やその活動の県民の福祉増進に対する有効性等につき、より積極的にホームページ等を用いた広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、前例踏襲として漫然と補助金の交付を継続することなく、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。

(2) 要綱（暴排条項）

【事実関係】

当該補助金の要綱には、暴力団排除条項がない。

【規範】

岐阜県暴力団排除条例第7条は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。

(3) 検証（目的達成・既得権）

【事実関係①】

当該補助金については、長期間にわたり毎年度固定額が支出されているところ、その事業評価調書については、基本的に評価（3段階）及びコメントが同一内容である。

【事実関係② 検証過程の記録】

当該補助金に係る5年の終期が令和5年度であり、事業評価調書には、「終期到来時の達成状況や事業運営状況等を踏まえて、その後の方針を検討する。」と記載されているが、その有効性等を検証する作業については、特に把握できず（少なくとも議論を尽くした過程・内容・結果が分かる議事録等は存在しない。）、次年度以降も継続の方針が決定されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、また、同法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定する。

【指摘 私学振興・青少年課】

毎年度同一内容の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。

したがって、特に当該補助金のように、一団体に対して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。

【意見 私学振興・青少年課】

当該補助金のように、長期的な補助金については、5年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。

21 地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 私学振興・青少年課 | | | | | |
| 交付先 | ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク | | | | | |
| 対象事業 | 地域における子供たちの活動を支え、地域住民から高い評価を得ている個人及び団体で構成する「ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク」が実施する、市町村の区域を越えた広域的な子供に関わる支援活動や、支援活動に携わる人材の育成及び支援活動の連携の強化に係る事業に対して補助を行う。 | | | | | |
| 要綱 | 地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 市町村の区域を越えて広域的に実施する子育て支援事業の経費を補助することにより、子育て力・教育力の向上に向けた生涯学習活動を推進する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成25年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,000 | 1000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 決算 | 1,000 | 917 | 919 | 651 | 783 |

〈監査の結果〉

(1) 検証(自立可能性)

【事実関係】

補助団体の収支状況を確認したところ、当補助金以外の収入は補助開始年度以降0円であった。当該補助金の予算要求資料を確認すると、「自主的運営が可能となるまで継続して負担」と記載がなされているが、現状、自主的運営の目処が立たない状況である。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 私学振興・青少年課】

補助開始から10年が経過する中で、補助金が交付され続けており、県は、自主的運営が可能となっていないと評価している状況である。活動そのものの意義は存在するものの、自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。

第2 文化創造課

1 芸術文化振興事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 文化創造課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団 | | | | | |
| 対象事業 | ①文化活動支援事業（文化活動に対する助成金、文化団体等交流会を開催し情報交換の場を提供、青少年の文化活動の成果発表の場としてジュニア文化祭を開催） ②文学振興事業（第12回小島信夫文学賞授賞式） ③音楽文化振興事業（ぎふ・リスト音楽院マスターコース、ぎふ・プラハ音楽院セミナーを開催） ④実演芸術アウトリーチ事業（障がい者実演芸術アウトリーチ事業） | | | | | |
| 要綱 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団の文化振興事業を補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成15年 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 42,075 | 45,075 | 43,571 | 43,482 | 43,482 |
| | 決算 | 39,983 | 40,246 | 73,457 | 25,989 | 34,964 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（対象経費）

【事実関係】

交付要綱に「芸術文化振興事業費補助金振興事業に要する経費」と記載されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

(2) 要綱（算定基準）

【事実関係】

交付要綱において、補助金の額について「知事が定める額」と記載がある。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。

2 清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 所管 | 文化創造課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団 | | | | | |
| 対象事業 | 清流の国ぎふ芸術祭 アート体験プログラムの開催に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県民の美術に対する関心を高め、美術に関する知識や技術を向上させるため。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | 文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成30年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 10,564 | 14,814 | 9,792 | 16,081 | 16,365 |
| | 決算 | 9,785 | 9,562 | 9,515 | 15,477 | 15,994 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（対象経費）

【事実関係】

対象経費について、公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱第2条には「清流の国ぎふ芸術祭アート体験プログラムの開催に要する経費」と記載されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

(2) 要綱（算定基準）

【事実関係】

公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱第2条には、補助金の額として

「知事が定める額」と記載されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。

(3) 交付（通常払）

【事実関係】

履行確認調書について、日付が令和5年3月31日で作成しているが、国費対象事業以外(120,715,471円)については、補助事業者が提出している書面は、令和5年4月20日付の実績報告書しか確認出来ない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

実績報告書の提出が4月20日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

3 ゐふ清流文化プラザ環境整備事業補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 文化創造課 |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団 |
| 対象事業 | ①子育て支援スペース運営事業 ②カフェ運営事業 |
| 要綱 | 公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱 |
| 交付目的 | ぎふ清流文化プラザの利便性を確保するための環境整備に要する経費を補助するため。 |
| 県補助率 | 10分の10 |
| 国庫補助 | なし |
| 開始年度 | 平成27年度 |

| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------|----|----------|--------|---------|---------|---------|
| | 予算 | | 16,787 | 12,479 | 12,448 | 12,392 |
| 決算 | | 16,632 | 12,303 | 12,283 | 12,271 | 12,493 |

〈監査の結果〉

(1) 経済性

【事実関係 管理費の発生・収支の把握】

補助金交付先の(公財)岐阜県教育文化財団(以下「財団」という。)は、本補助金の対象事業に係るスペースも含め、ぎふ清流文化プラザの管理運営に関し、県から指定管理を受けており、指定管理料を受け取っている。担当課の説明によると、本補助金の対象事業は、指定管理業務ではなく、財団の自主事業とのことである²⁰。

一方で、本補助金の対象事業は、Ⅰ子育て支援スペース運営事業及びⅡカフェ運営事業であるところ、これらの事業については、財団自身が運営することなく、A社、B社にそれぞれについて全ての事業の委託をしている。

令和4年度の補助金決算額は12,493,000円であり、交付された補助金の使途を調査したところ、上記Ⅰ子育て支援スペース運営事業の委託料としてA社に対し10,525,862円(税込)、財団が県に支払う目的外使用料として約125万円、残り約38万円が光熱費等の実費として使用されていた。

また、Ⅰ子育て支援スペース事業の令和4年度の収支報告書によると、支出の部(決算額)として、①諸謝金(5,742,766円)、②事務局人件費(2,400,000円)、③事務費(553,144円)、④修繕費(0円)、⑤通信運搬費(98,654円)、⑥保険料(52,826円)、⑦賃料(96,000円)、⑧管理費(869,906円)と計上されている。担当者のヒアリングによると、⑧管理費は、①ないし⑦の支出額(予算額)の10%で積算したものとのことである。

収入の部(決算額)は、補助事業者からの委託料以外に、利用者からの講座収入(54,900円)、一時あずかり収入(188,200円)、広場入場・コピー代等収入(1,230円)があり、その年間収入は244,330円である。年間収入は、予算額に対して200,070円の減収であったが、支出においては、当該減収分に対応する形で、事務費、修繕費、通信運搬費が減少となっているが、諸謝金・管理費の減少はなく、収益を0円とするかのような収支報告書が作成されていた。

Ⅱカフェ事業については、県に支払う目的外使用料年間32万円を財団が負担しているものの、B社に対する委託料は0円であることがわかった。また、カフェ事業の収

²⁰ 対象事業に関しては、令和3年度の包括外部監査「岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業」において、指定管理業務とするか、実施事業者に対する直接の委託を行うことが意見され、その他の指摘もなされているが、県は、検討の結果、自主事業と判断し、措置を行ったとしている。この点については、監査人として疑問があるところではあるが、本監査においては補助金に関する監査であることも踏まえ、県の判断を前提に補助金業務について指摘を行うものである。

支については、財団からの委託事業であるとの理由で、県は把握していないことも分かった。

その後、(公財)岐阜県教育文化財団がB社に委託しているⅡカフェ事業の令和4年における収支について担当課にヒアリングしたところ、公的給付も含め1,140万円の収入があり、支出は1,130万円程度であり、約10万円の利益があるとのことであった。

当該カフェ事業については、ぎふ清流文化プラザが再開された平成27年9月1日以降、公募により運営事業者が選定されてきているが、経営状況が良くないとのことで2度の運営事業者の交替が行われていることが確認されている。

なお、公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱(以下「本要綱」という。)には、対象経費について、「ぎふ清流文化プラザの環境整備に要する経費」とのみ記載されており、算定基準について、「知事が定める額」と記載されているのみである。

【規範】

地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。また、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘① 文化創造課】

本補助金の対象事業は、財団の自主事業として位置付けられている。自主事業は、指定管理業務とは異なり、本来指定管理者が、自身の責任と負担において行う事業である。また、自主事業は、単なる施設の一利用行為に過ぎないことから、指定管理者が行う必要性はなく、他の事業者が目的外使用許可を受けて行うことができる事業でもある。更に、自主事業の収入は、指定管理者自身の収益となり、管理を委託した県の収益となるものではないことから、自主事業のために管理費を上乗せすることは行われませんが、このような自主事業に対し、県が指定管理者に対し補助金を交付すれば、指定管理料の上乗せとも評価され得るものである。

また、本要綱には、補助金対象経費及び算定基準について具体的な定めがなく、上限も設定されていない。そのため、必要な範囲を超えて、財団が委託している事業者に対し、補助金が交付されるリスクのある制度設計になっている。

特に上記Ⅰの子育て支援スペースにおいては、補助事業者より委託を受けるA社は、年間の施設利用者数の増減とは関係なく、毎年10%の管理料を利益として受け取れる仕組みとなっており、経済的合理性があるとは考えがたく、このような業者に委託を続けるだけでは、子育て支援スペースの収益の増加が見込まれるはずもなく、一方的に委託先事業者の必要経費を補助するだけの結果にもなりかねない。

そこで、補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。

【指摘② 文化創造課】

上記Ⅱのカフェ事業については、過去の経緯から収益が見込めないことから、指定管理料分を補助して維持を図っているが、カフェ事業そのものはその業者の経営努力により、高い収益を獲得できる可能性があることから、一定の収益性が確保できた際には、補助の必要性は認め難いと考える。そのため、今後、補助金の公益性の判断をするために、上記Ⅱのカフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。

(2) 要綱（対象経費）

【事実関係】

対象経費について、「ぎふ清流文化プラザの環境整備に要する経費」と記載されているのみである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 文化創造課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまい、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するべきである。

(3) 要綱（算定基準）

【事実関係】

算定基準について、「知事が定める額」と記載されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 文化創造課】

算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。

第3 文化伝承課

1 県立高等学校文化部活動振興費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 文化伝承課 | | | | | |
| 交付先 | 各高等学校部活動後援会等 | | | | | |
| 対象事業 | 全国大会出場等の高い実績を有する部に対して、旅費や運搬費等の経費の一部を補助する事業。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県立高等学校文化部活動の一層の強化・推進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 過去3年間の実績に応じて推進指定校を認定し、各種基準に基づき各推進指定校に分配。補助金の額は補助対象経費の2分の1を超えない範囲。 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,300 | 4,300 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| | 決算 | 4,300 | 4,300 | 4,214 | 4,300 | 4,300 |

〈監査の結果〉

(1) 経済性

【事実関係】

補助対象の部活動を岐阜県高等学校文化連盟の推薦に基づき決定し補助金予算の配分を部活動単位で、内規に定める一定の計算式に基づいて行っている。

支出は学校に対して直接ではなく、各後援会に対して行われている。

【参考報告 文化伝承課】

支出は学校ではなく、部活動後援会に対して行われており、補助金予算の配分は、部活動単位で行われている。また、配分金額は一定の計算式に基づいて決定しており、恣意性が介在する余地が少なく、望ましい運用がなされているため参考報告とする。

(2) 事業実績報告（完了日）

【事実関係】

対象経費の2分の1が補助金額を大幅に超えている高校が多々あるものの、3月末までの実績で報告されており、全ての根拠資料を提出し、県でも全てチェックしている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

【意見 文化伝承課】

多額の対象経費が発生している部活動については、実績報告の期間を3月とせずに、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。

2 全国高等学校総合文化祭派遣費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 文化伝承課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県高等学校文化連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 全国高等学校総合文化祭への県代表生徒の派遣事業。 | | | | | |
| 要綱 | 全国高等学校総合文化祭派遣費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県代表生徒の派遣にかかる経費負担を軽減し、全国の優れた活動成果に触れる機会を創出することで相互啓発及び資質・技能の向上を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 県高等学校文化連盟に対し定額を補助し、参加生徒に分配。補助対象は全国高等学校総合文化祭派遣に係る経費とし、補助金の額は運賃・宿泊費の2分の1以内。 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 決算 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定 (算定方法・金額)

【事実関係】

補助対象経費の2分の1は毎年補助金額の100万円を大幅に上回っており、結果として、定額100万円を対象者に応じて各校に配分している状態となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

【意見 文化伝承課】

補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。

第4 環境生活政策課

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 所管 | 環境生活政策課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」に基づき、市町村が行う地域学校協働活動推進員等の配置やコミュニティ・スクールの導入に向けた活動等に対し事業費を補助する | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 社会全体の教育力の向上を図る | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の1 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成19年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 37,532 | 53,054 | 60,997 | 52,300 | 52,800 |
| | 決算 | 24,587 | 29,850 | 24,362 | 28,151 | 35,388 |

2 家庭教育支援推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 環境生活政策課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 市町村が行う家庭教育支援推進事業（家庭教育支援員等の配置その他家庭教育支援の実施・運営に関する事業をいう。） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの設置により、関係部署と連携をとりながら、地域全体で、各家庭の状況に応じたきめ細かな家庭教育支援を実施する体制整備に取り組む市町村を支援するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の1 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成19年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,446 | 6,377 | 7,082 | 4,822 | 5,511 |
| | 決算 | 2,462 | 2,682 | 2,887 | 3,079 | 3,843 |

3 県子ども会育成事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 環境生活政策課 | | | | | |
| 交付先 | 一般財団法人岐阜県子ども会育成連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 一般財団法人岐阜県子ども会育成連合会の活動に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 生涯教育促進事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和38年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 777 | 777 | 777 | 777 | 777 |
| | 決算 | 777 | 777 | 421 | 647 | 777 |

4 第18回日本スカウトジャンボリー派遣事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 環境生活政策課 | | | | | |
| 交付先 | 日本ボーイスカウト岐阜県連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 第18回日本スカウトジャンボリー派遣に係る経費 | | | | | |
| 要綱 | 生涯教育促進事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度（同種補助金は、昭和56年度より開始） | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 500 |
| | 決算 | — | — | — | — | 500 |

〈監査の結果〉

（1）事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

「補助事業確認カード」という名称の独自フォーマットの書面で調査結果を残している。

【参考報告 環境生活政策課】

補助事業確認カードは補助金の実績調査をする上で有用であり、県全体として共有するのが望ましいため、参考報告とする。

5 岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 環境生活政策課 | | | | | |
| 交付先 | 日本ボーイスカウト岐阜県連盟・ガールスカウト岐阜県連盟 | | | | | |
| 対象事業 | スカウト活動に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 生涯教育促進事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 活動の活性化を図ることにより、地域の教育力向上につなげるため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和38年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 414 | 414 | 414 | 414 | 414 |
| | 決算 | 414 | 414 | 376 | 414 | 414 |

第2章の2 健康福祉部

第1 子育て支援課

1 子育て世帯負担軽減事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-----------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 令和4年11月分の児童手当受給者、高校生等のみを養育する主たる養育者、高校生等の里親に対し、対象者1人あたり15,000円を支給 | | | | | |
| 要綱 | 令和4年度岐阜県子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | コロナ禍における原油価格高騰等の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 2,819,121 |
| | 決算 | — | — | — | — | 2,472,845 |

〈監査の結果〉

(1) 県単独補助金事業評価調書との整合性

【事実関係】

県単独補助金事業評価調書には、「補助事業の概要」として、世帯あたり20,000円を一律支給とされているが、実際には、対象者1人あたり15,000円が支給されている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。

2 地域子ども・子育て支援事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | ①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、⑧養育支援訪問事業、⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑩地域子育て支援拠点事業、⑪一時預かり事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |

| | | | | | | |
|------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 要綱 | 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県は市町村が計画に基づき、円滑に13事業が実施できるよう、きめ細やかな支援を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | ①利用者支援事業：国3分の2、県6分の1、市町村6分の1 ②多様な事業者の参入促進・能力活用事業（多子世帯保育料負担軽減支援分）：国2分の1、県4分の1、市町村4分の1 ③ ①、②以外の事業：国3分の1、県3分の1、市町村3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,274,100 | 1,337,828 | 1,422,135 | 1,507,218 | 1,559,330 |
| | 決算 | 1,097,247 | 1,199,046 | 1,255,943 | 1,323,562 | 1,373,732 |

〈監査の結果〉

当該補助金については、補助対象事業が13事業と多岐にわたるため、申請書類及び添付書類等の量が多く、それ故に書類不備や提出期限徒過等の事例が複数認められた。

そこで、当該補助金については、補助金交付先である各市町村のうち、後記のとおり、令和4年度の申請書類等一式において一部不備が認められた大垣市（令和5年6月29日）及び池田町（令和5年10月18日）の外、美濃加茂市（令和5年9月19日）、岐阜市（令和5年10月8日）、高山市（令和5年10月25日）及び多治見市（令和5年12月1日）をサンプリングした上で、各市町担当課に対する現地ヒアリングを実施した。

なお、美濃加茂市は、令和4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請に関して、事務処理の誤りを原因として、交付金を取得できなかったとの新聞報道を前提に、県に対する申請への影響がなかったかも確認している。

県に対する補助金の申請手続そのものは問題なく行われていたが、国への申請手続が遅れた原因について、美濃加茂市の担当者からは、担当課間での情報共有・連絡体制の問題、担当職員の属人化が要因といった説明がなされたが、年度途中に発生した補助金への対応ということも影響があったと考えられる。

以下では、上記現地ヒアリングの結果も踏まえて、監査の結果を報告する。

(1) 有効性

【事実関係】

県内42市町村のうち補助金対象事業の実施は41市町村であり、白川村のみが申請していない。

県担当課によれば、「白川村は、補助金対象事業の類似事業は実施しているものの、国の実施要綱に定められる職員配置等の要件を満たさないため、補助対象外という理由で申請していないものと認識している。」とのことであった。

また、白川町と東白川村は、「地域子育て支援拠点事業」のみの申請に留まり、他の

補助金対象事業は申請がない。

県担当課によれば、「上記と同様に、補助金対象事業の類似事業は実施しているものの、国の実施要綱に定められる職員配置等の要件を満たさないため、補助対象外という理由で申請していないものと認識している。」とのことであった。

【規範】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

補助金対象事業と類似事業を実施している市町村（特に補助金申請のない過疎地域）については、現地機関のヒアリング等を行い、補助金申請の意向は有するが、要綱の基準を満たさない等の理由で申請に至れていないという事情が存する場合、その要綱の基準を満たす手段・方法（職員配置の見直し等）を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。

(2) 要綱（規則との整合性）

【事実関係】

岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第5条は、交付の条件として、第1号から第3号までを掲げているところ、その中には、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号に該当する（経費配分の変更）規定はない。

県担当課によれば、同1号（経費配分の変更）が規定されていない理由は、国の交付要綱に、「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことができないと規定されているため、同1号（経費配分の変更）は条件として付していないとのことである。

しかし、当該補助金の交付決定通知書（変更を含む。）には、第4項として、「この補助金は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項を条件として交付するものである。」と明記されており、本来条件とはならない第1号（経費配分の変更）が付されている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。

(3) 交付申請（添付書類）

【事実関係①】

交付申請に添付された書類（エクセル表をプリントアウトしたもの）につき、金額表示が「#####」となっており、内容を確認・検証できないものが複数の市町村で認められた。

なお、表示が「#####」となっていた複数の市町村のうち、サンプリング調査として大垣市に対するヒアリングを実施したが、特にやむを得ない事情までは認められず、プリントアウトした書類の確認漏れということであった。

【事実関係②】

一部の市町村において、令和4年度申請における添付書類の中に、年度表記が「令和2年度」と、明らかな誤記が認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘① 子育て支援課】

対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである。

【指摘② 子育て支援課】

正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである。

【改善報告】

上記指摘①及び②については、該当する各市町村より、いずれも正しく表示された申請書（訂正版）が提出されたため、改善報告とする。

（4）事業の遂行（変更交付申請）

【事実関係】

変更交付申請書の提出期限につき、「期限厳守」として通知されているところ、美濃市において、変更交付申請書が、期限後に提出されていた。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。

（5）事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

安八町につき、実績報告書の添付書類に漏れがあり、後日、報告書一式を再送付した上で、全差替え処理が行われていた。

また、池田町については、実績報告書添付の別表に訂正箇所が多いとして、後日、同実績報告書一式の全差替えが行われていた。

なお、訂正箇所多数として全差替え処理を要した池田町につき、ヒアリングを実施したところ、特にやむを得ない事情までは認められなかったが、国と県とで報告書の書式が異なり、提出期限までの限られた短期間内に、漏れなく記入処理等を完遂させることが難しかったとのことであった。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

事業実績報告における必要書類の添付漏れや、訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できる。

したがって、市町村に対しては、各報告書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。

【意見 子育て支援課】

市町村が提出期限を徒過（事後的な全面的差替えを含む。）する理由を聴取・分析した上で、国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。

（6）検証（事業評価調書）

【事実関係①】

複数の事業が存する当該補助金であるが、その事業評価調書は、毎年度、評価（3段階）及びコメントの内容が同一である。

【事実関係②】

当該補助金の有効性等を定期的に検証する作業については、特にこれまでは行っておらず、また、毎年度の事業評価の際に行った作業・議論については、特に記録化が図られてはいない。

【規範】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

毎年度同一の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。

したがって、特に当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。

【意見 子育て支援課】

当該補助金のように、長期的・継続的な補助金については、定期的に有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。

(7) その他（書類の保存）

【事実関係】

市町村長宛の交付決定書（変更を含む。）には、「事業に関わる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、事業完了後 15 年間保管しておかなければならない。」と明記されている。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 22 条は、「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、知事の定める期間保存しなければならない。」と規定し、岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第 11 条は、「規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以降 5 年間とする。」と定める。

【指摘 子育て支援課】

交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に 5 年間と表記すべきである。

3 地域子ども・子育て支援事業費補助金（新型コロナ分）

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 小学校の臨時休業に伴い放課後児童クラブ等の運営や閉所による利用料返還・減免に要する費用に対する補助、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための研修受講費用や備品購入・施設改修費用の補助、地域子育て支援拠点事業等における ICT 機器の導入等経費の補助等 |
| 要綱 | 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 市町村において子ども・子育て支援事業を実施するにあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるために諸経費が発生しており、その費用について支援を行う。 |
| 県補助率 | 国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 |
| 国庫補助 | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|-------|--------|-------|---------|--------|--------|
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 125,000 | 39,599 | 48,336 |
| | 決算 | — | — | 97,677 | 27,004 | 33,504 |

〈監査の結果〉

(1) その他(書類の保存)

【事実関係】

交付決定、変更交付決定通知書の決定事項5には、「・・・帳簿等は、事業完了後15年間保管しておかなければならない。」と明記されている。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第22条は、「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、知事の定める期間保存しなければならない。」と規定し、岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第11条は、「規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。」と定める。

【指摘 子育て支援課】

交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。

4 地域子ども・子育て支援事業費補助金(重層支援事業分)

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子育て支援課(ただし、審査・市町村指導等は地域福祉課が担当) | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 重層的支援体制整備事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 介護・障がい・子ども・生活困窮に関する補助金を一本化し市町村へ交付することで、課題や属性を問わずワンストップで支援できる体制整備を支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 地域子ども・子育て支援事業における利用者支援事業：国3分の2、県6分の1、市町村6分の1 地域子育て支援拠点事業：国3分の1、県3分の1、市町村3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 令和4年度重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 25,729 |
| | 決算 | — | — | — | — | 25,676 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱(国の要綱との整合性)

【事実関係】

補助率について、県交付要綱第2条は、交付金の額を「国交付要綱4に基づき算定した額」と規定しており、これによって県交付金についても、国の補助率が適用されることとなっているが、実際には、「従来の各分野の補助金における県の補助率により算定した額」を、各市町村に交付しており、要綱に定める補助率と実際の補助率が異なる。

なお、県担当課によれば、令和5年度分の交付に向けて、実際の補助率を規定する要綱改正手続を進めているとのことである。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第23条は、「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。…（以下省略）…」と規定し、岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱第1条は、「県は、…（中略）…岐阜県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

補助率については、補助金の額の算定・交付において重要な要素であるため、従前の運用・慣行等に依拠することなく、要綱に則して処理できるよう、要綱に実際の補助率を規定すべきである。

【改善報告】

上記指摘を踏まえて、県担当課において、補助率が規定された改正要綱（令和5年度分の予算に係る交付金から適用）が作成されたので、改善報告とする。

5 岐阜県施設型給付費等補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 子ども・子育て支援制度における1号認定こどもに係る施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、質の高い教育・保育を提供する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1、市町村2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 347,827 | 408,211 | 406,697 | 401,752 | 412,571 |
| | 決算 | 310,281 | 383,017 | 348,106 | 359,042 | 382,262 |

6 出産・子育て応援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付子発1226号第1号厚生労働省通知別紙、以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が実施する伴走型相談支援や出産・子育て応援ギフトの支給 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県出産・子育て応援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の整備を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国3分の2、県6分の1、市町村6分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 出産・子育て応援交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 261,072 |
| | 決算 | — | — | — | — | 214,306 |

〈監査の結果〉

(1) 実績報告書（内容の正確性）

【事実関係】

笠松町の実績報告書に添付されている実績報告額算出表の金額と歳入歳出決算（見込）抄本の金額が一致していない。この点、担当者へのヒアリングによれば、支出は、実績報告額算出表の金額で行っており、決算見込抄本の金額の根拠は確認していないとのことであった。そこで、笠松町に確認をしたところ、令和4年度の決算見込抄本について歳出の負担金及び交付金の金額が誤っていることが判明した。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに正確に処理しなければならない」と規定する。

【指摘① 子育て支援課】

決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。

【指摘② 子育て支援課】

決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである。

【改善報告】

令和6年1月5日付で、笠松町から訂正された決算見込抄本が提出されたため、改善報告とする。

7 保育補助者雇上強化事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|-------------------|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 【保育補助者雇上強化事業について】 |

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| | <p>保育士の労働環境改善等に積極的に取り組んでいる保育所等に対し、将来保育士資格の取得を目指す者を保育補助者として雇い上げ、その雇上に必要な費用を補助する。</p> <p>定員 120 人以下の場合、1 施設当たり年額 232.2 万円又は 310.4 万円 定員 121 人以上の場合、1 施設当たり年額 465.6 万又は 620.8 万円</p> <p>【保育体制強化事業について】</p> <p>保育士の負担軽減を目的に、地域住民や子育て経験者などを保育所等内の清掃及び業務や給食の配膳など保育周辺業務を行う保育支援者として配置し必要な費用を助成する。</p> <p>保育支援者の配置 1 か所当たり月額 10 万円。 保育支援者が園外活動時の見守り等にも取り組む場合の加算 1 か所あたり月額 4.5 万円 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合の加算 1 か所あたり月額 4.5 万円</p> | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保育士不足の解消による保育現場の労働環境の改善 | | | | | |
| 県補助率 | 8 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 4 分の 3 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 28 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 39,951 | 41,914 | 73,364 | 97,896 | 115,387 |
| | 決算 | 19,700 | 33,279 | 52,143 | 79,965 | 97,712 |

8 私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業者、認可外保育施設 | | | | | |
| 対象事業 | 私立保育所等における給食費の値上げ相当額に対し補助を行う。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | コロナ禍において原油価格及び物価が高騰している状況で私立保育所等が質及び量を保った給食を提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 一食一人あたり 37 円を上限に補助 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10 分の 10 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 4 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 101,225 |
| | 決算 | — | — | — | — | 69,226 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (添付書類)

【事実関係①】

学校法人A Oについては、給食を提供したことが確認できる書類が添付されていなかった。A P保育園、A Q保育園、社会福祉法人A Rについては、「後日送付」となっており、担当課によると、実績報告の際に提出した資料が献立表ではなかったため、献立表の提出を求め差し替えたとの回答であった。

【事実関係②】

株式会社A Sや学校法人Jについては、外国語の献立表が添付されているが、日本語訳は添付されていなかった。この点について、年度末の時期に慣れない日本語訳を作成させることは園に多大な負担を強いる等の理由から日本語訳は求めず、県事務所の通訳等を通じた電話等による内容確認を行い給食が提供されたことを確認しているとの回答であった。

【規範】

交付要綱第 10 条第 2 項は、「別記第 6 号様式において定める書類を添付しなければならない。」と規定している。同様式には、提出資料の一つとして「給食を提供したことが確認できる書類等」を定めている。

【指摘 子育て支援課】

上記事実関係①に対しては、別表第 6 号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。

【意見 子育て支援課】

上記事実関係②に対しては、別表第 6 号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。

9 地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | ア 地域少子化対策重点推進事業 ①結婚に対する取組事業 ②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成事業 イ 結婚新生活支援事業 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ世帯所得 400 万円未満。ただし奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除）に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村を対象に国から交付。都道府県から市町村に対する間接補助 |
| 要綱 | 岐阜県地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 地域における少子化対策の強化を図るため、結婚・妊娠・出産・育児の「きれいのない支援」のために市町村が行う取組に要する経費に対し、予算の範囲内 |

| | | | | | | |
|------------|---|----------|--------|---------|---------|---------|
| | で補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし ア 地域少子化対策重点推進事業 実施要領別記 1 に該当するもの 国 3 分の 2、市町村 3 分の 1 実施要領別記 2 に該当するもの 国 2 分の 1、市町村 2 分の 1 イ 結婚新生活支援事業 ・都道府県主導型市町村連携コース 国 3 分の 2、市町村 3 分の 1 ・一般コース 国 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 26 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 8,000 | 26,405 | 36,101 | 28,383 | 87,265 |
| | 決算 | 2,240 | 17,314 | 22,563 | 20,239 | 50,711 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (事業内容)

【事実関係】

補助事業者である岐阜市は、事業の一部を他の者に委託しており、県は当該委託契約について、添付書類である実施計画書 3 頁における委託契約の有無の記載欄、実施報告書 3 頁における委託契約の有無及び契約方式の記載欄から委託内容を確認している。

【規範】

交付要綱第 6 条は、「補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする委託に関する契約を締結し、その内容を知事に届け出なければならない。」と定める。

【指摘 子育て支援課】

実施計画書及び実施報告書の記載欄には、委託契約の有無及び契約方式のみが記載されているだけであり、要綱に規定されている内容までは確認できない。よって、補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。

(2) 検証 (事業評価調書)

【事実関係】

事業評価調書には、市町村の事業計画に基づく事業ということを理由として、指標が設定されていない。

【規範】

財政課が示す事業評価調書の記載要領には、「目標の達成度を示す指標と実績」の項目に、「用いる指標は、事業の達成度を示す指標としてください。」「用いる指標は、事業を行うことで得られる「成果指標」としてください。」と指示がなされている。

【指摘 子育て支援課】

事業評価調書には指標を記載すべきである。

【改善報告】

当該事項につき、県より、「令和5年3月に岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しを実施し、「結婚新生活支援事業実施市町村数」を新たな指標に追加し、令和6年度末までに全市町村に実施いただくことを目標として設定いたしました。」との回答を得たため、改善報告とする。

10 療育支援体制強化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 療育支援加算適用施設において、主任保育士を補助する療育支援補助者として保育士資格等を有する者を常勤配置し、地域の子どもの療育支援体制及び入所している障がい児や発達障がい疑われる児童に対する療育支援体制の充実に取り組む場合には、その雇用に必要な経費を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保育所等において入所児童及び地域住民等の子どもに対する療育支援体制を強化することにより、保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るため、市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、療育支援体制強化事業補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成30年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 31,181 | 42,865 | 51,001 | 58,834 | 58,097 |
| | 決算 | 17,614 | 34,549 | 42,264 | 51,491 | 46,881 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（事業目的・内容）

【事実関係】

美濃市が令和5年2月28日に提出した申請書の内容に誤りがあり、1保育所について療育支援加算をBとして申請すべきところを、Aとして申請していた。

加算A：特別児童扶養手当受給対象児童

加算B：市町村が認める障がい児（手帳の有無は問わない）

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規

定する。

【意見 子育て支援課】

美濃市は、加算Aの場合は手帳の写し、加算Bの場合は診断書の写しを申請時の添付書類とし、確認しているとのことであるが、添付されているのに間違えているのであれば確認しているとは言えない。今後、申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。

11 低年齢児保育促進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村（中核市は除く） | | | | | |
| 対象事業 | 当該年度の4月から翌年3月までの間に、配置基準上必要な保育士に加えて、1.0人以上の保育士の加配を行った私立保育所等に対して補助（保育士人件費等） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 低年齢児保育促進事業実施要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保育士を加配した保育所等に対し、市町村と協調して補助金を交付することで、年度途中における0歳児を中心とした低年齢児の受入体制の確保や、保育士の負担軽減による離職防止を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1、市町村2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成20年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 43,255 | 52,512 | 52,512 | 61,088 | 44,968 |
| | 決算 | 35,629 | 40,902 | 43,891 | 39,391 | 44,067 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金では、保育士の加配が必要となる人数の園児（0歳児3人）が入所した場合に当月の前月までを補助対象としているところ、保育所等側のリスクの1つとして、その後園児が減少した場合、減少した期間が補助対象とならないことがあげられていた。

しかし、同リスクの問題については、毎年度10月又は11月に実施される各保育団体からの要望や意見交換を踏まえ、令和2年度に要件の見直しが図られ、減少した期間も補助対象となるように制度設計が変更された。

なお、制度設計の変更手続については、従前の要件・運用が要綱に規定されたものではなかったことから、新しい要件・運用の開始につき、特に要綱等の変更を要さず、補助事業者等への告知のみで実施された。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 23 条は、「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。…（以下省略）…」と規定する。

また、地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、補助対象事業者の予測可能性を担保した上で、同要綱等に基づき、公平・適正に処理し、もって住民の福祉の増進に努めるべきである。

【参考報告 子育て支援課】

定期的に意見交換会を開催する等して、補助事業者の実情や悩みを聴取・分析した上で、より有効で効率的な制度設計となるよう、適宜見直しが図られている点については、他の補助金事業においても参考となるため報告する。

12 第 3 子以降保育料等無償化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 3人以上の子どもを現に扶養する多子世帯に対し、市町村が保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る3号認定子どもの保育料及び2号認定子どもの副食費を無償化する費用について補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 第3子以降の子どもを持ちたいと思う保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 28 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 96,783 | 71,704 | 50,044 | 41,955 | 42,937 |
| | 決算 | 86,596 | 62,927 | 33,856 | 36,833 | 36,721 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

多子世帯にとって本件補助金のニーズは市町村に関係なく存在すると推測される一方で、本件補助金を利用していない市町村がある。

【意見 子育て支援課】

従前の広報の仕方としては、市町村を対象にしてきたとのことであるが、市町村には当該補助金に関し 2 分の 1 の負担があるため、財政上の理由から補助金を利用して

いない可能性もある。そこで、多子世帯へ当該補助金の周知を徹底させるために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。

13 岐阜県特定不妊治療助成費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|--------|---------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜市 | | | | | |
| 対象事業 | 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を行った夫婦に対し、治療費を援助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、その経済的負担の軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 12,404 | 113,543 | 39,027 |
| | 決算 | — | — | 4,170 | 92,583 | 28,737 |

14 保育環境改善等事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村等 | | | | | |
| 対象事業 | 公立及び私立保育所等の保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う費用について補助を行う。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う市町村に対し補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国3分の1、県3分の1、市町村3分の1（補助上限額：1施設あたり1,029千円） | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 36,768 |
| | 決算 | — | — | — | — | 31,324 |

〈監査の結果〉

(1) 補助金の名称

【事実関係】

本補助金は、「岐阜県児童福祉等対策事業費補助金交付要綱」を根拠とする「保育環境改善等事業費補助金」であるが、「岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱」を

根拠とする「保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金」が存在する。担当課に確認したところ、本補助金の名称決定は、国の「厚生労働省保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業 保育環境向上等事業）」内で示された事業名に倣ってなされたとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第5項は、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

本補助金の名称が「保育環境改善等事業費補助金」であるところ、この補助金の名称と同じ名称の要綱（岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱）が存在するが、当該要綱は、本補助金の根拠要綱ではない。

補助金の名称が非常に紛らわしく、処理の過誤を招きかねない。補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。

(2) 交付申請（時期）

【事実関係】

令和4年度岐阜県児童福祉等対策事業補助金申請書について、收受印が押印されていないため、県がいつ申請書を受け取ったのか不明である。

なお、担当課では、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、收受印は押印しない取扱いとのことである。このような取扱いを課として行っていることから、子育て支援課の補助金全てに言及できるところであるが、監査人が確認した当該補助金で記載する。

【規範】

岐阜県公文書規程

第13条（配布を受けた文書の取扱い）

文書取扱責任者は、法務・情報公開課長から文書の配布を受けたときは、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める手続を執らなければならない。

- 一 親展文書 直ちに宛名人に交付すること。
- 二 親展文書以外の文書 法務・情報公開課において既に開封されているものは直ちに、その他のものは速やかに開封し、当該文書の右下部余白に收受印（別記第七号様式）を、右上部余白にファイル印（別記第八号様式）を押した後、主務係長（係長が置かれていない場合は、課長の指定する者。以下この章において同じ。）に交付すること。この場合において、交付を受けた主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書にあつては番号を付け、当該文書に押された收受印に記号及び番号を記入するものとする。

2 第一項に定める文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書

配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付

二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付

三 その他の文書 文書が配布された日の日付

3 親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果それが前各項に定める手続を要すると認められるときは、速やかに文書取扱責任者に返付しなければならない。

第14条（各課に直接送達された文書等の取扱い）

主務課に直接持参された文書及びファクシミリにより受信した文書は、主務課において前条の例により処理するものとする。

2 事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認めたものについては、事務担当者が前条の例により收受することができる。

第14条の3（電子メールを受信した場合の取扱い）

文書取扱責任者は、所属宛ての電子メールを受信したときは、主務係長に転送しなければならない。この場合において、主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。

2 職員宛ての電子メールを受信した場合は、親展扱いのものを除き、当該職員が文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、受信した電子メールを紙に出力した場合は、第十三条の規定の例により処理するものとする。

【指摘 子育て支援課】

担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

これについて担当課からは、「申請書については、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、收受印は押印しておりません。他の補助金も同様であり、本補助金のみ指摘とされるべきことではないため、削除願います。」との反論がなされているが、メールでの提出であっても、紙に出力した場合は、書面での提出と同様の取扱いが求められている。

（3）事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

補助事業の完了した日が分かる客観的な資料が存在しないため、実績報告書の提出時期が適切か判別できない。担当課によれば、補助金の支払日をもって事業完了日としているとのことであった。

【規範】

「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとる補助事業等の場合、「補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対し間接補助金等を交付する事務であるから、間接補助事業等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が全額交付された時点であること。」と規定する。

また、岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱第9条第3項は、「実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から20日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

担当課によれば、補助金の支払をもって事業完了としているが、県の取扱いは、間接補助事業等が完了したときが完了としている。基本的には、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。

15 医療的ケア児支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 既存の保育所等において、医療的ケア児を受け入れるために必要な改修や設備の整備（備品の購入等）を行う事業を行う経費を補助する障害児受け入れ促進事業と、認定特定行為業務従事者を配置し医療的ケアに従事させることや、医療的ケアを行うために必要な研修受講など医療的ケア児の受入れ体制の整備に係る経費を補助する医療的ケア児保育支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 障害児受入促進事業 国3分の1、県3分の1、市町村3分の1 医療的ケア児保育支援事業 国3分の2、県6分の1、市町村6分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 25,905 |
| | 決算 | — | — | — | — | 20,213 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (補助割合)

【事実関係】

予算要求資料と歳出事項別明細調書で補助割合の記載が異なっている。

予算要求資料では、障害児受入促進事業について、国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1、医療的ケア児保育支援事業について、国 3 分の 2、県 6 分の 1、市町村 6 分の 1 と定めている。

歳出事項別明細調書では、障害児受入促進事業について、国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1、医療的ケア児保育支援事業について、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 と定めている。

実際は、予算要求資料の補助割合の記載が正しい。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

歳出事項別明細調書には、適切な補助割合を記載すべきである。

16 保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。） | | | | | |
| 対象事業 | 新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う事業（認可外保育施設における、子ども用マスク、消毒液等の衛生用品等の購入や施設の消毒等に必要となる経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助する。） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県保育環境改善等（新型コロナウイルス感染症対策）事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 認可外保育施設における、衛生用品等の購入や施設の消毒等に必要となる経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国 2 分の 1、県 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 65,500 | 27,685 | 24,693 |
| | 決算 | — | — | 37,412 | 23,899 | 23,194 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定（審査）

【事実関係】

勤務時間外の感染症対策活動に対する手当（割増賃金）の支給について、当該職員への給与の総支給額に含まれている旨を電話確認のみで確認しており、支給明細上は同手当の支給であることが確認できないケースが見られた。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

県及び国の要綱上、対象経費（かかり増し経費）の具体的内容については、職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金とされ、少なくとも感染症対策に関するものであることは必要と考えられている以上、他県の運用を参考にするなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。

(2) 事業実績報告（完了日）

【事実関係】

最終支払完了日から30日経過後を過ぎて実績報告されているケースについて、交付決定日を事業完了日とみなしているケースが複数存在した。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助金事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

実績報告の期限について、そのような取扱いを認める根拠規定が存在しない以上、要綱の定め違反しない運用とするか実態に即した規範を整えるべきである。

17 一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|---------------------------------------|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 岐阜県内に住所を有する夫婦が、産婦人科等において、一般不妊治療に要する経費 |
| 要綱 | 岐阜県一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付目的 | 不妊治療のうち、医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療に係る費用の一部の助成を行うことにより、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助基準額（1組5万円）の50% | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 30,000 | 20,400 | 20,400 | 20,400 | 19,975 |
| | 決算 | 8,525 | 8,609 | 8,052 | 9,357 | 514 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

事業評価調書における、事業の有効性評価において、補助する自治体が増えたことをもって、補助金の効果があったとしているが、平成30年からの5か年を見る限り、予算の執行率は50%以下であった。担当課に確認したところ、予算の設定は各市町村毎の見込みの件数から算出しているとのことであったが、前提となる各市町村に存在する夫婦の数などの具体的な数値が根拠とされてはいなかった。

なお、当該補助金は、令和4年4月1日から保険適用となったことから、令和4年度をもって廃止となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

本補助金は、実際に補助金を活用し、不妊治療が行われることで初めて少子化対策の効果が発揮されるものであり、補助する自治体が増えることが目的とは評価し難い。補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそもの補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかったかの検証が望ましい。

(2) 要綱（対象経費）

【事実関係】

補助対象者については、県の助成事業実施要領においては、夫婦の住所が異なる場合の他の市町村での重複申請を許可していない。岐阜県が各補助事業を行う、市町村の補助金要綱の中には、重複申請を認めない旨の規定が置かれていない規定が見られ（岐阜市）、重複申請がなされていないかの確認がなされているかが不明瞭であった。

【意見 子育て支援課】

各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。

(3) 要綱 (暴排条項)

【事実関係】

本補助金に関しては、要綱において暴力団排除条項を規定しているが、提出されている市町村の要綱については暴力団排除条項の記載がないものが存在する。

【規範】

岐阜県暴力団排除条例第7条は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。

18 放課後児童クラブ施設整備費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 放課後児童クラブの施設整備に必要な工事費等に対する補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 市町村が行う事業に要する費用に対し、放課後児童クラブ施設整備費補助金を交付する（放課後児童クラブの施設整備に必要な工事費等に対する補助を行う。）。 | | | | | |
| 県補助率 | 市町村が整備を行う場合 国 3分の1、県 3分の1、市町村 3分の1 市町村が整備を行う場合（待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 3分の2、県 6分の1、市町村 6分の1 市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 9分の2、県 9分の2、市町村 9分の2、設置者 3分の1 市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合（待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2分の1、県 8分の1、市町村 8分の1、設置者 4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 14 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 64,878 | 26,291 | 12,000 | 42,310 | 15,835 |
| | 決算 | 46,740 | 14,304 | 10,424 | 22,662 | 9,981 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

令和4年度の実績報告において中津川市のAT小学校に併設の放課後児童クラブについて建物平面図、建物内外主要部分の写真の添付がない。

【規範】

岐阜県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第8条第2項は、「実績報告には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。」と定めている。別記第6号様式において定める書類には、建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真が挙げられている。

【指摘 子育て支援課】

建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付するべきである。

【改善報告】

中津川市に追加提出を求め、当該資料は提出されたので、改善報告とする。

19 児童館等整備費補助金（単建）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 次世代育成支援対策を推進するために市町村が策定する整備計画に基づいて児童館等を整備（新設・修理等）する市町村に対して補助を行う。 ①新設（創設）・②改造（増築・増改築・改築）・③修理（大規模修繕等）・④防犯対策強化に係る整備等 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童厚生施設整備費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童に健全な遊びを与えて、健康の増進や情操を豊かにすることを図るため、市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で児童厚生施設整備補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の1 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成24年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 3,333 | 28,075 | 7,940 | 9,643 | 12,128 |
| | 決算 | 1,658 | 28,064 | 874 | 9,300 | 11,873 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（事業内容）

【事実関係】

交付要綱第2条の補助金の額欄に「要綱8のアの（ア）に定める」との記載がある

が、正しくは、「要綱8（3）アの（ア）に定める」であった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

要綱を訂正すべきである。

【改善報告】

令和5年11月29日付で交付要綱が改正されたので、改善報告とする。

(2) 書類の保存

【事実関係】

交付要綱第11条には、規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とすると規定されている。しかし、交付決定通知書には、「事業に関わる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、事業完了後15年間保管しておかなければならない」と記載されている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

交付決定通知書における保存期限を5年間と表記訂正すべきである。

【改善報告】

令和5年度の交付決定通知書には5年間と記載しているので、改善報告とする。

20 私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 私立保育所等 | | | | | |
| 対象事業 | 私立保育所等における送迎バス利用料の上昇分について利用者に転嫁しないため、原油価格高騰による送迎バス利用料上昇分の支援 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県私立保育所等送迎バス燃料費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 原油価格の高騰により、児童の送迎バスの燃料費に係る負担増が懸念されるが、これにより送迎を利用する保護者に負担が転嫁されることがないよう自治体の直接的な支援が届きにくい私立保育所等に対し、送迎バス利用料上昇分の支援を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 11,778 |
| | 決算 | — | — | — | — | 1,685 |

〈監査の結果〉

(1) 検証 (低補助率)

【事実関係】

補助対象のバス保有保育所等が 112 園であるのに対し、実際に補助を行った保育所等が 40 園 (34 法人) であり補助率は 35% と低い。

申請手続においては、園ごとにガソリン代の月平均単価を 2 年 6 か月分及び給油量を 6 か月分集計する必要がある。そのため、補助金を受けるためには、集計にかかる事務負担が必要となる。実際、実績把握が困難であることを理由に 1 法人が申請を取り下げている。

【意見 子育て支援課】

ガソリン代の上昇分の計算であるので個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい。

【改善報告】

令和 5 年度において、当該補助金は廃止し、交付金へ変更するとともに、送迎バス利用児童数に定額をかける計算方法へ変更することで、申請者の事務負担を軽減したとのことである。

その結果として、令和 5 年度上半期において 106 施設からの交付申請があったことから改善報告とする。

21 子ども・子育て支援事業費市町村補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 幼児教育・保育無償化に伴う自治体事務費 (認可外保育施設に関することに限る。) | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金 (幼児教育・保育の無償化) 交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 令和元年 10 月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに対象となった認可外保育施設の無償化に係る事務費等が市町村において発生するため、円滑な実施のために、その費用について支援を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 国 10 分の 10 (令和 2 年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) 交付要綱) | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | 303,578 | 99,643 | 12,100 | 11,230 |
| | 決算 | — | 213,969 | 92,797 | 10,990 | 10,592 |

22 保育士修学資金貸付事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 | | | | | |
| 対象事業 | 国要綱に基づき社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付等事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県保育士就学資金貸付等事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国 10 分の 9、県 10 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 28 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 121,457 | 14,261 | 98,563 | 9,095 | 8,430 |
| | 決算 | 64,396 | 12,594 | 95,809 | 3,346 | 2,819 |

23 産休等代替職員設置事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人等 | | | | | |
| 対象事業 | <p>私立の児童福祉施設等の直接処遇職員が産休、病休を取得した場合に、代替職員に要する経費。</p> <p>①出産の場合 就業規則等の規定による産前産後の休暇等の期間（出産予定日の6週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間）</p> <p>②傷病により31日以上療養を必要とする場合 休暇等の取得後30日を経過した日を起算日として、60日を経過する日までの期間を限度とした休暇等の期間</p> | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉施設等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童福祉等の増進及び児童福祉施設の整備を図るために行う事業又は事務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 17 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 9,000 | 9,787 | 6,647 | 9,912 | 7,599 |
| | 決算 | 5,565 | 5,892 | 3,415 | 7,631 | 4,670 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書には、基準額について「平成 16 年度までの国庫事業の基準額を適用」

との記載があるが、実際は予算要求資料の記載内容には誤りがあり、平成 16 年度までの国庫事業の基準額は「5,940 円」であり、令和元年度に補助単価の改正を行い、現在の基準額「7,320 円」に変更となった。これは平成 16 年度までの国庫事業の基準額を元に、岐阜県における最低賃金の上昇率を加味した額を適用しており、今後も必要に応じて見直しを検討していくとのことである。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載するべきである。

24 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 医療機関 | | | | | |
| 対象事業 | 分娩予定日より 2 週間前から出産までに 1 回、不安を抱えかつ希望のある妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査実施の費用を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策妊産婦総合支援事業実施要領 | | | | | |
| 交付目的 | 分娩前のウイルス検査により、妊婦が安心して分娩できるようにするため | | | | | |
| 県補助率 | 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 2 分の 1 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 22,120 | 11,540 | 7,587 |
| | 決算 | — | — | 6,119 | 7,985 | 3,200 |

25 第 2 子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 放課後児童クラブに 2 人以上児童を通わせている世帯に対し利用料減免を実施している市町村に対して、県が定める上限額の範囲内において、利用料減免額の 2 分の 1 の費用を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県第 2 子以降放課後児童クラブ利用料減免事業費補助金 | | | | | |
| 交付目的 | 市町村が、放課後児童クラブを 2 人以上利用している世帯の 2 人目以降の児童に係る利用料減免を実施する場合に、その減免額について補助を行うことにより、県内の子育て世帯の経済的負担の軽減に資すること。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 29 年度 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|----|----------|-------|---------|---------|---------|
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 5,000 | 5,741 | 3,628 | 6,239 | 4,496 |
| | 決算 | 3,459 | 4,023 | 2,888 | 3,906 | 3,465 |

26 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 多子世帯（3人以上の児童を現に扶養する世帯）の児童に係る病児・病後児保育の利用料を無償化する市町村に対し補助金を交付する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金 | | | | | |
| 交付目的 | 子どもが病気の際に、保護者が就労している等、自宅での保育が困難な場合において、病児・病後児や体調不良となった児童を安心して預けることができるよう病児・病後児保育を実施する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 27 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2,905 | 3,122 | 3,161 | 4,018 | 4,459 |
| | 決算 | 2,052 | 2,464 | 832 | 1,928 | 2,204 |

27 保育所ふれあい活動推進事業費補助金²¹

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 民間保育所等の連携強化及び活性化、勤務する保育士の質の向上等を図るため、民保連が行う事業に対して助成する。 ①親子・地域との愛着形成のための保育実践モデル事業 ②招聘型研修支援事業 ③保育の質の向上のための研修事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 未就園児の愛着形成の重要性を県内の保育所等及び未就園児の保護者に浸透させる。また、各私立保育所等において必要な研修を実施することにより、保育士の質の向上を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | ①県 2 分の 1、民保連 2 分の 1 ②県 2 分の 1、民保連 2 分の 1 ③国 2 分の 1、県 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 30 年度 | | | | | |
| 県単補助 | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |

²¹ 県の予算上は細々事業として「保育所ふれあい活動推進事業費補助金」、「保育所ふれあい活動推進事業費補助金（国補）」に分けて把握されている。

| | | | | | | |
|--------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 (千円) | 予算 | 2,850 | 2,850 | 2,850 | 2,850 | 2,850 |
| | 決算 | 2,495 | 2,479 | 1,622 | 1,944 | 2,166 |
| 国庫補助 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 |
| | 決算 | 900 | 900 | 463 | 900 | 900 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

子育て家庭を支援する岐阜新聞の広報誌 J O I N にコラムを掲載することが、情報が不足し子育てに悩む未就園の子育て家族を支援することにつながるとし、毎年 51,000 部を発行し、幼稚園・保育園・産婦人科や小児科・児童館に配布することで、保護者に届けることとしている。なお、当該情報発信のための総事業費は、108 万 8,000 円であり、その 2 分の 1 が補助対象であるところ、補助対象経費全体 (6,132,000 円) の 17% を占めている。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

そもそも未就園の子育て家族に、幼稚園・保育園を通じて配布することは、既に就園している子育て家族しか情報が渡らず、十分な事業効果があるとは考え難い。産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきである。

(2) 要綱 (対象経費)

【事実関係】

要綱には対象経費として「事業の実施に要する経費」と記載されているが、具体的な対象経費は明記されていない。どのような経費が対象となるかの基準が明確ではない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

(3) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書における指標としては、啓発実施市町村数を上げているが、事業評価調書で確認される、令和2年度より毎年42市町村と目標達成を続けているが、別の指標を定めてはいない。

【意見 子育て支援課】

既に達成した指標をかかげ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。

28 小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ①小規模児童クラブの運営に要する経費の補助 ②季節児童クラブの運営に要する経費の補助 ③季節クラブの開設に要する備品、空調設備等の設備に係る経費の補助 ④児童送迎事業に要する経費の補助 | | | | | |
| 要綱 | 小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業実施要綱 岐阜県小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童数10人未満（国庫補助の要件を満たさない。）の小規模児童クラブ・季節児童クラブの運営経費に関する補助等、市町村などが実施する放課後児童クラブの全小学校区での設置に向けた支援を行うとともに、長期休暇期間の開設などを促進する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県3分の1、市町村3分の2 ①基準額：基本分660,000円／1クラブ当たり ②基準額：基本分280,000円／1クラブ当たり ③基準額：600,000円／1クラブ当たり ④基準額：350,000円／1クラブ当たり | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,500 | 1,360 | 809 | 1,671 | 2,822 |
| | 決算 | 1,186 | 1,103 | 474 | 885 | 981 |

〈監査の結果〉

(1) 実績報告書（内容の正確性）

【事実関係】

事業者（恵那市にある学童クラブ）作成の実績報告書の年月日が「平成35年3月31

日」となっている。

なお、監査人が書類確認の際にこの点を指摘したところ、県担当課の指示を受けて、訂正版の実績報告書が事業者から恵那市に提出され、恵那市の受領印が押された書類が県へ提出されたが、同訂正版に押された恵那市の受領印は、「令和5年3月31日」と過去日付であった。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定し、岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取扱いとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

補助金交付先（委託先事業者を含む。）に対しては、実績報告書の日付を「令和5年」と正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させ、もって訂正の経緯等が事後的に確認・検証できるようにすべきである。

29 地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|--------|-------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 市町村が地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するための必要な改修、備品の購入（改修費、設備整備費、備品購入費、賃借料） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域における子育て支援施設の一層の推進を図るために、子育て支援施設の改修や備品の購入を支援するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 国2分の1、県4分の1、市町村4分の1 補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金とその他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額を選定し、この額と知事が別に定める額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。 | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,250 | 6,361 | 0 | 12,344 | 2,705 |
| | 決算 | 2,075 | 6,012 | 0 | 10,282 | 2,063 |

30 保育所等緊急整備事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|---------|--------|--------|--------|-------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備事業等 | | | | | |
| 要綱 | 保育所等緊急整備事業費補助金（安心こども基金）交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により県が造成した基金を活用し、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 国（県基金）2分の1、市町村2分の1、運営事業者4分の1 新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村については、国（県基金）3分の2、市町村12分の1、運営事業者4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 県基金の原資は子育て支援対策臨時特例交付金 | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 256,020 | 41,294 | 18,764 | 17,238 | 2,562 |
| | 決算 | 256,020 | 41,149 | 18,436 | 16,918 | 2,562 |

31 ファミリー・サポート・センター事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ファミリー・サポート・センターに関する ①新規設立に関する経費 ②広域実施に関する経費 ③病児・緊急預かりに係る経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県ファミリー・サポート・センター事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | ファミリー・サポート・センター事業の促進 | | | | | |
| 県補助率 | ①について限度額100万円での4分の1以内 ②、③について限度額25万円での4分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成12年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 0 | — | — | 250 | 1,000 |
| | 決算 | 0 | — | — | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金は、平成30年度は当初予算として100万円の予算を確保しながら使われず、同年度以降も全く予算が使われていない状況にあるが、事業評価調書においては、有効性があると評価している。その理由を、担当課に確認したところ、令和4年度は、高山市において事業開始にあたり、当該補助金を活用することが検討されたが、規模

が大きくなった関係で、国交付金の補助が行われる事になった経緯があったとのことであった。担当課としては、このような事例のように補助金の存在が事業開始の拠り所になっていることから事業の有効性があると評価している。なお、事業評価調書においては、そのような評価はなく、県内のファミリー・サポート・センターの増加を評価し、有効性があるとしている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

効果の検証として、当該補助金が影響を与えた側面はあるにしても実際に数年来利用実績がない事から果たして有効と評価できるかは疑問である。ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。

(2) 効率性

【事実関係】

平成30年度以来、全く予算が使われていないのに、事業評価調書において「効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）」の項目に関して「1：横ばい」と評価している。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【指摘 子育て支援課】

予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。

32 子育て体験活動活性化促進補助金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 県内で子育て体験活動を実施する事業者等 |
| 対象事業 | 民間等の自主的な子育て体験活動のうち、地域のモデルとなり得る事業に係る運営費の一部を補助 |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 要綱 | 岐阜県子育て体験活動活性化促進補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 子育て体験活動の横展開を進め、子育て体験活動の促進及び活性化を図る。乳幼児とのふれあい活動を促進し、若い世代が子育てに対して前向きに考えることができる機会をつくり、地域で子育てを支える機運を高揚する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1、補助上限額 100,000 円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 決算 | — | — | 0 | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和2年度の補助金交付事業開始以降、令和4年度に至るまで執行がゼロであり、実績がない。

また、事業評価調書においても、事業の有効性につき、評価0と記載されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

補助金申請がない理由を交付予定事業者等から聴取・分析した上で、補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し（廃止を含む。）等を図ることが望ましい。

なお、令和5年度も実績がゼロであったことから、令和6年度は予算要求せず、今後、当該補助金の要綱を廃止する方針とのことである（ただし、現時点では未廃止のため、【改善報告】とはしない。）。

33 保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 子育て支援課 |
| 交付先 | 一般社団法人全国保育士養成協議会及び社会福祉法人日本保育協会 |
| 対象事業 | 保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等のオンライン手続化に係るシステムの構築又は改修に係る事業 |
| 要綱 | 岐阜県保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等を行う者の利便性の向上を図る。 |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 県補助率 | 9,964 万円のうち、令和元年度の各都道府県の受験者数の割合で按分した額の2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 同上の2分の1 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | 977 | 415 |
| | 決算 | — | — | — | 910 | 415 |

〈監査の結果〉

(1) 経済性

【事実関係】

事業の参加については、厚生労働省より「事業に参加しなければ当該都道府県の申請者のみがオンラインによる申請等を行うことができない事態となってしまう、行政手続きのオンライン化という政府全体の流れに逆行する」との見解が示された事を受け、全都道府県の参加が前提とされており検討の余地はなく参加している。

システムの構築費用に関する、予算の妥当性に関し、国が検証した際の資料などは取得していない。

【規範】

(参考) 岐阜県会計規則は、第141条で、「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上(契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上)の者から見積書(第四十号様式の五)を提出させなければならない。」と規定する。

【指摘 子育て支援課】

事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。

(2) 事業実績報告(調査確認)

【事実関係】

県としては、事業実績報告と検収完了確認書を徴収したことで事業の完了を確認したとして、補助事業者がシステム構築費用を実際に支払った事を確認する資料を取得していない。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第13条は、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む)は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。」と規定する。

また、「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」には、履行確認にあたり、普通建設事業とされるものについて、補助事業者等の会計関係書類

により支払債務の履行の有無の確認を必ず行うこととしている。

【指摘 子育て支援課】

システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確認すべきである。

34 岐阜県保育研究協議会運営費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県保育研究協議会 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県保育研究協議会の運営に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補預金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童福祉等の推進を図るため、福祉関係団体の運営に要する経費又は福祉関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該福祉関係団体に補助金を交付するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助（324,000 円） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 40 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 324 | 324 | 324 | 324 | 324 |
| | 決算 | 324 | 324 | 324 | 324 | 324 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

本件補助金額は 324,000 円である一方、補助金の交付先である福祉関係団体の決算資料によれば、会費収入として年間約 10,000,000 円あり、令和 4 年度の収入が 27,111,243 円、支出が 18,214,183 円、繰越金が 8,897,060 円であった。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

【指摘 子育て支援課】

交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。

35 保育対策等促進事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 市町村が認めた認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員、利用する児童に対する健康診断等にかかる費用について補助を行う。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保育需要の受け皿である認可外保育施設の衛生対策の向上を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国 3分の1、県 3分の1、市町村 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 250 | 236 | 236 | 236 | 206 |
| | 決算 | 9 | 10 | 10 | 12 | 30 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

申請した市町村が土岐市と可児市の 2 市のみであり、ごく一部の市町村しか申請していない。毎年予算額に対し執行率が低く、令和 5 年度の申請額は予算額約 20 万円に対し 1 万円程度にとどまる。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。

36 乳幼児保育特別対策事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村（中核市＝岐阜市を除く。） | | | | | |
| 対象事業 | 認可外保育施設（児童福祉法によって規定されている施設）に委託等をする乳幼児保育事業（0・1・2 歳児の保育に限る。）又は延長保育事業 | | | | | |
| 要綱 | 乳幼児保育特別対策事業実施要綱 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 認可保育所の補完的な役割を担っている認可外保育施設へ補助することにより、全ての保護者が安心して児童を預けることができる施設を充実させ、育児と就労の両立支援の推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 22 年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (千円) | 予算 | 703 | 305 | 428 | 162 | 162 |
| | 決算 | 122 | 269 | 52 | 0 | 146 |

37 保育士資格取得支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子育て支援課 | | | | | |
| 交付先 | 「幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者」もしくは以下の施設に勤務する者 ア 保育所 イ 認定こども園 ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園 エ 乳児院 オ 児童養護施設 ※ アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。 | | | | | |
| 対象事業 | 保育所等保育士資格取得支援事業 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援するとともに保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 国4分の1、県4分の1、申請者2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 498 | 1,350 | 300 | 37 | 150 |
| | 決算 | 24 | 74 | 289 | 37 | 150 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

補助申請を行っている者が1名しかいない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子育て支援課】

保育士資格の取得を促進することを目的としているので、県内全域への補助金の周

知を図ることが望ましい。

(2) 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

令和4年度岐阜県児童福祉等対策事業補助金（保育士資格取得支援事業費補助金）実績報告を閲覧し、令和4年12月23日に提出されているのを確認した。また、保育士証を閲覧し、令和4年11月14日の保育士として登録がなされているのを確認した。

【規範】

要綱第9条第3項では、実績報告書の提出期限について、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする旨規定する。

【指摘 子育て支援課】

保育士として登録された日が令和4年11月14日であるが、実績報告書が令和4年12月23日に提出されている。補助事業が完了した日から20日以上経過しており、実績報告が提出期限までに回収されていない。実際に保育士証が届くまでに日数がかかることを考えると、保育士登録がなされた令和4年11月14日を事業完了日としてこの日から20日以内に実績報告書を回収することは困難である。実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。

第2 子ども家庭課

1 児童家庭支援センター運営費補助金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | 社会福祉法人 |
| 対象事業 | 児童家庭支援センター設置運営要綱（平成10年5月18日付児発397号厚生省児童家庭局長通知）及び岐阜県児童家庭支援センター整備・運営基準に基づき、社会福祉法人が設置・運営する児童家庭支援センターの運営事業 *児童家庭支援センター：地域における児童相談・指導窓口として、県との連携・連絡調整等を総合的に行う機関（地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先として適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者。） |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 児童福祉等の増進及び児童福祉施設の整備を図るために行う事業又は事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付するもの。 |

| | | | | | | |
|------------|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 60,450 | 81,084 | 97,261 | 97,361 | 101,139 |
| | 決算 | 59,496 | 78,194 | 90,651 | 90,972 | 99,251 |

2 児童養護施設等施設整備費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|---------|---------|--------|---------|--------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人 | | | | | |
| 対象事業 | <p>①児童養護施設施設整備補助金 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に基づき社会福祉法人が設置する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設及び小規模住居型児童養育事業所の施設整備（創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕、老朽民間社会福祉施設整備等）事業</p> <p>②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」に基づき児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター等が実施する入所児童等の生活向上を図るための改修等を行う事業。</p> | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県社会的養育推進計画に基づき、R2～11年度において、児童養護施設の小規模化・地域分散化、及び里親・ファミリーホームの整備拡充により、家庭的養護を推進し、社会的養護の拡充を図ることを目指している。また、母子生活支援施設は、被害者等の安全・安心が確保できる体制を整えるため、施設面においても拡充させ、実効性のある自立支援体制づくりを進めることとしている。そのため、国の次世代育成支援対策施設整備交付金制度を活用し助成することにより、児童養護施設等の整備を支援することを目的にしている。 | | | | | |
| 県補助率 | ① 施設整備事業 4分の1 ② 生活環境改善事業 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | ① 施設整備事業 2分の1 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 ② 生活環境改善事業 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 昭和62年 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 248,044 | 103,191 | 49,989 | 354,302 | 83,517 |
| | 決算 | 248,044 | 103,191 | 36,063 | 353,962 | 82,090 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定（審査）

【事実関係】

ファミリーホームA Zについては、改築工事請負契約書から令和4年7月31日に完成引渡し、児童施設B Aについては、工事請書及び振込状況から令和4年8月25日には完成していたものと考えられるが、実績報告書は令和5年3月31日に提出されている。県に事情を確認したところ、厚生労働省からの交付決定が令和5年3月23日であったため、事業者からの交付申請が同日行われた結果、実績報告の期限も3月31日になったとの説明があった。

【規範】

岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱第9条第3項には実績報告書の提出期限は「補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日」と規定されている。

【指摘 子ども家庭課】

実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。

(2) 交付決定（現地調査）

【事実関係】

令和4年度の補助事業は4工事あるが、B B及びB Cの工事については検査調書及び補助事業検査調査票が確認された。しかし、そのほか2工事については検査調書がなかった。当該検査調書は、担当者の任意の書類であり、作成は必ずしも必要はないとのことである。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

工事の完成を確認する記録は重要であり、検査調書は、全ての工事において作成するのが望ましい。

3 母子家庭等援護事業費

〈概要〉

・自立支援教育訓練給付金事業

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | 県内町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の受給要 |

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| | <p>件を全て満たす者。</p> <p>①児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるもの。</p> <p>②支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p> <p>③暴排措置に係る照会手続き等に関する要項第3条各号に掲げる者でないこと。</p> | | | | | |
| 対象事業 | 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般養育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講終了後に給付金を支給する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 4分の3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成15年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 決算 | 35 | 29 | 91 | 0 | 49 |

・高等職業訓練給付金等事業

| | |
|------|---|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | <p>県内町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であり、次の要件を全て満たす者である。</p> <p>(1)児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</p> <p>(2)就職を容易にするために必要な資格として知事が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3)就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>(4)暴排措置に係る照会手続等に関する要綱(平成22年4月1日適用)第3条各号に掲げる者でないこと。</p> |
| 対象事業 | <p>(1)高等職業(例:看護学校・歯科衛生士養成学校)訓練促進給付金</p> <p>(2)高等職業訓練修了支援給付金</p> |
| 要綱 | 岐阜県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 |
| 交付目的 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 |
| 県補助率 | 4分の1 |

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国庫補助 | 4分の3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成15年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 19,201 | 17,977 | 21,289 | 26,875 | 26,072 |
| | 決算 | 17,469 | 15,336 | 19,657 | 24,134 | 21,267 |

・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 県内町村に住所を有するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の要件の全てを満たす者とする。 (1)ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (2)支給を受けようとするひとり親家庭の親又はその児童の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。 (3)暴排措置に係る照会手続等に関する要綱(平成22年4月1日適用)第3条各号に掲げる者でないこと。 | | | | | |
| 対象事業 | 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)に関し、 (1)受講開始時給付金 (2)受講終了時給付金 (3)合格時給付金 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県ひとり親家庭等生活支援事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座の受講費用の軽減を図るとともに、ひとり親自立支援プログラム事業や学習支援ボランティア事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援すること。 | | | | | |
| 県補助率 | 4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 4分の3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 決算 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 |

・ひとり親家庭等生活支援事業

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱及びひとり親家庭等生活向上事業実施要綱に基づき市町村が実施する事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県ひとり親家庭等生活支援事業費等補助金交付要綱 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 交付目的 | 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定やその子どもの生活・学習支援を図るため | | | | | |
| 県補助率 | 県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 2 分の 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 26 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 11,220 | 12,135 | 13,502 | 17,391 | 22,299 |
| | 決算 | 9,631 | 10,417 | 11,352 | 14,608 | 19,702 |

・母子家庭等援護事業費全体の予算決算の金額

| | | | | | | |
|--------------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 金額 ²² (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 51,210 (30,821) | 52,171 (30,512) | 59,303 (35,191) | 70,314 (44,666) | 75,198 (48,771) |
| | 決算 | 44,852 (27,135) | 43,580 (25,809) | 50,599 (31,100) | 60,811 (38,742) | 65,130 (41,018) |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

自立支援教育訓練給付金や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、毎年 20 万円の予算を計上しているが、執行率が低く、特に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、確認した 5 か年中、4 年間実績が存在しなかった。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。

(2) 事業評価調書

【事実関係】

事業評価調書について、委託事業の他に補助事業が 4 つあるところ、各々の事業に関する評価がなされず、全体の評価のみがなされている。

²² () 内は補助金に関する金額

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

当該補助金のように、内容の異なる複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。

4 児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|--------|--------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム） | | | | | |
| 対象事業 | 令和4年2月から9月までの間、職員に月額9,000円の処遇改善を行う対象施設等に対して、当該処遇改善を行うために必要な費用（以下「処遇改善部分」という。）を補助する。 また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の児童入所施設措置費に反映された場合における減額分に対応するための費用（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）を対象施設等に対して補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 令和4年2～9月 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度（令和4年2月～） | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | 15,260 | 59,420 |
| | 決算 | — | — | — | 9,393 | 32,916 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

交付申請から補助金額の確定までの一連の流れは次のとおりである。

令和5年1月10日に提出期限を令和5年1月25日として申請依頼

交付決定：令和5年3月23日

実績報告：令和5年3月31日

確定通知：令和5年4月20日

一方、補助の対象は令和4年4～9月発生分であり、上記交付申請時点で実績が出ている。この点、交付申請時には添付書類として「所要額調書」、「社会的養護従事者処遇改善事業計画書」、「歳入歳出予算書抄本」を求めている。そして、実績報告時には添付書類として「精算額調書」、「社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書」及び「処遇改善内訳（職員別内訳）」の提出を求めており、交付申請時と実績報告時において重複する内容の資料の提出を求めている。

【規範】

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点で実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなど県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。

5 児童養護施設等感染症拡大防止対策事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|--------|--------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人 | | | | | |
| 対象事業 | 児童養護施設等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入や施設改修等 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国2分の1、県2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 500 | 44,800 | 34,146 |
| | 決算 | — | — | 0 | 42,705 | 31,297 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

実績報告をチェックする際に「検査調書」という名称の独自フォーマットの書面を利用している。

【参考報告 子ども家庭課】

実績報告をチェックする際に使用している「検査調書」という名称の独自のフォーマットは、他の補助金の実績報告をチェックする際にも活用が見込まれるため、参考報告とする。

6 児童養護施設等体制強化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、ファミリーホーム | | | | | |
| 対象事業 | 児童養護施設等において児童指導員等の補助を行う者の雇用経費（給与、諸手当及び法定福利費） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童養護施設等において、児童指導員や養育者等直接処遇職員の補助を行う者を雇い上げること並びに施設職員が抱える悩み等を相談できる環境を整備することにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ること。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定した額のうち知事が必要と認めた額の範囲内 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合は3分の2 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 15,832 | 28,560 | 28,560 |
| | 決算 | — | — | 14,436 | 21,869 | 22,256 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱

【事実関係】

岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱には、別表にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。

【参考報告 子ども家庭課】

他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。

7 児童福祉施設退所者等アフターケア事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------|------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 児童福祉施設 | | | | | |
| 対象事業 | 補助金の内容は、社会的養護自立支援事業費と就学者自立生活援助事業費からなる。 社会的養護自立支援事業は、児童養護施設等入所措置等を受けていた者で、20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日迄の間にある者が、引き続き児童養護施設等に居住して大学等に通学する場合の居住費等の補助を行うもの。 就学者自立生活援助事業は、自立援助ホームの入居者の内大学等に就学中の者の生活費、就職支度費を補助するもの。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県社会的養護自立支援事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 措置解除者等を養護する施設に対し、生活費や就職支度費等の必要な経費を補助することにより、措置解除者の地域社会における社会的自立の促進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 金額 ²³ (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 9,148 (914) | 9,477 (1,093) | 10,306 (1,922) | 9,157 (835) | 11,490 (1,290) |
| | 決算 | 8,837 (702) | 8,410 (124) | 8,425 (140) | 8,586 (274) | 10,492 (392) |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請 (添付書類)

【事実関係】

監査人が、補助金に関する資料一式を確認した際、社会的擁護自立支援事業費等補助金運営要領に定める、申込書の存在が確認出来なかった。担当課に、確認したところ申込書は別に保管されているとのことであった。

【規範】

社会的擁護自立支援事業費等補助金運営要領第3条には、支援の対象者は、措置解除前に生活していた児童養護施設等に引き続き居住を希望する場合は、原則として措置解除前に申込書を提出しなければならないと規定している。

【意見 子ども家庭課】

補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。

(2) 検証 (事業評価調書)

【事実関係】

²³ () 内は、対象補助金に関する金額。

事業全体の評価としては、相談者件数が、徐々に下がっているが、その事には触れず、他の事情（避難場所としての利用や児童養護施設等の大きな支えとなっている事情）をもって、「期待どおりの成果あり」としている。

【意見 子ども家庭課】

他の事情をもって事業の有効性があると評価することは否定しないが、事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。

8 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|-------|-------|--------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 | | | | | |
| 対象事業 | ①高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して訓練促進資金を貸付 ②自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金を貸付 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金を貸し付け、ひとり親の自立の促進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の9 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,800 | 76,326 | 3,195 | 9,313 | 10,246 |
| | 決算 | 2,357 | 75,462 | 1,569 | 4,139 | 8,193 |

9 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子ども等が利用する子ども食堂又は子ども宅食を運営し、その運営を委託し、又はその運営に要する経費を補助する事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど、支援を必要とする子どもが健やかに育成される環境の整備を促進するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| (千円) | 予算 | 3,504 | 2,541 | 3,597 | 7,172 | 8,172 |
| | 決算 | 2,160 | 2,120 | 2,214 | 3,744 | 4,985 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請 (添付書類)

【事実関係】

傷害保険 (ボランティア行事用保険加入証等) の加入事実の確認について、加入証 (保険証券) の提出を受けて確認している市町村と加入証の提出までは受けず、担当者への連絡により確認している市町村がある。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

補助金の申請において、保険加入は必須とされる重要な要件であることから、取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。

10 児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設 | | | | | |
| 対象事業 | 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、窓等の設備投資に係る経費補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童養護施設等のエネルギーコストの削減を促進することにより持続可能な経営構造への転換及び燃料費の高騰による施設の負担軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | なし (ただし、県費の財源として国の新型コロナ臨時交付金あり) | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 8,000 |
| | 決算 | — | — | — | — | 2,800 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定 (経済性・効率性)

【事実関係】

補助対象設備等の購入につき、相見積りを行っているところと、行っていないとこ

るとがあり、その契約の方法につき、補助事業者間で相違がある。

この点、県担当課によれば、契約の方法を定めた要綱・要領等は存在しないとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。

11 育児指導機能強化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人等 | | | | | |
| 対象事業 | 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導員を行う者を配置し、親子関係の強化や親子関係の再構築のための育児指導機能の充実を図る。 例) 相談、子育てサロン、親子遊びの提供、会議参画（施設職員への助言指導等）、ケースカンファレンス | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 国の実施要項に従って、乳児院において、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育て不安を解消するために、育児指導を行う職員を配置するための経費を補助するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 4,944 | 4,993 | 4,987 |
| | 決算 | — | — | 4,944 | 4,993 | 4,987 |

〈監査の結果〉

(1) 添付書類

【事実関係】

交付申請をする際に提出する事業計画書に育児指導担当職員として配置する職員の履歴書又は経歴書、資格証明資料、及び雇用契約書を添付しなければならないところ、添付されていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない」と定めている。

【指摘 子ども家庭課】

交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。

12 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 児童養護施設など児童福祉施設を18歳(措置延長により20歳)で退所した者 | | | | | |
| 対象事業 | 児童養護施設や自立援助ホーム等の退所者うち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金交付要綱 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程 | | | | | |
| 交付目的 | 児童養護施設や自立援助ホーム等の退所者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国10分の9、県10分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 3,566 | 30,416 | 4,018 | 3,891 | 3,838 |
| | 決算 | 1,740 | 29,313 | 2,021 | 2,290 | 1,663 |

13 里親への委託前養育支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 里親及び里親となることを希望する者 | | | | | |
| 対象事業 | ①マッチング事業 ②研修受講事業に対する経費補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県里親への委託前養育支援補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 里親への委託のための調整期間における子どもとの面会、里親宅における交流等及び各種研修への受講に要した経費を補助し、里親の確保を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国2分の1、県2分の1 ①マッチング事業 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託のための調整期間中の里親宅への外出又は外泊時に要する生活費（食費、水道光熱費）及び旅費＝基準額1日につき5,200円（1世帯当たり） ・里親委託のための調整期間中の面会に要する旅費（里親宅への外出又は外泊を伴わないものに限る。）＝基準額1日につき3,490円（1世帯当たり） ②研修受講事業 基準額1日につき3,490円（1世帯当たり） | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 3,216 | 3,216 | 3,000 |
| | 決算 | — | — | 566 | 1,089 | 880 |

14 児童養護施設等におけるICT機器導入支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 社会福祉法人等 | | | | | |
| 対象事業 | 書類作成等の業務等について、パソコンや児童記録を管理するシステム等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。 基準額1施設あたり1,000,000円まで（国の要綱） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、パソコンや児童記録を管理するシステム等、施設のICT化の推進に資する危機等の整備に要する費用を補助し、業務の効率化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 国2分の1、県4分の1、事業者4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等分）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | 1,921 | 2,619 |
| | 決算 | — | — | — | 1,920 | 2,592 |

15 医療機関等連携強化事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 乳児院 | | | | | |
| 対象事業 | 乳児院等において、病気や障がいを持った入所児童に対応するため、医療機関との連携調整を担う職員（看護師）を配置するための経費（医療機関等連絡調整員の雇用経費（給与、諸手当及び法定福利費））を補助する（国の「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき行う医療機関等連携強化事業）。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 乳児院等において、病気や障がいを持った入所児童に対応するため、医療機関との連携調整を担う職員を配置するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 国庫補助 | 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 2,096 | 2,129 | 2,129 |
| | 決算 | — | — | 2,096 | 2,129 | 2,129 |

16 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親世帯）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 町村 | | | | | |
| 対象事業 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事務 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事務費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領に基づき町村が行う事務に必要な経費に対し、予算の範囲内で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国10分の10 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | | | | | |
| 国庫補助 | 全額 令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事務費分）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 1,700 |
| | 決算 | — | — | — | — | 1,645 |

17 民間シェルター確保等事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 県内に住所又は活動拠点を有し、DV被害者等支援活動に相当の実績を有する民間団体 | | | | | |
| 対象事業 | 民間支援団体による下記の活動に要する経費の助成 ①民間シェルターの確保・運営 ②被害者の自立支援事業 ③サポートグループの運営 ④DV被害者の面会交流支援 ⑤被害者の自立支援事業（同行支援） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県民間シェルター確保等事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図る。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 県補助率 | 対象事業のうち、①、②、⑤は県4分の3 対象事業のうち、③、④は県2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,508 | 1,508 | 1,508 | 1,508 | 1,508 |
| | 決算 | 878 | 858 | 1,062 | 1,460 | 1,508 |

〈監査の結果〉

(1) 検証 (事業評価調書)

【事実関係】

目標達成指数が民間団体2団体という目標であり、補助金開始当初から達成する目標数値を掲げており、終期目標も同じ団体数で固定されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

当初から変わらない目標数値を掲げるだけでは、補助金の目的の達成の評価ができるとは考え難い。より一層の充実が必要であるなら、支える民間団体を増やす目標値を設定するか、団体の数字以外の指標として、当該活動により何件の相談に対応したか等の内容の実数を評価するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。

(2) 公表

【事実関係】

公表されている予算要求資料における、県負担・補助率に関する記載について、民間団体が4分の1の所、2分の1とする誤記があった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

正確な表記に改めるべきである。特に予算要求資料の中で、補助率は重要な事項であることからしても不正確な数字とならぬよう丁寧な作成が行われるべきである。

18 児童養護施設等職員資質向上事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|--|------------------|------------------|--------------|--------------|----------------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村又は社会福祉法人等 | | | | | |
| 対象事業 | 各児童養護施設等の職員が施設外に出向いて受講する研修に要する経費を助成する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 施設職員の専門的な研修への参加を促進することにより、職員の資質向上、児童に対するケアの充実を図る。 特に、初任者に対する研修の強化や、社会的養護処遇改善加算制度の加算対象者に所要の研修を実施することにより、人材育成を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 国2分の1、県2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 ²⁴ (千円) | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,900 (1,300) | 1,912 (1,300) | 812 (200) | 812 (200) | 1,312 (700) |
| | 決算 | 1,613 (1,029) | 1,646 (1,034) | 617 (35) | 647 (35) | 802 (190) |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

予算額が700,000円であるのに対して、補助金の決算額が190,000円である。

【規範】

補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。

19 県母子寡婦福祉連合会補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | 一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会 |
| 対象事業 | 要綱上、補助対象経費は、「一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の運営に要する経費」とされている。 ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施 |

²⁴ () 内は、対象補助金に関する金額。

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| | 就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、養育費相談、特別相談等 イ ひとり親家庭等健全育成事業の実施 ①ひとり親家庭・寡婦を明るくする運動 ②母子・父子家庭運動会 ③岐阜県母子寡婦福祉研修大会の開催 ④ひとり親家庭・寡婦福祉対策事業の充実 ウ 資金造成事業 自動販売機の設置、筆耕 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | ①母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進、福祉の増進を図るための中核的団体であるが、その自主財源は乏しいため、連合会の運営に対して補助を行い、運営を保全するとともに育成・活性化を図る。 ②母子寡婦福祉連合会の行う、県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与し、会員の生活意欲の向上及び会員相互間の交流事業等の事業運営を保全する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 37 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 |
| | 決算 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 | 1, 250 |

〈監査の結果〉

(1) 検証 (目的達成・既得権)

【事実関係】

会員の減少傾向が続いており、県としても「岐阜県ひとり親家庭等・就業自立支援センター」の県事業の委託等について当団体の運営機能に課題があると認識しているところ、現状、母子寡婦のニーズや利用者の年齢構成等の実態把握が十分になされていない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。

20 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 児童養護施設を運営する社会福祉法人 | | | | | |
| 対象事業 | ①退所後5年目までの児童の状況把握及び生活・就労支援のための活動費 ②失業、休業等の状態となった退所後5年目までの児童の再就職及び生活改善に向けた施設利用費 | | | | | |
| 要綱 | 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童福祉等の増進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | ①について、業務旅費、消耗品費、通信運搬費及び会議費の実費。②について、月額5万円。①②の合計で30万円/1法人。 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 3,000 | 3,000 | 2,000 | 800 | 1,200 |
| | 決算 | 758 | 663 | 870 | 430 | 693 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請(時期)

【事実関係】

担当課から補助対象者に対する交付申請の案内は、年度の終わりである3月13日に発出され、同月24日までに年間の支援計画書を添付した交付申請を行わせ、交付決定が3月31日、実績報告が同日に行われる運営がなされている。

このような運用になっている理由を確認したところ、既に支援が必要とわかっている退所者については自立支援担当職員が行うため、当該補助金は緊急性や属人性等の理由から自立支援担当職員以外の職員が支援活動を行う場合に支払うもので、流動的な支援となることから、年度の終わりに交付申請を案内するとのことである。

【規範】

児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金交付要綱には、既に完了した事業の補助金交付を認める規定は存在せず、児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金運営要領第3条において、交付申請書に添付する資料として、年間の退所児童支援計画の添付が求められている。

【指摘 子ども家庭課】

現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべきである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。

(2) 額の確定(実績調査)

【事実関係】

補助金の交付申請は、年度末に近い令和4年3月22日から同月24日にかけて行われ、当初の交付決定は同月31日に行われ、合わせて支出負担行為を行い、同日に実績報告が行われ、額の確定は、年度明けの4月26日に行われている。しかし、確定した額が、当初の支出負担行為の額と異なったことから、支出負担行為書の変更を行っているが、その決裁の日付は、3月31日に行われたこととなっている。支出負担行為の変更日は、4月26日の額の確定により明確となっていることから、変更は同日以降となる。

このような事務処理となった理由を確認したところ、県の財務会計システムにおいては、交付決定時に支出負担行為を行うと、システム上、支出負担行為の変更が支出負担行為でしか変更できない結果、本来作られるべき支出負担行為兼支出金調書を作成することができず、システム登録上の書類としては3月31日付の支出負担行為書が作成されることとなる。

システム上、決算処理に支障をきたすため、財務会計システムは、年度明けの4月以降の入力が不可能であるとのことであるが、本件は、補助事業者からの請求行為である実績報告書自体は、3月31日までに提出されており、岐阜県会計規則に定める支出負担行為の整理日としては同日となるが、書面に記録されている他の日付に関しては、実際の起案日とは異なる書類が作成されることとなる。

【規範①】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

【意見① 子ども家庭課】

システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書を処理するのが望ましい。

この点、担当課からは、当該処理自体は、県のシステムの関係に則り適切な対応の結果であって、監査人からの指摘を受けたとしても担当課では対応できないとのことであり、県としても、事務処理の方式が整っていないことから、担当課には意見にとどめるものとする。

【指摘 出納管理課】

財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。

【規範②】

地方自治法施行令第143条第4号は、会計年度区分に関して、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度」で区分するとしており、補助金については、実績確認が行われた時点が、会計年度の区分とされる。

【意見② 子ども家庭課】

実績報告書が、3月31日に提出し、同日履行確認も行ったとされるが、支出負担行為書が実績報告書とは異なる金額で作成されていたことや、令和5年度になってから、額の変更がなされている点からして、監査人としては、実績確認が、令和5年度になってから行われ、会計年度区分を誤って支出している状況かと疑った。

この点、当初の支出負担行為書は、事前の交付決定額に従って発行されるものであるため、支出負担行為書の作成内容そのものについて誤りはなく、履行確認が年度内に行われていれば、令和5年度になってからの額の変更も違法な手続きではない。

ただし、3月31日の履行確認やその後の4月26日の額の確定の根拠となる資料は、3月31日の実績報告書しか存在しておらず、同日履行確認を行ったのであれば、同日、支出負担行為額の変更の必要性に気付いたと考えられる。

同日において額の変更気付いて速やかに額の変更を行ってれば、会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態はなかったと考えられる。

このような事態は、そもそも3月22日に交付申請を受け付け始めるなどの手続きの開始時点の遅れに原因があったと考えられることから、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。

21 児童養護施設等職員人材確保事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | 社会福祉法人等 |
| 対象事業 | ア 実習生に対する指導 児童養護施設等への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を行う。 イ 実習生の就職促進 児童養護施設等の実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定の期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。 |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉施設等対策事業補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 児童福祉等の増進及び児童福祉施設の整備を図るために行う事業又は事務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 |
| 県補助率 | 2分の1 |
| 国庫補助 | 2分の1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 |

| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
|------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 1,515 | 1,237 | 1,000 | 1,086 |
| | 決算 | — | 150 | 475 | 86 | 513 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請 (時期)

【事実関係】

実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は補助事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とされているが、当該補助金の交付申請書の提出期限が令和5年3月10日(令和4年度)となっており、交付申請書を提出する時にはすでに補助事業が完了しているものがあり、実績報告書を提出期限までに提出することができない。

例えば、5月に事業が完了しているものについても申請書を提出するのは翌年3月であり、すでに実績報告書の提出期限を過ぎていることになる。

【規範】

交付要綱第9条第3項は、「実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下、同じ。)から20日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正するべきである。

22 身元保証人確保対策事業費

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 子ども家庭課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 施設等を退所する児童や女性の子どもや女性等の自立のための住居及び就業先確保をするため、保証人を施設長等が引き受ける場合に、損害補償を行うことで国の定めた実施要綱に基づき全国社会福祉協議会が契約者として締結した損害保険契約の保険料を国と県とで2分の1ずつ負担する。保険料は、身元保証が1件：年間10,560円、家賃保証が1件：年間19,152円、入院時の身元保証が1件：年間2,400円である。 |
| 要綱 | 岐阜県身元保証人確保対策事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクを軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保し、もって施設等の利用又は退所した子ども等の社会的自立の促進に寄与する。 |
| 県補助率 | 県の措置分：国2分の1、県2分の1 市の措置分：国2分の1、県4分の1、市4分の1 |

| | | | | | | |
|--------------------------|-------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 国庫補助 | 児童虐待DV対策等総合事業費国庫補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 19 年度 | | | | | |
| 金額 ²⁵ (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 337 (105) | 560 (105) | 430 (105) | 481 (105) | 903 (123) |
| | 決算 | 125 (8) | 122 (14) | 156 (19) | 176 (28) | 243 (41) |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

本補助金は、措置、保護や一時保護の対象となった子ども等の自立支援を図るために重要な意義をもつものである。しかしながら近年の執行率は、令和 4 年度は約 26%、令和 3 年度は約 36%、令和 2 年度約 36%にとどまっている。

【規範】

補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第 3 条第 1 項は、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【意見 子ども家庭課】

十分な予算を確保していることは評価される点ではあるが、社会的意義のある補助金であることから、積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。

23 県里親連合会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県里親連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 県内の里親で構成される県域団体である岐阜県里親連合会が行う諸活動（里親賠償責任保険加入、東海・北陸里親研究大会への参加、「里親だより」発行等の経費）に対して補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県里親連合会の活動を通して里親の認知度を向上させ、里親同士の横のつながりを築き、里親が安心して里子を養育できるよう支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 49 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 454 | 454 | 454 | 454 | 454 |

²⁵ () 内は補助金に関する金額

| | | | | | | |
|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 決算 | 325 | 394 | 398 | 374 | 387 |
|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|

24 DV被害者支援者資質向上事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | DV被害者等の支援活動を行っている民間団体又は社会福祉法人等 | | | | | |
| 対象事業 | DV被害者支援者の資質向上を目的に、支援団体が実施するDV被害者支援に関する研修事業に対して助成するほか、他団体の開催する研修等に参加する費用について助成する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県DV被害者等支援者資質向上事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 相談支援体制の充実とDV被害者支援者の資質向上を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成24年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 540 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| | 決算 | 512 | 138 | 0 | 0 | 43 |

25 中部地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 毎年中部6県で持ち回り開催され令和4年度は、岐阜県母子寡婦福祉連合会が当番となっている中部地区母子寡婦福祉研修大会の開催費を補助するもの。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県児童福祉関係運営費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 母子寡婦福祉連合会は、県のひとり親家庭等福祉の中核機関であるが、その自主財源は乏しいため、連合会が当番となる大会の開催に対して補助を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 県10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度（持ち回り開催。岐阜県は前回平成27年度。ただし、27年度は別の補助金で対応。本補助金は平成21年度以来。） | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 240 |
| | 決算 | — | — | — | — | 240 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

実績報告書が事業後30日後までに提出されていない。

【規範】

岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱第 10 条第 2 項は、実績報告書の提出期限について、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までとする、と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

提出期限を守らせるべきである。

26 困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 生活困窮世帯の親子 | | | | | |
| 対象事業 | ①受講開始時給付金 ②受講終了時給付金 ③合格時給付金 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県生活困窮者等高等学校卒業認定試験合格支援事業費実施要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高等学校を卒業していない生活困窮世帯の親子が高卒認定試験の合格を目指す場合において対象講座の受講費用の軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | ①受給開始時給付金は本人支払額の 30%相当で、75,000 円を超える場合は上限 75,000 円 ②受講終了時給付金は本人が支払った費用の 40%に相当する額から①として支給した額を差し引いた額、①と②合計で 10 万円が上限 ③全科目合格時に支給し、対象講座受講のために本人が支払った費用の 20%相当。ただし①から③の合計で 15 万円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 29 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 300 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| | 決算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金制度の立上げ以降、支給実績が全くない補助金である。

この点、県担当課によれば、支給実績はないが、セーフティネット上廃止すべきではない補助事業と捉えており、また、実績が上がらない理由としては、年 1 回 6 月から 7 月頃に開催される市町村での「子どもの貧困対策市町村担当者会議」において、当該補助金の説明を行ってはいるが、高卒認定試験を受けるための学費が一定程度要することや、昨今における実質高校無償化の流れ、そして、「ひとり親」の場合には国に補助金制度があること等が原因として考えられるとのことであった。

【規範】

令和 2 年度からの「第 4 次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、

令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章IV-2-(4)子どもの貧困対策の推進）として位置付けられている。

また、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

毎年度市町村への説明等を行っているにもかかわらず、当該補助事業の開始以降1件も給付実績がない点については、その原因として、当該補助金の制度が県民の需要に合致していないこと及び県民が同制度の存在を認識できていないことが考えられる。

したがって、当該補助金がセーフティネットとしての役割を担う点にも鑑みれば、県民の需要に即した制度・要件の変更を検討することや、市町村の説明に留まらず、県のホームページの活用及び高卒認定試験のための所謂受験予備校等にパンフレットを配布する等、当該補助金の認知・利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。

27 生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 子ども家庭課 | | | | | |
| 交付先 | 市 | | | | | |
| 対象事業 | 子どもの居場所事業を実施する市が、その事業に参加する支援の必要な子どもに交通費を支給する場合に、その費用を県が補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県生活困窮者学習支援拠点等利用支援事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 各自治体において実施されている貧困の連鎖を防止するための子どもの居場所事業への参加促進 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 200 | 100 | 100 | 80 | 60 |
| | 決算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金の最終的な予算は60千円であるが、当初予算は644千円であった。この予算の算定に使用される人数や回数には根拠がなく、平成28年度に創設されて以来、公共交通機関を利用して学習場所に移動するという方法を取った上で補助金を申請す

るという者がおらず、当該補助金が活用された実績はないのが現状である。また、今後も活用される見込みはないとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

補助金の目的自体は重要であり、必要性も認められるが、支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成されるような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への周知も十分に行うべきである。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書の補助効果の欄に、「早期発見・治療による死亡率・重症化リスクの低下」と記載されているが、本補助金の交付要綱の目的とは全く異なる効果の記載である。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 子ども家庭課】

事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、その中でも補助効果は重要度が高い。評価調書は正確に作成するべきである。

【改善報告 子ども家庭課】

県からは、「ご指摘のとおり、文言の記載が適切ではありませんでした。令和6年度当初予算の作成に向けて気付きましたので、当該年度予算の事業評価調書は「貧困の連鎖の防止」に目的を修正いたしました。」との回答があり、令和6年度の当初予算の事業評価調書は正しい記載となっていたため改善報告とする。

第3 国民健康保険課

1 乳幼児医療費負担金助成費

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 国民健康保険課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | 小学校就学前の乳幼児医療費の自己負担額に係る助成を実施する市町村に対し、その助成額の2分の1について、補助金を交付する。 |
| 要綱 | 岐阜県福祉医療費助成事業補助金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 交付目的 | 対象となる乳幼児に対して直接的な経済的支援を行い、心身の健康を保持し、健康で文化的な生活の確保を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1 市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 47 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1, 771, 269 | 1, 701, 191 | 1, 401, 549 | 1, 585, 975 | 1, 478, 385 |
| | 決算 | 1, 771, 269 | 1, 701, 191 | 1, 401, 549 | 1, 585, 975 | 1, 478, 385 |

〈監査の結果〉

(1) 事業の遂行 (変更交付申請)

【事実関係】

変更申請をしない市町村が県に連絡する方法について定めがないため、北方町のよ
うに 11 月 1 日より前にメール連絡をする市町村もあれば、八百津町のように 0 円と記
載した変更交付申請書を提出する市町村が存在する。また県からも、変更申請をしな
いことについて連絡のない市町村に対してはメールで催促を行っており、提出を促す
ような対応を行っている。

【意見 国民健康保険課】

照会時等に、変更申請をしない市町村については県の担当課にあらかじめ変更申請
をしない旨をメールで連絡するか書面の提出をする旨を明記して連絡することが望ま
しい。

2 父母子家庭等医療費負担金助成費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 所管 | 国民健康保険課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のない子の医療費の自己負担額 について助成を実施する市町村に対し、その助成額の 2 分の 1 について、補助 金を交付する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県福祉医療費助成事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 対象となる母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のない子に対して直 接的な経済的支援を行い、心身の健康を保持し、健康で文化的な生活の確保を 図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 54 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 681, 869 | 657, 258 | 584, 554 | 618, 616 | 605, 897 |
| | 決算 | 681, 869 | 657, 258 | 584, 554 | 618, 616 | 605, 897 |

〈監査の結果〉

(1) 事業の遂行（変更交付申請）

【事実関係】

当初申請においては、担当課は收受印を押印している。これに対し、変更交付申請書については收受印が押印されていなかったため、県がいつ市町村の作成した補助金変更交付申請書を受領したのか不明である。

【規範】

岐阜県公文書規程第 13 条、第 14 条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第 13 条第 2 項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
- 二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付
- 三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 国民健康保険課】

担当課は、当初申請書だけでなく、補助金変更交付申請書についても、県への到着日を明確にする必要性から收受印を押すべきである。

第 4 医療整備課

1 小児救急医療拠点病院運営費補助金（基金）

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 所管 | 医療整備課 | | | | | |
| 交付先 | 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 大垣市長（大垣市民病院において行う事業に限る。） 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 日本赤十字社岐阜県支部（高山赤十字病院において行う事業に限る。） | | | | | |
| 対象事業 | 小児救急医療拠点病院の運営に必要な給与費、材料費、経費等 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症患者の医療を確保するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 10 分の 10（ただし、基金の負担割合は県 3 分の 1、国 3 分の 2） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 26 年度 | | | | | |
| 金額 ²⁶ （千円） | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) |
| | 決算 | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) | 103,829 (103,829) | 105,532 (105,532) | 105,532 (105,532) |

²⁶ () 内は、対象補助金に関する金額。

2 地域周産期母子医療センター運営事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 所管 | 医療整備課 | | | | | |
| 交付先 | 地域周産期母子医療センター | | | | | |
| 対象事業 | 地域周産期母子医療センターのM F I C U（母体胎児集中治療室）、N I C U（新生児集中治療室）、G C U（新生児回復室）の運営費を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県周産期医療施設運営費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | <p>国3分の1、事業者3分の2、県負担なし 基準額</p> <p>ア 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額（ただし、黒字の部門は算出対象から除く）</p> <p>①M F I C U運営費 （ア）特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923千円×病床数×事業月数/12 （イ）（ア）以外の民間病院等 11,423千円×病床数×事業月数/12</p> <p>②N I C U運営費 （ア）特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,772千円×病床数×事業月数/12 （イ）（ア）以外の民間病院の場合</p> <p>③G C U運営費 （ア）特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 915千円×病床数×事業月数/12 （イ）（ア）以外の民間病院の場合 2,513千円×病床数×事業月数/12</p> <p>イ 搬送受入促進事業 1日につき1人あたり13,570円</p> <p>ウ 母体救命加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 加算額17,917千円×事業月数/12</p> <p>エ 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する場合 加算額13,103千円×確保月数/12</p> <p>オ 臨床心理技術者配置加算 臨床心理技術者を確保する場合 加算額5,966千円×確保月数/12</p> | | | | | |
| 国庫補助 | 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 周産期医療対策事業等実施要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成22年度 | | | | | |
| 金額 ²⁷ (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 43,905 (43,905) | 43,490 (43,490) | 50,567 (50,567) | 46,751 (46,751) | 45,330 (45,330) |
| | 決算 | 43,513 | 43,490 | 50,562 | 46,751 | 45,330 |

²⁷ ()内は、対象補助金に関する金額。

| | | | | | | |
|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | (43, 513) | (43, 490) | (50, 562) | (46, 751) | (45, 330) |
|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（添付書類）

【事実関係】

B I 病院について、実績報告時には、補助金額算定の根拠となる職員名簿が添付されているにもかかわらず、交付申請書類には、補助金額計算の根拠となる職員名簿が添付されていなかった。要綱上、交付申請時には所要額調書、事業計画書、所要額明細書を添付することとなっており、これら書類を作成するには職員名簿が不可欠であると思われる。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第4条は、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。」と規定する。

【指摘 医療整備課】

担当課によれば、補助金額の確定及び支払いを行う際の審査には職員名簿を添付しているとのことであるが、補助金額の確定に必要な書面である以上、交付申請時にも職員名簿の添付を徹底すべきである。

(2) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

B I 病院の実績報告書について、同院が作成した補助金所要額精算書に、担当課が聞き取りを行った結果を踏まえた手書きの修正がある。

【意見 医療整備課】

実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。

3 小児医療施設・周産期医療施設設備整備事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 医療整備課 |
| 交付先 | 医療事業者 |
| 対象事業 | ①小児医療施設設備整備費補助金 周産期医療対策事業等の実施について（国の「周産期医療対策事業等実施要綱」）に基づき、事業計画の提出のあった病院の開設者が行う小児医療施設の整備整理事業 ②周産期医療施設設備整備費補助金 国の「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設設備整備事業 |
| 要綱 | 岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| | 周産期医療対策事業等実施要綱 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | ①小児医医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器等を含む。）の購入を補助 ②周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器等を含む。）の購入を補助 | | | | | |
| 県補助率 | 国 3分の1、県 3分の1、事業者 3分の1 ①国要綱により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3分の2 を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額 ②同上 | | | | | |
| 国庫補助 | 医療提供体制推進事業費補助金要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 21 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 12,960 | 4,000 | 19,534 | 12,880 | 27,752 |
| | 決算 | 9,972 | 4,000 | 19,534 | 12,880 | 27,252 |

4 産科医療機関確保事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 医療整備課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村等（郡上市民病院、県立下呂温泉病院） | | | | | |
| 対象事業 | 地域における唯一の分娩取扱機関である県立下呂温泉病院及び郡上市民病院に対し、産科医療機関としての体制を維持、確保するために必要な経費の財政的支援を行う。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県産科医療機関確保事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 分娩を取り扱う病院及び診療所が減少している現状を鑑み、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 事業費もしくは基準額の 3分の2 基準額 ①分娩取扱期間 年間 9 月以上 16,000 千円 ②分娩取扱期間 年間 6 月以上 9 月未満 10,667 千円 ③分娩取扱期間 年間 6 月未満 5,333 千円 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 医療施設運営費等補助金交付要綱、医療施設等設備整備費補助金交付要綱 産科医療確保事業等実施要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 21 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 21,332 | 21,332 | 21,332 | 21,332 | 21,332 |
| | 決算 | 21,332 | 21,332 | 21,332 | 21,332 | 21,332 |

5 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|--|
| 所管 | 医療整備課 | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 交付先 | 岐阜県総合医療センター | | | | | |
| 対象事業 | 総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や新生児を受入れ、適切な治療を行う体制を維持するために、医師や看護師を配置するために必要な財政的援助を行う。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県周産期医療施設運営費等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 本県の周産期医療体制の維持のため、総合周産期母子医療センターの機能を強化することが必要。 | | | | | |
| 県補助率 | 国 3分の1、県 3分の1、事業者 3分の1 補助率 3分の2 補助額 41,162千円×1/3（国費1/3）×想定内示率≒10,976千円 41,162千円×1/3（県費1/3）×想定内示率≒10,977千円 | | | | | |
| 国庫補助 | 周産期医療対策事業実施要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成22年度 | | | | | |
| 金額 ²⁸ (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 12,120 (12,120) | 13,122 (13,122) | 12,654 (12,654) | 11,006 (11,006) | 16,373 (16,373) |
| | 決算 | 12,120 (12,120) | 13,122 (13,122) | 12,654 (12,654) | 11,006 (11,006) | 16,372 (16,372) |

6 地域周産期医療体制強化事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 所管 | 医療整備課 | | | | | |
| 交付先 | 県内の医療機関等に従事する医療従事者 | | | | | |
| 対象事業 | 県内の医療機関等に従事する医療従事者に対して、日本周産期・新生児医学会が開催するインストラクター養成講習会の受講料を補助する事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県新生児蘇生法インストラクター養成事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 周産期医療従事者に対して新生児蘇生法技術の取得を普及するために、地域で必要なインストラクターを養成する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 日本周産期・新生児医学会が開催するインストラクター養成講習会の受講料(14,000円)を補助 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成25年度 | | | | | |
| 金額 ²⁹ (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,438 (10) | 2,643 (10) | 2,200 (10) | 2,200 (10) | 4,198 (10) |
| | 決算 | 1,244 (0) | 1,293 (0) | 914 (0) | 1,444 (0) | 2,317 (0) |

〈監査の結果〉

²⁸ () 内は、対象補助金に関する金額。

²⁹ () 内は、対象補助金に関する金額。

(1) 有効性

【事実関係】

平成 29 年度の 1 名を最後に、平成 30 年度以降補助した実績はない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 医療整備課】

岐阜県の主催する新生児蘇生法講習会にて、講師を務めるインストラクターの育成のための補助金であることから、当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討するべきである。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書を確認したところ県単独予算にもかかわらず、事業費と補助金を分けて作成されておらず、県単独補助金事業評価調書が作成されていなかった。

【規範】

財政課においては、予算要求資料の様式を定め、県単独補助金については「県単独補助金事業評価調書」の書式を用いることを求めている。県単独補助金について、別様式を定めている趣旨としては、「補助金は、事業評価の前提としてその事業概要を把握するうえで、補助対象者、補助率・補助単価、補助上限額など、他の事業にはない項目が多数あり、県単独補助金は、補助金の妥当性を判断したうえで、他の事業と同様に事業評価を行う必要があること」によるものである。

【指摘 医療整備課】

補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成すべきである。

7 小児集中治療室設備整備事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 医療整備課 |
| 交付先 | 市町村、公的団体及び県知事が適当と認める者 |
| 対象事業 | 小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費 |
| 要綱 | 岐阜県小児集中治療室整備事業実施要綱 岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 重篤な小児救急患者に対して「急性期」の集中治療・専門的治療を行う病床を備えた小児集中治療室を整備し、小児重症患者の適切な医療を確保する。 |
| 県補助率 | 医療機器 1 台につき 11,550 千円を基準に補助率 3 分の 1、県負担なし |

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 国庫補助 | 10 分の 10 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 24 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 0 | 573 | 0 | 1,291 | 2,350 |
| | 決算 | 0 | 573 | 0 | 1,291 | 2,350 |

第 5 医療福祉連携推進課

1 地域医療確保事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 地域医療に関する寄附講座 医療人材養成機関で修学する学生に対する修学資金貸与 地域医療を担う医療人材を対象とした広報・研修事業の企画、実施等 上記以外で知事が認める事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県地域医療確保事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の医師数は全国平均数を大きく下回っており、県内においても医師の地域偏在が存在するため、県内における医師確保、とりわけ医師不足地域における医師確保を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 10 分の 10 寄附講座事業(民間医療機関等が実施する場合は除く。) 市町村 1 事業当たりの補助上限額 10,000 千円 2 分の 1 上記以外事業 市町村 1 事業当たりの補助上限額 10,000 千円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 23 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 69,403 | 65,731 | 67,282 | 77,851 | 90,958 |
| | 決算 | 69,334 | 65,201 | 66,415 | 75,992 | 85,915 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱(補助割合)

【事実関係】

1 事業当たりの上限額 10,000 千円であるが、その他の補助対象事業の補助率は 2 分の 1 以内となっているのに対し、寄附講座のみ補助率が 10 分の 10 となっている。寄附講座のみが 10 分の 10 となっている具体的な理由については、確認できなかった。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」

と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

寄附講座に対する補助割合を10分の10とする根拠に乏しいと思われるため、補助理由や補助割合を再考することが望ましい。

(2) 事業実績報告（完了日）

【事実関係】

補助金を受領している市町村において、補助事業実施者に対する間接補助金が交付されていないにも関わらず、年度内に事業が完了としている市町村が9つあった。

【規範】

「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとる補助事業等の場合、「この場合の補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対し間接補助金等を交付する事務であるから、間接補助事業等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が全額交付された時点であること。」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

県は間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。

(3) 額の確定（適合性）

【事実関係】

岐阜市、関市の補助対象事業である寄附講座の寄附金の使途に含まれる給与費について、事業実施報告書上、補助対象経費となる寄附講座のための教員給与費か補助対象経費とならない人材養成機関等の運営費か判別できない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第5項は、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

岐阜県地域医療確保事業費補助金交付要綱第2条は、「補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。」と規定し、別表は、補助対象経費について、「補助対象事業の実施に要する経費（医療機関及び人材養成機関等の運営費（人件費、維持管理費等）並びにこれらに対する補助を除く。）」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるように、記載させるべきである。

2 病院内保育所運営費補助金（基金）

〈概要〉

| | |
|----|-----------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 |
|----|-----------|

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付先 | 公立学校共済組合 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社 社会福祉法人 一般社団法人及び一般財団法人 医療法人 学校法人及び準学校法人 病院又は診療所を開設した個人 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人国立病院機構 | | | | | |
| 対象事業 | 病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 委託料（上記人件費に該当するもの） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 医療従事者の離職防止、再就業促進等を目的として、病院及び診療所に従事する職員のために病院内保育所を運営する病院等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 73,261 | 82,423 | 77,343 | 78,000 | 68,837 |
| | 決算 | 71,402 | 77,915 | 71,749 | 72,012 | 62,503 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

BN病院の報告書の提出日が令和5年3月31日になっているのに、添付資料の日付が令和5年4月3日となっている。履行確認の方法を担当課に確認したところ、電話等で確認したと想定される旨回答がなされた。しかし、そのことが確認できる資料は存在しなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

保管された資料からは、実績報告書のみをもって履行確認を行ったと誤解されうる。電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面にして残すべきである。

3 病院内保育所運営費補助金（自治体立分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村（一部事務組合を含む。） | | | | | |
| 対象事業 | 病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 委託料（上記人件費に該当するもの） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため集団保育が困難な児童の保育の場を確保するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和57年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 13,909 | 15,756 | 13,363 | 11,700 | 13,727 |
| | 決算 | 13,539 | 13,380 | 13,019 | 10,926 | 11,375 |

4 病院内保育所運営費補助金（公的施設分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|-------|-------|--------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 日本赤十字社岐阜県支部 岐阜県厚生農業協同組合連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 病院内保育所運営事業に必要な保育士その他の職員の人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 委託料（上記人件費に該当するもの） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため集団保育が困難な児童の保育の場を確保するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 15分の8 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和57年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 9,658 | 11,159 | 9,883 | 9,300 | 10,298 |
| | 決算 | 9,658 | 8,121 | 9,158 | 8,757 | 6,088 |

5 病院内保育所夜間運営費補助金

〈概要〉

| | |
|----|-----------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 |
|----|-----------|

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 交付先 | 公立学校共済組合 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社 社会福祉法人 一般社団法人及び一般財団法人 医療法人 学校法人及び準学校法人 病院又は診療所を開設した個人 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人国立病院機構 | | | | | |
| 対象事業 | 夜間保育事業（通常保育時間から 10 時間を差し引いた保育）を行うために必要な保育士等の職員の人件費。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 病院及び診療所に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、当該職員の児童及び医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある等のため集団保育が困難な児童の保育の場を確保するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 57 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 528 | 1,082 | 581 | 200 | 709 |
| | 決算 | 441 | 589 | 401 | 127 | 79 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（少額補助）

【事実関係】

予算が 709,000 円であるのに対して、補助金額が 79,000 円である。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

必要性が認められる補助金とは考えるが、執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。

6 女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金）

〈概要〉

| | |
|----|-----------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 |
|----|-----------|

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付先 | 県内病院 | | | | | |
| 対象事業 | 女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院に対し、復職研修や就労環境改善に取り組むために必要な経費を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、医師確保に繋げる。 | | | | | |
| 県補助率 | 基準額 1か所当たり 11,140千円 補助率 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成22年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 33,571 | 36,020 | 37,091 | 34,619 | 36,632 |
| | 決算 | 32,965 | 35,305 | 36,356 | 34,365 | 34,713 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請 (時期)

【事実関係】

交付申請期限が10月21日であるが、医療法人B Pの交付申請が行われたのが11月1日であり、医療法人B Qの交付申請が行われたのが10月24日であるにもかかわらず受理をし、補助金を交付している。

【規範】

岐阜県補助金交付規則第10条第1項は、「補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」と規定する。

また、岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱第7条第3項において、申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとされており、県は、申請書の提出期限をメールで通知する形で10月21日と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。

(2) 額の確定 (実績調査)

【事実関係】

補助金等履行確認書について、書面検査の日付が3月31日となっているが、補助事業者が提出している書面は、実績報告書しか確認できない。また、実績報告書の提出日は4月5日となっている。担当課に確認したところ、補助金等履行確認書は補助対象事業の終了を確認するものであり、事業そのものの終了を確認するものではないため問題はないとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

(3) その他（書類の保存）

【事実関係】

保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。

【参考報告 医療福祉連携推進課】

資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。

7 医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金）

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 |
| 交付先 | 岐阜県医師育成・確保コンソーシアム |
| 対象事業 | ア 初期臨床研修医の教育研修事業 医師の知識・技能向上のため、コンソーシアム構成病院において初期臨床研修医等を対象としたセミナーを開催（9病院から22病院に拡大） 研修医が資質向上のために国内外学会へ出張する経費を補助 県内病院における研修医等への指導体制の強化のため、厚生労働省認定の指導医講習会の開催、海外の指導医研修への指導医派遣 イ 専攻医等のキャリアアップ及び医師派遣事業 医師の県内定着を図るため、専攻医等の希望を踏まえた個人に併せたキャリアパスを作成 キャリアパスによる勤務のうち医師不足地域での勤務に際し、勤務医の指導のため必要に応じた指導医を派遣 ウ 事業実施のための管理運営 |
| 要綱 | 岐阜県医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 医師不足を解消するために、県内での勤務でキャリアアップできる体制を整備すること。 |
| 県補助率 | 10分の10 |
| 国庫補助 | なし |

| 開始年度 | 平成 22 年度 | | | | | |
|------------|----------|----------|--------|---------|---------|---------|
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 33,100 | 35,560 | 35,330 | 36,000 | 33,265 |
| | 決算 | 28,087 | 29,825 | 25,004 | 26,240 | 27,024 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (対象経費)

【事実関係】

要綱には対象経費として「3. 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが行う県内医師の育成と定着に必要な経費」、「4. 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが行う県内医師不足地域の解消に必要な経費」と記載されているが、具体的な経費は明記されていない。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。

(2) 要綱 (算定基準)

【事実関係】

要綱は、交付額について、基準額 (予算内で知事が定めた額) と対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を選定するとされ、選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とすると規定する。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

補助金交付要綱に添付される別表において、交付決定に関する基準額について記載されるが、「予算内で知事が定めた額」とされており具体性がない。そのため、基準額について具体的な金額を明示することが望ましい。

(3) 交付申請（時期）

【事実関係】

岐阜県医師育成・確保コンソーシアムから申請書が令和4年4月1日付で提出されているが、岐阜県に申請書が到着した日を示す收受印が押されていないため、岐阜県が受領した日が分からない。

【規範】

岐阜県公文書規程第13条、第14条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第13条第2項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
- 二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付
- 三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

8 産科医等育成・確保支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 分娩取扱医療機関 | | | | | |
| 対象事業 | 産科医、助産師に分娩手当を支給している医療機関への支援、産婦人科専門医の取得を目的として研修を受けている医師に研修医手当を支給している医療機関への支援、医師に新生児取扱手当を支給している医療機関への支援、リスクの低い帝王切開術を行う際に他分娩施設の医師が立ち会う体制を整備する 200床未満の分娩施設への支援。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 産科医等の処遇改善や将来の産科医療を担う医師の育成を図る取り組みを通じて、分娩取扱医療機関及び産科医等の確保を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 産科医等確保支援事業：基準額→1分娩当たり 10 千円（補助率 3分の1） 産科医等育成支援事業：基準額→研修医 1人/月当たり 50 千円（補助率：3分の1） 新生児医療担当医確保支援事業：基準額→新生児 1人当たり 10 千円（補助率：3分の1） 帝王切開術待機医師確保事業：基準額→1帝王切開術 1人当たり 5千円（補助率：10分の10） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 21 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 38,046 | 34,594 | 32,907 | 31,374 | 31,797 |

| | | | | | | |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 決算 | 35,088 | 31,478 | 29,979 | 29,229 | 28,210 |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（時期）

【事実関係】

交付申請期限が10月21日であるが、医療法人BSの交付申請が行われたのが10月24日であるにもかかわらず受理をし、補助金を交付している。

【規範】

岐阜県補助金交付規則第10条第1項は、「補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」と規定する。

また、岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱第7条第3項において、申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとされており、県は、申請書の提出期限をメールで通知する形で10月21日と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。

(2) 額の確定（実績調査）

【事実関係】

補助金等履行確認書について、書面検査の日付が3月31日となっているが、補助事業者が提出している書面は、実績報告書しか確認できない。また、実績報告書の提出日は4月5日となっている。担当課に確認したところ、補助金等履行確認書は補助対象事業の終了を確認するものであり、事業そのものの終了を確認するものではないため問題はないとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

【意見 医療福祉連携推進課】

実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

(3) その他（書類の保存）

【事実関係】

保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。

【参考報告 医療福祉連携推進課】

資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。

9 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者を短期入所事業又は日中一時支援事業で受け入れた指定短期入所事業者等 | | | | | |
| 対象事業 | ①医療型短期入所事業 ②福祉型短期入所事業 ③日中一時支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 在宅で生活する重度障がい児者の家族の負担・不安の軽減のために、レスパイトサービスの受け入れを促進するための支援をするため。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 補助基準額 ①利用者1人当たりサービス提供を行った日につき5,900円 ②③利用者1人当たりサービス提供を行った日につき6,800円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 16,000 | 19,000 | 24,000 | 25,000 | 27,700 |
| | 決算 | 14,964 | 18,147 | 18,697 | 22,798 | 26,091 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（添付書類）

【事実関係】

1施設について、交付申請の添付資料として提出されている医療的ケアの判定書について、データのプリントアウトのページ設定が誤っており、本来であればA4サイズ1ページで収まる医療的ケアの判定書の書式が1ページで収まっておらず、複数ページにわたり間延びしているものがあり、提出資料として不適切である。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

補助金の交付の適否に係る資料であることから、適切に管理・保存すべきである。

(2) 交付決定（審査）

【事実関係】

補助金の交付要件を満たすか否かを判定するために、交付申請の際に医療的ケア（診療の補助行為）の判定書の提出を求められているところ、医療的ケアの基本スコアあるいは見守りスコアのチェック漏れや各スコアの合計点について計算ミスがあった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。

10 三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 分娩体制を維持するための対策を行う三次周産期医療機関 | | | | | |
| 対象事業 | 圏域の分娩体制維持を目的として、三次周産期医療機関が県内外の医療機関から常勤産婦人科指導医師を招へいする場合に必要な手当や他の医療機関から医師の派遣を受けて宿日直を行わせた場合に必要の手当を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の安全・安心な周産期医療体制の確保を図るため、三次周産期医療機関が行う早期の分娩体制の整備に係る事業のうち、当該三次周産期医療機関が所在する圏域の市町村が補助を行う事業に要する経費に対する補助を目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 12,265 | 12,014 | 13,333 | 13,333 | 12,409 |
| | 決算 | 11,718 | 10,530 | 11,590 | 10,727 | 12,330 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（時期）

【事実関係】

BK病院から令和4年9月12日付で申請書が提出されている。岐阜県に申請書が到着した日を示す收受印が押されていないため、岐阜県が受領した日が分からない。

【規範】

岐阜県公文書規程第13条、第14条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第13条第2項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
- 二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付
- 三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

11 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 災害による停電時等において要電源重度障がい児者が日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等の整備を図るために市町村が行う事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 人工呼吸器等を使用する在宅の重度障がい児者が、災害による停電時等において日常生活を継続するよう支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額の2分の1 補助基準額 正弦波インバーター発電機 120,000 円 ポータブル蓄電池 60,000 円 DC/ACインバーター 30,000 円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | 1,050 | 5,150 |
| | 決算 | — | — | — | 846 | 839 |

〈監査の結果〉

(1) 検証 (目的達成・既得権)

【事実関係】

補助事業は令和3年度から開始され、当該年度に整備実績があったのは2市のみ。

そのため、令和3年10月に作成された令和4年度当初予算要求資料では、事業の有効性評価が0となっている。

担当課では、市町村担当者会議を開催し、制度の周知・先進事例の紹介を行ったほか、未整備市町村へのヒアリングを行い、市町村での補助制度の整備促進を行っている。その結果、補助制度を整備している市町村は、令和4年度20市町、令和5年度30市町に増加し、令和6年度には35市町となる見込み。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【参考報告 医療福祉連携推進課】

令和4年度の予算要求資料で事業の有効性評価が0であることを受けて、担当課において積極的に周知等を行うことによって、事業の有効性を創出しており、事業の運営として非常に望ましく、参考報告とする。

12 病院内保育所施設整備事業費補助金（基金）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | 保育所施設を設置する病院 | | | | | |
| 対象事業 | 病院及び診療所に従事する職員のために病院内保育所の新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費を補助。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 医療従事者の離職防止、再就業促進等を目的として、病院及び診療所に従事する職員のために病院内保育所の新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 工事費又は工事請負費の0.33以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,893 | 1,270 | 511 | 0 | 3,450 |
| | 決算 | 3,455 | 1,270 | 0 | 0 | 867 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請（事業目的・内容）

【事実関係】

申請が工事中の令和4年度になされているため、申請金額が令和4年度における工事進捗度を乗じた金額で申請されている。このような申請になったのは、工事着手後、進捗度に応じた交付申請を受け付けた結果である。また、複数年度にわたる工事について、要綱には進捗度を加味した算出について明確な規定はない。

【規範】

岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金交付要綱第6条は、「補助事業者は、原則として補助金の交付決定後に補助事業に着手しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると知事が特に認めた場合は、この限りではない。」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

補助事業においては、工事着手前に着手予定の工事について交付申請を行い、交付決定後に、事業に着手することとなるため、進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。

13 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 | | | | | |
| 交付先 | ① 喀痰吸引等研修登録研修機関 ② 医療的ケアの必要な重症心身障がい児を支援する生活介護事業所等 | | | | | |
| 対象事業 | ① 喀痰吸引等研修事業費補助金 ② 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金 | | | | | |
| 要綱 | ① 岐阜県喀痰吸引等研修事業費補助金交付要綱 ② 岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 継続的に医療的ケアが必要な障がい児者が増加している中、それらに対応すべき医師・看護師といった医療人材が慢性的に不足しているため、痰の吸引や経管栄養といった医療的ケアに対応できる介護職員等の福祉人材を育成する。また、リハビリや口腔ケアなどを提供するために、生活介護事業所等が外部の看護師・理学療法士等を活用し、訪問看護・訪問リハビリ等の機会を提供するとともに、事業所職員の介護力向上を図るための取り組みを行う。 | | | | | |
| 県補助率 | 対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額の10分の10 補助基準額 ①各メニューにつき1万円 ②1日あたり8,300円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | ①平成26年度 ②平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 3,000 | 3,500 | 2,500 | 2,000 | 3,000 |
| | 決算 | 1,584 | 1,511 | 933 | 1,671 | 1,745 |

〈監査の結果〉

(1) 交付申請 (時期)

【事実関係】

福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金について、申請書の日付は、いずれも令和4年4月1日となっているが、岐阜県に申請書が到着した日を示す收受印が押されていないため、岐阜県が受領した日が分からない。

【規範】

岐阜県公文書規程第13条、第14条にて、受領した文書の取扱いを定めており、第13条第2項は、「文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定

める日付のものを押さなければならない。

- 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
- 二 封皮に収受印の押されている文書 封皮に押されている収受印の日付と同一の日付
- 三 その他の文書 文書が配布された日の日付」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

担当課は、申請書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。

(2) 交付申請（事業目的・内容）

【事実関係】

福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金について、補助実施事業者は、医療に関する支援や補助実施事業者のスタッフに対する教育を内容とする第三者との業務委託を事業の対象経費としているが、その委託業務の内容があいまいであり、目的に沿ったものであるか確認できないものがあった。具体的には、株式会社B Tにおいてその業務委託の内容として「①医療的ケア支援、②スタッフへの指導」、社会福祉法人BUでは「岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業 医療ケアの指導及び助言」とされるが、具体性がなく補助対象経費とされる看護、リハビリ、口腔ケア等の医療的ケアの指導者としての看護師、理学療法士、歯科衛生士等の招へいに要する経費のどれに該当するか不明であった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 医療福祉連携推進課】

担当課は、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。

14 医師派遣支援事業費補助金（基金）

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 医療福祉連携推進課 |
| 交付先 | 派遣元医療機関 |
| 対象事業 | 比較的医師の多い医療機関（以下「派遣元医療機関」）と医師確保が困難な医療機関があることから、県が派遣の可否及び受入れ希望について照会を行い、県が最終的な医師の派遣決定を行う。派遣元医療機関に対しては、医師を派遣することによる逸失利益相当額を補助する。 |
| 要綱 | 岐阜県医師派遣支援事業費補助金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|--------|--------|-------|
| 交付目的 | 医師確保が困難な地域の医療機関へ医師を派遣することにより、医師の地域偏在を緩和し、地域医療を確保していくことを目的としている。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 9,375 | 5,000 | 18,750 | 15,000 | 3,000 |
| | 決算 | 9,375 | 5,000 | 0 | 0 | 0 |

第6 高齢福祉課

1 介護人材育成事業者認定制度実施事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 高齢福祉課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱に基づき、知事による認定を受けようとする介護サービスを運営する事業者のうち、実施要綱第4条第1項の取り組みの宣言を行った介護事業者及び実施要綱第8条第5項のグレード1認定事業者 | | | | | |
| 対象事業 | 介護事業者が認定取得に要する福祉サービス第三者評価の受審(以下「補助事業」という。)に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 介護人材の参入、育成及び定着の促進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の2 地域医療介護総合確保基金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,000 | 1,000 | 200 | 289 | 500 |
| | 決算 | 500 | 400 | 100 | 89 | 400 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ－(1) 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の

計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 高齢福祉課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

(2) 事業の遂行（指導監督）

【事実関係】

当該補助金は、補助対象事業者が福祉サービスにかかる第三者からの評価を受けるにあたり、受審へ要する経費に対して、10万円を上限として補助金を交付するものである。第三者評価を受審したのち、補助金交付にあたり、実績報告が行われ（要綱第9条）、添付資料として、第三者評価の評価結果表が添付されている。

評価結果表を確認したところ、補助対象事業者が異なるにも関わらず、補助対象事業者が記載すべき「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄の記載事項が、全く同一のものが確認された。

なお、この点について担当課の確認によれば、当該欄の記載については、評価機関と受審事業所との口頭でのやりとりを踏まえ、評価機関において作文したものを受審事業所に示し、確認及び同意を得たのちに、反映されたものであるとのことである。

【規範】

社会福祉法第78条第1項は、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と規定する。

【指摘 高齢福祉課、地域福祉課】

評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄は、受審した事業者が、受審を通じて得られた知見や感想などを記載するものである。そのため、評価機関において作文することが予定されているものではない。

福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるために実施されるものである。そのため、第三者評価結果を事業者が受け入れることが重要であり、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」は、事業者自らが作成するのは当然である。

この点を事業者が作成していないとすれば、事業者が受審し、第三者評価結果を確認していることにも疑義が生じ、受審自体の意義を失わせかねず、当該補助を交付する意味を失うことになりかねない。

したがって、担当課において、評価結果表内の記載の確認を行い、疑義がある場合には、指導監督を行い、適切な評価がなされるように指導すべきである。

なお、当該欄については、受審事業所の生の声をそのまま記載すべきものであるため、当該評価機関に対しては、担当課から、受審事業所が作成した内容を転記するよ

う指導を行ったとのことである。ただちに聞き取りを行い、指導を講じた点は適切な対応である。

2 介護事業所内保育施設運営費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 高齢福祉課 | | | | | |
| 交付先 | 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者 | | | | | |
| 対象事業 | 介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な、保育士等の人件費（給料、諸手当等）、委託料（保育士等の人件費相当額のみ）を補助する。 補助基準額は、保育児童数、保育士等人数、保育時間により、1,811,600円～7,833,600円（4区分）である。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県介護事業所内保育施設運営費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 介護従事者の離職防止及び再就業の促進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の2 地域医療介護総合確保基金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 10,646 |
| | 決算 | — | — | — | — | 8,360 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ 働きながら子育てしやすい環境づくり 仕事と子育ての両立 (1) 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 高齢福祉課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第7 保健医療課

1 地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|--------------------------|--|--------|-------|----------------|-------------------|-------------------|
| 所管 | 保健医療課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、民間団体 | | | | | |
| 対象事業 | 心のケアに関する対面、電話、SNS相談窓口の体制強化と、普及啓発事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等への支援体制の強化に向けて、取り組みを包括的に支援し、多様な支援ニーズへの対応を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | <市町村> 補助率：4分の3 <民間団体> 補助率：10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | 4分の3 令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（令和4年第二次補正予算分）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和3年度 | | | | | |
| 金額 ³⁰ （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 2,741 (816) | 24,736 (1,247) | 20,769 (1,247) |
| | 決算 | — | — | 2,741 (816) | 13,865 (1,096) | 18,756 (1,194) |

〈監査の結果〉

（1）交付決定（審査）

【事実関係】

令和4年6月8日付補助金の交付決定について（通知）では、対象事業について、「岐阜県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金交付要綱第3条に定める事業であり」としているが、事業の定めは第4条に記載されている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 保健医療課】

通知書には、正しい参照条文を記載すべきである。

（2）額の確定（実績調査）

【事実関係】

³⁰ （）内は、対象補助金に関する金額

補助金等履行確認書について、検査調書の日付が3月31日となっているが、補助事業者が提出している書面は、実績報告書しか確認できない。また、実績報告書の提出は4月になってからである。担当課に確認したところ、補助金等履行確認書は補助対象事業の終了を確認するものであり、事業そのものの終了を確認するものではないため問題はないとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

【意見 保健医療課】

実績報告書の提出が4月であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

2 地域自殺対策強化事業費

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 保健医療課 |
| 交付先 | 市町村・民間団体 |
| 対象事業 | 心のケアに関する対面、電話、SNS相談窓口の体制強化と、普及啓発事業 |
| 要綱 | 岐阜県地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 地域の特性に応じた効率的な自殺対策を後押しし、地域における自殺対策強化を図る。 |
| 県補助率 | <p><市町村></p> <p>①対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業、計画策定実態調査事業【補助率 2分の1】</p> <p>②若年層対策事業、SNS地域連携包括支援事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業、ゲートキーパー養成事業、災害時自殺対策継続支援事業【補助率 3分の2】</p> <p>③自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、若者の自殺危機対応チーム事業、地域特性重点特化事業、市町村補助事業【補助率 10分の10】</p> <p><民間団体></p> <p>補助率 10分の10</p> |
| 国庫補助 | <p>地域自殺対策強化交付金交付要綱</p> <p>①対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業、計画策定実態調査事業【補助率 2分の1】</p> <p>②若年層対策事業、SNS地域連携包括支援事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業、ゲートキーパー養成事業、災害時自殺対策継続支援事業【補助</p> |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 率 3分の2】 ③自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、若者の自殺危機対応チーム事業、地域特性重点特化事業【補助率 10分の10】 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 27 年度 | | | | | |
| 金額 ³¹ (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 25,648 (16,648) | 17,428 (10,003) | 20,011 (15,742) | 13,017 (10,920) | 16,363 (14,756) |
| | 決算 | 22,570 (15,859) | 14,446 (8,745) | 13,256 (9,802) | 10,562 (9,497) | 12,179 (11,126) |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (内容の正確性)

【事実関係】

実績報告書において記載が求められているにも関わらず、瑞穂市の実績報告書の民生委員児童委員の受講者数欄、大野町の実績報告書のゲートキーパー養成講座の評価区分欄、美濃加茂市の実績報告書の自殺対策意識調査欄、評価区分欄が空欄となっている。担当課は、当該未記載のままで決裁を行い、補助金の交付を行っていた。

なお、後日各項目が記載された資料への差し替えが行われている。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第 13 条は、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。」と規定し、岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 保健医療課】

決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続きを行うべきである。

(2) 額の確定 (実績調査)

【事実関係】

補助金等履行確認書について、検査調書の日付が 3 月 31 日となっているが、補助事業者が提出している書面は、実績報告書しか確認できない。また、実績報告書の提出日は 4 月 10 日となっている。担当課に確認したところ、補助金等履行確認書は補助対象事業の終了を確認するものであり、事業そのものの終了を確認するものではないため問題はないとのことであった。

【規範】

³¹ () 内は、対象補助金に関する金額。

岐阜県公文書規程第3条は、「事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。」と規定し、同規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

また、要綱第9条は、実績報告書の提出期限を補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする旨規定する。

【意見 保健医療課】

実績報告書の提出が4月10日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。

3 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 保健医療課 | | | | | |
| 交付先 | 助成を行った市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 造血幹細胞の移植によって予防接種の再接種が必要となった場合の費用を県内の市町村が助成する事業に対する補助事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県小児がん患者ワクチン再接種費用補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 被接種者(保護者)の経済的負担の軽減 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1 市町村2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 1,280 | 1,280 | 790 | 1,068 |
| | 決算 | — | 104 | 48 | 135 | 82 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定(算定方法・金額)

【事実関係】

岐阜市への交付決定が14,000円であるのに対して、岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市が90,000円と他の市町村と比較して多額の交付決定となっている。また、垂井町も106,000円の高額の交付決定を受けている。実際の執行状況においても、それぞれの交付決定に従った支出には至っていなかった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなけ

ればならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 保健医療課】

岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市、垂井町の交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる。実態に見合った交付申請がなされるよう各市町村に指導するのが望ましい。

(2) 検証（少額補助）

【事実関係】

令和4年度の予算額が1,068,000円に対し、決算額は82,000円というように、毎年、予算額と決算額が乖離している。毎年計上する予算額が実態に対して過大となっている。担当課に確認したところ、各市町村においてワクチン再接種の事例が少なく、もし、事例が発生した場合に費用がいくら発生するかを予測するのが困難であるとのことであった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 保健医療課】

決算は82,000円であり、過去の実績を見ても予算額が過大であると思われる。執行率が低い状況については、原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。

第8 感染症対策推進課

1 私立学校等結核予防費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 感染症対策推進課 | | | | | |
| 交付先 | 学校又は施設の設置者 | | | | | |
| 対象事業 | 感染症法第53条の2で規定されている学校又は施設の長が実施する結核の健康診断に係る費用を3分の2助成する事業 | | | | | |
| 要綱 | 感染症法第53条の2、第58条の3、第60条 | | | | | |
| 交付目的 | 結核の健康診断に係る費用を助成する。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和61年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |

| | | | | | | |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| (千円) | 予算 | 13,987 | 14,191 | 14,248 | 13,379 | 13,678 |
| | 決算 | 5,742 | 10,583 | 9,881 | 10,190 | 10,165 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (提出期限)

【事実関係】

令和4年12月1日付の「令和4年度岐阜県結核予防費補助金の実績報告書の提出について」において実績報告書の提出期限を令和5年2月10日と規定する。交付申請を提出した20法人のうち19法人は提出期限内に提出しているが、社会福祉法人BVについては提出期限までにそもそも対象事業を実施しておらず、当該法人のみ提出期限を延長して令和5年3月31日に実績報告書を提出している。

この点、担当課に交付決定の取消しについて意見を求めたところ、「社会福祉法人BVは、実績報告書の提出日までに施設入所者の健康診断を実施していなかったが、年度内に事業の実施及び実績報告書を提出する意向があったため、交付決定の取消しは妥当ではない。」との回答であった。

【規範】

岐阜県結核予防費補助金交付要綱第7条第2項は「実績報告書の提出期限は別に定める」と規定する。そして、令和4年12月1日付の「令和4年度岐阜県結核予防費補助金の実績報告書の提出について」において実績報告書の提出期限を令和5年2月10日と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第17条第1項は「知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定する。

【指摘 感染症対策推進課】

他の19法人との平等性からも、特定の法人のみ延長を受け付けることは不相当であり、本来であれば交付決定を行わないことも想定される。行政裁量の範囲内として交付を認めたとしても、このような対応は行われるべきではなく、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。

2 リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 感染症対策推進課 |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜県医師会 |
| 対象事業 | 県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う一般社団法人岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」の運用に対し補助をする。 |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 要綱 | 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の感染症発生状況の迅速かつ的確な把握、感染症の流行状況について県民・医療関係者に注意喚起を促すシステムを運営することで、感染症対策に資することを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 5,372 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,032 |
| | 決算 | 5,372 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,032 |

第9 生活衛生課

1 公衆浴場活性化対策事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 生活衛生課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 | | | | | |
| 対象事業 | 組合加入の公衆浴場がある市町の幼稚園・保育所の園児・児童が入浴等を通じて、入浴マナー等公衆衛生の基礎を学ぶ事業に要する次の経費 ①親子1組の入浴料金 ②無料入浴券等の印刷並びに配布に要する経費 ③消耗品費 ④お泊り保育における園児・児童、引率者の入浴料金 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 公衆浴場の確保充実を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成6年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 900 | 884 | 884 | 646 | 882 |
| | 決算 | 470 | 425 | 334 | 350 | 388 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合に対する補助金である。なお、同組合には、岐阜県下全ての公衆浴場が加入しているものではない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはなら

ない。」と規定する。

【意見 生活衛生課】

「公衆浴場の確保充実を図るため」（岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱第1条）であれば、特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。

なお、令和5年度から本補助金は廃止されている。

第2章の3 教育委員会³²

第1 教職員課

1 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金（コロナ分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|--------|--------|--------|
| 所管 | 教職員課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために、児童生徒の健康観察のとりまとめ作業や教室内の換気や消毒などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフを配置しようとする市町村を支援する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新型コロナウイルス感染症については、各学校において「学校における新型コロナウイルス感染症対応〈学校再開ガイドライン〉」及び「『まん延防止等重点措置区域』指定解除後の学校運営について」に基づき、学校の教育活動を継続し、児童生徒及び教職員の感染が広がらないよう努めている。そのためには、児童生徒の健康観察のとりまとめや教室内の換気、消毒作業等の新型コロナウイルス感染症対策の徹底が求められており、そのための人的体制整備を支援する必要がある。 | | | | | |
| 県補助率 | 9分の4 | | | | | |
| 国庫補助 | 9分の2 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 58,404 | 85,831 | 71,878 |
| | 決算 | — | — | 33,305 | 73,285 | 64,189 |

2 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 所管 | 教職員課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために、学習プリント等の印刷・配布の準備や授業準備・採点業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置しようとする市町村に補助金を交付する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 教員の負担軽減とともに、学校や教員の業務を見直し、教員が本質的に担う業務に専念できる環境を確保するうえで必要な人的体制整備を支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 9分の4 | | | | | |
| 国庫補助 | 9分の2 | | | | | |

³² 各補助金の概要欄の所管課は、令和4年度基準で記載。（）内に記載しているのは、令和5年度の所管課である。

| | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|----------|--------|---------|---------|---------|
| | 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 30 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 63,000 | 57,438 | 54,339 | 19,726 | 35,940 |
| | 決算 | 23,856 | 49,969 | 51,606 | 19,156 | 32,095 |

3 学習指導員配置事業費補助金（コロナ分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 教職員課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 児童生徒の学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、都道府県等が多様な地域人材を公立学校に配置する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学習指導員等配置事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童生徒の学力向上に資するための、学校教育活動の一環として行われる放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 9分の4 | | | | | |
| 国庫補助 | 9分の2 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 174,891 | 16,819 | 27,675 |
| | 決算 | — | — | 117,060 | 16,395 | 25,366 |

4 特別支援学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 教職員課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 児童生徒の学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、都道府県等が多様な地域人材を公立学校に配置する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学習指導員等配置事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童生徒の学力向上に資するための、学校教育活動の一環として行われる放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 9分の4 | | | | | |
| 国庫補助 | 9分の2 補習等のための指導員等派遣事業実施要領 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 1,012 | 541 | 383 |
| | 決算 | — | — | 584 | 536 | 374 |

5 高等学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 教職員課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 児童生徒の学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、都道府県等が多様な地域人材を公立学校に配置する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学習指導員等配置事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 児童生徒の学力向上に資するための、学校教育活動の一環として行われる放課後や土曜日における学習、補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取り組みについて、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を活用できる人的支援体制を整備するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 9分の4 | | | | | |
| 国庫補助 | 9分の2 補習等のための指導員等派遣事業実施要領 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 1,144 | 514 | 123 |
| | 決算 | — | — | 447 | 514 | 123 |

第2 学校安全課

1 子供の安全対策強化支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 学校安全課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ①ICTを活用した子供の見守り事業 ②登降園（登下校）管理システム導入事業 | | | | | |
| 要綱 | 学校安全対策事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保の取り組み強化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | なし | | | | | |
| 国庫補助 | あり（学校安全特別対策事業費補助金交付要綱） 補助対象経費の5分の4以内 ①1施設当たり20万円（事業者負担5分の1） ②1施設当たり70万円（事業者負担5分の1） | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 22,160 |
| | 決算 | — | — | — | — | 0 |

第3 体育健康課

1 部活動指導員配置促進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|--|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 市町村が実施する、部活動指導員の配置事業に対する補助 (市町村) 部活動指針の策定・運用 部活動指導員に係る規則の整備 部活動指導員の雇用 部活動指導員に対する研修会の実施 顧問の休養日の設定 等 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 都道府県又は指定都市が、中学校の運動部活動に部活動指導員の配置（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の1 地方スポーツ振興補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成30年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 12,518 | 20,366 | 21,134 | 18,000 | 20,009 |
| | 決算 | 6,582 | 14,414 | 8,285 | 13,518 | 17,027 |

2 全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|-------|--------|--------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県高等学校体育連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 下記大会に出場する選手及び監督の派遣費（交通費・宿泊費）の5分の1を補助する。 ①全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制含む。） ②東海高等学校総合体育大会（定時制・通信制含む。） ③全国高等学校選手権大会 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県の代表として出場する全国高等学校総合体育大会、東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校選手権大会（以下「大会」という。）において、選手、監督の出場を統括する高体連に対し、派遣に要する経費の一部を補助し、もって選手、監督の参加に要する経費の負担の軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 5分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成17年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 13,843 | 22,350 | 2,796 | 15,553 | 14,779 |
| | 決算 | 10,330 | 20,189 | 598 | 11,904 | 9,913 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (提出期限)

【事実関係】

令和4年度岐阜県保健体育等振興補助金(全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業)実績報告書を閲覧し、日付が令和5年3月20日であることを確認した。担当課は、補助対象事業者が年度内に補助対象事業が完了したか確認するために補助対象事業者に往査し、保管する領収書を閲覧することで補助対象事業が完了しているか判断しているとのことであるが、事業の完了時点を確認する客観的な資料は確認できない。

【規範】

「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合、「補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務(以下単に「支払債務」という。)の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。

3 県立高等学校運動部活動振興費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 県立学校・特別支援学校の部活動後援会等 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜・西濃地区で行われる県高体連等が主催する県内大会の選手の派遣と運動部活動用消耗機材の購入(特別支援学校高等部に限る。)に関する費用 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高等学校部活動の振興と保護者負担の軽減を図る。運動部活動の振興を推進し、学校の一層の活性化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県が定める一定額 726万円 大会派遣費等への一部補助として、各学校に対し毎年同額程度を補助する。 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和53年 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 7,260 | 7,260 | 7,260 | 7,260 | 7,260 |
| | 決算 | 7,139 | 7,092 | 6,232 | 7,197 | 7,205 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

長年支出を続けているが、どの程度の有効性があるのかの検証は特に行われていない。交付申請書や実績報告書からは、各学校の部活動後援会等が、特定の部活動に旅費等の補助を行っている実態は確認されるが、運動部全体に同等の補助金の支出がなされているかどうかの確認は出来なかった。

県の担当者としては、補助金は特定の部活動のみの補助に利用する趣旨ではなく、運動部活動全体の支出に対する補助をしているとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 体育健康課】

現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。また、部活動後援会等の全体の収支から、保護者の負担軽減が図られているとしても、どのような運動部にとっての補助となるかは、部活動後援会等の判断に影響されることから、分配方法が適切であるかを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。

補助金の配分方法については、「県立高等学校文化部活動振興費補助金」のようにある程度の客観的な分配基準を定める方法が参考になる。

(2) 要綱（暴排条項）

【事実関係】

補助の根拠となる要綱及び要領には、暴力団排除条項の定めがない。

【規範】

岐阜県暴力団排除条例第7条は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。

(3) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

事業実績報告を確認したところ、支出に関する資料として各県立学校の支出の資料が添付されているだけで、補助を受けているPTAや後援会が実際に支出していることを確認する資料の添付がない実績報告書が確認された。

【規範】

岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱や同要領において、実績報告を求め、その添付資料としては支出金調書などの証拠書類を提出するよう補助対象団体に留意事項を通知している。

【指摘 体育健康課】

学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。

(4) 事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

当該補助金は、運動部全体に関与する生徒数を前提に計算された補助金であり、部活動後援会等を通じて、運動部全体の補助を行うことを目的とした補助金であるが、補助した部活動後援会等が、一部の部活動の補助を行っていることは実績報告書等で確認できるが、運動部全体に対する補助が行われているかの確認のための資料の提出が行われていなかった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

また、支出の根拠となる岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱には、本補助金の目的を「保健、体育等の普及及び振興を図るため」と規定し、岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校部活動振興事業）交付要領には、本補助金の目的を「岐阜県立高等学校及び特別支援学校高等部の運動部活動の実施に伴う諸経費に対して補助し、もって運動部活動の一層の充実振興を図る。」としており、特定の部活動のみの振興を目的とはしていない。

【指摘 体育健康課】

補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。

(5) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書上の支出先は、県立高校となっているが、交付申請等は、各学校の後援会等であり、補助金交付団体は、各学校の後援会等である。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

本来の支出先は、権利能力なき社団である学校の後援会等であり、事業評価調書を訂正すべきである。

4 県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 県立特別支援学校又は定時制高等学校 | | | | | |
| 対象事業 | 県立特別支援学校及び高等学校の学校給食費を負担している保護者等を対象として、令和3年度の給食費と比較し、令和4年度に増額した学校、又は令和4年度中に増額した給食費の増額分を全額支援する。 これにより保護者負担を軽減するとともに、物価高騰下においても適正な給食費を定め、栄養バランスのとれた給食を安定して児童生徒に提供する。 | | | | | |
| 要綱 | 物価高騰対策県立特別支援学校・定時制高等学校学校給食費支援金給付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 生活困窮者等への支援として、学校給食等の保護者負担軽減促進を図ること。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 3,000 |
| | 決算 | — | — | — | — | 544 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（終了予定）

【事実関係】

事業評価調書には、物価が高騰する限り事業を継続するとの記載があるが、令和5年度については令和3年度を基準として比較検討し、終期を設定している。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

通常経済では、基本的に物価は上昇していくものであり、令和3年度を基準に終期を設定することは合理的でない。賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数字を参考に終期を設定すべきである。

5 部活動地域移行推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 教育管理課（体育健康課） | | | | | |
| 交付先 | 高校生を対象としたスポーツ・文化活動を行っている民間団体 | | | | | |
| 対象事業 | 高校生の休日等におけるスポーツ・文化活動の充実と県立学校の教員の長時間勤務の縮減の両立に向け、県立学校の部活動の地域への移行を推進するため、地域で高校生が活動できる場を提供する団体が行う事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県部活動地域移行事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 教員の長時間勤務の縮減。部活動指導等による長時間勤務を解消し、時間外在校等時間の上限である月 45 時間を超えている教員をゼロにする。 | | | | | |
| 県補助率 | 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 1, 200 | 2, 100 | 3, 000 |
| | 決算 | — | — | 927 | 1, 344 | 2, 778 |

6 県高等学校体育大会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県高等学校体育連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 全日制（33 競技）と定時・通信制（10 競技）の県大会開催を支援する。 ①県高等学校総合体育大会 ②県高等学校新人大会 ③県高等学校定時制通信制総合体育大会 ④県高等学校定時制通信制秋季体育大会 | | | | | |
| 要綱 | 保健体育等振興補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内全ての高校代表選手が参加する（東海・全国大会の予選を兼ねる大会）本大会の開催に係る経費を補助しスポーツの振興と競技力向上を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 2, 000 千円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 27 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2, 000 | 2, 000 | 1, 233 | 2, 000 | 2, 000 |
| | 決算 | 2, 000 | 2, 000 | 0 | 2, 000 | 2, 000 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（提出期限）

【事実関係】

令和 4 年度岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校体育大会事業）実績報告書を開覧し、日付が令和 5 年 3 月 31 日であることを確認した。担当課は、補助対象事業者が年度内に補助対象事業が完了したか確認するために補助対象事業者に往査し、保管する領収書を開覧することで補助対象事業が完了しているか判断しているとのことであるが、事業の完了時点を確認する客観的な資料は確認できない。

【規範】

「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合、「補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務（以下単に「支払債務」という。）の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。

7 夜間定時制高等学校給食費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | ①県立高等学校定時制課程に当該年度の1月10日時点で在学する有職生徒で、「夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間学校給食を受けるもの。 ②①以外の者で、疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当と認めるもの。 | | | | | |
| 対象事業 | 夜間給食費補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県高等学校定時制通信教育振興奨励費補助金（夜間学校給食費）交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の高等学校定時制又は通信制課程に在学する生徒に対して、財政的な支援を行い、勤労青少年の高等学校定時制及び通信制課程への就学の促進と教育の機会均等を保護する。 | | | | | |
| 県補助率 | 夜間給食単価は330円で、82円を補助（給食数に応じて支給） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成17年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,068 | 2,166 | 2,662 | 2,351 | 1,815 |
| | 決算 | 2,030 | 2,142 | 1,491 | 1,220 | 1,010 |

8 中学校体育大会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県中学体育連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 毎年開催される岐阜県中学校総合体育大会の円滑な運営を図るため、大会に要する経費の一部を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 保健、体育等の普及及び振興を図るため、関係団体が行う事業への補助 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 1,320千円 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 17 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1,320 | 1,320 | 1,320 | 1,320 | 1,320 |
| | 決算 | 1,320 | 1,320 | 1,293 | 1,320 | 1,320 |

9 特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 体育健康課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県立特別支援学校体育連盟 | | | | | |
| 対象事業 | 特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、毎年開催される特別支援学校ふれあいスポーツ事業に要する経費の一部を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 保健体育等振興補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 特別支援学校の児童生徒が、日頃の体育スポーツ・レクリエーション活動の成果を発表するとともに、相互の親睦を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 750 千円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 4 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| | 決算 | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告 (提出期限)

【事実関係】

令和 4 年度岐阜県保健体育等振興補助金 (特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業) 実績報告書を開覧し、日付が令和 5 年 3 月 10 日であることを確認した。担当課は、補助対象事業者が年度内に補助対象事業が完了したか確認するために補助対象事業者に往査し、保管する領収書を開覧することで補助対象事業が完了しているか判断しているとのことであるが、事業の完了時点を確認する客観的な資料は確認できない。

【規範】

「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」 「2 『補助事業等が完了したとき』 の考え方」 では、県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合、「補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務 (以下単に「支払債務」という。) の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。」と規定する。

【指摘 体育健康課】

担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。

第4 学校支援課

1 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 外国人児童生徒数及び日本語指導の必要な外国人児童生徒が 100 人以上在籍する 7 市に対して、児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等の取り組みを支援する。また、取り組みで得られた成果を地域の拠点として発信し、普及を図る。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県外国人児童生徒学力向上総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒に日本語の能力とともに学力を身に付けさせ、日本人の児童生徒と同様に、就職又は高等学校への進学を促す。 | | | | | |
| 県補助率 | 3 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3 分の 1 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 2 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | 19,956 | 19,976 | 20,000 |
| | 決算 | — | — | 19,956 | 19,976 | 20,000 |

2 エネルギー教育支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 市町村（学校組合を含む。）が小学校、中学校、義務教育学校で行うエネルギー教育に関する教育支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県エネルギー教育推進事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学習指導要領の趣旨に沿ってエネルギー教育の充実を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10 分の 10 原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | — | 995 | 9,719 |
| | 決算 | — | — | — | 994 | 9,680 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和 3 年度から始まった補助金であるが、利用した市町村は、令和 3 年度及び令和

4年度ともに、1市町村のみである。

【規範】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項は「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定する。

【意見 学校支援課】

令和5年度も1市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。

3 教育支援体制整備事業費（認定こども園設置促進事業）補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|--------|-------|-------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ①新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、市町村が公立幼稚園へ配布する保健衛生用品（マスク、消毒液等）や備品の購入等の費用を補助。又は、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への支援（感染症対策の取り組み徹底による業務量増への対応）。 ②指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等、業務のICT化促進の支援。又は、ICTの活用による教育の質の向上を図るために必要な費用の支援。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県教育支援体制整備事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県内に設置された公立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園における幼児教育の質の向上を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | なし | | | | | |
| 国庫補助 | ① 2分の1（市町村負担2分の1） ② 4分の3（市町村負担4分の1） 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 21,117 | 4,758 | 7,695 |
| | 決算 | — | — | 20,133 | 3,632 | 6,199 |

4 海外交流支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|
| 所管 | 学校支援課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 海外留学を行う高校生等の保護者等 | | | | | |
| 対象事業 | 高校生等（国公立私立高校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程）の留学促進事業 | | | | | |
| 要綱 | 高校生の留学促進事業留学支援金交付要綱 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 交付目的 | 高校生等の留学に係る費用の一部を支援金として交付することにより、県内の高校生等の留学を促進及び国際的分野で活躍できる人材の育成を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額 30 万円、県内高校生 20 人が上限 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 24 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 9,000 | 7,800 | 0 | 0 | 5,100 |
| | 決算 | 7,200 | 7,800 | 0 | 0 | 4,800 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (暴排条項)

【事実関係】

当該補助金の要綱及び要領には、暴力団排除条項がない。

【規範】

岐阜県暴力団排除条例第 7 条は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

要綱 (又は要領) に暴力団排除条項 (欠格事由) を設けるべきである。

(2) 検証 (目的達成・既得権)

【事実関係】

補助金交付者 (留学修了者) については、その一部の者につき、県主催の留学フェアに参加して体験談を語る等の活動が認められるが、卒業後の進路調査等は特に実施されておらず、交付者の岐阜県に対する貢献・寄与の度合い・実績等に関する把握・検証がなされていない。

【規範】

当該補助金実施要領 (9) には、「支援対象者は、帰国後、県教育委員会の依頼に応じて、高校生等の留学促進に係る広報活動に参画するとともに、進路先の調査等にも協力すること。」と規定されている。

【意見 学校支援課】

当該補助金の目的達成度、有効性を計る基礎資料の収集として、補助金交付者 (留学修了者) に対して、要領が予定している卒業後の進路先等 (県内在住率等を含む) に関する調査を実施することが望ましい。

(3) 書類の保存

【事実関係】

岐阜県補助金等交付規則第 22 条の帳簿等保存期間につき、当該補助金の交付要綱第

8条は、「事業完了年度の翌年度以降 15 年間」と規定する。

他方、他の補助金の要綱は、概ね保存期間を 5 年間と規定している。

【規範】

岐阜県公文書規程第 35 条は、「前条第二項の文書分類表に記載する完結文書の保管又は保存の期間（以下「保存期間」という。）の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに、当該各号に定める基準により設定しなければならない。」と定めた上で、第 2 号で 15 年間を保存期間とするものを「会計に関するもの（旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。）」と限定的に規定する。

なお、同第 4 号は、5 年を保存期間とするものとして、「イ 統計、調査及び計画に関するもの、ロ 会計に関するもの（第二号に規定するものを除く。）、ハ その他五年保存を必要と認めるもの」と規定する。

【指摘 学校支援課】

帳簿等保存期間につき、要綱で 15 年間と定めている現状については、県公文書規程に反するため、他の補助金要綱と同様に 5 年間と要綱を改正すべきである。

5 外国人児童生徒キャリア支援事業費（補助金）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 推進地域（幼・小・中・高各 1 校を実践校）において指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築や外国人児童生徒向けのキャリアガイドブック等の作成により、これら生徒のキャリア形成を支援する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県外国人児童生徒学力向上総合支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が多様な関係者と連携して行う、児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生徒指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等に係る意欲的な取り組みを補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 3 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3 分の 1 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領 | | | | | |
| 開始年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | — | 3,000 | 3,000 |
| | 決算 | — | — | — | 3,000 | 3,000 |

6 人権教育推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 人権教育推進・啓発に関する事業、教職員の指導力向上に関する事業、人権教育の実践に関する事業、人権教育の相談活動に関する事業 | | | | | |
| 要綱 | 人権教育推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 人権教育の推進を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 補助限度額は、人権教育推進・啓発に関する事業、教職員の指導力向上に関する事業、人権教育の実践に関する事業は 100 千円、人権教育の相談活動に関する事業は 200 千円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 14 年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1,631 | 1,428 | 1,384 | 1,311 | 1,290 |
| | 決算 | 1,296 | 1,362 | 1,128 | 1,139 | 1,174 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

補助金の交付実績を確認すると県内 13 の特定の市町にのみ長年支出され、他市町村では交付の実績がない。

【意見 学校支援課】

人権教育は全市町村で行われているのであるから、特定の市町のみならず、他の市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多く自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。

(2) 額の確定（他目的流用）

【事実関係】

養老町は、人権教育の実践に関する事業として「先輩から学ぶ会」の報奨金 2,000 円に充てている。これは、卒業生 3 名を講師に、高校生活や中学校生活で大切にしたいことについて話を聞き、意見交換を行うものであった。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と定めている。

人権教育推進事業費補助金交付要綱第 2 条は、補助対象事業を、人権教育推進及び啓発に関する事業、教職員の指導力向上に関する事業、人権教育の実践に関する事業、人権教育の相談活動に関する事業と定めている。

【指摘 学校支援課】

実績報告からは人権教育が行われているかの内容が十分確認出来ず、補助対象事業

にも該当しないものに補助金が用いられているとも考えられるため、要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。

7 県PTA連合会事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 県PTA連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 県PTA研究大会の開催や機関誌「わが子の歩み」・機関紙「岐阜県PTA」の刊行にかかる費用の一部を支援する。 | | | | | |
| 要綱 | 生涯教育促進事業等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県PTA連合会活動を促進し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、指導者の資質の向上と会員各位の学習意欲の高揚、社会教育への理解を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の2分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和40年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,209 | 1,209 | 1,209 | 1,609 | 1,209 |
| | 決算 | 1,209 | 1,209 | 1,209 | 1,609 | 1,209 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

昭和の時代から長年続けている2種類の機関誌に対して補助をし続けている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 学校支援課】

PTA活動を行う世代ほど、電子データによる情報収集が一般化しつつあることから、機関誌という紙媒体を継続する必要性があるかどうかは、需要者であるPTAの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うことが望ましい。

8 岐阜県産業教育振興会補助金

〈概要〉

| | |
|------|--------------|
| 所管 | 学校支援課（高校教育課） |
| 交付先 | 岐阜県産業教育振興会 |
| 対象事業 | ① 産業教育振興事業 |

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 各部会事業（部会総会、研究活動、事業所見学・教員研修、機関誌発行等） 専門高校PR事業 岐阜県産業教育振興会総会（専門高校の学びについて生徒発表等） ②県内就職推進事業 県内企業情報誌「職場ガイドぎふ」の刊行とホームページ掲載 ③表彰 産業教育中央会表彰、産業教育功労者表彰、優良卒業生表彰、県内就職推進優良校表彰 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学校教育の振興を図るため、学校教育関係団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該団体に補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和37年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,120 | 1,120 | 1,120 | 1,120 | 1,120 |
| | 決算 | 1,120 | 1,120 | 1,120 | 1,120 | 1,120 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（交付目的）

【事実関係】

本補助金の目的に関しては、補助金の根拠となる岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱の別表2において補助する団体の名称と補助対象経費、補助金の額のみが記載されており、岐阜県産業教育振興会を補助する目的の具体性に乏しい要綱となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特に岐阜県産業教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。

(2) 要綱（対象経費）

【事実関係】

岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱において補助対象経費を「岐阜県産

業教育振興会の事業に要する経費」とし、「補助金の額」を「知事が別に定める額」となっており範囲が明確となっておらず、岐阜県産業教育振興会が行うことであれば全て補助される規定となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。

(3) 交付決定（審査）

【事実関係】

産業教育振興会から補助金の受領を委任された者が、産業教育振興会事務局長である一方で、当該補助金を管轄する県の学校支援課の課長である。岐阜県産業教育振興会事務処理規程第3条第3項は、事務局長の専決事項として、1号に「予算編成、決算に関すること」、2号に「予算の執行及びこれに関すること」と規定している。なお、県の補助金においては、予算編成は総務部協議、補助金執行は出納事務局審査と他部局による決裁事項となっており、担当課課長に補助金の予算編成及び執行に関する権限はないとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第2項16号は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定する。

【意見 学校支援課】

補助金を管轄する課の課長には補助金の予算編成及び予算執行について権限はないとのことであるが、外観上は双方代理になっていると見られる体裁となっているため、補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。

(4) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書において「目標の達成度を示す指標」として①県内企業情報誌「職場ガイドぎふ」発刊。内容の一部をWeb対応ページ作成、配信、②県内就職率としている。このうち①については、発刊1,150部、Webページ1サイトとし、毎年同じ目標・実績で達成率100%としている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。また、財政課として、事業評価調書を公開する趣旨は、財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保であり、事業評価調書を作成することで補助金の必要性や効果検証に役立つとして作成を求めているものである。

【指摘 学校支援課】

目標の達成度を示す指標とされる上記①は、補助事業者の毎年の事業活動そのものである。補助金交付要綱に補助金の具体的目的も記載されていないこととも相まって、補助金の目的達成の検証をし難く、補助対象事業者の毎年の活動が、意味のある指標になっているとは考え難いため、見直しを検討すべきである。

9 岐阜県定時制通信制教育振興会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 学校教育関係団体 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県高等学校定時制通信制教育振興会の事業（研究調査費、普及奨励費）運営に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学校教育の振興を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額補助 100 万円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 42 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 決算 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

10 高等学校PTA連合会事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 学校支援課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県高等学校PTA連合会 | | | | | |
| 対象事業 | PTフォーラム大会の開催や機関誌等の刊行に係る費用の一部補助 | | | | | |
| 要綱 | 生涯教育促進事業費等補助金交付要綱、別表 | | | | | |
| 交付目的 | 家庭教育支援条例の啓発や高校生の健全育成に係るPTA諸活動を支援し、家庭、地域教育力の向上を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の2分の1以内の額 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和 38 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 874 | 974 | 874 | 874 | 874 |
| | 決算 | 874 | 974 | 825 | 874 | 874 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

補助金の多くはPTフォーラム大会の開催のための費用に充てられている。長らく高等学校PTA連合会に補助金を交付していることについて、担当課は「学校教育に関わる問題の複雑化や深刻化のため、家庭や地域の教育力の向上が社会全体の課題となっており、児童生徒の健全育成に向けて、PTA活動に対する期待が高まっている。また、少子化の影響で会員数が減少傾向にあり、引き続き支援が必要である。」と回答した。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 学校支援課】

PTAの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。

11 定時制通信制教科書等給与費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 学校支援課（高校教育課） | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県立高等学校定時制課程及び通信制過程に、当該年度の1月10日時点で、①在学する有職生徒の保護者等（本人を含む生計維持者）で、いずれかが課税世帯に属する者、②在学し、疾病等その他やむを得ない事由により勤労が困難であると校長が認める生徒の保護者等（本人を含む生計維持者）で、いずれかが課税世帯に属する者 | | | | | |
| 対象事業 | 当該年度において履修するための教科書及び学習書（定時制課程に在学する生徒にあつては、教科書に限る。）の購入 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県高等学校定時制・通信教育振興奨励費補助金（教科書及び学習書購入費）交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制過程への修学を促進し、かつ、教育の機会均等を保障するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の3分の2を上限とする額 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和45年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 1,549 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| | 決算 | 827 | 684 | 460 | 281 | 231 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱 (その他④) (規則との整合性)

【事実関係】

県の通知や手引き上、振込先口座名義人が申請者と一致することが求められているが、一致しない場合が複数件確認された。

【規範】

「令和4年度岐阜県高等学校定時制・通信教育振興奨励費補助金（教科書及び学習書購入費）交付要綱及び手引きの改正並びに当該事業の適正な実施について（通知）」（学校支援課長）は、留意事項として「補助金の振込みについては、申請者名義の口座とする。」と通知している。

また、「岐阜県高等学校定時制・通信教育振興奨励費補助金（教科書及び学習書購入費）令和4年度の手引き」（岐阜県教育委員会学校支援課）においても、「補助金の振込みについては、申請者名義とします。」と記載されている。

【指摘 学校支援課】

成年年齢引下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定め
に反しないような運用をすべきである。

12 コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を進め、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的な課題の解決を目指す。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | 3分の1 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 1,602 | 584 | 696 |
| | 決算 | — | — | 1,513 | 508 | 496 |

13 へき地教育振興会補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 学校支援課（義務教育課） | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県へき地教育振興会 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県へき地教育振興会の事業に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学校教育の振興を図るため、学校教育関係団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該団体に補助金を交付する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 昭和38年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 360 | 360 | 360 | 360 | 500 |
| | 決算 | 360 | 360 | 360 | 360 | 500 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（交付目的）

【事実関係】

本補助金の目的に関しては、補助金の根拠となる岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱の別表2において補助金の名称と補助対象経費、補助金の額のみが記載されており、へき地教育振興会を補助する目的の具体性に乏しい要綱となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特にへき地教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判断することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。

(2) 要綱（対象経費）

【事実関係】

岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱において補助対象経費を「岐阜県へき地教育振興会の事業に要する経費」とし、「補助金の額」を「知事が別に定める額」となっており範囲が明確となっておらず、岐阜県へき地教育振興会が行うことであれば全て補助される規定となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。

(3) 要綱（算定基準）

【事実関係】

当該補助金は令和4年度で、それまでの年36万円の予算額から、年50万円の予算額に増額している。

増額の理由を確認したところへき地教育振興会の予算額が、「岐阜県のへき地教育」（冊子）の配布先の拡充（へき地複式学校のみから小中義務教育学校全てに配布）や郡市振興会への補助費の拡充のために増額されたことが理由であった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜへき地教育振興会への補助費の拡充が必要なのか、補助の目的とも合わせて検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。

(4) 交付決定（目的の適合性）

【事実関係】

岐阜県へき地教育振興会規約第3条における事業は、

- 1 県議会並びに関係行政庁に関する請願・陳情
- 2 諸資料の調査及び研究
- 3 その他必要な事項

とされている。

また、岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱第2条及び別表によると、補助対象経費は、「岐阜県へき地教育振興会の事業に要する経費」と規定されている。

【規範】

岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱第1条は、「学校教育の振興を図るため、学校教育関係団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該団体に補助金

を交付する。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

実際の補助金の使途や振興会が行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容（特に1項の請願・陳情は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する。）と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。

(5) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

実績報告書に添付されている収支決算報告書について、科目の間違いがあり、後日、差し替えが行われている。また、予算額についても実績報告書添付の収支決算報告書には、交付申請書に添付された予算書と違う部分を確認された。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定し、岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱第6条は、「規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類の様式は、別記第4号様式のとおりとする。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違ったように指導するべきである。

(6) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書において、「岐阜県へき地教育振興会より、へき地教育において顕著な成果をあげた教員の表彰を行うことで、へき地校における教育水準の向上に寄与することができた。」との記載があり、事業目標についても表彰人数が採用されているが、実際、補助金のほとんどがへき地の小中学校の消耗品の購入にあてられている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【指摘 学校支援課】

事業評価調書の評価や目標を実態に則したものに直すべきである。

第5 教育研修課

1 自ら学ぶ教職員応援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 教育研修課 | | | | | |
| 交付先 | 3人から10人程度の教職員で構成される自主研究活動グループであって当該グループの構成員のうち2名以上が採用1年目から6年目までの教職員であるもの | | | | | |
| 対象事業 | さまざまな教育実践に関わる課題等について研修及び研究を自主的に行うもので、通常の公務に支障を及ぼさない範囲の活動。若い教職員を含むグループの自主研修及び研究活動を対象とする。研究活動に伴う旅費や図書費等を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県自ら学ぶ教職員応援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 教職員の資質・能力を向上させるため。 | | | | | |
| 県補助率 | 10万円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 1,400 |
| | 決算 | — | 893 | 1,783 | 1,435 | 1,117 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定 (算定方法・金額)

【事実関係】

カード決済での費用について、補助金の対象としない運用となっているが、補助金の対象として認めているケースについて、カード利用について個人のポイント還元などはないとの自己申告のみで判断をしており、客観的資料の提出を求めている。

【規範】

出納管理課発出による会計事務啓發文書「すいとうメールマガジン」を参考とし作成された「自ら学ぶ教職員応援事業Q&A」には、「Q8：補助金はどのように支払われますか。」とあり、「A8：事業完了後に請求書を提出し、補助金の交付を受けます。(中略)なお、領収書等費用を証明するものがない場合は支払いができません(基本的にカード払いは不可)ので、紛失しないよう適切な管理を行なってください。」と定めてある。

【意見 教育研修課】

運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。

第6 教育財務課

1 被災幼児児童生徒就学支援等補助金

〈概要〉

| | |
|----|-------|
| 所管 | 教育財務課 |
|----|-------|

| | | | | | | |
|------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 東日本大震災及び大規模災害により被災し就学困難となった小学校に在籍する児童、中学校に在籍する生徒又は就学予定者に対して、必要な就学援助を行った市町村の負担を支援することにより就学機会を確保する補助事業（学用品費、学校給食費、医療費） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県被災児童生徒就学支援等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県で受け入れた東日本大震災により被災した児童生徒又は就学予定者に対して就学支援を行うため。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 東日本大震災関連 10分の10 大規模災害の関連 3分の2（市町村の負担3分の1） 被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,535 | 2,389 | 981 | 959 | 612 |
| | 決算 | 2,269 | 1,159 | 384 | 348 | 87 |

〈監査の結果〉

(1) 経済性

【事実関係】

岐阜県で受け入れている東日本大震災の被災児童が減少している（現在1名）中で、予算を過大に計上している。担当者からのヒアリングによれば、仮に大規模災害が発生した場合を想定し、予算計上しているとのことであった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 教育財務課】

予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

評価指標が「補助要件を満たす者への補助金支給割合」としており、毎年100%の達成となっている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、

その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 教育財務課】

当該評価指標は、補助金を交付する上で当然のことであり、指標とはいえない。目標設定をすることがなじまない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。

第7 特別支援教育課

1 就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 特別支援教育課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 東日本大震災で被災した小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を助成する市町村等を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県被災児童生徒就学支援等補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 東日本大震災による被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施するために必要とする経費を国が支援し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。 | | | | | |
| 県補助率 | なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 決算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

過去に支給事例がなく具体的な事例の想定が十分にされていなかった。

【意見 特別支援教育課】

扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるように、具体的な事例を想定することが望ましい。

【改善報告】

担当課において、就学奨励費との関連性を整理し、当該補助金による具体的な適用事例の整理を行ったとのことであり、改善報告とする。

第2章の4 商工労働部

第1 企業誘致課

1 企業立地促進事業補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所管 | 企業誘致課 | | | | | |
| 交付先 | 県内に事業所を設置する企業 | | | | | |
| 対象事業 | 製造業・研究開発事業・物流関連産業等で事業所を新設・増設する企業に対し、事業所の設置に要する経費に対して補助をする。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 企業の立地を促進し、県経済の活性化及び県民生活の安定化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 【資産取得の場合】 初期投下固定資産額の10分の1以内 ※既存敷地、県内再立地は、10分の0.5以内 【事業所賃借の場合（ソフトウェア業・情報処理サービス事業等の事業所・データセンター）】 操業後60か月以内の次に掲げる額 ・通信回線使用料の2分の1以内 ・事業所賃借料の2分の1以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円 【事業所賃借の場合（物流施設）】 操業後12か月以内の次に掲げる額 ・事業所賃借料の2分の1以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成17年 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 2,687,275 | 2,681,783 | 2,674,346 | 3,102,934 | 2,898,697 |
| | 決算 | 2,419,252 | 2,933,934 | 2,380,407 | 2,750,284 | 2,487,271 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－(3)若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率の向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的

かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 企業誘致課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

【改善報告】

令和5年4月1日の要綱改正により、補助金交付後（5年間）に補助対象企業から提出される状況報告書（要綱第15号様式）に雇用状況の内訳（性別、年代）を追加で記載し、今後は若年層の雇用状況も把握し有効性を検証するとのことであり、改善報告とする。

2 大規模空き工場企業誘致補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 企業誘致課 | | | | | |
| 交付先 | 閉鎖した大規模工場の土地、建物等を利活用し、新たに事業所を設置する企業 | | | | | |
| 対象事業 | 閉鎖した大規模工場の土地、建物等を閉鎖後5年以内を取得し、新たに新規地元常用雇用者が100人以上である事業所を設置する企業に対し、事業所設置に要する経費を補助する。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 大規模工場の閉鎖により失われた雇用を確保すると同時に、新たな産業を創出し、地域の活性化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 初期投下固定資産額の10分の1以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成25年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 100,000 | 254,346 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| | 決算 | 100,000 | 254,346 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－(3)若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率の向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事

は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 企業誘致課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

3 本社機能移転促進事業補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 企業誘致課 | | | | | |
| 交付先 | 県外の企業が県外から県内に本社機能（※）を有する事業所の全部又は一部を移転する企業 ※本社機能とは事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、情報サービス事業部門、国際事業部門、その他管理業務部門）、研究所、研修所 | | | | | |
| 対象事業 | 県外から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転する場合の当該本社機能を有する事業所の設置に要する経費に対して補助をする。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 企業の立地を促進し、県経済の活性化及び県民生活の安定を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 【資産取得の場合】 初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内 【事業所賃借の場合】 操業 60 か月以内の事業所賃借料の 2 分の 1 以内 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 27 年度 | | | | | |
| 金額 | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 397 | 395 | 395 | 100,395 | 33,183 |
| | 決算 | 0 | 0 | 0 | 100,000 | 6,393 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和 2 年度からの「第 4 次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和 4 年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（3）若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率の向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第 7 条第 1 項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的

かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 企業誘致課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第2 商工・エネルギー政策課

1 商工会及び商工会議所補助金（人件費等）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 所管 | 商工・エネルギー政策課 | | | | | |
| 交付先 | 県内商工会、商工会議所、県商工会連合会 | | | | | |
| 対象事業 | 商工会又は商工会議所及び岐阜県商工会連合会が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業であり、このうち、子どもに関する補助金は、商工会等が実施する事業承継対策事業（事業者向けアンケート、セミナー、個別相談会等） | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県商工会及び商工会議所補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 商工会等が実施する事業承継対策を支援することで、地域経済の発展や雇用の確保、専門技術等の承継を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10以内（上限200万円） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成28年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 ³³ | 135,735 (4,000) | 144,864 (4,000) | 141,059 (4,000) | 140,495 (4,000) | 144,588 (4,000) |
| | 決算 | 126,994 (6,885) | 140,227 (3,660) | 121,565 (2,808) | 127,241 (3,187) | 127,184 (4,644) |

〈監査の結果〉

(1) 事業評価調書

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－(3)若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事

³³ ()内は、対象補助金に関する金額。なお、平成30年度・令和4年度については、補助金のメニュー間での流用を行った結果、対象補助金の予算を超える決算となっている。

は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」としており、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 商工・エネルギー政策課】

計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第3 商業・金融課

1 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（旧年度保証分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 商業・金融課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県信用保証協会 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県信用保証協会が県融資制度資金を借り受ける中小企業者等に対して、信用保証を付する場合に生じる信用保証料 旧年度保証分は、新年度保証分の結果を受け、補助期間である残りの5年間の補助内容となっている。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 中小企業者等の債務に付された信用保証について、中小企業者等の負担軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 保証料補給率 0.0～1.9% | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成16年度以降（SDGs推進資金については、令和3年度から） | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 290,811 | 270,472 | 248,469 | 237,708 | 199,172 |
| | 決算 | 221,370 | 205,175 | 194,182 | 159,490 | 146,479 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

当該補助金の内容として、SDGs推進資金が存在し、当該SDGs推進資金の内容として、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録事業者及び事業所内保育施設等の設置や施設の運営を行う事業者（以下「ワーク・ライフ・バランス推進企業等」という。）が支援対象となっている。このことから当該補助金は、令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ-1-（1）妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備」に位置付けられている。

しかし、SDGs推進資金は、ワーク・ライフ・バランス推進企業等のみが支援対象ではなく、他の登録制度に対する支援も含まれているため、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に対する支援がどの程度行われているかの実数は把握されていない。

また、当該補助金による妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 商業・金融課】

計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備に位置付けている以上、SDGs推進資金が、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に支援されているかどうかの実数を把握するなどして、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

2 中小企業振興支援資金信用保証料補給金（新年度保証分）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|---------|---------|---------|--------|---------|
| 所管 | 商業・金融課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県信用保証協会 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県信用保証協会が県融資制度資金を借り受ける中小企業者等に対して、信用保証を付する場合に生じる信用保証料 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録事業者及び事業所内保育施設等の設置や施設の運営を行う事業者を支援している。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 中小企業者等の債務に付された信用保証について、中小企業者等の負担軽減を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 保証料補給率 0.0～1.9% | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成16年度以降（SDGs推進資金については、令和3年度から） | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 123,334 | 116,167 | 116,667 | 95,000 | 105,985 |
| | 決算 | 33,371 | 38,648 | 15,118 | 23,309 | 53,811 |

3 地域課題解決型創業支援事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 商業・金融課 ³⁴ |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター |
| 対象事業 | ①地域の課題解決に資する事業分野において県内で創業する者を対象に、起業支援金を支給 ②女性の創業希望者の相談に対応する「女性創業アドバイザー」を設置 |

³⁴ 令和5年度からは産業イノベーション推進課の所管である。

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | このうち、子どもに関する補助金は②の事業のみである。 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域の諸課題の解決を通じた地方創生の実現や県内创业者の増大による地域経済の活性化を図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 25,350 | 24,248 | 12,338 | 12,338 |
| | 決算 | — | 2,919 | 6,001 | 4,595 | 2,376 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

対象事業①における事業内容は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）から岐阜県に移住し、「社会性」、「事業性」及び「必要性」の観点をもって、地域の課題解決に資する事業分野において県内で起業する者を対象とし、起業等に要する経費の一部を県が起業支援金として支給するとともに、支援金を活用した移住者には支援金採択後の伴走支援、起業等後の事業継続支援を行うことで、県内创业者の増大による地域経済の活性化を図るものである。

対象事業②における事業内容は、地域経済の活力を一層高めるために、移住者だけでなく、県内の女性の参画と活躍が不可欠であることから、女性の創業希望者の相談にきめ細かく対応するため、「女性創業アドバイザー」を設置し、女性に対して創業への興味・関心を喚起し、地域における创业者の増大の促進を図るものである。

このうち、令和4年度少子化対策関係事業に位置付けられているのは、対象事業②のみであり、対象事業①は位置付けられていない。

ただし、対象事業①は、企業誘致課の前記各補助金と同様に、県外の者の誘致と地域経済の活性化に繋がる効果がある。また、このような効果は、対象事業②とも変わりがない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

【意見 商業・金融課】

少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、対象事業①と対象事業②を区別する理由が、乏しいものとする。少子化対策関係事業との区別を整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、対象事業①も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章Ⅱ－（3）若者の定着率の向上及びⅢ－1－（2）女性の活躍の推進）として位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上、女性活躍率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 商業・金融課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第4 産業デジタル推進課

1 公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 産業デジタル推進課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人ソフトピアジャパン | | | | | |
| 対象事業 | 公益財団法人ソフトピアジャパンが行う ①新サービス創出事業 ②産業人材育成事業（例：高校生を対象にしたクリエイティブキャンプ（ITをテーマにした人材育成研修）） ③産業高度化支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 公益財団法人ソフトピアジャパン補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進するため | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成6年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 43,361 | 49,834 | 46,198 | 39,394 | 51,937 |
| | 決算 | 35,799 | 44,363 | 37,041 | 29,093 | 47,480 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱（対象経費）

【事実関係】

補助対象経費を定める公益財団法人ソフトピアジャパン補助金交付要綱第2条は、

「補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。」と規定し、別表「産業人材育成事業：左記事業に要する経費」と記載している。

なお、担当課へのヒアリングによれば、公益財団法人ソフトピアジャパンは、県内企業のデジタル技術を活用した生産性向上支援の中核的役割を担っており、財団が実施する事業の効果を最大とするためには柔軟な予算執行が必要であることから現在の補助金交付要綱の記載としている。一方で、補助金交付申請時には事業計画書の内容と対象経費の使途を確認し、補助事業実績報告時においても実績報告書と経費支出状況を確認しており、事業効果の最大化と経費支出の適正さを確保する運用を行っているとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 産業デジタル推進課】

当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。

第5 労働雇用課

1 認定職業訓練校運営費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 所管 | 労働雇用課 | | | | | |
| 交付先 | 職業能力開発促進法の規定による認定を受けた職業訓練を行う中小企業事業主又はその団体若しくは同法の規定による職業訓練法人 | | | | | |
| 対象事業 | 中小企業事業主等が雇用する従業員等に対して行う認定職業訓練事業 (補助対象経費：認定職業訓練の運営費、施設の設置費、設備の整備費) | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 認定職業訓練の円滑な実施と労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため。 | | | | | |
| 県補助率 | 3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | 2分の1 | | | | | |
| 開始年度 | 昭和57年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 16,900 | 12,245 | 15,900 | 10,940 | 9,655 |
| | 決算 | 11,042 | 10,602 | 8,856 | 9,388 | 9,325 |

第6 航空宇宙産業課

1 りふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 航空宇宙産業課 | | | | | |
| 交付先 | 国立大学法人岐阜大学 | | | | | |
| 対象事業 | 国立大学法人岐阜大学が行う ①宇宙工学講座関連事業 ②りふハイクールサツ推進事業 | | | | | |
| 要綱 | りふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 高度宇宙技術者の育成を目的として、宇宙分野に関心を持つ人材の確保及び実践的なプログラムの受講によるスキルアップを図るため。 | | | | | |
| 県補助率 | 定額（10分の10） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 9,087 |
| | 決算 | — | — | — | — | 9,087 |

第2章の5 農政部

第1 農業経営課

1 新規就農者育成総合対策事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|---------|
| 所管 | 農業経営課 | | | | | |
| 交付先 | ①、②：市町村 ③：岐阜県農畜産公社、市町村 ④：公社、市町村 | | | | | |
| 対象事業 | ①：経営発展支援事業 ②：経営開始資金 ③：就農準備資金 ④：推進事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る新規就農者育成総合対策事業を実施する。 | | | | | |
| 県補助率 | ①：経営発展支援事業（国2分の1、県4分の1（上限1,000万円）） ②：経営開始資金（交付額：12.5万円／月（最長3年間）の定額助成） 県負担なし ③：就農準備資金（交付額：12.5万円／月（最長2年間）の定額交付） 県負担なし ④：推進事業費補助金 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 新規就農者確保緊急対策実施要綱、新規就農者育成総合対策実施要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 152,519 |
| | 決算 | — | — | — | — | 133,765 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

「補助事業確認調書」において、補助金の支払い経緯欄の記入漏れ、交付金や給付金という種目の誤記及び添付資料漏れが認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 農業経営課】

補助事業確認調書は、いずれも正確に記入・処理すべきである。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（3）若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

2 就農・就業相談窓口事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 農業経営課 | | | | | |
| 交付先 | ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社） | | | | | |
| 対象事業 | 就農・就業相談活動、企業等農業参入推進、農業法人育成推進等 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新規就農や法人等への就業、農業参入を希望する企業等のワンストップ総合相談窓口の設置や、就農・就業相談、就農啓発・研修等に対し助成する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10以内 | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助（委託費のみ） 地方創生推進交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 27,700 | 36,000 | 36,708 | 32,387 | 32,387 |
| | 決算 | 27,700 | 36,000 | 33,908 | 28,964 | 32,387 |

〈監査の結果〉

（1）検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（3）若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検

証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

3 新規就農サポート事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 農業経営課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、J A、地域協議会、就農応援隊等 | | | | | |
| 対象事業 | ①地域就農支援協議会等の活動経費 ②長期実践研修費 ③就農応援隊の活動支援 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費を助成する。 | | | | | |
| 県補助率 | ①地域就農支援協議会等の活動経費：2分の1以内（上限150万円） ②長期実践研修費：定額（講師1人あたり5万円／月、J Aの場合25,000円） ③就農応援隊の活動支援：5分の4以内、運営支援：2分の1以内（上限150万円以内） | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 地方創生推進交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成27年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 27,000 | 36,000 | 25,000 | 21,700 | 24,976 |
| | 決算 | 22,664 | 25,211 | 22,830 | 16,529 | 23,729 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定（経済性・効率性）

【事実関係】

新規就農者紹介DVD制作の委託料1,767,810円（うち5分の4が県補助）を一社のみの随意契約で行っている一方で、約6万円の印刷製本費について指名入札を行っているなど、補助対象経費となる契約の方法につき、補助事業者間で相違がある。

この点、県担当課によれば、契約の方法を定めた要綱・要領等は存在しないとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県補助金等交付規則第3条は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定する。

【意見 農業経営課】

補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。

（2）事業実績報告（調査確認）

【事実関係】

実績報告書の補助事業確認調書において、一部添付書類（「ソフト事業その1」）がないものが認められた。

この点、県担当課によれば、補助事業者からはデータでの提出を受けているが、印刷漏れによってファイリングされていなかったとのことである。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 農業経営課】

データ提出があっても、ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。

（3）検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章Ⅱ－（1）結婚の希望をかなえるための支援）として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事

は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

4 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 農業経営課 | | | | | |
| 交付先 | ①新たに設立する集落営農組織 ②新たに農地集積を行う担い手 ③合併を目指す集落営農組織等 ④認定農業者等 | | | | | |
| 対象事業 | ①集落営農経営安定支援 ②担い手経営力強化支援 ③集落営農連携強化支援 ④労働環境の改善支援 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 中山間地域等における集落営農等の担い手に対して、生産体制づくりや経営力の強化に資する機械・施設整備及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備に係る経費を助成する。 | | | | | |
| 県補助率 | ①補助率2分の1以内（上限500万円） ②定額（上限200万円、400万円） ③補助率2分の1以内（上限1,000万円） ④補助率3分の1以内（上限300万円） | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 地方創生推進交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 39,654 | 32,229 | 31,655 | 31,000 | 21,000 |
| | 決算 | 34,241 | 28,163 | 31,216 | 23,490 | 11,338 |

〈監査の結果〉

(1) 交付決定（経済性・効率性）

【事実関係】

補助対象事業である農機具の購入に関する契約方法につき、三者の見積書が添付されている。

県担当課によれば、物品購入等に関する契約方法につき、「中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領」に基づき相見積り等の運用がなされているとのことであった。

【参考報告 農業経営課】

補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点は重要であると思料するところ、要領によって契約方法を規定している点につき、他の補助事業においても参考になるため報告する。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章Ⅱ－（3）若者の定着率の向上）として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

5 りふ農業経営者育成発展支援事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 農業経営課 |
| 交付先 | 市町村 |
| 対象事業 | りふ農業経営者育成発展支援事業 要領に基づき市町村が実施するりふ農業経営者育成発展支援金の交付に要する経費 ①農業研修スタート型 農業次世代人材投資資金を未受給の就農研修者に対して、年間100万円以内を1回限り給付 ②経営チャレンジ型 県外等からUターンした親元就農者等：認定農業者、担い手リーダーとなることを目標（年間100万円を1回限り給付） ③キャリアチェンジ型 他産業でキャリアを積んだ55歳～60歳未満の就農者：GAP、スマート農業、6次産業化に取り組むことを目標（年間50万円以内を1回限り給付） |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|--------|--------|--------|
| 交付目的 | 県が推進する施策に取り組む担い手の育成強化のため、目標に向かって知識や能力等の集中的習得を支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1、市町村2分の1（ただし、義務負担としない。） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 33,250 | 40,500 | 20,000 |
| | 決算 | — | — | 29,917 | 16,917 | 15,958 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

実績報告書において、一部添付書類がないものが認められた。

この点、県担当課によれば、補助事業者からは提出を受けているが、別ファイル（国への報告用ファイル）に綴じられていたとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 農業経営課】

ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章Ⅱ－（2）若者の自立支援）として位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の自立性向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

6 女性が変わる未来の農業整備事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 農業経営課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、農業協同組合の関係団体、民間団体、協議会又は女性農業者グループ | | | | | |
| 対象事業 | 女性を雇用する農業法人の事務所や子育て世代の女性農業者がいる地域での託児スペースの設置、保育者等による託児及び地域の女性農業者に対する農作業サポート体制構築の取り組み事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域住民などによる育児と農作業のサポート活動体制の構築を支援することで、子育て中の女性農業者が働きやすい環境を整える。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の10 女性が変わる未来の農業推進事業交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 1,000 |
| | 決算 | — | — | — | — | 1,000 |

〈監査の結果〉

(1) 検証(事業評価調書)

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ-1-(2)女性の活躍の推進」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の自立性向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 農業経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第2 農産物流通課

1 学校給食地産地消推進事業費補助金

〈概要〉

| | |
|----|--------|
| 所管 | 農産物流通課 |
|----|--------|

| | | | | | | |
|------------|---|----------|--------|---------|---------|---------|
| 交付先 | 市町村・岐阜県農業協同組合中央会 | | | | | |
| 対象事業 | 学校給食地産地消推進事業実施要領に基づいて行う事業（中央会が行う事業；県内産の食材を対象に、①岐阜県学校給食会による購入経費の一部を助成する事業、②学校給食センター等による購入経費の一部を、給食会を經由して助成する事業）に要する経費 *安価な県外産の食材との価格差の一部を助成 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 学校給食における県産農産物の活用促進 | | | | | |
| 県補助率 | 市町村立校：県 3分の1、市町村 3分の1、中央会 3分の1 その他校：県 2分の1、中央会 2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 18 年度（県産米については平成 3 年度） | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 14,872 | 14,872 | 13,118 | 16,000 | 15,458 |
| | 決算 | 14,710 | 14,660 | 12,248 | 14,023 | 13,350 |

2 地域の魅力再発見食育推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 農産物流通課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）及び法人格を有しない団体であって知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体 | | | | | |
| 対象事業 | 地域の魅力再発見食育推進事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域での食育の推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 県負担なし（補助対象経費の 2 分の 1 以内の額） | | | | | |
| 国庫補助 | 定額補助 消費・安全対策交付金交付等要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 29 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 0 | 2,238 | 1,932 | 391 | 1,151 |
| | 決算 | 0 | 721 | 366 | 351 | 714 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和 2 年度からの「第 4 次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和 4 年度少子化対策関係事業（同基本計画第 4 章Ⅳ－2－（1）子どもの健やかな成長支援）として位置付けられている。

本補助事業については、国庫事業のため国の要領に基づき、事業実施主体でアンケ

ート調査を行い、同アンケートの結果も含めて、国に評価報告を実施している。そして、同評価報告の際には、第三者（学識経験者）からの意見聴取も行っている。

また、国は、県からの報告をもとに事業評価を行い、評価結果を県へ通知し、県はそれを受けて、各事業実施主体に評価結果を通知して今後の指導に活用している。

【参考報告 農産物流通課】

当該補助事業については、計画された事業の実施、事業に対するアンケート調査、同調査結果及び第三者（学識経験者等）の意見聴取結果を踏まえた効果検証並びに検証結果に基づく改善指導等というPDCAサイクルが図られており、この点は、補助金を用いた事業全般における事業評価・有効性検証の観点から参考になるため報告する。

第2章の6 林政部

第1 県産材流通課

1 ぎふの木で家づくり支援事業費補助金（社会資本整備交付金）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 県産材流通課 | | | | | |
| 交付先 | 県産材等を使用した住宅の建築主 | | | | | |
| 対象事業 | 補助対象事業者の要件（岐阜県内の工務店等が建築した木造住宅で、県産材を構造材、内装材に一定量以上使用する場合、また住宅改修のため内装材に県産材を一定面積以上使用する場合）を満たす住宅の建築主に、建築費の一部を助成するもの。 *構造材に「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」を80%以上使用する等 *要領第3条の各要件を満たすこと | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 木材需要の大部分を占める住宅建築における県産材の利用を拡大すること | | | | | |
| 県補助率 | 10分の5.5 | | | | | |
| 国庫補助 | 10分の4.5 社会資本整備総合交付金交付要綱 | | | | | |
| 開始年度 | 平成19年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 51,534 | 77,520 | 80,000 | 78,432 | 64,000 |
| | 決算 | 45,320 | 58,848 | 65,901 | 64,402 | 56,727 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱

【事実関係】

当該補助金は、申請者の事務負担を減らすなどの事業の効率化をするために、事業完了後の交付申請を認めている。

【規範】

当該補助事業の根拠となる、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱第4条第3項には、「森林整備事業（更新伐を除く。）、森林管理路緊急整備事業及、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあっては、事業の完了後においても、申請をすることができる。」と規定しているが、ぎふの木で家づくり推進事業費補助金は、事業完了後の申請について規定がされていない。

【指摘 県産材流通課】

要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（4）若者を呼び込む施策の推進」（移住者の住まい確保の支援）として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、補助金の申請において、建築主の家族構成を確認するなど、「若者」の呼び込みの実態を把握する仕組みになっておらず、当該補助金による施策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 県産材流通課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者を呼び込む施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

2 木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|---------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 県産材流通課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等 | | | | | |
| 対象事業 | 公共施設のうち教育・福祉関係施設の木造化や内装木質化を進めるための事業 | | | | | |
| 要綱 | 木の香る快適な公共施設等整備事業実施要領 | | | | | |
| 交付目的 | 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、木材利用が図られる中であって、県において公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に啓発効果の高い教育・福祉関連施設等の木造化や内装木質化を進める。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成24年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 100,003 | 84,179 | 38,458 | 67,542 | 62,100 |
| | 決算 | 95,846 | 84,179 | 31,948 | 39,866 | 32,100 |

3 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|-----|------------------|--|--|--|--|--|
| 所管 | 県産材流通課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、学校法人、社会福祉法人等 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 対象事業 | 教育関連施設（幼稚園、小中学校、高校学校等） 児童福祉施設（保育園等）における木製の机、椅子等の購入 | | | | | |
| 要綱 | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 平成 23 年 12 月に制定された、清流の国ぎふ森林・環境税条例により、公共施設等における県産材の利用促進などに取り組む一環として、木を見て、触れることにより木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に普及啓発効果の高い教育関連施設等における木製の机、椅子等の導入に対して支援をする。 | | | | | |
| 県補助率 | 学童机・椅子等の購入費に対して 2 分の 1 を助成 椅子・机のセットは 1 セットあたり 18,000 円を上限 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 24 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 24,898 | 23,387 | 14,445 | 15,245 | 18,402 |
| | 決算 | 24,064 | 22,313 | 13,179 | 14,814 | 12,950 |

第 2 森林活用推進課

1 森と木と水の環境教育推進事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 森林活用推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、学校法人、国立大学法人等 | | | | | |
| 対象事業 | 森林整備・特用林産・木工・水育・木材生産等の現地調査、森林整備等の講義・実験や森林と関わりある活動で、学校が主体となり、独自に企画する事業である学校提案事業、市町村が主体となり、学校提案事業以外で独自に企画する事業である市町村企画事業 | | | | | |
| 要綱 | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | ぎふ木育の推進 | | | | | |
| 県補助率 | ①学校提案事業 補助対象経費の 10 分の 10 以内の額（ただし、1 校あたり 500 千円、1 メニューあたり 150 千円を上限とする。） ②市町村企画事業 補助対象経費が 2,000 千円以下の部分は、10 分の 10 以内の額 2,000 千円を超える部分は 2 分の 1 以内の額 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 24 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2,100 | 3,000 | 9,750 | 9,450 | 25,750 |
| | 決算 | 1,964 | 2,476 | 5,938 | 5,409 | 18,955 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱」に基づき支出されており、第1条総則には、補助事業の目的として「森林の保全・再生の推進」を記載し、当該補助金は、これに資する「ぎふ木育の推進」を直接の目的に掲げている。

「ぎふ木育の推進」の効果検証は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業 評価シート」により行っている。事業全体の「森林の保全・再生」については、当該シートを元に「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」にて、「ぎふ木育の推進」も含めた各事業の評価を踏まえて検証している。

【参考報告 森林活用推進課】

事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。

(2) 要綱（交付目的）

【事実関係】

補助の根拠となる「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱」第1条総則には、補助事業の目的として「森林の保全・再生の推進」を記載しているが、当該補助金の目的である「ぎふ木育の推進」は、同要綱の別表における、補助事業の「経費の内訳」欄に、経費の範囲を定める趣旨で記載されるのみであり、要綱に目的の明確な記載がない。

なお、森と木と水の環境教育推進事業実施要領の「第1 趣旨」において「ぎふ木育の推進を図ること」を本事業の目的として記載している。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は「文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【意見 森林活用推進課】

交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。

(3) 要綱（その他）

【事実関係① 軽微な変更の基準】

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。

【参考報告① 森林活用推進課】

他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。

【事実関係② 実績報告書の取扱い】

実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。

【参考報告② 森林活用推進課】

補助事業完了後の交付申請における提出期限は、他の補助金には規定が存在しないことから、実績報告書の取扱いが参考になる。

(4) 交付申請（事業目的・内容）

【事実関係】

御嵩町の市町村提案型事業については、木造新庁舎建設を契機とした木育事業が行われているが、新庁舎の建設に向けた機運を醸成するための事業が出来なくなったことで木育事業の一部を中止するなど、本来の目的とは異なる目的のために事業が実施されていることが疑われる。

【規範】

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱の別表には、当該補助金は、補助対象の経費を「ぎふ木育を推進するため…各市町村が主体となり、独自に企画する取組を支援する経費」と規定し、岐阜県補助金交付規則第 10 条第 1 項は、「補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」と規定している。

【指摘 森林活用推進課】

「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときは、内容を分離して実施するよう指導すべきである。

(5) 事業実績報告（完了日）

【事実関係】

関市において、補助事業である小学校での令和 4 年 10 月 18 日の授業に関して、事業実施報告書は同月 26 日に作成されているが、関市からの実績報告書は、同年 11 月 22 日に提出されている。なお、事業に関する経費は、同月 28 日に支払がなされている。

【規範】

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項は、実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までと規定する。

この点、「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」「2 『補助事業等が完了したとき』の考え方」では、県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合、「補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務（以下単に「支払債

務」という。)の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。」と規定する。

【指摘 森林活用推進課】

事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者である関市に対して期限内の提出を指導すべきである。

これについて担当課からは、「「請負業者等に対する支払債務」の履行日をもって完了日とした場合も、「請負業者等に対する支払債務」の履行が未済であっても、事業そのものが完了し、「支払債務」の金額が確定した日をもって完了日とした場合も、いずれも完了日として認めています。」との回答がなされたため、監査人から、会計事務の取扱要領以外の根拠資料の提出を求めたが、具体的な根拠資料は存在しなかった。

事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。

(6) 事業実績報告 (調査確認)

【事実関係】

実績報告後に、各地の農林事務所に実績報告の検査確認を求め、検査の結果、支出の裏付けとなる資料等の不足分があれば、資料を提出させることによって、瑕疵のない実績報告となるように確認を行っている。

【参考報告 森林活用推進課】

適切な実績の確認の方法であり、各地の農林事務所との役割分担により業務負担を分けていることも参考となる。

2 りぎふの木育教材導入支援事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|---|
| 所管 | 森林活用推進課 |
| 交付先 | 市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、子育て関連のNPO法人等 |
| 対象事業 | 「りぎふ木育」の取り組みを進めるために県産材を使った木のおもちゃ、木製品キット等を導入する事業 |
| 要綱 | 清流の国りぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 直接木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、木育教材の導入を支援する。 |
| 県補助率 | 導入経費の2分の1以内の額 (特例あり) ①木のおもちゃ等2分の1以内の額 (上限100千円/施設) ②木製品キット2分の1以内の額 (補助対象経費の上限3千円/キット) ③りぎふ木育教室を実施する場合10分の10 (導入費用が20千円を超える部分は2分の1) 以内の額 (補助対象経費の上限3千円/キット) ④りぎふ木育ひろば認定時10分の10以内の額 (上限100千円/施設)、地域支援拠点認定時10分の10以内の額 (上限200千円/施設) |
| 国庫補助 | なし |

| 開始年度 | 平成 24 年度 | | | | | |
|------------|----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 3,800 | 4,000 |
| | 決算 | 3,544 | 3,692 | 2,312 | 2,447 | 3,694 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

当該補助金は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱」に基づき支出されており、第1条総則には、補助事業の目的として「森林の保全・再生の推進」を記載し、当該補助金は、これに資する「ぎふ木育の推進」を直接の目的に掲げている。

「ぎふ木育の推進」の効果検証は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業 評価シート」により行っている。事業全体の「森林の保全・再生」については、当該シートを元に「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」にて、「ぎふ木育の推進」も含めた各事業の評価を踏まえて検証している。

【参考報告 森林活用推進課】

事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。

(2) 要綱（交付目的）

【事実関係】

補助の根拠となる「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱」第1条総則には、補助事業の目的として「森林の保全・再生の推進」を記載しているが、当該補助金の目的である「ぎふ木育の推進」は、同要綱の別表における、補助事業の「経費の内訳」欄に、経費の範囲を定める趣旨で記載されるのみであり、要綱に目的の明確な記載がない。

なお、岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領の「第1 趣旨」において「「ぎふ木育」の取組を進めるため」を本事業の目的として記載している。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【意見 森林活用推進課】

交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。

(3) 要綱（その他）

【事実関係① 軽微な変更の基準】

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。

【参考報告① 森林活用推進課】

他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。

【事実関係② 実績報告書の取扱い】

実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。

【参考報告② 森林活用推進課】

補助事業完了後の交付申請における提出期限は、他の補助金には規定が存在しないことから、実績報告書の取扱いが参考になる。

(4) 事業実績報告（完了日）

【事実関係】

CR中学校の木製品キットの購入日は、5月27日であり、支払日は、7月21日であったが、事業実績書は、実績報告書作成日の12月27日の前日である、同月26日として報告している。しかし、同月26日が事業完了日であることを示す根拠は存在せず、当初の事業計画については、6月20日との計画が示されている。

【規範】

要綱第8条第2項は、実績報告書の提出は、事業完了日から20日以内に行うと規定している。また、岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領の別記第1号様式の表欄外において、「完了年月日は、原則として、支払い予定日又は導入する木育教材を活用した取組実施予定日のうち、いずれか遅い方を記載すること。」と規定している。

【意見 森林活用推進課】

事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。

【参考報告 森林活用推進課】

事業完了日については、原則事業実施日とされているため、支払い予定日も含める規定を設けることは実態に即した運用となるため、参考報告とする。

(5) 事業実績報告（添付書類）

【事実関係】

岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領において、購入した物品について標識等による表示をし、事業実績報告において納品検査写真を添付する事を求めている。

【規範】

岐阜県補助金等交付規則第21条第1項は、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、

補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定し、他の物品との異なる取扱いを定めている。

【参考報告 森林活用推進課】

補助金を利用した物品について、明確化することとなり、誤った処分等を防止する意味で参考になる。

(6) 事業実績報告 (調査確認)

【事実関係】

担当課においては、実績報告がなされた後、確認調書に従って、消費税の免税事業者であるかなどの補助金業務における誤った手続きがなされやすい点を確認している。

【参考報告 森林活用推進課】

消費税の還付の有無などは、補助金を受け取る側においても誤った事務処理などがなされるおそれがあるが、適切な確認調書を用いることで誤った事務処理を防止することにつながることから参考報告とする。

第3 森林経営課

1 林業担い手育成事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 森林経営課 | | | | | |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜県森林施業協会 | | | | | |
| 対象事業 | 林業の新規就業者等を対象に即戦力となる人材育成の研修を行うために要する経費 ①基本技術研修 技術区分(造林・育林技術、保育間伐)、研修日数(上限120日) ②伐採・搬出技術研修 技術区分(伐木、造材、集材、搬出)、研修日数(上限120日) ③技術向上研修 技術区分(伐木、造材、集材、搬出、作業路等作設、測量等)、研修日数(上限120日) | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 新規就業者の地域への定着と県産材の伐採・搬出のできる森林技術者の育成 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1、一般社団法人岐阜県森林施業協会2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成20年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 18,723 | 18,723 | 18,723 | 15,461 | 15,019 |
| | 決算 | 16,262 | 18,292 | 18,713 | 13,909 | 12,435 |

〈監査の結果〉

(1) 検証 (事業評価調書)

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（3）若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、育成の対象者の年齢は問われておらず、当該補助金による若者の定着率の向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 森林経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

（2）検証（事業評価調書②）

【事実関係】

県単独補助金事業評価調書の「事業の評価」における有効性の評価が、同書の「目標の達成度を示す指標と実績」に示されている指標である「森林技術者数」とは異なる離職率によって評価されている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

また、財政課が示す、事業評価調書の記載要領には、「目標の達成度を示す指標と実績」の項目には、「用いる指標は、事業の達成度を示す指標としてください。」「用いる指標は、事業を行うことで得られる「成果指標」としてください。」と指示がなされている。

【意見 森林経営課】

指標を「森林技術者数」としているが、新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。

2 森のしごと普及啓発事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|--------|--------|
| 所管 | 森林経営課 | | | | | |
| 交付先 | 公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター） | | | | | |
| 対象事業 | 林業の仕事に関心を持ってもらうため、公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター）が実施する普及啓発等事業（森のしごとキャンパスプロモーション、就業相談会、森のしごとセミナー、林業体感・見学セミナー、普及啓発事業等）の実施に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 林業の担い手の確保と育成の推進 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 8,500 | 5,900 | 16,449 | 12,511 |
| | 決算 | — | 7,676 | 3,534 | 11,129 | 10,631 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－(3)若者の定着率の向上」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、新規就業者の年齢は問われておらず、新規就業者の約8割が転職者であり、当該補助金による若者の定着率の向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 森林経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

3 林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 所管 | 森林経営課 | | | | | |
| 交付先 | 意欲と能力のある林業経営者、育成経営体及び林業事業体 | | | | | |
| 対象事業 | ICT等の新技術の導入・利用経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|-------------------------------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 交付目的 | 林業の低コスト化、労働作業の省力化、これらを担う人材の育成 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の2分の1以内（補助上限2,000千円） | | | | | |
| 国庫補助 | あり（地方創生推進交付金交付要綱） | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 11,450 | 8,000 | 7,000 |
| | 決算 | — | — | 9,319 | 7,878 | 6,857 |

〈監査の結果〉

（1）検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ－1－（2）女性の活躍の推進」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による女性の活躍の推進及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 森林経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

4 新規就業者等定着支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|-------|-------|
| 所管 | 森林経営課 | | | | | |
| 交付先 | 公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター） | | | | | |
| 対象事業 | 林業における新規就業者の確保・定着を図るため、働きやすい環境を整えるための労働環境の改善及び新規事業者に対する経営基盤の強化（新規就業者への安全講習等受講支援、労働環境等改善支援。林業の起業支援。）に要する経費 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 林業における新規就業者の確保・定着を図る | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 26,500 | 21,000 | 8,000 | 6,975 |

| | | | | | | |
|--|----|---|--------|--------|-------|-------|
| | 決算 | — | 25,535 | 17,290 | 6,190 | 4,954 |
|--|----|---|--------|--------|-------|-------|

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

当該補助金は、新規に就業した者の離職を防止し、森林技術者数の確保・定着を目的とした補助金であるが、事業評価調書の「目標の達成度を示す指標」を、「森林技術者数」と定めている。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

また、財政課が示す、事業評価調書の記載要領には、「目標の達成度を示す指標と実績」の項目には、「用いる指標は、事業の達成度を示す指標としてください。」「用いる指標は、事業を行うことで得られる「成果指標」としてください。」と指示がなされている。

【意見 森林経営課】

離職率など、就業後の定着率を確認できる指標によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。

5 岐阜県林業就業移住支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 森林経営課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村→東京圏（東京23区に在住・勤務）以外から移住して林業に就業した者 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県林業就業移住支援金の給付 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 森林技術者の確保 | | | | | |
| 県補助率 | 県4分の3、市町村4分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | 2,350 | 9,750 | 5,750 |
| | 決算 | — | — | 450 | 7,800 | 4,500 |

〈監査の結果〉

(1) 経済性

【事実関係】

予算の執行率は、令和3年度は対当初予算ベース（3,000千円）で260%と、市町村からの事業要望が多かったことから、令和4年度では当初予算額を増額（9,750千円）したが、結果的には事業要望が少なく当初予算ベースで46%（最終予算ベース78%）と低い執行率となった。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 森林経営課】

市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。

(2) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅱ－（4）若者を呼び込む施策の推進」として、当該補助金が位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の呼び込み及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 森林経営課】

岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

第2章の7 都市建築部

第1 住宅課

1 空家対策支援補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 住宅課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | <p>①総合整備事業 市町村単独補助事業による空き家の利活用に関する事業（取得、改修） 市町村単独補助事業による既存住宅状況調査 市町村が自ら行う既存住宅状況調査 市町村が自ら行う啓発や空き家バンクを通じた情報発信等の事業</p> <p>②除却費支援事業 市町村単独補助事業による空家等を除却する事業 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行により空家等を除却する事業</p> <p>③空家等実態把握支援事業 市町村が社会資本整備総合交付金を活用して行う、空家等対策計画の策定等に 必要な空家等の実態把握調査のうち空家等の状態調査</p> | | | | | |
| 要綱 | <p>①岐阜県空き家総合整備事業費補助金交付要綱</p> <p>②岐阜県空家等除却費支援事業交付要綱</p> <p>③岐阜県空家等実態把握事業補助金交付要綱</p> | | | | | |
| 交付目的 | 市町村が空家の利活用及び状況調査、危険な空家の除却等の空家対策を実施する場合に、市町村の財政的負担の軽減を図り、支援を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | <p>①市町村単独補助事業（総合整備）：事業費の3分の1以内（県の定める移住者等を対象に市町村制度の拡充等をした場合は補助対象事業費の2分の1以内）</p> <p>①市町村実施事業（総合整備）：事業費の3分の1以内</p> <p>②市町村単独補助事業（除却）：事業費の3分の1以内（新たに補助制度を開始した年度は補助対象事業費の2分の1、前年度の除却目標が2件以上であり目標の50%超を除却した場合は補助対象事業費の2分の1）</p> <p>②市町村実施事業（除却）：事業費の3分の1以内</p> <p>③市町村実施事業（実態把握）：事業費の4分の1以内</p> | | | | | |
| 国庫補助 | なし（県負担分に対する国庫補助はないが、国から市町村への補助はあり） | | | | | |
| 開始年度 | <p>③平成27年度</p> <p>①、②平成29年度</p> <p>今の補助金名で統合されたのが令和元年度</p> | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 60,000 | 77,000 | 70,000 | 76,562 |
| | 決算 | — | 31,818 | 45,732 | 47,806 | 61,691 |

〈監査の結果〉

(1) 過年度交付の補助金返還

令和4年度中、白川町及び瑞浪市において、空き家の利活用（取得、改修）に関する補助金につき、補助金受領者（以下「補助対象者」という。）が5年以内に転出した事案（各市町の補助金交付要綱上における一部取消事由）が生じている。

これに対し、各市町は、それぞれの補助金交付要綱に基づき補助金交付決定の一部取消しを行った上で、各市町において算出した額（白川町：補助金額×残存月数／60月（5年）、瑞浪市：要綱に定められた居住期間に対応する額）につき、補助対象者より返還を受けた。

その上で、補助金の一部返還を受けた各市町は、これにより過年度の補助対象総事業費が一定額減額になるとして、そのうち県補助分に相当する額につき、県に対して返還を申し入れた。

同返還の申入れを受けた県は、同各返還申入金額を収入（雑入）している。

【事実関係① 記載の誤り】

収入に際する調定決議書を確認したところ、白川町及び瑞浪市の各案件につき、その納付理由は、いずれも「市事業取消」と記載されていた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 住宅課】

白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。

【事実関係② 過年度交付の補助金返還】

県の補助金要綱には、補助対象者の定住期間要件はなく、市町が補助対象者より一部返還を受けた場合に、そのうち県補助分相当額につき県が市町に返還を求める根拠、返還手続及び返還額の算出方法等を定めた規定もない。

また、各市町事業の一部取消しを踏まえて、県として何らかの決定（交付決定の一部取消し又は額の再確定等）を行い、これを各市町へ通知した事実はない。

そのため、本事案における各市町からの返還金の収入につき、補助金交付要綱に定住期間要件を有さず、かつ、各市町に対して何らの決定も行っていない県が、どのような法的根拠に基づき同返還金を調定・収入したのかという疑問が生じた。

そこで、調定・収入に関わる住宅課及び出納管理課に対し、同疑問点等を質問したところ、それぞれ次のとおり回答が得られた。

ア 住宅課の回答

- ・県の補助金要綱には、一定期間の定住要件を設けていないため、各市町への補助金交付決定において定住要件を条件として付すことはない。
- ・各市町の補助対象者が、各市町の要綱において一部取消事由となる期間に転出を行っても、県から各市町へ補助金の（一部）返還を求める根拠規定はない。
- ・各市町の補助金対象者において補助金一部返還事由が生じても、県の各市町に対す

る過年度における補助金交付決定、額の確定等の処理はいずれも適法であることに変わりはなく、その処理に何らの違法性もない。

- ・交付決定の取消事由を定めた岐阜県補助金等交付規則第 17 条第 2 項に該当しないため、同規則に基づく交付決定の一部取消し（同第 17 条）及び同取消しに基づく補助金返還請求（同第 18 条）の処理はできない。
- ・各市町からの補助金一部返還申入れを受けて、県が同返還金を収入することは、事実認定に基づく不当利得返還請求である。

イ 出納管理課の回答

- ・県が金銭を収入するためには、何らかの法的根拠（要綱も含む。）・債権の発生事由に基づく必要がある、何らの法的根拠・権利発生事由にも基づかない収入はない。
- ・本事案は、（過年度における）請求額の確定通知がなされたあと、市町村が請求に誤りがあったとして（返還を申し入れるものであり）、市町村が法律上の原因無くして得た利益「不当利得」を、民法第 703 条の定めにより返還したものとする。

【規範】

地方自治法第 231 条は、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定し、地方自治法施行令第 154 条第 1 項は、「地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。」と規定する。

【指摘 住宅課、出納管理課】

法律による行政の原理及び地方自治法施行令第 154 条第 1 項が、歳入の調定につき、法令又は契約に違反する事実がないかの調査義務を規定している点に鑑みれば、出納管理課が回答するとおり、県が金銭を収入するためには、何らかの法的根拠・債権発生事由に基づく必要がある（以下、便宜上「収入の本旨」という。）。

他方、同収入の根拠につき、民法第 703 条に規定する不当利得返還請求権であるとする住宅課及び出納管理課の回答については、以下の点において疑問が残る。

つまり、各市町の補助金対象者において補助金一部返還事由が生じても、県の各市町に対する過年度の補助金交付決定、額の確定等の処理はいずれも適法であることに変わりはなく、その処理に何らの違法性もないことは、住宅課が回答するとおりである。

そうであるならば、額の確定通知がなされた後に、市町村において額の確定後に生じた事情変更により返還すべき額が生じたとして県に補助金の一部返還の申入れを行っても、県による過去の決定に対する変更行為なくして、同申入れのみをもって当然に過年度において市町村が適法・適正に受領した補助金の一部（返還申入部分）が、法律上の原因を喪失し、同原因無くして得た利益「不当利得」と評価されるものではないと解される。

以上より、本事案における各市町からの過年度補助金の返還処理については、住宅

課及び出納管理課いずれの見解も収入の本旨に適合するに十分なものではないと考えられる。

ただし、その原因は、各課の処理・判断過誤などという問題ではなく、補助対象者から補助金の返還が生じた以上、同返還金のうち県補助分については、これを各市町に保有させておく合理的理由はなく、各市町から県に返還されてしかるべきという結論においては相当であるところ、その相当な結果を導くための明確な手続根拠規定が県に存在しないことにあるものと考ええる。

よって、当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を検討した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。

なお、補助金の「額の確定」後の事情に基づく補助金返還については、「額の再確定」（一度行った額の確定を取消し、改めて額の確定を行うもの）の手続きを定めた以下の要綱等が参考になる。

要綱等に規定された「額の再確定」に基づく補助金返還という処理は、過年度の適法・適正に交付した補助金につき一部取消しと、取消しに基づく返還請求の根拠規定がないとする住宅課の回答につき、「額の再確定」及び「返還」という根拠規定を有するという点で、また、補助金返還が不当利得返還請求としての法的性質を有するとする出納管理課等の回答につき、「額の再確定」という決定及び各市町への通知により、当初の「額の確定」との差額分（取消し分）につき「法律上の原因無くして得た利益（不当利得）」に該当するという点で、いずれの見解も整合する結論を見出せるものであり、もって収入の本旨に資するものと解する。

以上の監査人の見解については、住宅課としては、要綱の見直しの検討の必要はないとの見解も述べるなどしているが、監査人としては、規範に従い、監査人としての見解を示すものであり、当該見解を参考に、より適切な行政運用を実現することを期待するものである。

(参考資料①)

東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課「補助金について」

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/kenko_fukushi/documents/kousei02.pdf)

- ・額の確定後、計算誤りなどで確定額の修正を要する場合に、一度行った額の確定を取り消し、改めて額の確定を行うことを「再確定」という。
- ・額の再確定を行う場合は、修正前・修正後の金額が分かる実績報告書をご提出頂き、額の確定取り消しと額の(再)確定を内容とする確定通知書（再確定通知書）を送付します。

(参考資料②)

農林水産省 外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱

(補助金の額の確定等)

第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(2) 検証

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に関連して、当該補助金は、令和4年度少子化対策関係事業（同基本計画第4章I-(1)地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり）として位置付けられている。

しかし、当該補助金の申請につき、子育てを対象にした実績はない。

【規範】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」と規定し、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 住宅課】

当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの理由及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。

2 岐阜県個人住宅建設資金利子補給金、岐阜県住宅リフォームローン利子補給金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|--------|---------|---------|---------|
| 所管 | 住宅課 | | | | | |
| 交付先 | 県内で自己の居住のための住宅建設等を行った者 県内で自己の住宅の改良工事を行う者 | | | | | |
| 対象事業 | <p>所定の世帯要件を満たし、一定の省エネ性能等を有した住宅を建設等する際の住宅ローンに対する利子の一部を補助</p> <p>①補助金における対象要件 「こそだてゆうゆう住宅」 (ア) 18歳未満の子が2人以上いる世帯が同居すること (イ) 子が1人いる親子と子の祖父母とが、同一の住所地での居住又は直線距離で2km以内の場所での居住をすること</p> <p>②補助金における対象要件 対象要件：三世代同居・近居改修工事 親子と子の祖父母とが、同一の住所地での居住又は直線距離で2km以内の場所での居住で、子の親又は子の祖父母が、自己、同居する親族又は三世代同居・近居をする親族の住宅で実施した住宅の改良工事</p> | | | | | |
| 要綱 | ①岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱 ②岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 良好な住宅の建設及び流通の促進を図る。 既存住宅の耐震性能及び省エネ性能の向上や子育て支援等の促進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | ①最大 231,000 円 ②最大 138,600 円 住宅建設等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は要綱に定める。 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | ①昭和 61 年度 ②平成 9 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 44,100 | 52,417 | 60,494 | 64,678 | 61,420 |
| | 決算 | 43,969 | 51,275 | 59,824 | 60,165 | 60,690 |

3 現年度分利子補給金

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 住宅課 |
| 交付先 | 県内で自己の居住のための住宅建設等を行った者 |
| 対象事業 | 所定の世帯要件を満たし、一定の省エネ性能等を有した住宅を建設等する際の住宅ローンに対する利子の一部を補助 |
| 要綱 | 岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱 |
| 交付目的 | 良好な住宅の建設及び流通の促進を図る。 |
| 県補助率 | 最大 231,000 円 |
| 国庫補助 | なし |
| 開始年度 | 昭和 61 年度 |

| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------|----|----------|-------|---------|---------|---------|
| | 予算 | 6,300 | 7,105 | 7,092 | 6,354 | 6,354 |
| | 決算 | 6,010 | 6,635 | 7,043 | 5,345 | 5,978 |

4 リフォームローン利子補給金

〈概要〉

| 所管 | 住宅課 | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 交付先 | 県内で自己の住宅の改良工事を行う者 | | | | | |
| 対象事業 | 各種メニューの工事要件を満たした住宅改修工事をする際の住宅ローンに対する利子の一部を補助 対象要件：三世帯同居・近居改修工事 親子と子の祖父母とが、同一の住所地での居住又は直線距離で 2 km 以内の場所での居住で、子の親又は子の祖父母が、自己、同居する親族又は三世帯同居・近居をする親族の住宅で実施した住宅の改良工事 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 既存住宅の耐震性能及び省エネ性能の向上や子育て支援等の促進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 最大 138,600 円 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 9 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 100 | 347 | 347 | 347 | 347 |
| | 決算 | 58 | 114 | 98 | 173 | 136 |

第 2 水道企業課

1 児童手当補助金

〈概要〉

| 所管 | 水道企業課 | | | | | |
|------------|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 交付先 | 水道事業会計 | | | | | |
| 対象事業 | 岐阜県公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費補助 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県公営企業への繰出金に関する取扱要領 | | | | | |
| 交付目的 | 岐阜県公営企業の経営の健全化と基盤の強化を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | ① 3 歳に満たない児童に係る給付に要する経費 児童手当の給付に要する経費の 15 分の 8 ② 3 歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費 児童手当の給付に要する経費の 10 分の 10 ③ 児童手当法附則第 2 条に規定する給付に要する経費 児童手当の給付に要する経費の 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 13 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 2,712 | 3,229 | 2,994 | 3,110 | 3,002 |
| | 決算 | 2,648 | 3,221 | 2,872 | 3,070 | 2,946 |

第2章の8 県土整備部

第1 技術検査課

1 ぎふ建設人材育成事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管 | 技術検査課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県建設研究センター 建設業関連団体 | | | | | |
| 対象事業 | ①建設業に関する人材育成・確保事業を実施するために必要な施設、機械等の導入及び整備事業 ②建設ICT人材育成センター施設・設備整備及び管理・運営事業 ③建設人材育成・確保支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 若年入職者が不足しているため、人材確保・育成に取り組む建設業界団体等を支援する。 | | | | | |
| 県補助率 | 補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額の10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成30年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 49,421 | 22,132 | 22,807 | 21,259 | 23,850 |
| | 決算 | 31,262 | 18,087 | 16,162 | 17,436 | 20,717 |

〈監査の結果〉

(1) 要綱(事業内容)

【事実関係】

補助対象経費の記載が、「建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費」とされており、どのような取り組みが対象となるかの基準が明確ではない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 技術検査課】

対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。

(2) 要綱(対象経費)

【事実関係】

要綱には対象経費として「建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費」と記載されているが、具体的な対象経費は明記されていない。どのような経費が対象となるかの基準が明確ではない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 技術検査課】

対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。

(3) 要綱（補助割合）

【事実関係】

補助金の額に上限の定めがない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 技術検査課】

一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。

(4) 要綱（その他）

【事実関係】

交付要綱において、補助事業の着手時期の定めがなされている。交付決定後の着手を原則としつつ、事前の着手の場合には、やむを得ない理由がある場合を求め、事前着手理由書を添付する運用が定められている。

【参考報告 技術検査課】

着手時期が交付決定後であることを明確にし、事前着手に関する手続きも具体的に定めており、参考になる。

(5) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

令和2年度からの「第4次岐阜県少子化対策基本計画」に基づく、令和4年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」において、「Ⅲ－1－（2）女性の活躍の推進」とし

て、当該補助金における女性に向けた魅力発信としての土木見学ツアー、女性技術者・技能者による意見交換会が、位置付けられている。

しかし、当該補助金による若者の定着率向上及び少子化対策の効果につき、特に検証は行っていないとのことである。

当該ツアーや意見交換会は、年間1回の開催が企画され補助金が利用されている。令和4年度において土木見学ツアーは中止となり、女性技術者・技能者による意見交換会に利用された金額は67,890円であり、決算額によれば約0.3%程度の支出である。

なお、当該補助金の内容としては、「女性の活躍」のための経営力向上セミナーが存在するが、当該事業は、少子化対策総合プログラムとは無関係とされている。

【規範】

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項は、「知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画を定めます。」としており、施策の計画的な推進のために同基本計画を定めている。

【意見 技術検査課】

当該補助金は、岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられているが、年に1回程度の事業で、推進として十分と評価できるかは疑問のあるところである。補助金そのものは主としてぎふ建設人材育成事業を目的としているものの、同総合プログラムに位置付ける以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。

また、女性の活躍をするための事業が、少子化対策総合プログラムと無関係とされていることからしても、果たして同プログラムと補助金との関係性が十分検討されているかが疑わしく、同プログラムに位置付ける以上は、目的と効果を検証するのが望ましい。

第2章の9 清流の国推進部

第1 地域スポーツ課

1 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| 所管 | 地域スポーツ課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村、競技団体、実行委員会 等 | | | | | |
| 対象事業 | 県民のスポーツを始める・継続する機会の提供や、交流人口の拡大などより多くの県民が関与できるスポーツイベントに対する支援事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 多くの県民が参画するスポーツイベントを支援し、県民がスポーツを始め、再開する機会を創出する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県2分の1 | | | | | |
| 国庫補助 | あり | | | | | |
| 開始年度 | 令和4年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | — | — | — | 20,800 |
| | 決算 | — | — | — | — | 8,629 |

〈監査の結果〉

(1) 事業実施報告 (提出期限)

【事実関係】

補助者が確認しただけでも少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限を徒過していた。

【規範】

交付要綱第12条第3項は、事業完了の日から30日を経過する日までに実績報告書を提出する旨を定めている。

【指摘 地域スポーツ課】

少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第12条第3項に従い、事業完了日から30日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。

2 総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 所管 | 地域スポーツ課 | | | | | |
| 交付先 | 岐阜県認定総合型地域スポーツクラブ | | | | | |
| 対象事業 | クラブの基盤の安定化や、活性化を目的とした事業に係る経費を補助する事業 | | | | | |
| 要綱 | 総合型地域スポーツクラブ基盤強化・事業強化事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 地域住民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの核となる総合型地域スポーツクラブを充実させ、スポーツ実施率の向上を図る。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|----------------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 県補助率 | 県 10 分の 10（補助上限額 1 クラブ当たり 20 万円） | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 30 年度 | | | | | |
| 金額 （千円） | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 7,000 | 7,000 | 9,000 | 9,000 | 8,000 |
| | 決算 | 6,900 | 7,000 | 8,939 | 8,726 | 7,795 |

〈監査の結果〉

（1）交付決定（補助対象経費）

【事実関係】

交付決定したクラブがホームページの運用費・サーバー使用料など「HP管理費」を「通信運搬費」として計上していた。

担当課は、ヒアリング時に、「交付申請者の契約先である通信業者に確認したところ、「運用費」の内容はHP更新費やPCメンテナンス料であるものの、「サーバー使用料」と切り離して請求する事は難しいという回答でした。サーバー使用料については、インターネット上で通信を行うための費用としてインターネットプロバイダ代と同様に「通信運搬費」の対象経費として整理しており、「運用費」については「役務費」として整理することも考えられますが、前述のとおり経費を分割することが困難なため、一括して「通信運搬費」に含めるものとして整理しました。」と回答した。

【規範】

地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、公益上の必要性の判断においては、公平性や明確性も考慮要素となる。

また、総合型地域スポーツクラブ補助事業基盤強化・事業強化事業費補助金交付要綱附表 1 及び補助事業基盤強化補助事業経費処理基準は、「通信運搬費」の対象経費は、「クラブ事務局でかかる郵送代、電話代、インターネットプロバイダ代、切手代等」としている。

【意見 地域スポーツ課】

ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP運用費」が含まれることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受けられる運用とすることが望ましい。

3 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金

〈概要〉

| | |
|------|-------------------------------------|
| 所管 | 地域スポーツ課 |
| 交付先 | 一般財団法人岐阜陸上競技協会 |
| 対象事業 | 県民総参加・地域密着型のスポーツ大会運営を支援する事業 |
| 要綱 | 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社 |

| | | | | | | |
|------------|-------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| | 会」の実現を推進する。 | | | | | |
| 県補助率 | 県 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 21 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 5,600 | 5,600 | 5,760 | 5,760 | 5,600 |
| | 決算 | 5,600 | 5,600 | 0 | 73 | 5,600 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

過去において、補助金の交付実績は、ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会のほかに県民スポーツ大会もあったが、現在は、ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会のみとなっている。このことについて、担当課は「ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会は、県内各郡市が小学生から大人までの、世代を超えた代表チームを結成し、大会参加するものであり「県民総参加型・地域密着型のスポーツ大会」として捉えています。同様の大会は他にないことから、本大会のみが補助金の交付対象となっております。」と回答した。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

【意見 地域スポーツ課】

県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的に専らぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会のための補助金になっている実情がある。県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進することが目的の補助金である以上、今後より多くの県民が気軽に参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツイベントへの助成を検討するのが望ましい。

4 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金（コロナ対策）

〈概要〉

| | |
|------|--|
| 所管 | 地域スポーツ課 |
| 交付先 | 一般財団法人岐阜陸上競技協会 |
| 対象事業 | 県民総参加・地域密着型スポーツ大会の大会運営を支援する事業。そのうちコロナ対策で用いられたもの。 |
| 要綱 | 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金交付要綱 |
| 交付目的 | 県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進する。 |

| | | | | | | |
|------------|----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 県補助率 | 県 2 分の 1 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | — | — | — | 105 | 105 |
| | 決算 | — | — | — | 0 | 105 |

第 2 競技スポーツ課

1 パラアスリート育成支援費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|---|----------|---------|---------|---------|---------|
| 所管 | 競技スポーツ課 | | | | | |
| 交付先 | 一般社団法人岐阜障害者スポーツ協会 | | | | | |
| 対象事業 | 県内のパラアスリートを育成するため、大会等出場支援、競技用具等購入支援、競技団体育成、パラアスリート育成支援研修会の開催、パラアスリート育成推進員の設置等を総合的に実施する。 | | | | | |
| 要綱 | パラアスリート競技力向上対策事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 次世代を担うパラアスリートの競技力向上のため | | | | | |
| 県補助率 | 県 10 分の 10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成 27 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 16, 184 | 18, 442 | 18, 442 | 17, 223 | 16, 417 |
| | 決算 | 16, 184 | 16, 770 | 8, 761 | 14, 423 | 14, 285 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

令和 4 年度事業で支援した大会出場経費の主な実績について確認したところ、国際規模の国外大会については、水泳競技の岐阜県強化指定選手が 2022 I W A S W o r l d G a m e s (ポルトガル)で 100m 平泳ぎ 2 位、100m 背泳ぎ 3 位など、全国規模の国内大会については卓球競技の選手がパラ I D 全日本卓球選手権大会 2022 決勝トーナメント ベスト 32、国際規模の国内大会については車いすテニスの選手が K O B E O P E N 2022 でベスト 4 といった結果をおさめているとの回答であった。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。

【意見 競技スポーツ課】

引き続き国内外で活躍するアスリートの育成・支援に努めるとともに、補助を受けたアスリートたちの実績も含め補助金の有効性について一層積極的に広報することが

望ましい。

第3 外国人活躍・共生社会推進課

1 国際交流センター事業費補助金（多文化共生）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|-------|-------|-------|
| 所管 | 外国人活躍・共生社会推進課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県国際交流センター | | | | | |
| 対象事業 | ア 多文化共生の地域づくり ①在住外国人支援事業 ②日本語支援事業 イ ボランティア・民間団体の活動促進 ①ボランティア支援事業 ②多文化共生推進助成事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県国際交流センター補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の多文化共生を推進するため、県内の多文化共生を推進する中核的組織である国際交流センターが実施する多文化共生事業について補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 10分の10 | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 12,607 | 13,767 | 5,192 | 8,102 | 5,500 |
| | 決算 | 12,238 | 11,617 | 3,386 | 5,861 | 2,881 |

2 外国籍の子どもの進学支援事業費補助金

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 外国人活躍・共生社会推進課 | | | | | |
| 交付先 | NPO法人等の非営利の民間団体 | | | | | |
| 対象事業 | 義務教育の就学年齢を超えて高等学校進学などを目指す外国籍の子どもに対して行う、日本語指導、進学に必要な教科指導、受験準備等を行う補習校的な進学支援教室や、進路に関する相談・指導等を行う事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 義務教育年齢を超えて高等学校進学などを目指す外国籍の子どもたちが、希望する高等学校に進学・就学し、将来、地域で活躍できるよう、義務教育年齢を超えた子どもへの学習支援等を行う。 | | | | | |
| 県補助率 | 国3分の1、県3分の2 | | | | | |
| 国庫補助 | 教育支援体制整備事業費補助金 | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 4,062 | 4,203 | 4,771 | 4,293 | 4,661 |
| | 決算 | 4,000 | 4,198 | 4,524 | 4,198 | 4,645 |

〈監査の結果〉

(1) 有効性

【事実関係】

要綱第1条で、補助事業者が公益法人、NPO法人、及び知事が別に定める民間団体と規定し、交付先については、NPO法人等の非営利の民間団体のみが補助されている。

【意見 外国人活躍・共生社会推進課】

事業の性質上、非営利活動として教育活動に取り組む団体であれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体に限定する理由は特にないと思われるため、非営利活動に取り組む株式会社等の営利団体も補助事業者を含め、補助事業者の充実を図ることが望ましい。

なお、県の回答は、「過去の経緯（前身となる制度は平成21年度から）及び事業の性質（利益が見込める事業ではない）から、本事業は、NPO法人等を対象にしてきた。なお、一般の法人から相談があった場合には、協議の上、対象とすることもありえたと考えられる。」とのことである。

本補助金に関しては、令和5年度からは、県が市町村へ補助する形へと実施形態を変更しているとのことであるが、本補助金に限らず、広く補助金の有効利用を図る趣旨より、補助対象事業者の選定に際しては、可能な限り広く、多様性をもたせることが望ましい。

3 多文化共生推進補助金³⁵

〈概要〉(単補)

| | | | | | | |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 外国人活躍・共生社会推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 生活ガイドブック（やさしい日本語版）の作成、外国人児童生徒支援員（ボランティア）の配置や外国人防災講座の開催などのソフト事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県多文化共生推進補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 市町村が行う多文化共生推進事業について支援を行うことで、県全体としての多文化共生の推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 (知事が特に必要と認めるときは3分の2) | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | — | 1,850 | 750 | 1,830 | 1,180 |
| | 決算 | — | 1,400 | 710 | 920 | 1,040 |

³⁵ 予算管理上の細々事業名は、多文化共生推進補助金（単補）、多文化共生推進補助金（単建）の2つに分けられている。単補とは、ソフト事業に対する県単独補助金の意味。単建とは、ハード事業に対する県単独補助金の意味である。

〈概要〉（単建）

| | | | | | | |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所管 | 外国人活躍・共生社会推進課 | | | | | |
| 交付先 | 市町村 | | | | | |
| 対象事業 | 自動翻訳機の購入、初期指導教室の整備・拡充、避難所案内看板の多言語化などのハード整備 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県多文化共生推進補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 市町村が行う多文化共生推進事業について支援を行うことで、県全体としての多文化共生の推進を図る。 | | | | | |
| 県補助率 | 2分の1 (知事が特に必要と認めるときは3分の2) | | | | | |
| 国庫補助 | なし | | | | | |
| 開始年度 | 平成29年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算 | 20,000 | 4,620 | 5,580 | 6,540 | 500 |
| | 決算 | 19,370 | 4,410 | 5,100 | 4,000 | 500 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（事業評価調書）

【事実関係】

事業評価調書には、目標の達成度を示す指標と実績に「事業内容が補助事業毎に異なるため、対象事業毎に設定する。」として目標値が記載されていない。

【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条第1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

財政課が定める事業評価調書の記載要領には、事業目標の達成度を示す定量的な指標を用いて、成果指標を1つ以上設定することが指導されている。

【指摘 外国人活躍・共生社会推進課】

目標値が設定できていない理由について、担当課の回答は、「補助対象が多文化共生に資する施設、備品、システム改修など、多岐にわたるため、共有の目標値の設定ができないためです。」とのことであるが、目標が設定できないのであればどのような状態になったときに補助金の目的は達成されているか、効果は出ているか、終期はいつにするか、などの判断が不可能となる。多岐にわたるのであれば主要な課題を確認し、課題に対して目標を設定すべきである。

【改善報告】

令和5年度からは、目標設定を行っており、目標が設定されていない状態は解消されているため、改善報告とする。

4 国際交流センター事業費補助金（国補）

〈概要〉

| | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|---------|---------|---------|
| 所管 | 外国人活躍・共生社会推進課 | | | | | |
| 交付先 | 公益財団法人岐阜県国際交流センター | | | | | |
| 対象事業 | 多文化共生の地域づくり 外国人の子どもの日本語支援者育成事業 | | | | | |
| 要綱 | 岐阜県国際交流センター補助金交付要綱 | | | | | |
| 交付目的 | 県内の多文化共生を推進するため、県内の多文化共生を推進する中核的組織である国際交流センターが実施する多文化共生事業について補助する。 | | | | | |
| 県補助率 | 国 3 分の 1、県 3 分の 2 | | | | | |
| 国庫補助 | 教育支援体制整備事業費補助金 | | | | | |
| 開始年度 | 平成 29 年度 | | | | | |
| 金額 (千円) | 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | 予算 | 435 | 274 | 272 | 382 | 350 |
| | 決算 | 430 | 274 | 106 | 331 | 319 |

〈監査の結果〉

(1) 検証（再補助）

【事実関係】

外国人の子どもの日本語支援者育成研修は、岐阜県国際交流センターに補助金（319,049 円）を交付し、C O国際交流協会に委託（299,997 円）されており、金額から推測する限りほぼ全ての事業がC O国際交流協会に委託されている。

このような実情について、担当課からは、「外国人の子どもの日本語支援者育成研修は、国際交流センターの自主事業として実施しており、同センターは研修の企画、広報、当日の運営などを行っているが、講師など専門的な部分については、例年、C O国際交流協会に部分委託していた。」とのことである。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第 4 条第 1 項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【意見 外国人活躍・共生社会推進課】

金額から推測する限りほぼ全ての事業がC O国際交流協会に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい。

【改善報告】

令和 5 年度からは、「県が企画立案し、運営部分を国際交流センターに委託する形へと実施形態を変更している。」とのことであり、全面的再委託が疑われる状態は解消されているため、改善報告とする。

終章 課題と提言

第1 はじめに

1 関係者への御礼

包括外部監査は、約1年にわたり、数多くのヒアリング、書類提出、調査の依頼をするものであり、関係者に対して、本来の業務とは別の負担をかけることとなる。

そのような中で、本監査を実施するにあたり、財政課、出納管理課、私学振興・青少年課、環境生活政策課、文化創造課、文化伝承課、子育て支援課、子ども家庭課、医療整備課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、地域福祉課、保健医療課、感染症対策推進課、国民健康保険課、障害福祉課、生活衛生課、企業誘致課、商工・エネルギー政策課、産業イノベーション推進課、商業・金融課、産業デジタル推進課、労働雇用課、航空宇宙産業課、農業経営課、農産物流通課、住宅課、水道企業課、義務教育課、高校教育課、学校安全課、体育健康課、教育研修課、教育財務課、特別支援教育課、県産材流通課、森林活用推進課、森林経営課、技術検査課、地域スポーツ課、競技スポーツ課、外国人活躍・共生社会推進課や、現地監査にご協力いただいた各学校法人、各市町村その他関係人の方々など、多数の関係者に、全面的に協力をいただいた。

また、特に行政管理課からの多大なサポートをいただいた。

本年度は、新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、感染症拡大前の日常が取り戻されてきた側面はあるものの、令和4年度の物価高騰の社会情勢等行政が対応する課題は次々に発生し、監査期間中には令和6年元日の能登半島地震が発生するなど、県庁職員の方々においては、通常業務の中においても様々な対応をする必要がある中で、本報告書を完成させることができたのは、多忙であるにもかかわらず、各関係者が、ヒアリング、現地視察、資料提出などについて、真摯に対応していただいたことに尽きる。心より感謝申し上げます。

2 本監査における基本的な考え方

本監査では、岐阜県では過去2度の監査対象となった補助金というテーマを中心に監査を行い、これまで行われている監査分野について、より良い行政運営が行われているかを確認しながら、これからの公的支出の増大が予想される子どもに関する分野に焦点を当て、現状の行政運営の問題点を分析することが、将来の注意喚起の機会になると考えて監査を行った。

また、監査人としては、本年度が2年目の監査ということで、監査の方法については、より効率的な監査を行うことを考えながら監査を実施している。これは初年度が、監査人一人の執務時間だけで1,200時間を超えてしまったことの反省に基づくものである。行政に対する財務監査は、丁寧に広く行うことで様々な課題の発見につながり、よりよい行政運営につながるようになる有効な手続きではあるが、一方で、行政の財務運営が3Eの観点で監査されるように、限られた予算の中でより効率的な監査の実

施もまた必要があると考え。何よりも、監査人の監査には、監査対象課の対応が当然に必要となってくるが、これはその分だけ監査対象課の執務時間を増大させている面は否定できない。そのため、昨年度と同じような執務時間や監査対象課における事務負担は可能な限り、削減できるように、より効率的な手続きを心がけて監査を行った。

このような観点から、本年度の監査においては、過去の岐阜県の監査報告書と他の自治体の監査報告書から、事前に観点を確認し、特に形式面では、包括外部監査の通信簿を参考に、優秀賞とされた令和2年度の岐阜市の包括外部監査の報告書を参考に監査を実施した。

また、監査の方法も書面監査を中心としつつも、重要な補助金については現地往査を行っているが、現地往査は事前に往査対象を特定し、あまり多くの時間を現地往査に費やすことは控える方法を取りながら、補助金業務の課題の発見に努めた。

その結果、昨年度の監査報告書と比較して大幅に報告書の文量そのものは削減されているが、今回の監査で発見された課題そのものは、子どもに関する補助金に関する課題のみならず、将来の補助金行政にとって重要な課題を確認することができたと考えている。

この他、本年度においては、子どもに関する補助金というテーマについては、教育分野の知見や少子化対策の知見が必要と考え、補助者には学識経験者である足立淳准教授に参加していただき、私学助成金という専門的な知見が必要となる場面については、学識経験者である小入羽秀敬准教授に対して、意見を求め参考にさせていただいた。また、少子化対策という専門的な知見が必要となる場面については、学識経験者である松田茂樹教授に対して、意見を求め参考とさせていただいた。

学識経験者に対する関係人調査を実施した事例として、平成21年度の名古屋市の包括外部監査報告書、令和3年度・令和4年度の岐阜県の包括外部監査報告書が存在する。

学識経験者に対する関係人調査は、専門的な知見を補い、指摘や意見が独りよがりなものにならないようにするために行ったものである。

3 現状の課題

本監査においては、子どもに関する補助金を監査することにより、補助金全般の手続きや補助事業の有効性、監督などについて様々な課題が発見された。その課題の詳細は、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の3点にあると考えている。

- ① 業務内容の意味合いが十分に理解されていないこと
- ② 監督権限の行使が不十分であること
- ③ 時代の変遷等に合わせて補助の目的が十分に見直されていないこと

以上の課題の原因を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。
県庁全体において対応していただくため、岐阜県に対する提言として、述べる。

第2 提言

1 普段の業務の意味内容について見直し、情報共有を行うこと

(1) 今回の監査の中で、補助金業務に全般に関して特に目立ったのが3月31日付書面の取扱いであり、年度末の会計基準を分ける大事な日付であることもあり、補助金業務の中では、実績報告書をはじめ多くの書面が3月31日付で作成されていたが、その中には、作成経緯から4月に作成しているはずの文章ですら3月31日付で作成されているものも見つかっている。

このような扱いも含め何故このような文書作成となるのかを確認したところ、基本的には会計年度独立の原則を遵守するための結果であることが分かったが、一方で実績報告書自体は、要綱上は4月10日までの提出期限を認めるなどしており、会計の処理を行う出納閉鎖期間も存在していることから、監査人としては、3月31日付にこだわる必要があるのか疑問を感じ、法的位置付けについて文献等を踏まえて確認を行った。

このような確認の結果、実績報告書に関しては、事業の完了確認のための報告書として取り扱う書面かどうか重要であることが分かった。補助金の支出が年度内として会計上認められるためには、補助対象事業が年度内に完了している必要がある（地方自治法施行令第143条参照）。この年度内の完了については、必ずしも実績報告書で行う必要性があるものではなく、別の報告書によるものや担当課の事実上の確認を行うことでも可能である。

しかし、この意味合いについて十分な理解がないと思われる補助金においては、実績報告書しか事業完了を確認したことを判別できる書面が存在せず、年度末まで補助事業が行われている場合、どうしても3月31日付の実績報告書を作成しなければならない状況になり、結果、不正確な文書が作成されていると思われる。

(2) この他、業務の意味内容について理解がされているのか疑問であったのが、予算編成過程の公開にあたり作成される事業評価調書である。

事業評価調書は、これまでの監査で何度も目にしてきた書面であったが、このような書面が作成され公開されるに至ったのは、元々は全国市民オンブズマン連絡会議より、岐阜県が予算編成過程の情報公開度が全国最下位であったことを受けて始まった取り組みであったことは監査人自身今回初めて知るに至った。

このような経緯で始まった事業評価調書は、財政民主主義を実現するための予算への市民参加の機会確保と補助金の必要性や効果検証に役立つ意味合いがあり、その作成には市民への情報公開と担当課自身の振り返りという意味で重要な書面と考えるが、誤字脱字、同じ内容の繰り返しのもの、果ては全く別の事業の評価がそのまま記載されているものまで見つかっており、取り組み姿勢に疑問を感じるところが散見されている。

(3) 更には、文書の提出の際の署名押印については、岐阜県公文書規程において、收受印を押印することが定められ、これは電子メールによる提出の際にも、紙に出力した際には、同様の取扱いが行われていることが定められているにもかかわらず、課内の独自のルールにより、書面提出日と電子メールの送信日が同一であれば、押印不要という慣例が存在していたことも判明している。

これは電子メールにより、提出日が確認できることを理由とする取扱いと思われるが、明確に規定に反する取扱いであるだけでなく、そもそも收受印を押印することで、文書を受け取った際の日時の記録化が重要であることを忘れた取扱いと考えられる。

收受印は、受け取った際に押印することが徹底できれば、何時の時点で書面の受け渡しがなされたかの記録化に繋がり、引いては本来認められない日時の改竄を防止する機能が存在する。

(4) これらの業務は、補助金業務に限らず、通常業務の中で繰り返し行われていることであるが、そのような業務にこそ、何故当該書面が作成され、どうして必要であるかを理解する必要がある。

このような業務の意味内容を伝える意味では、職場内での教育機会の確保が重要であるが、本監査を始めるにあたって確認した補助金業務に関する担当課の学習方法を確認したところ、令和4年度に初めて、財政課が予算編成過程についての担当課を集めての講習を実施したとのことであった。

このような取り組み自体は望ましい取り組みであったが、このような取り組みのきっかけは、これまで各課の担当者が、業務を行う中で手続きを覚えるという、いわゆるオンザジョブトレーニングで学んできたところ、そのような方式では十分な職員の知識が備わらないということで、初めて開催されるにいたったとのことである。

(5) 職員の理解度の低減は、今後も人口減少に伴う労働者数の減少と同様に起こる公務員数の減少が予測される中で重要な課題である。

本監査の中では、国に対する補助金申請について誤った事務処理を行った市にもヒアリングを行ったが、そのような事態が生じた原因は、担当課間での情報共有・連絡体制の問題、担当職員の属人化が要因といったことであった。これは決して特定の市だけの問題ではないと考える。

子どもに関する補助金は、非常に多岐にわたり、中には緻密な計算を要する面があるところ、今後県においても、様々な補助金を取り扱う中で、職員の習熟度や人手不足により同様の問題は生じかねない。

そのような事態を未然に防ぐ方法としては、これまで当たり前の業務として行ってきたことを、何故このような書面を作る必要があるのかという点から、定期的に振り返る必要があると思われる。

そのような振り返りの中で、監査人としては、各課の要綱の記載ぶりや、事業完了確認の方法などには大きな差があることも確認しているが、同じ県庁職員同士でありながら、他課の取り組みについては、認識されていないことも確認されている。

監査人が見る限り、県土整備部や農政部の要綱の記載ぶりや実績確認などは、他課

の参考にすべき点があることから、それぞれの課の取り組みを確認し、全庁的に適切な補助の実施につなげる有効な取り組みについては、情報共有を進めることを提言する。

2 監督権限を適切に行使すること

(1) 今回の監査の中で、私学助成金の補助に関し、私学に対する県の監督権限の行使の状況を確認したところ、多くは適切に行われている状況であったが、特定の学校法人においては、長期間にわたり学校法人の運営が適法に行われていることを根拠づける理事会・評議員会の議事録が作成されていないだけでなく、現状、学校法人における違法な支出と考えられる理事長に対する特別の利益供与が疑われる状況が確認されている。

このような問題については、本年度の監査が行われている9月頃には把握し、担当課への対応の予定を質問するなどしているが、担当課は、本年度中に当該法人に対する緊急監査を行うこともなく、違法状況の疑いについて実態の確認もなされないままであった。

このような状況は、速やかに解消されるべきであると考えるが、担当課からは、本監査終了時まで、今後の具体的な対応予定について説明はなされておらず、監査人としても非常に危惧する状況のままである。

また、このような状況の中、別の学校法人の理事長が、令和6年1月に運営資金を私的に流用し解任される事態も発生している。このような私的流用に私学助成金が使われているかどうかは、現状分からない状況とのことであるが、私学助成の対象となっている学校法人での運営資金の問題であり、今後、適切な調査が求められるところである。

(2) このような補助対象となっている財政援助団体における問題発生は許されないところであるが、このような事態を未然に防ぐためには、監督官庁が適切に財政援助団体の支出状況を確認し、違法不当な支出が疑われる状況が認められれば、適切な指導監督が必要である。

今回の監査の中で、発見された事柄の中には、私学助成金については、本来提出されるべき会計資料が不足したままであった事案もあれば、私学助成金以外の補助金においても、提出期限を守っていない団体であっても、補助金を支出している実態が確認されている。

補助金は、本来、条件付き贈与であることからすると、定められた手続きが行われないのであれば、補助金の支出は認められないとも考えられるところであるが、行政目的達成のために、補助を行っている実態があり、このような状況が、結果的に大きな違法行為が行われる原因となりかねない。

(3) 補助金の支出そのものは、公益上の必要性が認められて行う反面、補助金の支出については、適切な指導監督が必要不可欠である。

特に補助金の支出そのものが行政目的達成に必要不可欠である時こそ、厳格な指導

監督が必要であり、問題発生を未然に防ぐ意味では、事前に定められた運用のルール
の遵守が徹底される必要があり、違反事案については、安易に許すことなく適切な指
導を行い、指導が繰り返されても違反が解消されない場合には、補助金の支出の取消
しを含めた、適切な指導監督がなされることが必要である。

3 時代の変遷等に合わせて公益上の必要性を、繰り返し確認すること

(1) 本年度の監査においては、子どもに関する補助金をテーマにおき、特定分野を
評価する視点から、補助金額にはこだわらず、幅広く監査を行ったところ、他に比較
して少額ではあるものの、昭和の時代から続く特定団体への補助金も数多く存在して
いた。

監査人の視点からは、そもそも当該団体に補助することが有効であるかどうかにつ
いては疑問を感じるものも存在する。そのいくつかの補助金については、有効性に疑
問を感じ各補助金で意見しているが、具体的記載をしていない補助金であっても、今
後、その補助の意味合いについては時代に合わせた見直しが必要と感じている。

昭和の時代においては、公益上の必要性については疑いがないと思われたものも、
時代が移り変わり、補助を受ける団体そのものの維持が難しくなり、当初の団体に期
待された役割が十分果たせなくなりつつある現状があるとも考えられる。

このような団体に対して、当初の公益上の必要性が、今もなお存在するのかは、常
に検証する必要があり、仮に、公益上の必要性があるというのであれば、その団体が
公益目的にかなう活動を行うように促すことが必要である。

(2) この他、子どもに関する補助金の中には、本来的には別の行政目的のための補
助金であるにも関わらず、少子化対策の一環として補助金を位置付けられたものが数
多く存在し、そのような位置付けにも関わらず、少子化対策としての効果が検証され
ていないものが多かった。

少子化対策として位置付けを行う以上は、少子化対策の目的にとって有効であるか
を確認することが必要であると考えます。

このように本来的に異なる目的の補助金を、少子化対策として位置付けるのは、そ
れだけ人口減少社会が進み、少子化対策が求められていることを意味していると考え
るが、効果検証を行っていない事業を関連として示すだけでは、対策を行っている
とのパフォーマンスだけと評価されかねない。

少子化対策においては、今後もより多くの補助が行われる事が考えられるが、関連
事業として位置付けるのであれば、その際に当該補助金が少子化対策という公益目的
に沿うものかどうか、その活動に繋がる補助金かを十分に検討する必要がある。

(3) 長年続いてきた補助金については、当初の補助の目的との観点で見直しが必要
と考えられる一方で、時代の変遷の中で生まれている新たな課題に対する補助金につ
いては、これまでにない対策であるが故に、補助の内容が有効であるかを常に確認す
る必要があると思われる。

今後、必要に応じて更に新たな補助金を用意することもあると思われるが、一方で、

長年続けている補助金においては、時代の変遷を見据えて必要性が減少したのであれば、思い切って補助を終わらせることもまた必要な状況にあると思われる。

岐阜県においては、高校における今後の統廃合の計画が具体的には策定されていないように、既存の制度の縮小や廃止の検討には困難な判断が伴うことは十分に分かるところである。

しかし、少子化という人口推計上避け難い縮小の時代にあって、既存の制度を維持し、新たな制度を作り続けければ、財政の限界や、それを担う職員の事務負担も増大し、担い手の限界ももたらしかねない。補助金は、公益上の必要性があって初めて認められる給付行政であることから、必要な補助であるかどうかを常に確認し続けることが求められると考える。

第3 最後に

1 昨年続き本監査でも、様々な指摘意見をさせていただいているが、多くの補助金が適切に執行されていることも確認させていただいている。

今年度の補助金というテーマそのものは、これまでも行われている監査対象であったことから、従来の監査の繰り返しを避けるべく、子どもに関する補助金に焦点をあて限定を試みたが、少子化対策が含まれることで、結果的に非常に多数の補助金を監査することとなった。

また、監査を始めた当初は、特定分野に絞ることで、補助金を通じて子どもに関する行政の監査も可能となるのではないかと考えていたが、補助金の数が多くなった結果、それぞれの分野への深い検討が十分に出来なかったのではないかと改めて思うところがある。

このように今回の監査は、監査開始時の監査人の思いとはやや異なる状況とはなったが、子どもに関する補助金全体を検証することで、多額の補助金に含まれる行政裁量や監視監督の問題性や、長年継続を続ける少額の補助金の必要性の問題など様々な課題が見えたものとする。

そのため、今回の監査は、子どもに関する行政という点では、十分な監査が出来ていない面があるかもしれないが、補助金全体に関しては、他の分野の補助金にもつながる課題が確認出来たと考えており、今回の監査を機に、他の補助金行政のあり方の見直しに役立ってもらえれば幸いである。

2 子どもに関する補助金に関しては、今後も国や各地の自治体において、私学助成の拡充等、より多くの支援策を展開していく状況が生じており、岐阜県でも他県の状況に習って更なる支援策が行われ、多くの補助金の支出が予想される。

本報告書や指摘・意見の中では具体的な紹介までは記載していないが、今回の監査の中で確認した補助金の中には、非常に多岐にわたる補助内容の結果、制度の内容を理解するだけでも難解な補助金が存在していた。そのような複雑な補助金も、担当者は内容を理解し、緻密な計算を行って、補助を行っている実態が存在していた。

補助金の支給にあたっては、このような担当者の日々の研鑽と丁寧な事務作業の上

に成り立っている面があることを、監査を通じて理解することができ、今後、更に新たな支援策が生まれていく中で、より緻密な補助金に関する業務を行っていくことも予想される。

今後、更に補助金のメニューが増加し事務負担が増大する一方で、労働人口が減少し職員数が減少すれば、個々人の事務負担は多くなりかねない。

今回の指摘や意見は、ある意味担当職員の事務負担を増加させることにつながる面があるかもしれないが、今回の指摘や意見への対策と合わせて、規定等の見直しの中で事務負担の軽減を図る方法も検討していただくことも願うものである。

3 監査人と補助者は、本監査を通じて、より適切な業務運営が行われていくと同時に、今後、より支出が増えるであろう子どもの行政の分野において、目的に沿った効果的な行政運営がなされることを願い、本監査報告を終える。

以上

卷末資料

| | | |
|-------|---------------------------------------|-------|
| 1 | 令和5年度 包括外部監査の日程..... | 3 |
| 2 | 指摘及び意見の一覧..... | 7 |
| 3 | 参考報告一覧 | 47 |
| 4 | 岐阜県の行政機構図（令和4年4月1日時点） | 51 |
| 5 | 監査対象補助金一覧..... | 53 |
| 6 | 地方自治法（抜粋）..... | 54 |
| 7 | こども基本法（抜粋）..... | 59 |
| 8 | 国家賠償法（抜粋）..... | 60 |
| 9 | 地方財政法（抜粋）..... | 61 |
| 10 | 子ども・若者育成支援推進法..... | 61 |
| 11 | 岐阜県補助金等交付規則（抜粋）..... | 61 |
| 12 | 岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて（抜粋） | 63 |
| 13 | 岐阜県公文書規程（抜粋）..... | 64 |
| 14 | 行政手続法（抜粋）..... | 66 |
| 15 | 地方自治法施行令（抜粋）..... | 66 |
| 16 | 子ども・子育て支援法（抜粋）..... | 67 |
| 17 | 次世代育成支援対策推進法（抜粋）..... | 68 |
| 18 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）..... | 68 |
| 19 | 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（抜粋）... | 69 |
| 20 | 私立学校振興助成法（抜粋）..... | 69 |
| 21 | 私立学校会計指導検査実施要領（抜粋）..... | 70 |
| 22 | 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（抜粋）. | 70 |
| 23 | 岐阜県議会請願等取扱規程（抜粋）..... | 70 |
| 24 | 私立学校法（抜粋）..... | 71 |
| 25 | 私立学校法施行規則（抜粋）..... | 71 |
| 26 | 学校教育法施行規則（抜粋）..... | 75 |
| 27 | 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱（抜粋）..... | 75 |
| 28 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋) | 75 |
| | | |
| 29 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）..... | 76 |
| 30 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）..... | 76 |
| 31 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）..... | 78 |
| 32 | 岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金交付要綱（抜粋）..... | 78 |
| 33 | 岐阜県暴力団排除条例（抜粋）..... | 79 |
| 34 | 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（抜粋）..... | 79 |
| 35 | 岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（抜粋）..... | 79 |
| 36 | 岐阜県私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱（抜粋）..... | 80 |
| 37 | 岐阜県地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱（抜粋）..... | 80 |
| 38 | 岐阜県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱（抜粋）..... | 80 |
| 39 | 岐阜県会計規則（抜粋）..... | 80 |
| 40 | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（抜粋）..... | 81 |

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 41 | 社会的擁護自立支援事業費等補助金運営要領（抜粋） | 81 |
| 42 | 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金運営要領（抜粋） | 81 |
| 43 | 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱（抜粋） | 81 |
| 44 | 岐阜県地域医療確保事業費補助金交付要綱（抜粋） | 81 |
| 45 | 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱（抜粋） | 81 |
| 46 | 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱（抜粋） | 82 |
| 47 | 社会福祉法（抜粋） | 82 |
| 48 | 岐阜県地域自殺対策強化学業費補助金交付要綱（抜粋） | 82 |
| 49 | 岐阜県結核予防費補助金交付要綱（抜粋） | 82 |
| 50 | 岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱（抜粋） | 82 |
| 51 | 海外交流支援事業費補助金による留学促進事業 実施要領（抜粋） | 83 |
| 52 | 人権教育推進事業費補助金交付要綱（抜粋） | 83 |
| 53 | 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱（抜粋） | 83 |
| 54 | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（抜粋） | 84 |
| 55 | 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金交付要綱（抜粋） | 84 |
| 56 | 岐阜県外国籍の子どもへの進学支援事業費補助金交付要綱（抜粋） | 85 |
| 57 | 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（抜粋） | 85 |

1 令和5年度 包括外部監査の日程

令和5年度の包括外部監査の日程は次のとおりである。監査の透明化という観点から掲載をした。ここでは、内部の全体協議、レクチャー、ヒアリング、現場視察、訪問調査、関係人調査を記載している。監査においては、この他に、文献の収集・検討、監査チーム内部の個別協議、報告書執筆などの作業があるが、以下には含まれていない。

| 月 日 | 担当課 等 | 内 容 |
|-------|-------------------|-----------|
| 5月1日 | ZOOM | 内部協議（第1回） |
| 5月12日 | 子育て支援課、私学振興・青少年課 | 予備調査ヒアリング |
| 5月16日 | 財政課 | 予備調査ヒアリング |
| 5月29日 | 私学振興・青少年課 | 予備調査ヒアリング |
| 5月29日 | 監査委員協議会 | 協議 |
| 6月1日 | ZOOM | 内部協議（第2回） |
| 6月7日 | 私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 6月8日 | 子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 6月9日 | 住宅課、私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 6月12日 | 出納管理課 | 調査ヒアリング |
| 6月14日 | 県産材流通課、子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 6月15日 | ZOOM | 内部協議（第3回） |
| 6月26日 | 学校法人帝京大学可児高等学校中学校 | 調査ヒアリング |
| 6月28日 | 学校法人那加学園 | 会計指導検査立会 |
| 6月29日 | 大垣市 | 調査ヒアリング |
| 6月30日 | 私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 7月4日 | ZOOM | 内部協議（第4回） |
| 7月6日 | 子ども家庭課 | 調査ヒアリング |
| 7月7日 | 国民健康保険課、監査委員事務局 | 調査ヒアリング |
| 7月12日 | 障害福祉課、医療整備課 | 調査ヒアリング |

| | | |
|--------|-------------------------|----------------|
| 7月13日 | 義務教育課、体育保健課 | 調査ヒアリング |
| 7月25日 | 私学振興・青少年課 | 学校法人会計指導検査調書閲覧 |
| 7月26日 | 私学振興・青少年課 | 学校法人会計指導検査調書閲覧 |
| 8月1日 | ZOOM | 内部協議（第5回） |
| 8月2日 | 私学振興・青少年課 | 学校法人会計指導検査調書閲覧 |
| 8月24日 | 財政課 | 調査ヒアリング |
| 8月29日 | 私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 8月29日 | ZOOM | 内部協議（第6回） |
| 9月6日 | 子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 9月11日 | 子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 9月15日 | 学校法人関幼稚園 | 調査ヒアリング |
| 9月19日 | 美濃加茂市 | 調査ヒアリング |
| 9月21日 | 学校法人大垣日本大学学園 | 調査ヒアリング |
| 9月25日 | 学校法人松翠学園 | 調査ヒアリング |
| 9月28日 | ZOOM | 内部協議（第7回） |
| 10月16日 | 議会事務局 | 署名簿調査 |
| 10月18日 | 池田町、岐阜市 | 調査ヒアリング |
| 10月20日 | 学校法人高山短期大学 | 調査ヒアリング |
| 10月25日 | 高山市 | 調査ヒアリング |
| 10月26日 | ZOOM | 内部協議（第8回） |
| 11月2日 | 技術検査課、特別支援教育課、私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 11月9日 | 子ども家庭課 | 調査ヒアリング |

| | | |
|--------|---|-----------|
| 11月13日 | 商工・エネルギー政策課、商業・金融課、企業誘致課、産業デジタル推進課、航空宇宙産業課、産業イノベーション推進課、体育健康課、生活衛生課、私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 11月15日 | 私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 11月16日 | 子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 11月17日 | 子育て支援課、子ども家庭課 | 調査ヒアリング |
| 11月20日 | 外国人活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、競技スポーツ課、環境生活政策課、文化創造課、文化伝承課、私学振興・青少年課、教育財務課 | 調査ヒアリング |
| 11月22日 | 子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 11月28日 | 農業経営課、森林経営課、子育て支援課 | 調査ヒアリング |
| 11月29日 | 監査委員協議会 | 関係人調査協議 |
| 11月29日 | ZOOM | 内部協議（第9回） |
| 12月1日 | 多治見市、住宅課、農産物流通課、感染症対策推進課 | 調査ヒアリング |
| 12月8日 | 私学振興・青少年課、森林活用推進課、障害福祉課、水道企業課 | 調査ヒアリング |
| 12月11日 | 高校教育課、義務教育課、子ども家庭課、教員研修課、学校安全課 | 調査ヒアリング |
| 12月12日 | 子ども家庭課、高校教育課、県産材流通課 | 調査ヒアリング |
| 12月15日 | 私学振興・青少年課、農産物流通課、体育健康課 | 調査ヒアリング |
| 12月18日 | 高校教育課、義務教育課、保健医療課、医療福祉連携推進課 | 調査ヒアリング |
| 12月22日 | 子育て支援課、医療整備課、体育健康課、高齢福祉課、子育て支援課、私学振興・青少年課、県産材流通課、労働雇用課、医療福祉連携推進課、国民健康保険課 | 調査ヒアリング |
| 12月25日 | 小入羽秀敬准教授 | 関係人調査 |
| 12月27日 | 監査委員協議会 | 関係人調査協議 |

| | | |
|--------|-----------------|------------|
| 12月27日 | ZOOM | 内部協議（第10回） |
| 1月6日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月7日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月8日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月13日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月14日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月18日 | 文化創造課、私学振興・青少年課 | 調査ヒアリング |
| 1月20日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月21日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月27日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 1月28日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月3日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月4日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月9日 | 体育健康課 | 調査ヒアリング |
| 2月10日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月11日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月14日 | 松田茂樹教授 | 関係人調査 |
| 2月21日 | 地域福祉課、高齢福祉課 | 調査ヒアリング |
| 2月23日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月24日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 2月25日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 3月9日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |
| 3月10日 | ZOOM | 内部協議（報告書） |

2 指摘及び意見の一覧

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計125個、「意見」は合計129個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

| | | |
|----|-------|---|
| 指摘 | べきである | 違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの |
| 意見 | のぞましい | 違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの |

第2 指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

| 番号 | 対象(課) | 指摘 | 意見 | 内 容 | 本編 頁 |
|-----------------------------|-------|----|----|--|---------|
| 第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要 | | | | 指摘9 意見14 | |
| 第2 岐阜県の補助金 | | | | 指摘2 意見7 | |
| 1 | 財政課 | | 意見 | 【事業評価調書の誤り】 事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められては、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われかねない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましい。 | 33頁 |
| 2 | 財政課 | | 意見 | 【事業評価の方法】 事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考えられる。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。 | 34頁 |

| | | | | | |
|---|-----------|----|----|--|------|
| 3 | 財政課 | | 意見 | <p>【県単独補助金事業評価調書】</p> <p>事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。</p> | 34 頁 |
| 4 | 財政課 | 指摘 | | <p>【公表の有無】</p> <p>国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の関心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。</p> <p>このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。</p> | 35 頁 |
| 5 | 財政課 | | 意見 | <p>【要綱の作成】</p> <p>要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取組を紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。</p> | 36 頁 |
| 6 | 財政課、出納管理課 | | 意見 | <p>【交付申請・交付決定】</p> <p>申請者が、交付申請期限を徒過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらないうり違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限徒過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。</p> | 37 頁 |

| | | | | | |
|-------------------------|-----------|----|----|---|------|
| 7 | 出納管理課 | | 意見 | <p>【事業完了確認】</p> <p>補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事案では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。</p> <p>補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一にしていると考えられる課も存在している。</p> <p>このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化するよう指導するのが望ましい。</p> | 38 頁 |
| 8 | 財政課、出納管理課 | | 意見 | <p>【事業完了日】</p> <p>補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。</p> | 39 頁 |
| 9 | 出納管理課 | 指摘 | | <p>【報告日】</p> <p>どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。</p> | 39 頁 |
| 第3 岐阜県の子どもに関する施策 | | | | 指摘 1 意見 2 | |
| 10 | 子育て支援課 | | 意見 | <p>【少子化対策との関連性】</p> <p>事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることもそのものは合理的であるが、このような理屈であるとする経済対策全般が、少子化対策ということにつながることもなるが、あまり少子化対策と直接関わりが無くとも全てが関連することになりかねない。</p> <p>また、補助金の効果が類似しているにも関わらず、位置付けられる事業と位置付けられない事業があるのは、何が少子化対策として位置付けられるのかの基準の設定が明確でないことも原因があると考えられる。</p> <p>少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。</p> | 45 頁 |

| | | | | |
|------------------------|-----------------|----------------|---|------|
| 11 | 子育て支援課 | 指摘 | <p>【有効性の評価・検討】</p> <p>少子化対策関係事業一覧として県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのでは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。</p> <p>そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。</p> | 46 頁 |
| 12 | 子ども家庭課 | 意見 | <p>【貧困対策の強化】</p> <p>貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めることは難しく、私学助成金のように多くの意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。</p> | 48 頁 |
| 第4 私学助成金・就学支援制度 | | 指摘6 意見5 | | |
| 13 | 教育総務課、私学振興・青少年課 | 意見 | <p>【将来計画】</p> <p>各市町村においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校などの管轄する学校施設の統廃合等の検討を具体的にしている市町村が存在するが、県立高校においては、具体的な統廃合の方針や計画は存在しない。</p> <p>県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分からず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないこととなる。</p> <p>県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。</p> <p>そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。</p> | 54 頁 |

| | | | | | |
|----|-----------------|----|----|---|------|
| 14 | 私学振興・青少年課 | 指摘 | | <p>【私学助成の根拠】</p> <p>重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。</p> | 55 頁 |
| 15 | 議会事務局 | | 意見 | <p>【適切な請願の扱い】</p> <p>請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づくことは可能であった可能性があったと言える。</p> <p>現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。</p> <p>今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。</p> | 55 頁 |
| 16 | 各学校法人、私学振興・青少年課 | 指摘 | | <p>【提出期限】</p> <p>各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。</p> | 57 頁 |
| 17 | 私学振興・青少年課 | 指摘 | | <p>【会計資料の検討不足】</p> <p>担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。</p> | 57 頁 |
| 18 | 私学振興・青少年課 | | 意見 | <p>【指導の繰り返し】</p> <p>指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限を行使するのが望ましい。</p> | 58 頁 |

| | | | | | |
|----|-----------|----|----|---|------|
| 19 | 私学振興・青少年課 | 指摘 | | <p>【口頭指導と文書指導】</p> <p>文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事案における同様の処分が行われるべきである。</p> | 59 頁 |
| 20 | 私学振興・青少年課 | | 意見 | <p>【指導方法の基準】</p> <p>過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積しているが、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。</p> | 60 頁 |
| 21 | 私学振興・青少年課 | | 意見 | <p>【結果の共有】</p> <p>複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。</p> | 60 頁 |
| 22 | 私学振興・青少年課 | 指摘 | | <p>【問題の放置】</p> <p>理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。</p> <p>仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員への解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限を行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。</p> <p>特に学校法人Kでは、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内容は私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。</p> <p>その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。</p> <p>長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力すらない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行うべきである。</p> | 61 頁 |

| | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|----|--|------|
| 23 | 私学振興・青少年課 | 指摘 | <p>【市町村との共同】</p> <p>学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。</p> | 62 頁 |
| 第2章 各部局における補助金の検討結果 | | | 指摘 116 意見 115 | |
| 第2章の1 環境生活部 | | | 指摘 20 意見 25 | |
| 第1 私学振興・青少年課 | | | 指摘 17 意見 17 | |
| 24 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【要綱(交付目的)】</p> <p>要綱の定める目的は、私立学校等の教育条件の維持向上や経営上の健全性を定めることが記載されておらず、要綱のみを見ると目的の範囲外に補助金を活用していることにもなりかねないことから、要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。</p> | 69 頁 |
| 25 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【特別補助事業の配分】</p> <p>教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。</p> | 70 頁 |
| 26 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【特別補助事業の評価】</p> <p>当該特別補助事業は、私立学校の経営の健全性を高め、私立学校の健全な発達に資することを目的としているが、自身の活動のうち何が補助対象として認められ、何が補助対象として認められないかが判断できなければ、安定した経営は困難であり、毎年の担当課の認定次第で経営が左右されかねない。</p> <p>実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。</p> | 72 頁 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|----|--|------|
| 27 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【特定校の優遇措置】</p> <p>特定校の優遇措置そのものは、その目的から合理性はあると考えられるが、毎年の部内決裁に基づく配分概要にのみ記載されており、配分の変更等が担当課の判断のみで変更できることは、補助対象校からしても不安定な補助になりかねず、安定的な経営の妨げになりかねない。</p> <p>特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。</p> | 73 頁 |
| 28 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【補助上限額の設定】</p> <p>補助対象経費の2分の1を基準に補助するにあたり、学校団体からの適正配分の要望がなされているように、人件費の占める割合は非常に大きく、その補助対象経費の認定にあたっては、一定の制限を設けなければ、必要な金額以上の支出をもたらしかねない。また、現在の上限額も、あらゆる人件費を学校業務における最上位の役職を基準としていては、役職に応じた妥当な人件費を大幅に超えた人件費にまで補助を出すことになりかねない。</p> <p>人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけではなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。</p> | 74 頁 |
| 29 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | 指摘 | <p>【要綱と異なる交付決定】</p> <p>要綱の定めは、生徒毎の補助規程であり資格の数に従って補助を行うとは読み取れない。文理上素直に読めば、過大な補助となっているとも考えられる。資格毎の補助であれば、正確に読み取りができるよう要綱の規定を修正すべきである。</p> <p>また、当該規定は資格取得の推奨を促す目的があると考えられるが、資格を取得した分だけ補助が得られるとすると、1人の生徒が複数の取得を取ることで大幅な補助額の増加をもたらすことになるが、上限なく支出することには、資格取得の推奨という観点から必要以上の支出になると考えられる。</p> <p>経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。</p> | 75 頁 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|----|----|---|------|
| 30 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | | 意見 | <p>【配分規定の見直しについて】</p> <p>現在の予算設定と配分方式を行った場合、今後少子化により生徒の全体数が減少した場合は、予算総額が減少する一方、各学校の補助対象経費に上限を設けなかった場合は、経費を多く支出する学園は、生徒数に比して多額の経費を支出することとなり、学校間の不均衡を招きかねず、財政基盤の強さのみで学校の維持が決まることになりかねない。</p> <p>これまでは、交付実績を踏まえた補助金の支出となるべく予算策定の配分方法を決めてきた経緯があるが、仮に安定した経営を実現するのであれば、予算配分の方法には、予測可能性をもった規定の整備や運用が必要不可欠である。</p> <p>また、補助行政の中で各学校の人件費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、各費目の上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見直すのが望ましい。</p> | 75 頁 |
| 31 | 私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費) | | 意見 | <p>【検証（事業評価調書）】</p> <p>当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。</p> | 76 頁 |
| 32 | 私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費) | | 意見 | <p>【交付決定（補助率・上限額）】</p> <p>補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。</p> | 78 頁 |
| 33 | 私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費) | | 意見 | <p>【検証（事業評価調書）】</p> <p>当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。</p> | 78 頁 |
| 34 | 私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金) | 指摘 | | <p>【有効性】</p> <p>耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。</p> | 79 頁 |
| 35 | 私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金) | 指摘 | | <p>【事業の遂行（指導監督）】</p> <p>監査人が確認するだけでも、耐震改修を行う努力義務の対象となっている特定既存耐震不適格建築物や、県が指示対象とする特定既存耐震不適格建物が存在しており、各学校の耐震対策が、急がれるべき状況にある。私学振興・青少年課は、これまで繰り返し指導を行ってきたにも関わらず、耐震診断も行われていない状況は看過しがたく、建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的に行いながら、耐震対策を推進すべきである。</p> | 81 頁 |

| | | | | | |
|----|---|----|----|--|------|
| 36 | 私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備 事業費補助金) | 指摘 | | 【公表】 事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。 | 82 頁 |
| 37 | 私学振興・青少年課 (私立学校等給食費 緊急支援補助金) | | 意見 | 【補助金の名称】 予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。 | 84 頁 |
| 38 | 私学振興・青少年課 (私立学校等給食費 緊急支援補助金) | 指摘 | | 【交付申請（添付書類）】 添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。 | 84 頁 |
| 39 | 私学振興・青少年課 (私立学校等スクール バス利用料支援補 助金) | | 意見 | 【経済性】 予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。 | 85 頁 |
| 40 | 私学振興・青少年課 (授業料軽減臨時特 別経費(家計急変拡充 分)(国庫)) | | 意見 | 【有効性】 物価高騰により保護者の経済環境が厳しくなる中、家計が急変した世帯への支援の必要があるとして予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じること自体の必要性についても一層吟味することが望ましい。 | 87 頁 |
| 41 | 私学振興・青少年課 (岐阜県私学教職員 退職金社団補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告（調査確認）】 約2億円規模の補助金であり、算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけでなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。 | 88 頁 |
| 42 | 私学振興・青少年課 (子どもの安全対策 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請（時期）】 担当課は、安全対策支援事業費補助金交付申請書入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 | 89 頁 |
| 43 | 私学振興・青少年課 (子どもの安全対策 支援事業費補助金) | | 意見 | 【交付申請（添付書類）】 交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。 | 90 頁 |
| 44 | 私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境 整備事業費補助金) | | 意見 | 【交付申請（事業目的・内容）】 補助金の予算執行における公平性（公正性）の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いをできる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。 | 92 頁 |

| | | | | | |
|----|---|----|----|--|------|
| 45 | 私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金) | 指摘 | | 【交付決定(算定方法・金額)】 県の要綱上、幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業については、「20%未満の減額を軽微な変更とする」という基準が存在するが、遊具を含むその他の補助メニューについてはそのような基準は存在しない。要綱の趣旨に合致することから軽微な変更に当たるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。 | 92 頁 |
| 46 | 私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金) | | 意見 | 【交付決定(補助対象経費)】 新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性(補助金交付の目的との適合性)が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。 | 93 頁 |
| 47 | 私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(調査確認)】 ICT化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QRコードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。 | 93 頁 |
| 48 | 私学振興・青少年課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(未移行幼稚園分)) | 指摘 | | 【交付決定(審査)】 当該補助金は令和元年度から継続されているものであり、令和4年度において高山市等4市町のみが交付申請を行わないという事態は想定し難い。 したがって、所要額調査の時点で、直ちに0円回答を行った高山市等4市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、もって予算不足による他目的補助金の予算流用という処理を回避すべきである。 | 94 頁 |
| 49 | 私学振興・青少年課 (私学団体等補助金) | | 意見 | 【補助金の配分理由】 補助金額の上限設定の根拠及び合理性が不明であり、「最少の経費で最大の効果」が挙げられているのかの判断は困難である。補助金の必要性和その根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。 | 96 頁 |
| 50 | 私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。 | 97 頁 |
| 51 | 私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、実績報告書を入手した日に収受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 | 97 頁 |

| | | | | | |
|----------|-------------------------------------|----|----|---|-------|
| 52 | 私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調査)】 3年間全く同じ事業評価は果たして評価を行っているのか疑問が持たれるところである。コロナ禍でも実績が増加していることから、目標値の変動は社会情勢だけが理由ではなく、他の要因も十分に考えられる。コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、その情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。 | 98 頁 |
| 53 | 私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金) | | 意見 | 【有効性】 一団体に対して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、広く県民に岐阜県青年のつどい協議会が行う活動やその活動の県民の福祉増進に対する有効性等につき、より積極的にホームページ等を用いた広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、前例踏襲として漫然と補助金の交付を継続することなく、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。 | 99 頁 |
| 54 | 私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金) | 指摘 | | 【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。 | 100 頁 |
| 55 | 私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金) | 指摘 | | 【検証(目的達成・既得権)】 毎年度同一内容の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、一団体に対して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。 | 100 頁 |
| 56 | 私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金) | | 意見 | 【検証過程の記録】 当該補助金のように、長期的な補助金については、5年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。 | 100 頁 |
| 57 | 私学振興・青少年課 (地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金) | | 意見 | 【検証(自立可能性)】 補助開始から10年が経過する中で、補助金が交付され続けており、県は、自主的運営が可能となっていないと評価している状況である。活動そのものの意義は存在するものの、自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。 | 101 頁 |
| 第2 文化創造課 | | | | 指摘3 意見6 | |

| | | | | | |
|----|--|--|----|---|-------|
| 58 | 文化創造課 (芸術文化振興事業 費補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。 | 102 頁 |
| 59 | 文化創造課 (芸術文化振興事業 費補助金) | | 意見 | 【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。 | 103 頁 |
| 60 | 文化創造課 (清流の国ぎふ芸術 祭開催事業費補助金 (アート体験 国補)) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。 | 103 頁 |
| 61 | 文化創造課 (清流の国ぎふ芸術 祭開催事業費補助金 (アート体験 国補)) | | 意見 | 【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。 | 104 頁 |
| 62 | 文化創造課 (清流の国ぎふ芸術 祭開催事業費補助金 (アート体験 国補)) | | 意見 | 【交付(通常払)】 実績報告書の提出が4月20日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。 | 104 頁 |

| | | | | |
|----|-------------------------------|----|---|-------|
| 63 | 文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金) | 指摘 | <p>【管理費の発生】</p> <p>本補助金の対象事業は、財団の自主事業として位置付けられている。自主事業は、指定管理業務とは異なり、本来指定管理者が、自身の責任と負担において行う事業である。また、自主事業は、単なる施設の一利用行為に過ぎないことから、指定管理業者が行う必要性はなく、他の事業者が目的外使用許可を受けて行うことができる事業でもある。更に、自主事業の収入は、指定管理者自身の収益となり、管理を委託した県の収益となるものではないことから、自主事業のために管理費を上乗せすることは行われませんが、このような自主事業に対し、県が指定管理業者に対し補助金を交付すれば、指定管理料の上乗せとも評価され得るものである。</p> <p>また、本要綱には、補助金対象経費及び算定基準について具体的な定めがなく、上限も設定されていない。そのため、必要な範囲を超えて、財団が委託している事業者に対し、補助金が交付されるリスクのある制度設計になっている。</p> <p>特に上記Ⅰの子育て支援スペースにおいては、補助事業者より委託を受けるA社は、年間の施設利用者数の増減とは関係なく、毎年10%の管理料を利益として受け取れる仕組みとなっており、経済的合理性があるとは考えがたく、このような業者に委託を続けるだけでは、子育て支援スペースの収益の増加が見込まれるはずもなく、一方的に委託先業者の必要経費を補助するだけの結果にもなりかねない。</p> <p>そこで、補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。</p> | 106 頁 |
| 64 | 文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金) | 指摘 | <p>【収支の把握】</p> <p>上記Ⅱのカフェ事業については、過去の経緯から収益が見込めないことから、指定管理料分を補助して維持を図っているが、カフェ事業そのものはその業者の経営努力により、高い収益を獲得できる可能性があることから、一定の収益性が確保できた際には、補助の必要性は認め難いと考えられる。そのため、今後、補助金の公益性の判断をするために、上記Ⅱのカフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。</p> | 107 頁 |

| | | | | | |
|--------------------|-------------------------------|------------------|----|--|-------|
| 65 | 文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金) | 指摘 | | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまい、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するべきである。 | 107 頁 |
| 66 | 文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金) | | 意見 | 【要綱(算定基準)】 算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。 | 107 頁 |
| 第3 文化伝承課 | | 指摘0 意見2 | | | |
| 67 | 文化伝承課 (県立高等学校文化部活動振興費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(完了日)】 多額の対象経費が発生している部活動については、実績報告の期間を3月とせず、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。 | 108 頁 |
| 68 | 文化伝承課 (全国高等学校総合文化祭派遣費) | | 意見 | 【交付決定(算定方法・金額)】 補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。 | 109 頁 |
| 第2章の2 健康福祉部 | | 指摘65 意見43 | | | |
| 第1 子育て支援課 | | 指摘34 意見15 | | | |
| 69 | 子育て支援課 (子育て世帯負担軽減事業費補助金) | 指摘 | | 【県単独補助金事業評価調書との整合性】 実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。 | 112 頁 |
| 70 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 補助金対象事業と類似事業を実施している市町村(特に補助金申請のない過疎地域)については、現地機関のヒアリング等を行い、補助金申請の意向は有するが、要綱の基準を満たさない等の理由で申請に至れていないという事情が存する場合、その要綱の基準を満たす手段・方法(職員配置の見直し等)を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。 | 114 頁 |
| 71 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金) | 指摘 | | 【要綱(規則との整合性)】 補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。 | 114 頁 |
| 72 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(添付書類)】 対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである。 | 115 頁 |

| | | | | | |
|----|--|----|----|--|-------|
| 73 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請（添付書類）】 正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである。 | 115 頁 |
| 74 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【事業の遂行（変更交付申請）】 市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。 | 115 頁 |
| 75 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告（提出期限）】 事業実績報告における必要書類の添付漏れや、訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できる。 したがって、市町村に対しては、各報告書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。 | 116 頁 |
| 76 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告（提出期限）】 市町村が提出期限を徒過（事後的な全面的差替えを含む。）する理由を聴取・分析した上で、国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。 | 116 頁 |
| 77 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【検証（事業評価調書）】 毎年度同一の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。 | 117 頁 |
| 78 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証（事業評価調書）】 当該補助金のように、長期的・継続的な補助金については、定期的に有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。 | 117 頁 |
| 79 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金) | 指摘 | | 【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。 | 117 頁 |
| 80 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金(新 型コロナ分)) | 指摘 | | 【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。 | 118 頁 |
| 81 | 子育て支援課 (地域子ども・子育て 支援事業費補助金(重 層支援事業分)) | 指摘 | | 【要綱（国の要綱との整合性）】 補助率については、補助金の額の算定・交付において重要な要素であるため、従前の運用・慣行等に依拠することなく、要綱に則して処理できるよう、要綱に実際の補助率を規定すべきである。 | 119 頁 |

| | | | | | |
|----|----------------------------------|----|----|--|-------|
| 82 | 子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金) | 指摘 | | 【実績報告書(内容の正確性)】 決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。 | 120 頁 |
| 83 | 子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金) | 指摘 | | 【実績報告書(内容の正確性)】 決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである。 | 120 頁 |
| 84 | 子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(添付書類)】 上記事実関係①に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。 | 122 頁 |
| 85 | 子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(添付書類)】 上記事実関係②に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。 | 122 頁 |
| 86 | 子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金) | 指摘 | | 【要綱(事業内容)】 実施計画書及び実施報告書の記載欄には、委託契約の有無及び契約方式のみが記載されているだけであり、要綱に規定されている内容までは確認できない。よって、補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。 | 123 頁 |
| 87 | 子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 事業評価調書には指標を記載すべきである。 | 124 頁 |
| 88 | 子育て支援課 (療育支援体制強化事業費補助金) | | 意見 | 【交付申請(事業目的・内容)】 美濃市は、加算Aの場合は手帳の写し、加算Bの場合は診断書の写しを申請時の添付書類とし、確認しているとのことであるが、添付されているのに間違えているのであれば確認しているとは言えない。今後、申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。 | 125 頁 |
| 89 | 子育て支援課 (低年齢児保育促進事業費補助金) | 指摘 | | 【有効性】 補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、補助対象事業者の予測可能性を担保した上で、同要綱等に基づき、公平・適正に処理し、もって住民の福祉の増進に努めるべきである。 | 126 頁 |

| | | | | | |
|----|--|----|----|--|-------|
| 90 | 子育て支援課 (第3子以降保育料等無償化事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 従前の広報の仕方としては、市町村を対象にしてきたとのことであるが、市町村には当該補助金に関し2分の1の負担があるため、財政上の理由から補助金を利用していない可能性もある。そこで、多子世帯へ当該補助金の周知を徹底させるために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。 | 126 頁 |
| 91 | 子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金) | 指摘 | | 【補助金の名称】 本補助金の名称が「保育環境改善等事業費補助金」であるところ、この補助金の名称と同じ名称の要綱が(岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱)が存在するが、当該要綱は、本補助金の根拠要綱ではない。 補助金の名称が非常に紛らわしく、処理の過誤を招きかねない。補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。 | 128 頁 |
| 92 | 子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 これについて担当課からは、「申請書については、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、收受印は押印していません。他の補助金も同様であり、本補助金のみ指摘とされるべきことではないため、削除願います。」との反論がなされているが、メールでの提出であっても、紙に出力した場合は、書面での提出と同様の取扱いが求められている。 | 129 頁 |
| 93 | 子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 担当課によれば、補助金の支払をもって事業完了としているが、県の取扱いは、間接補助事業等が完了したときが完了としている。基本的には、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。 | 130 頁 |
| 94 | 子育て支援課 (医療的ケア児支援事業費補助金) | 指摘 | | 【要綱(補助割合)】 歳出事項別明細調書には、適切な補助割合を記載すべきである。 | 131 頁 |
| 95 | 子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付決定(審査)】 県及び国の要綱上、対象経費(かかり増し経費)の具体的内容については、職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金とされ、少なくとも感染症対策に関するものであることは必要と考えられている以上、他県の運用を参考にするなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。 | 132 頁 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|--|-------|
| 96 | 子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(完了日)】 実績報告の期限について、そのような取扱いを認める根拠規定が存在しない以上、要綱の定め違反しない運用とするか実態に即した規範を整えるべきである。 | 132 頁 |
| 97 | 子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 本補助金は、実際に補助金を活用し、不妊治療が行われることで初めて少子化対策の効果が発揮されるものであり、補助する自治体が増えることが目的とは評価し難い。補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそもの補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかったかの検証が望ましい。 | 133 頁 |
| 98 | 子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。 | 134 頁 |
| 99 | 子育て支援課 (一般不妊治療(人工授精)助成事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(暴排条項)】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないように、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。 | 134 頁 |
| 100 | 子育て支援課 (放課後児童クラブ施設整備費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(添付書類)】 建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付するべきである。 | 135 頁 |
| 101 | 子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建)) | 指摘 | | 【要綱(事業内容)】 要綱を訂正するべきである。 | 136 頁 |
| 102 | 子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建)) | 指摘 | | 【書類の保存】 交付決定通知書における保存期限を5年間と表記訂正すべきである。 | 136 頁 |
| 103 | 子育て支援課 (私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(低補助率)】 ガソリン代の上昇分の計算であるので個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい。 | 137 頁 |
| 104 | 子育て支援課 (産休等代替職員設置事業費補助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載するべきである。 | 139 頁 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|--|-------|
| 105 | 子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金) | 指摘 | | 【有効性】 そもそも未就園の子育て家族に、幼稚園・保育園を通じて配布することは、既に就園している子育て家族しか情報が渡らず、十分な事業効果があるとは考え難い。産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきである。 | 141 頁 |
| 106 | 子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。 | 142 頁 |
| 107 | 子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 既に達成した指標をかかげ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。 | 142 頁 |
| 108 | 子育て支援課 (小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金) | 指摘 | | 【実績報告書(内容の正確性)】 補助金交付先(委託先事業者を含む。)に対しては、実績報告書の日付を「令和5年」と正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させ、もって訂正の経緯等が事後的に確認・検証できるようにすべきである。 | 143 頁 |
| 109 | 子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金) | 指摘 | | 【有効性】 効果の検証として、当該補助金が影響を与えた側面はあるにしても実際に数年来利用実績がない事から果たして有効と評価できるかは疑問である。ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。 | 145 頁 |
| 110 | 子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金) | 指摘 | | 【効率性】 予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。 | 145 頁 |
| 111 | 子育て支援課 (子育て体験活動活性化促進補助金) | | 意見 | 【有効性】 補助金申請がない理由を交付予定事業者等から聴取・分析した上で、補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し(廃止を含む。)等を図ることが望ましい。 | 146 頁 |
| 112 | 子育て支援課 (保育士資格取得等 手続のオンライン化 推進事業費) | 指摘 | | 【経済性】 事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。 | 147 頁 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|---|-------|
| 113 | 子育て支援課 (保育士資格取得等 手続のオンライン化 推進事業費) | 指摘 | | 【事業実績報告(調査確認)】 システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確認すべきである。 | 148 頁 |
| 114 | 子育て支援課 (岐阜県保育研究協 議会運営費補助金) | 指摘 | | 【有効性】 交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。 | 148 頁 |
| 115 | 子育て支援課 (保育対策等促進事 業費) | | 意見 | 【有効性】 執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。 | 149 頁 |
| 116 | 子育て支援課 (保育士資格取得支 援事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 保育士資格の取得を促進することを目的としているので、県内全域への補助金の周知を図ることが望ましい。 | 150 頁 |
| 117 | 子育て支援課 (保育士資格取得支 援事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 保育士として登録された日が令和4年11月14日であるが、実績報告書が令和4年12月23日に提出されている。補助事業が完了した日から20日以上経過しており、実績報告が提出期限までに回収されていない。実際に保育士証が届くまでに日数がかかることを考えると、保育士登録がなされた令和4年11月14日を事業完了日としてこの日から20日以内に実績報告書を回収することは困難である。実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。 | 151 頁 |

第2 子ども家庭課

指摘 11 意見 13

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|----|----|--|-------|
| 118 | 子ども家庭課 (児童養護施設等施 設整備費補助金) | 指摘 | | 【交付決定(審査)】 実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。 | 153 頁 |
| 119 | 子ども家庭課 (児童養護施設等施 設整備費補助金) | | 意見 | 【交付決定(現地調査)】 工事の完成を確認する記録は重要であり、検査調書は、全ての工事において作成するのが望ましい。 | 153 頁 |
| 120 | 子ども家庭課 (母子家庭等援護事 業費) | | 意見 | 【有効性】 補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。 | 156 頁 |
| 121 | 子ども家庭課 (母子家庭等援護事 業費) | | 意見 | 【事業評価調書】 当該補助金のように、内容の異なる複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。 | 157 頁 |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|----|----|---|-------|
| 122 | 子ども家庭課 (児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(添付書類)】 当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点で実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなど県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。 | 158 頁 |
| 123 | 子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費) | | 意見 | 【交付申請(添付資料)】 補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。 | 160 頁 |
| 124 | 子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 他の事情をもって事業の有効性があると評価することは否定しないが、事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。 | 161 頁 |
| 125 | 子ども家庭課 (子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金) | | 意見 | 【交付申請(添付書類)】 補助金の申請において、保険加入は必須とされる重要な要件であることから、取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。 | 162 頁 |
| 126 | 子ども家庭課 (児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金) | | 意見 | 【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。 | 163 頁 |
| 127 | 子ども家庭課 (育児指導機能強化事業費補助金) | 指摘 | | 【添付資料】 交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。 | 164 頁 |
| 128 | 子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 当初から変わらない目標数値を掲げるだけでは、補助金の目的の達成の評価ができるとは考え難い。より一層の充実が必要であるなら、支える民間団体を増やす目標値を設定するか、団体の数字以外の指標として、当該活動により何件の相談に対応したか等の内容の実数を評価するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。 | 167 頁 |
| 129 | 子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金) | 指摘 | | 【公表】 正確な表記に改めるべきである。特に予算要求資料の中で、補助率は重要な事項であることからしても不正確な数字とならぬよう丁寧な作成が行われるべきである。 | 167 頁 |
| 130 | 子ども家庭課 (児童養護施設等職員資質向上事業費) | | 意見 | 【有効性】 補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。 | 168 頁 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|---|-------|
| 131 | 子ども家庭課 (県母子寡婦福祉連 合会補助金) | 指摘 | | 【検証(目的達成・既得権)】 連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。 | 169 頁 |
| 132 | 子ども家庭課 (児童福祉施設退所 者等自立支援事業費 補助金) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべきである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。 | 170 頁 |
| 133 | 子ども家庭課 (児童福祉施設退所 者等自立支援事業費 補助金) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書进行处理するのが望ましい。 この点、担当課からは、当該処理自体は、県のシステムの関係に則り適切な対応の結果であって、監査人からの指摘を受けたとしても担当課では対応できないとのことであり、県としても、事務処理の方式が整っていないことから、担当課には意見にとどめるものとする。 | 171 頁 |
| 134 | 出納管理課 (児童福祉施設退所 者等自立支援事業費 補助金) | 指摘 | | 【額の確定(実績調査)】 財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。 | 171 頁 |
| 135 | 子ども家庭課 (児童福祉施設退所 者等自立支援事業費 補助金) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態を招かぬよう、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。 | 172 頁 |
| 136 | 子ども家庭課 (児童養護施設等職 員人材確保事業費補 助金) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正するべきである。 | 173 頁 |
| 137 | 子ども家庭課 (身元保証人確保対 策事業費) | | 意見 | 【有効性】 十分な予算を確保していることは評価される点ではあるが、社会的意義のある補助金であることから、積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。 | 174 頁 |

| | | | | | |
|--------------------|--|----|------------------|--|-------|
| 138 | 子ども家庭課 (中部地区母子寡婦 福祉研修大会開催費 補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 実績報告書が事業後 30 日後までに提出されていないこと から、提出期限を守らせるべきである。 | 176 頁 |
| 139 | 子ども家庭課 (困窮世帯高卒認定 資格取得支援事業費 補助金) | 指摘 | | 【有効性】 毎年度市町村への説明等を行っているにもかかわらず、 当該補助事業の開始以降 1 件も給付実績がない点について は、その原因として、当該補助金の制度が県民の需要に合 致していないこと及び県民が同制度の存在を認識できてい ないことが考えられる。 したがって、当該補助金がセーフティネットとしての 役割を担う点にも鑑みれば、県民の需要に即した制度・要 件の変更を検討することや、市町村の説明に留まらず、県 のホームページの活用及び高卒認定試験のための所謂受験 予備校等にパンフレットを配布する等、当該補助金の認知・ 利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。 | 177 頁 |
| 140 | 子ども家庭課 (生活困窮者等学習 活動等支援事業費補 助金) | 指摘 | | 【有効性】 補助金の目的自体は重要であり、必要性も認められるが、 支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成される ような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への 周知も十分に行うべきである。 | 178 頁 |
| 141 | 子ども家庭課 (生活困窮者等学習 活動等支援事業費補 助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で 重要な資料であり、その中でも補助効果は重要度が高い。 評価調書は正確に作成するべきである。 | 178 頁 |
| 第 3 国民健康保険課 | | | 指摘 1 意見 1 | | |
| 142 | 国民健康保険課 (乳幼児医療費負担 金助成費) | | 意見 | 【事業の遂行(変更交付申請)】 照会時等に、変更申請をしない市町村については県の担 当課にあらかじめ変更申請をしない旨をメールで連絡する か書面の提出をする旨を明記して連絡することが望まし い。 | 179 頁 |
| 143 | 国民健康保険課 (父母子家庭等医療 費負担金助成費) | 指摘 | | 【事業の遂行(変更交付申請)】 担当課は、当初申請書だけでなく、補助金変更交付申請 書についても、県への到着日を明確にする必要性から收受 印を押すべきである。 | 180 頁 |
| 第 4 医療整備課 | | | 指摘 3 意見 1 | | |
| 144 | 医療整備課 (地域周産期母子医 療センター運営事業 費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(添付書類)】 担当課によれば、補助金額の確定及び支払いを行う際の 審査には職員名簿を添付しているとのことであるが、補助 金額の確定に必要な書面である以上、交付申請時にも職員 名簿の添付を徹底すべきである。 | 182 頁 |

| | | | | | |
|-----|----------------------------------|----|----|--|-------|
| 145 | 医療整備課 (地域周産期母子医療センター運営事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(添付書類)】 実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。 | 182 頁 |
| 146 | 医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費) | 指摘 | | 【有効性】 岐阜県の主催する新生児蘇生法講習会にて、講師を務めるインストラクターの育成のための補助金であることから、当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討するべきである。 | 185 頁 |
| 147 | 医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成すべきである。 | 185 頁 |

第5 医療福祉連携推進課

指摘 12 意見 6

| | | | | | |
|-----|--------------------------------------|----|----|--|-------|
| 148 | 医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(補助割合)】 寄附講座に対する補助割合を10分の10とする根拠に乏しいと思われるため、補助理由や補助割合を再考することが望ましい。 | 187 頁 |
| 149 | 医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(完了日)】 県は間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。 | 187 頁 |
| 150 | 医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金) | 指摘 | | 【額の確定(適合性)】 給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるよう、記載させるべきである。 | 187 頁 |
| 151 | 医療福祉連携推進課 (病院内保育所運営費補助金(基金)) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 保管された資料からは、実績報告書のみをもって履行確認を行ったと誤解されうる。電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面にして残すべきである。 | 188 頁 |
| 152 | 医療福祉連携推進課 (病院内保育所夜間運営費補助金) | | 意見 | 【検証(少額補助)】 必要性が認められる補助金とは考えるが、執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。 | 190 頁 |
| 153 | 医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費補助金(基金)) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。 | 191 頁 |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|---|-------|
| 154 | 医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費補助金 (基金)) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。 | 192 頁 |
| 155 | 医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金)) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。 | 193 頁 |
| 156 | 医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金)) | | 意見 | 【要綱(算定基準)】 補助金交付要綱に添付される別表において、交付決定に関する基準額について記載されるが、「予算内で知事が定めた額」とされており具体性がない。そのため、基準額について具体的な金額を明示することが望ましい。 | 193 頁 |
| 157 | 医療福祉連携推進課 (医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金)) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 | 194 頁 |
| 158 | 医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を徒過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。 | 195 頁 |
| 159 | 医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費補助金) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。 | 195 頁 |
| 160 | 医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(添付書類)】 補助金の交付の適否に係る資料であることから、適切に管理・保存すべきである。 | 196 頁 |
| 161 | 医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金) | 指摘 | | 【交付決定(審査)】 補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。 | 197 頁 |
| 162 | 医療福祉連携推進課 (三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(時期)】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 | 198 頁 |

| | | | | | |
|------------------|--|------------------|----|--|-------|
| 163 | 医療福祉連携推進課 (病院内保育所施設 整備事業費補助金 (基金)) | 指摘 | | 【交付申請 (事業目的・内容)】 補助事業においては、工事着手前に着手予定の工事について交付申請を行い、交付決定後に、事業に着手することとなるため、進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。 | 200 頁 |
| 164 | 医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者 在宅医療支援福祉人 材育成・確保事業費 補助金) | 指摘 | | 【交付申請 (時期)】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 | 201 頁 |
| 165 | 医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者 在宅医療支援福祉人 材育成・確保事業費 補助金) | 指摘 | | 【交付申請 (事業目的・内容)】 担当課は、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。 | 201 頁 |
| 第 6 高齢福祉課 | | 指摘 1 意見 2 | | | |
| 166 | 高齢福祉課 (介護人材育成事業 者認定制度実施事業 費) | | 意見 | 【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 203 頁 |
| 167 | 高齢福祉課、地域福祉課 (介護人材育成事業 者認定制度実施事業 費) | 指摘 | | 【事業の遂行 (指導監督)】 評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄は、受審した事業者が、受審を通じて得られた知見や感想などを記載するものである。そのため、評価機関において作文することが予定されているものではない。 福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるために実施されるものである。そのため、第三者評価結果を事業者が受け入れることが重要であり、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」は、事業者自らが作成するのは当然である。 この点を事業者が作成していないとすれば、事業者が受審し、第三者評価結果を確認していることにも疑義が生じ、受審自体の意義を失わせかねず、当該補助を交付する意味を失うことになりかねない。 したがって、担当課において、評価結果表内の記載の確認を行い、疑義がある場合には、指導監督を行い、適切な評価がなされるように指導すべきである。 | 203 頁 |

| | | | | | |
|---------------------|--------------------------------|----|------------------|--|-------|
| 168 | 高齢福祉課 (介護事業所内保育施設運営費補助金) | | 意見 | 【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 204 頁 |
| 第 7 保健医療課 | | | 指摘 2 意見 4 | | |
| 169 | 保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分)) | 指摘 | | 【交付決定(審査)】 通知書には、正しい参照条文を記載すべきである。 | 205 頁 |
| 170 | 保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分)) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。 | 206 頁 |
| 171 | 保健医療課 (地域自殺対策強化事業費) | 指摘 | | 【事業実績報告(内容の正確性)】 決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うべきである。 | 207 頁 |
| 172 | 保健医療課 (地域自殺対策強化事業費) | | 意見 | 【額の確定(実績調査)】 実績報告書の提出が4月10日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。 | 208 頁 |
| 173 | 保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金) | | 意見 | 【交付決定(算定方法・金額)】 岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市、垂井町の交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる。実態に見合った交付申請がなされるよう各市町村に指導するのが望ましい。 | 209 頁 |
| 174 | 保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金) | | 意見 | 【検証(少額補助)】 決算は82,000円であり、過去の実績を見ても予算額が過大であると思われる。執行率が低い状況については、原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。 | 209 頁 |
| 第 8 感染症対策推進課 | | | 指摘 1 意見 0 | | |

| | | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|------------------|----|---|-------|
| 175 | 感染症対策推進課 (私立学校等結核予防費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 他の19法人との平等性からも、特定の法人のみ延長を受け付けることは不相当であり、本来であれば交付決定を行わないことも想定される。行政裁量の範囲内として交付を認めたとしても、このような対応は行われるべきではなく、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。 | 210 頁 |
| 第9 生活衛生課 | | 指摘0 意見1 | | | |
| 176 | 生活衛生課 (公衆浴場活性化対策事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 「公衆浴場の確保充実を図るため」(岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱第1条)であれば、特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。 なお、令和5年度から本補助金は廃止されている。 | 212 頁 |
| 第2章の3 教育委員会 | | 指摘21 意見11 | | | |
| 第3 体育健康課 | | 指摘8 意見1 | | | |
| 177 | 体育健康課 (全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。 | 217 頁 |
| 178 | 体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金) | | 意見 | 【有効性】 現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。また、部活動後援会等の全体の収支から、保護者の負担軽減が図られているとしても、どのような運動部にとっての補助となるかは、部活動後援会等の判断に影響されることから、分配方法が適切であるかを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。 | 218 頁 |
| 179 | 体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金) | 指摘 | | 【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。 | 218 頁 |
| 180 | 体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(添付書類)】 学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。 | 219 頁 |
| 181 | 体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(調査確認)】 補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。 | 219 頁 |

| | | | | | |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------|----|--|-------|
| 182 | 体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調査)】 本来の支出先は、権能なき社団である学校の後援会等であり、事業評価調査を訂正すべきである。 | 220 頁 |
| 183 | 体育健康課 (県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費) | 指摘 | | 【検証(終了予定)】 通常の経済では、基本的に物価は上昇していくものであり、令和3年度を基準に終期を設定することは合理的でない。賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数字を参考に終期を設定すべきである。 | 220 頁 |
| 184 | 体育健康課 (県高等学校体育大会補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。 | 222 頁 |
| 185 | 体育健康課 (特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(提出期限)】 担当課は、往査をもって事業完了としているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。 | 223 頁 |
| 第4 学校支援課 | | 指摘 13 意見 6 | | | |
| 186 | 学校支援課 (エネルギー教育支援事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 令和5年度も1市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。 | 225 頁 |
| 187 | 学校支援課 (海外交流支援事業費補助金) | 指摘 | | 【要綱(暴排条項)】 要綱(又は要領)に暴力団排除条項(欠格事由)を設けるべきである。 | 226 頁 |
| 188 | 学校支援課 (海外交流支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(目的達成・既得権)】 当該補助金の目的達成度、有効性を計る基礎資料の収集として、補助金交付者(留学修了者)に対して、要領が予定している卒業後の進路先等(県内在住率等を含む。)に関する調査を実施することが望ましい。 | 226 頁 |
| 189 | 学校支援課 (海外交流支援事業費補助金) | 指摘 | | 【書類の保存】 帳簿等保存期間につき、要綱で15年間と定めている現状については、県公文書規程に反するため、他の補助金要綱と同様に5年間と要綱を改正すべきである。 | 227 頁 |
| 190 | 学校支援課 (人権教育推進事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 人権教育は全市町村で行われているのであるから、特定の市町のみならず、他の全市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多く自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。 | 228 頁 |

| | | | | | |
|-----|-----------------------------|----|----|--|-------|
| 191 | 学校支援課 (人権教育推進事業費補助金) | 指摘 | | 【額の確定(他目的流用)】 実績報告からは人権教育が行われているかの内容が十分確認出来ず、補助対象事業にも該当しないものに補助金が用いられているとも考えられるため、要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。 | 228 頁 |
| 192 | 学校支援課 (県PTA連合会事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 PTA活動を行う世代ほど、電子データによる情報収集が一般化しつつあることから、機関誌という紙媒体を継続する必要があるかどうかは、需要者であるPTAの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うことが望ましい。 | 229 頁 |
| 193 | 学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金) | 指摘 | | 【要綱(交付目的)】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特に岐阜県産業教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。 | 230 頁 |
| 194 | 学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金) | 指摘 | | 【要綱(対象経費)】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。 | 231 頁 |
| 195 | 学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金) | | 意見 | 【交付決定(審査)】 補助金を管轄する課の課長には補助金の予算編成及び予算執行について権限はないとのことであるが、外観上は双方代理になっていると見られる体裁となっているため、補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。 | 231 頁 |
| 196 | 学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 目標の達成度を示す指標とされる上記①は、補助事業者の毎年の事業活動そのものである。補助金交付要綱に補助金の具体的目的も記載されていないこととも相まって、補助金の目的達成の検証をし難く、補助対象事業者の毎年の活動が、意味のある指標になっているとは考え難いため、見直しを検討すべきである。 | 232 頁 |
| 197 | 学校支援課 (高等学校PTA連合会事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 PTAの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。 | 233 頁 |

| | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|----------------|----|--|-------|
| 198 | 学校支援課 (定時制通信制教科書等給与費補助金) | 指摘 | | 【要綱(規則との整合性)】 成年年齢引下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定めを反しないような運用をすべきである。 | 234 頁 |
| 199 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【要綱(交付目的)】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特にへき地教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。 | 235 頁 |
| 200 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【要綱(対象経費)】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。 | 236 頁 |
| 201 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【要綱(算定基準)】 へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜへき地教育振興会への補助費の拡充が必要なのか、補助の目的とも合わせて検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。 | 236 頁 |
| 202 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【交付決定(目的の適合性)】 実際の補助金の使途や振興会が行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容(特に1項の請願・陳情は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する)と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。 | 237 頁 |
| 203 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(添付書類)】 交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違いのないように指導すべきである。 | 237 頁 |
| 204 | 学校支援課 (へき地教育振興会補助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 事業評価調書の評価や目標を実態に則したものに直すべきである。 | 237 頁 |
| 第5 教育研修課 | | 指摘0 意見1 | | | |
| 205 | 教育研修課 (自ら学ぶ教職員応援事業費補助金) | | 意見 | 【交付決定(算定方法・金額)】 運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。 | 238 頁 |

| | | | | | |
|-----------------------|--|--|----------------|--|-------|
| 第6 教育財務課 | | | 指摘0 意見2 | | |
| 206 | 教育財務課 (被災幼児児童生徒 就学支援等補助金) | | 意見 | 【経済性】 予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。 | 239 頁 |
| 207 | 教育財務課 (被災幼児児童生徒 就学支援等補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 当該評価指標は、補助金を交付する上で当然のことであり、指標とはいえない。目標設定をすることがなじまない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。 | 240 頁 |
| 第7 特別支援教育課 | | | 指摘0 意見1 | | |
| 208 | 特別支援教育課 (就学奨励費(大規模 災害関連 特別支援 学級分)) | | 意見 | 【有効性】 扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるように、具体的な事例を想定することが望ましい。 | 240 頁 |
| 第2章の4 商工労働部 | | | 指摘0 意見8 | | |
| 第1 企業誘致課 | | | 指摘0 意見3 | | |
| 209 | 企業誘致課 (企業立地促進事業 補助金) | | 意見 | 【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 242 頁 |
| 210 | 企業誘致課 (大規模空き工場企 業誘致補助金) | | 意見 | 【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 243 頁 |
| 211 | 企業誘致課 (本社機能移転促進 事業補助金) | | 意見 | 【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 244 頁 |
| 第2 商工・エネルギー政策課 | | | 指摘0 意見1 | | |
| 212 | 商工・エネルギー政策 課 (商工会及び商工会 議所補助金(人件費 等)) | | 意見 | 【事業評価調書】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 245 頁 |
| 第3 商業・金融課 | | | 指摘0 意見3 | | |

| | | | | | |
|---------------------|--|----|----|---|-------|
| 213 | 商業・金融課 (中小企業振興支援 資金信用保証料補給 金(旧年度保証分)) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備に位置付けている以上、SDGs推進資金が、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に支援されているかどうかの実数を把握するなどして、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 246 頁 |
| 214 | 商業・金融課 (地域課題解決型創 業支援事業費補助金) | | 意見 | 【有効性】 少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、同じ補助金内で関係事業を区別する理由が、乏しいものとする。少子化対策関係事業との区別を整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、関係事業から外れている事業も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。 | 247 頁 |
| 215 | 商業・金融課 (地域課題解決型創 業支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 248 頁 |
| 第4 産業デジタル推進課 | | | | 指摘0 意見1 | |
| 216 | 産業デジタル推進課 (公益財団法人ソフ トピアジャパン事業 運営補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。 | 249 頁 |
| 第2章の5 農政部 | | | | 指摘3 意見7 | |
| 第1 農業経営課 | | | | 指摘3 意見7 | |
| 217 | 農業経営課 (新規就農者育成総 合対策事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(調査確認)】 補助事業確認調書は、いずれも正確に記入・処理すべきである。 | 251 頁 |
| 218 | 農業経営課 (新規就農者育成総 合対策事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 252 頁 |
| 219 | 農業経営課 (就農・就業相談窓 口事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 253 頁 |

| | | | | | |
|-----------|--|----|----|--|-------|
| 220 | 農業経営課 (新規就農サポート 事業費補助金) | | 意見 | 【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。 | 254 頁 |
| 221 | 農業経営課 (新規就農サポート 事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(調査確認)】 データ提出があっても、ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。 | 254 頁 |
| 222 | 農業経営課 (新規就農サポート 事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 255 頁 |
| 223 | 農業経営課 (中山間地域等担い 手育成支援事業費補 助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 256 頁 |
| 224 | 農業経営課 (ぎふ農業経営者育 成発展支援事業費補 助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(添付書類)】 ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。 | 257 頁 |
| 225 | 農業経営課 (ぎふ農業経営者育 成発展支援事業費補 助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 257 頁 |
| 226 | 農業経営課 (女性が変わる未来 の農業整備事業費補 助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 258 頁 |
| 第2章の6 林政部 | | | | 指摘3 意見11 | |
| 第1 県産材流通課 | | | | 指摘1 意見1 | |

| | | | | | |
|-------------------|--|----------------|----|--|-------|
| 227 | 県産材流通課 (ぎふの木で家づくり支援事業費補助金 (社会資本整備交付金)) | 指摘 | | 【要綱】 要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。 | 261 頁 |
| 228 | 県産材流通課 (ぎふの木で家づくり支援事業費補助金 (社会資本整備交付金)) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者を呼び込む施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 262 頁 |
| 第2 森林活用推進課 | | 指摘2 意見3 | | | |
| 229 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(交付目的)】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。 | 264 頁 |
| 230 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 指摘 | | 【交付申請(事業目的・内容)】 「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときは、内容を分離して実施するよう指導すべきである。 | 265 頁 |
| 231 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 指摘 | | 【事業実績報告(完了日)】 事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者である関市に対して期限内の提出を指導すべきである。 これについて担当課からは、「「請負業者等に対する支払債務」の履行日をもって完了日とした場合も、「請負業者等に対する支払債務」の履行が未済であっても、事業そのものが完了し、「支払債務」の金額が確定した日をもって完了日とした場合も、いずれも完了日として認めています。」との回答がなされたため、監査人から、会計事務の取扱要領以外の根拠資料の提出を求めたが、具体的な根拠資料は存在しなかった。 事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。 | 266 頁 |
| 232 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(交付目的)】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。 | 267 頁 |

| | | | | | |
|--------------------|----------------------------------|--|----------------|--|-------|
| 233 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | | 意見 | 【事業実績報告(完了日)】 事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。 | 268 頁 |
| 第3 森林経営課 | | | 指摘0 意見7 | | |
| 234 | 森林経営課 (林業担い手育成事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書①)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 270 頁 |
| 235 | 森林経営課 (林業担い手育成事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書②)】 指標を「森林技術者数」としているが、新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。 | 270 頁 |
| 236 | 森林経営課 (森のしごと普及啓発事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 271 頁 |
| 237 | 森林経営課 (林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 272 頁 |
| 238 | 森林経営課 (新規就業者等定着支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 離職率など、就業後の定着率を確認できる指標によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。 | 273 頁 |
| 239 | 森林経営課 (岐阜県林業就業移住支援事業費補助金) | | 意見 | 【経済性】 市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。 | 274 頁 |
| 240 | 森林経営課 (岐阜県林業就業移住支援事業費補助金) | | 意見 | 【検証(事業評価調書)】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。 | 274 頁 |
| 第2章の7 都市建築部 | | | 指摘2 意見1 | | |
| 第1 住宅課 | | | 指摘2 意見1 | | |

| | | | | | |
|--------------------|---------------------------|----|----|---|-------|
| 241 | 住宅課 (空家対策支援補助金) | 指摘 | | 【記載の誤り】 白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。 | 276 頁 |
| 242 | 住宅課、出納管理課 (空家対策支援補助金) | 指摘 | | 【過年度交付の補助金返還】 当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を協議した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。 | 277 頁 |
| 243 | 住宅課 (空家対策支援補助金) | | 意見 | 【検証】 当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの原因及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。 | 279 頁 |
| 第2章の8 県土整備部 | | | | 指摘0 意見4 | |
| 第1 技術検査課 | | | | 指摘0 意見4 | |
| 244 | 技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(事業内容)】 対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。 | 282 頁 |
| 245 | 技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。 | 283 頁 |
| 246 | 技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金) | | 意見 | 【要綱(補助割合)】 一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。 | 283 頁 |

| | | | | | |
|-----|-------------------------------|--|----|---|-------|
| 247 | 技術検査課 (ぎふ建設人材育成 事業費補助金) | | 意見 | <p>【検証（事業評価調書）】</p> <p>当該補助金は、岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられているが、年に1回程度の事業で、推進として十分と評価できるかは疑問のあるところである。補助金そのものは主としてぎふ建設人材育成事業を目的としているものの、同総合プログラムに位置付ける以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。</p> <p>また、女性の活躍をするための事業が、少子化対策総合プログラムと無関係とされていることからしても、果たして同プログラムと補助金との関係性が十分検討されているかが疑わしく、同プログラムに位置付ける以上は、目的と効果を検証するのが望ましい。</p> | 284 頁 |
|-----|-------------------------------|--|----|---|-------|

第2章の9 清流の国推進部

指摘2 意見5

第1 地域スポーツ課

指摘1 意見2

| | | | | | |
|-----|---|----|----|---|-------|
| 248 | 地域スポーツ課 (岐阜県スポーツ振 興まちづくり補助金) | 指摘 | | <p>【事業実施報告（提出期限）】</p> <p>少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第12条第3項に従い、事業完了日から30日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。</p> | 285 頁 |
| 249 | 地域スポーツ課 (総合型地域スポー ツクラブ支援事業費 補助金) | | 意見 | <p>【交付決定（補助対象経費）】</p> <p>ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP運用費」が含まれることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受けられる運用とすることが望ましい。</p> | 286 頁 |
| 250 | 地域スポーツ課 (県民総参加スポー ツ大会推進事業費補 助金) | | 意見 | <p>【有効性】</p> <p>県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的に専らぎふ清流都市対抗駅伝競走大会のための補助金になっている実情がある。県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進することが目的の補助金である以上、今後より多くの県民が気軽に参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツイベントへの助成を検討するのが望ましい。</p> | 287 頁 |

第2 競技スポーツ課

指摘0 意見1

| | | | | | |
|-----|----------------------------------|--|----|---|-------|
| 251 | 競技スポーツ課 (パラアスリート育 成支援費補助金) | | 意見 | <p>【有効性】</p> <p>引き続き国内外で活躍するアスリートの育成・支援に努めるとともに、補助を受けたアスリートたちの実績も含め補助金の有効性について一層積極的に広報することが望ましい。</p> | 288 頁 |
|-----|----------------------------------|--|----|---|-------|

第3 外国人活躍・共生社会推進課

指摘1 意見2

| | | | | | |
|-----|---|----|----|--|-------|
| 252 | 外国人活躍・共生社会 推進課 (外国籍の子どもの 進学支援事業費補助 金) | | 意見 | 【有効性】 事業の性質上、非営利活動として教育活動に取り組む団体であれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体に限定する理由は特にないと思われるため、非営利活動に取り組む株式会社等の営利団体も補助事業者を含め、補助事業者の充実を図ることが望ましい。 | 290 頁 |
| 253 | 外国人活躍・共生社会 推進課 (多文化共生推進補 助金) | 指摘 | | 【検証(事業評価調書)】 目標値が設定できていない理由について、担当課の回答は、「補助対象が多文化共生に資する施設、備品、システム改修など、多岐にわたるため、共有の目標値の設定ができないためです。」とのことであるが、目標が設定できないのであればどのような状態になったときに補助金の目的は達成されているか、効果は出ているか、終期はいつにするか、などの判断が不可能となる。多岐にわたるのであれば主要な課題を確認し、課題に対して目標を設定すべきである。 | 291 頁 |
| 254 | 外国人活躍・共生社会 推進課 (国際交流センター 事業費補助金) | | 意見 | 【検証(再補助)】 金額から推測する限りほぼ全ての事業がCO国際交流協会に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい | 292 頁 |

3 参考報告一覧

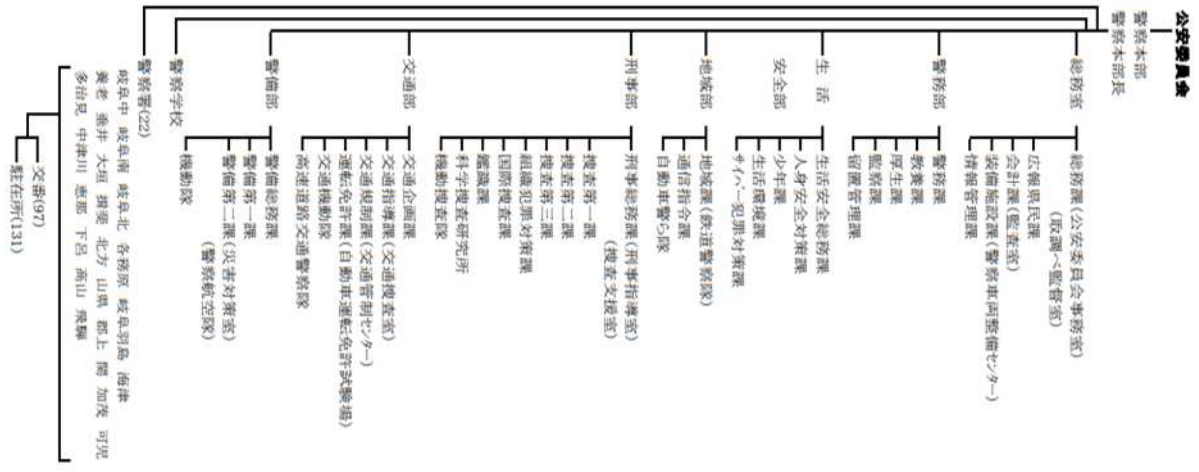
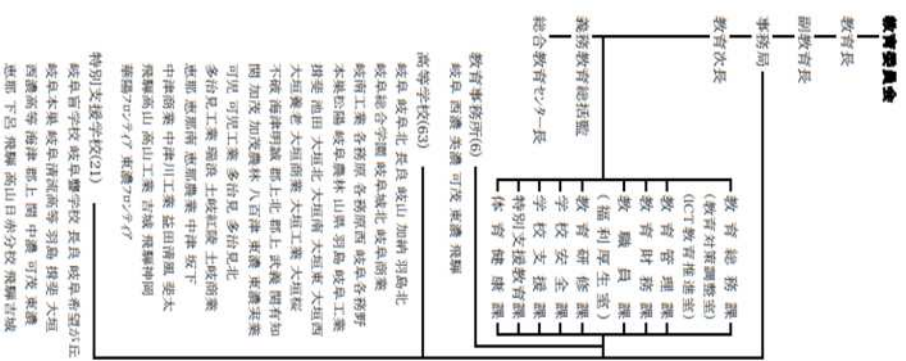
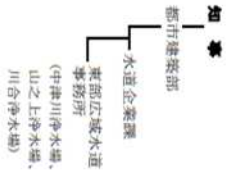
是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になると思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

| 番号 | 対象課 | 内 容 | 本編 頁 |
|----|---|--|---------|
| 1 | 私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単 独補助金) | 【事業実績報告（調査確認）】 事業完了確認調査を作成し、年度内に、事業完了を確認したことを記録に残していることは、事業完了を確認する方法として参考になる。 | 98 頁 |
| 2 | 文化伝承課 (県立高等学校文化部活動振興費 補助金) | 【経済性】 支出は学校ではなく、部活動後援会に対して行われており、補助金予算の配分は、部活動単位で行われている。また、配分金額は一定の計算式に基づいて決定しており、恣意性が介在する余地が少なく、望ましい運用がなされているため参考報告とする。 | 108 頁 |
| 3 | 環境生活政策課 (第 18 回日本スカウトジャンボリ ー派遣事業費補助金) | 【事業実績報告（調査確認）】 「補助事業確認カード」という名称の独自フォーマットの書面で調査結果を残している。補助金の実績調査をする上で有用であり、県全体として共有するのが望ましいため、参考報告とする。 | 111 頁 |
| 4 | 子育て支援課 (低年齢児保育促進事業費補助金) | 【有効性】 定期的に意見交換会を開催する等して、補助事業者の実情や悩みを聴取・分析した上で、より有効で効率的な制度設計となるよう、適宜見直しが図られている点については、他の補助金事業においても参考となるため報告する。 | 126 頁 |
| 5 | 子ども家庭課 (児童養護施設等感染症拡大防止 対策事業費補助金) | 【事業実績報告（調査確認）】 実績報告をチェックする際に使用している「検査調書」という名称の独自のフォーマットは、他の補助金の実績報告をチェックする際にも活用が見込まれるため、参考報告とする。 | 159 頁 |
| 6 | 子ども家庭課 (児童養護施設等体制強化事業費 補助金) | 【要綱】 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱には別表にて、岐阜県補助金等交付規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。 | 159 頁 |
| 7 | 医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費 補助金（基金）) | 【書類の保存】 保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。 | 192 頁 |

| | | | |
|----|--|---|-------|
| 8 | 医療福祉連携推進課 (産科医等育成・確保支援事業費補助金) | 【書類の保存】 保存書類の綴り方について、時系列毎に正確に整理されており、インデックスが多用されている。資料が適切に整理、保存されており、非常に見やすい。 | 196 頁 |
| 9 | 医療福祉連携推進課 (要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金) | 【検証(目的達成・既得権)】 令和4年度の予算要求資料で事業の有効性評価が0であることを受けて、担当課において積極的に周知等を行うことによって、事業の有効性を創出しており、事業の運営として非常に望ましく、参考報告とする。 | 199 頁 |
| 10 | 農業経営課 (中山間地域等担い手育成支援事業費補助金) | 【交付決定(経済性・効率性)】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点は重要であると思料するところ、要領によって契約方法を規定している点につき、他の補助事業においても参考になるため報告する。 | 256 頁 |
| 11 | 農産物流通課 (地域の魅力再発見食育推進事業費補助金) | 【検証(事業評価調書)】 当該補助事業については、計画された事業の実施、事業に対するアンケート調査、同調査結果及び第三者(学識経験者等)の意見聴取結果を踏まえた効果検証並びに検証結果に基づく改善指導等というPDCAサイクルが図られており、この点は、補助金を用いた事業全般における事業評価・有効性検証の観点から参考になるため報告する。 | 260 頁 |
| 12 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 【有効性】 事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。 | 264 頁 |
| 13 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 【要綱】 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。 | 264 頁 |
| 14 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 【要綱】 実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。 | 265 頁 |

| | | | |
|----|---------------------------------|--|-------|
| 15 | 森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金) | 【事業実績報告(調査確認)】 実績報告後に、各地の農林事務所に実績報告の検査確認を求め、検査の結果、支出の裏付けとなる資料等の不足分があれば、資料を提出させることによって、瑕疵のない実績報告となるように確認を行っている。適切な実績の確認の方法であり、各地の農林事務所との役割分担により業務負担を分けていることも参考となる。 | 266 頁 |
| 16 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | 【有効性】 「ぎふ木育の推進」の効果検証は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業 評価シート」により行っている。事業全体の「森林の保全・再生」については、当該シートを元に「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」にて、「ぎふ木育の推進」も含めた各事業の評価を踏まえて検証している。 事業全体の目的と当該補助金の直接の目的との関連性が明確でない場合に、個々の効果検証を行うことは、効果的な補助金の支出につながると思われ、少子化対策に関連する補助金においても参考になると考える。 | 267 頁 |
| 17 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | 【軽微な変更の基準】 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱には別表第2にて、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の定める軽微な変更について、基準を定めている。他の補助金では、軽微な変更を要綱で定めていない例がある中で参考となる。 | 268 頁 |
| 18 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | 【実績報告書の取扱い】 実績報告書の取扱いが詳細に定められ、補助事業完了後の交付申請における提出期限についても、具体的に規定されており参考になる。 | 268 頁 |
| 19 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | 【事業実績報告(完了日)】 事業完了日については、原則事業実施日とされているため、支払い予定日も含める規定を設けることは実態に即した運用となるため、参考報告とする。 | 268 頁 |
| 20 | 森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金) | 【事業実績報告(添付書類)】 岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領において、購入した物品について標識等による表示をし、事業実績報告において納品検査写真を添付する事を求めている。補助金を利用した物品について、明確化することとなり、誤った処分等を防止する意味で参考になる。 | 269 頁 |

| | | | |
|----|--|---|-------|
| 21 | <p>森林活用推進課 （ぎふの木育教材導入支援事業費補助金）</p> | <p>【事業実績報告（調査確認）】 担当課においては、実績報告がなされた後、確認調書に従って、消費税の免税事業者であるかなどの補助金業務における誤った手続きがなされやすい点を確認している。消費税の還付の有無などは、補助金を受け取る側においても誤った事務処理などがなされるおそれがあるが、適切な確認調書を用いることで誤った事務処理を防止することにつながることから参考報告とする。</p> | 269 頁 |
| 22 | <p>技術検査課 （ぎふ建設人材育成事業費補助金）</p> | <p>【要綱（その他）】 交付要綱において、補助事業の着手時期の定めがなされている。交付決定後の着手を原則としつつ、事前の着手の場合には、やむを得ない理由がある場合を求め、事前着手理由書を添付する運用が定められている。着手時期が交付決定後であることを明確にし、事前着手に関する手続も具体的に定めており、参考になる。</p> | 283 頁 |



5 監査対象補助金一覧

| | 部 | 課 | 細々事業 | 予算額 (千円) | ①岐阜県少 子化対策総 合プログラ ム | ②青少年健 全育成計画 | ③貧困対策 に関するも の | ④子どもに 関する補助 金(①、 ②、③を除 く) | 執行が無 かったも の |
|----|-------|-------------|------------------------------|-------------|------------------------------|----------------|---------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 1 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立高等学校等教育振興費県単補助金 | 4,217,867 | | ● | | | |
| 2 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立高等学校等就学支援補助金 | 2,880,308 | ● | ● | ● | | |
| 3 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 子育て世帯負担軽減事業費補助金 | 2,690,000 | | | | ● | |
| 4 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立幼稚園教育振興費県単補助金(一般分) | 2,665,260 | ● | | | | |
| 5 | 商工労働部 | 企業誘致課 | 企業立地促進事業補助金 | 2,519,575 | ● | | | | |
| 6 | 商工労働部 | 商工・エネルギー政策課 | 商工会及び商工会議所補助金(人件費等) | 1,859,810 | ● | | | | |
| 7 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金 | 1,559,330 | ● | ● | | | |
| 8 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | 乳幼児医療費負担金助成費 | 1,478,385 | ● | | ● | | |
| 9 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立高等学校等教育振興費国庫補助金 | 731,181 | | ● | | | |
| 10 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | 母子家庭等医療費負担金助成費 | 605,897 | ● | | ● | | |
| 11 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立幼稚園教育振興費県単補助金(特別分等) | 483,125 | ● | | | | |
| 12 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立幼稚園教育振興費国庫補助金(一般分) | 470,684 | ● | | | | |
| 13 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 岐阜県施設型給付費等補助金 | 412,571 | ● | | ● | | |
| 14 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立幼稚園教育振興費国庫補助金(特別分等) | 359,050 | ● | | | | |
| 15 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 出産・子育て応援事業費補助金 | 261,072 | | | | ● | |
| 16 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 授業料軽減補助金 | 255,183 | ● | | ● | | |
| 17 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 岐阜県私学教職員退職金社団補助金 | 207,934 | | | | ● | |
| 18 | 商工労働部 | 企業誘致課 | 大規模空き工場企業誘致補助金 | 200,000 | ● | | | | |
| 19 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | 障害児通所支援事業所安全対策支援事業費補助金 | 154,640 | ● | | | | ● |
| 20 | 農政部 | 農業経営課 | 新規就農者育成総合対策事業費補助金 | 152,519 | ● | | | | |
| 21 | 商工労働部 | 商業・金融課 | 中小企業振興支援資金信用保証料補給金(旧年度保証分) | 146,479 | ● | | | | |
| 22 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 出産・子育て応援事業費補助金(R5上半期分) | 127,968 | | | | ● | ● |
| 23 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育補助者雇上強化事業費補助金 | 115,387 | ● | | | | |
| 24 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 小児救急医療拠点病院運営費補助金(基金) | 105,532 | ● | | ● | | |
| 25 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金 | 101,225 | | | | ● | |
| 26 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童家庭支援センター運営費補助金 | 101,139 | ● | | ● | | |
| 27 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 子どもの安全対策支援事業費補助金 | 97,352 | | | | ● | |
| 28 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 日本私立学校振興・共済事業団補助金 | 97,189 | | | | ● | |
| 29 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 地域医療確保事業費補助金 | 90,958 | ● | | ● | | |
| 30 | 商工労働部 | 商業・金融課 | 中小企業振興支援資金信用保証料補給金(新年度保証分) | 87,551 | ● | | | | |
| 31 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金 | 87,265 | ● | | | | |
| 32 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等施設整備費補助金 | 83,517 | ● | | ● | | |
| 33 | 都市建築部 | 住宅課 | 空家対策支援補助金 | 76,562 | ● | | | | |
| 34 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 母子家庭等援護事業費 | 75,198 | ● | ● | ● | | |
| 35 | 教育委員会 | 教職員課 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金(コロナ分) | 71,878 | | | | ● | |
| 36 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 病院内保育所運営費補助金(基金) | 68,837 | ● | | | | |
| 37 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立高等学校等入学金軽減補助金 | 65,000 | ● | | ● | | |
| 38 | 林政部 | 県産材流通課 | ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備交付金) | 64,000 | ● | | | | |
| 39 | 林政部 | 県産材流通課 | 木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金 | 62,100 | | | | ● | |
| 40 | 都市建築部 | 住宅課 | 利子補給金債務負担行為分 | 61,420 | ● | | | | |
| 41 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金 | 59,420 | ● | | | | |
| 42 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 療育支援体制強化事業費補助金 | 58,097 | ● | | | | |
| 43 | 商工労働部 | 産業デジタル推進課 | 公益財団法人ソフピアジャパン事業運営補助金 | 51,937 | | | | ● | |
| 44 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金(新型コロナ分) | 48,336 | ● | | | | |
| 45 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 地域周産期母子医療センター運営事業費補助金 | 45,330 | ● | | | | |
| 46 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 幼児教育環境整備事業費補助金(新型コロナ・感染症対策) | 45,000 | ● | | | | |
| 47 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 低年齢児保育促進事業費補助金 | 44,968 | ● | | | | |
| 48 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 第3子以降保育料等無償化事業費補助金 | 42,937 | ● | | ● | | |
| 49 | 環境生活部 | 文化創造課 | 芸術文化振興事業費補助金 | 41,982 | | ● | | | |
| 50 | 環境生活部 | 環境生活政策課 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金 | 41,719 | ● | ● | ● | | |
| 51 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 岐阜県特定不妊治療助成費補助金 | 39,027 | | | | ● | |
| 52 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金(未移行幼稚園分) | 38,256 | ● | | ● | | |
| 53 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 幼児教育緊急環境整備事業費補助金(公共) | 37,735 | ● | | | | |
| 54 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育環境改善等事業費補助金 | 36,768 | ● | | | | |
| 55 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 女性医師等就労環境改善事業費補助金(基金) | 36,632 | ● | | | | |
| 56 | 教育委員会 | 教職員課 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 | 35,940 | | | | ● | |
| 57 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等感染症拡大防止対策事業費補助金 | 34,146 | | | | ● | |
| 58 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立学校等給食費緊急支援補助金 | 33,284 | | | | ● | |
| 59 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金(基金) | 33,265 | ● | | | | |
| 60 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 認定こども園施設整備事業費補助金(公共) | 33,050 | ● | | | | |
| 61 | 農政部 | 農業経営課 | 就農・就業相談窓口事業費補助金 | 32,387 | ● | ● | | | |
| 62 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 産科医等育成・確保支援事業費補助金 | 31,797 | ● | | | | |
| 63 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等体制強化事業費補助金 | 28,560 | ● | | ● | | |
| 64 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 小児医療施設・周産期医療施設設備整備事業費補助金 | 27,752 | ● | | | | |
| 65 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金 | 27,700 | ● | | | | |
| 66 | 教育委員会 | 教職員課 | 学習指導員配置事業費補助金(コロナ分) | 27,675 | | | | ● | |
| 67 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 医療的ケア児支援事業費補助金 | 25,905 | ● | | | | |
| 68 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金(重層支援事業分) | 25,729 | ● | | | | |
| 69 | 農政部 | 農業経営課 | 新規就農サポート事業費補助金 | 24,976 | ● | | | | |
| 70 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金 | 24,693 | | | | ● | |

| | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------------|------------------------------|--------|---|---|---|---|---|
| 71 | 県土整備部 | 技術検査課 | ぎふ建設人材育成事業費補助金 | 23,850 | ● | | | | |
| 72 | 教育委員会 | 学校安全課 | 子供の安全対策強化支援事業費補助金 | 22,160 | | | | ● | ● |
| 73 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 産科医療機関確保事業費補助金 | 21,332 | ● | | | | |
| 74 | 農政部 | 農業経営課 | 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 | 21,000 | ● | | | | |
| 75 | 健康福祉部 | 高齢福祉課 | 介護人材育成事業者認定制度実施事業費 | 20,933 | ● | | | | |
| 76 | 健康福祉部 | 保健医療課 | 地域自殺対策強化事業費（新型コロナ分） | 20,769 | | ● | | | |
| 77 | 林政部 | 森林活用推進課 | 森と水と木の環境教育推進事業費補助金 | 20,660 | ● | ● | | | |
| 78 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立学校等スクールバス利用料支援補助金 | 20,513 | | | | ● | |
| 79 | 教育委員会 | 体育健康課 | 部活動指導員配置促進事業費補助金 | 20,009 | | | | ● | |
| 80 | 教育委員会 | 学校支援課 | 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金 | 20,000 | | | | ● | |
| 81 | 農政部 | 農業経営課 | ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金 | 20,000 | ● | | | | |
| 82 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金 | 19,975 | ● | | | | |
| 83 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | こどもの安心・安全対策支援事業費補助金（認可外保育施設） | 19,360 | | | | ● | ● |
| 84 | 清流の国推進部 | 地域スポーツ課 | 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金 | 18,970 | | ● | | | |
| 85 | 林政部 | 県産材流通課 | ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金 | 18,402 | ● | | | | |
| 86 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 授業料減免事業臨時特別経費 | 17,000 | ● | | | ● | |
| 87 | 清流の国推進部 | 競技スポーツ課 | パラスリート育成支援費補助金 | 16,417 | | ● | | | |
| 88 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金 | 16,373 | ● | | | | |
| 89 | 環境生活部 | 文化創造課 | 清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補） | 16,365 | | ● | | | |
| 90 | 健康福祉部 | 保健医療課 | 地域自殺対策強化事業費 | 16,363 | | ● | | | |
| 91 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 放課後児童クラブ施設整備費補助金 | 15,835 | ● | ● | ● | | |
| 92 | 農政部 | 農産物流通課 | 学校給食地産地消推進事業費補助金 | 15,458 | | ● | | | |
| 93 | 林政部 | 森林経営課 | 林業担い手育成事業費補助金 | 15,019 | ● | | | | |
| 94 | 教育委員会 | 体育健康課 | 全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金 | 14,779 | | | | ● | |
| 95 | 教育委員会 | 学校安全課 | スクールバス等安全装置設置事業費補助金 | 13,800 | | | | ● | ● |
| 96 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 病院内保育所運営費補助金（自治体立分） | 13,727 | ● | | | | |
| 97 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等退所者緊急支援事業費補助金 | 13,000 | | | | ● | |
| 98 | 環境生活部 | 文化創造課 | ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金 | 12,586 | ● | | | | |
| 99 | 林政部 | 森林経営課 | 森のしごと普及啓発事業費補助金 | 12,511 | ● | | | | |
| 100 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金 | 12,409 | | | | ● | |
| 101 | 商工労働部 | 商業・金融課 | 地域課題解決型創業支援事業費補助金 | 12,338 | ● | | | | |
| 102 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 児童館等整備費補助金（単建） | 12,128 | ● | ● | | | |
| 103 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金 | 11,778 | | | | ● | |
| 104 | 健康福祉部 | 感染症対策推進課 | 私立学校等結核予防費補助金 | 11,501 | | | | ● | |
| 105 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童福祉施設退所者等アフターケア事業費 | 11,490 | ● | ● | ● | | |
| 106 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 子ども・子育て支援事業費市町村補助金 | 11,230 | ● | | | | |
| 107 | 健康福祉部 | 高齢福祉課 | 介護事業所内保育施設運営費補助金 | 10,646 | ● | | | | |
| 108 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 病院内保育所運営費補助金（公的施設分） | 10,298 | ● | | | | |
| 109 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費 | 10,246 | ● | | ● | | |
| 110 | 教育委員会 | 学校支援課 | エネルギー教育支援事業費補助金 | 9,719 | | | | ● | |
| 111 | 商工労働部 | 労働雇用課 | 認定職業訓練校運営費補助金 | 9,655 | | ● | | | |
| 112 | 商工労働部 | 航空宇宙産業課 | ぎふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費補助金 | 9,087 | | | | ● | |
| 113 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育士修学資金貸付事業費 | 8,430 | ● | | ● | | |
| 114 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金 | 8,172 | ● | | ● | | |
| 115 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金 | 8,000 | | | | ● | |
| 116 | 清流の国推進部 | 地域スポーツ課 | 総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金 | 8,000 | | ● | | | |
| 117 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 認可外保育施設送迎バス安全装置整備事業費補助金 | 8,000 | | | | ● | ● |
| 118 | 教育委員会 | 学校支援課 | 教育支援体制整備事業費（認定こども園設置促進事業）補助金 | 7,695 | | | | ● | |
| 119 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 産休等代替職員設置事業費補助金 | 7,599 | ● | | | | |
| 120 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金 | 7,587 | ● | | | | |
| 121 | 教育委員会 | 体育健康課 | 県立高等学校運動部活動振興費補助金 | 7,260 | | | | ● | |
| 122 | 林政部 | 森林経営課 | 林業事業者ICT技術等導入支援事業費補助金 | 7,000 | ● | | | | |
| 123 | 林政部 | 森林経営課 | 新規就業者等定着支援事業費補助金 | 6,975 | ● | | | | |
| 124 | 商工労働部 | 企業誘致課 | 本社機能移転促進事業補助金 | 6,393 | ● | | | | |
| 125 | 都市建築部 | 住宅課 | 現年度分利子補給金 | 6,354 | ● | | ● | | |
| 126 | 林政部 | 森林経営課 | 岐阜県林業就業移住支援事業費補助金 | 5,750 | ● | | | | |
| 127 | 清流の国推進部 | 地域スポーツ課 | 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金 | 5,600 | | ● | | | |
| 128 | 清流の国推進部 | 外国人活躍・共生社会推進課 | 国際交流センター事業費補助金（多文化共生） | 5,500 | ● | | | | |
| 129 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 要電源在宅重度障がい児者非常用電源整備事業費補助金 | 5,150 | | | | ● | |
| 130 | 教育委員会 | 学校支援課 | 海外交流支援事業費補助金 | 5,100 | | | | ● | |
| 131 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 育児指導機能強化事業費補助金 | 4,987 | ● | ● | ● | | |
| 132 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私学団体等補助金 | 4,810 | | | | ● | |
| 133 | 清流の国推進部 | 外国人活躍・共生社会推進課 | 外国籍の子どもの進学支援事業費補助金 | 4,661 | ● | ● | | | |
| 134 | 環境生活部 | 環境生活政策課 | 家庭教育支援推進事業費補助金 | 4,615 | | ● | ● | | |
| 135 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金 | 4,496 | ● | | ● | | |
| 136 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金 | 4,459 | ● | | ● | | |
| 137 | 環境生活部 | 文化伝承課 | 県立高等学校文化部活動振興費補助金 | 4,300 | | ● | | | |
| 138 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 地域周産期医療体制強化事業費 | 4,198 | ● | | | | |
| 139 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 授業料軽減臨時特別経費（家計急変拡充分）（国庫） | 4,190 | ● | | | | ● |
| 140 | 林政部 | 森林活用推進課 | ぎふの木育教材導入支援事業費補助金 | 4,000 | ● | | | | |
| 141 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費 | 3,838 | ● | | ● | | |
| 142 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 病院内保育所施設整備事業費補助金（基金） | 3,450 | ● | | | | |
| 143 | 都市建築部 | 水道企業課 | 児童手当補助金 | 3,002 | | | | ● | |
| 144 | 教育委員会 | 体育健康課 | 県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費 | 3,000 | | | | ● | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------------|------------------------------|------------|-----|----|----|----|----|---|
| 145 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助 | 3,000 | ● | | | | | |
| 146 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 医師派遣支援事業費補助金（基金） | 3,000 | ● | | | | | ● |
| 147 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 里親への委託前養育支援事業費補助金 | 3,000 | ● | | ● | | | |
| 148 | 教育委員会 | 学校支援課 | 外国人児童生徒キャリア支援事業費（補助金） | 3,000 | | | | | ● | |
| 149 | 教育委員会 | 体育健康課 | 部活動地域移行推進事業費補助金 | 3,000 | | | | | ● | |
| 150 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育所ふれあい活動推進事業費補助金 | 2,850 | ● | | | | | |
| 151 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金 | 2,822 | ● | ● | ● | | | |
| 152 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金 | 2,705 | ● | | | | | |
| 153 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 青少年育成県民会議運営費県単補助金（人件費） | 2,699 | | | ● | | | |
| 154 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等におけるICT機器導入支援事業費補助金 | 2,619 | | | | | ● | |
| 155 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育所等緊急整備事業費補助金 | 2,562 | ● | | | | | |
| 156 | 健康福祉部 | 医療整備課 | 小児集中治療室設備整備事業費補助金 | 2,350 | ● | | | | | |
| 157 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 医療機関等連携強化事業費補助金 | 2,129 | ● | | | ● | | |
| 158 | 教育委員会 | 体育健康課 | 県高等学校体育大会補助金 | 2,000 | | | ● | | | |
| 159 | 教育委員会 | 体育健康課 | 夜間定時制高等学校給食費補助金 | 1,815 | | | | ● | ● | |
| 160 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 青少年育成県民会議事業費県単補助金（事業費） | 1,734 | | | ● | | | |
| 161 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親世帯） | 1,700 | | | | | ● | |
| 162 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立学校授業料軽減補助金（被災児童生徒支援関連）（国補） | 1,511 | | | | | ● | ● |
| 163 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 民間シェルター確保等事業費補助金 | 1,508 | ● | | | ● | | |
| 164 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 岐阜県青少年育成事業補助金 | 1,507 | | | ● | | | |
| 165 | 健康福祉部 | 感染症対策推進課 | リアルタイム感染症サーベイランスシステム運営事業費 | 1,500 | | | | | ● | |
| 166 | 教育委員会 | 教育研修課 | 自ら学ぶ教職員応援事業費補助金 | 1,400 | | | | | ● | |
| 167 | 教育委員会 | 体育健康課 | 中学校体育大会補助金 | 1,320 | | | ● | | | |
| 168 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等職員資質向上事業費 | 1,312 | | | ● | ● | | |
| 169 | 教育委員会 | 学校支援課 | 人権教育推進事業費補助金 | 1,290 | | | | | ● | |
| 170 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 県母子寡婦福祉連合会補助金 | 1,250 | | | | | ● | |
| 171 | 教育委員会 | 学校支援課 | 県PTA連合会事業費補助金 | 1,209 | | | ● | | | |
| 172 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金 | 1,200 | ● | | | ● | | |
| 173 | 清流の国推進部 | 外国人活躍・共生社会推進課 | 多文化共生推進補助金（単補） | 1,180 | ● | | | | | |
| 174 | 農政部 | 農産物流通課 | 地域の魅力再発見食育推進事業費補助金 | 1,151 | ● | | | ● | | |
| 175 | 教育委員会 | 学校支援課 | 岐阜県産業教育振興会補助金 | 1,120 | | | | | ● | |
| 176 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 児童養護施設等職員人材確保事業費補助金 | 1,086 | ● | | | ● | | |
| 177 | 健康福祉部 | 保健医療課 | 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金 | 1,068 | ● | | | | | |
| 178 | 教育委員会 | 学校支援課 | 岐阜県定時制通信制教育振興会補助金 | 1,000 | | | | | ● | |
| 179 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金 | 1,000 | ● | ● | | | | |
| 180 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | ファミリー・サポート・センター事業費補助金 | 1,000 | ● | | | | | ● |
| 181 | 環境生活部 | 文化伝承課 | 全国高等学校総合文化祭派遣費 | 1,000 | | | ● | | | |
| 182 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 子育て体験活動活性化促進補助金 | 1,000 | ● | | | | | ● |
| 183 | 農政部 | 農業経営課 | 女性が変わる未来の農業整備事業費補助金 | 1,000 | ● | | | | | |
| 184 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 身元保証人確保対策事業費 | 903 | | | | | ● | |
| 185 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育所ふれあい活動推進事業費補助金（国補） | 900 | ● | | | | | |
| 186 | 教育委員会 | 学校支援課 | 高等学校PTA連合会事業費補助金 | 874 | | | ● | | | |
| 187 | 教育委員会 | 学校支援課 | 定時制通信制教科書等給与費補助金 | 800 | | | | ● | ● | |
| 188 | 環境生活部 | 環境生活政策課 | 県子ども会育成事業費補助金 | 777 | | | | | ● | |
| 189 | 教育委員会 | 体育健康課 | 特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金 | 750 | | | ● | | | |
| 190 | 健康福祉部 | 医療福祉連携推進課 | 病院内保育所夜間運営費補助金 | 709 | ● | | | | | |
| 191 | 教育委員会 | 学校支援課 | コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 | 696 | ● | | | | | |
| 192 | 教育委員会 | 教育財務課 | 被災幼児児童生徒就学支援等補助金 | 612 | | | | ● | | |
| 193 | 教育委員会 | 学校支援課 | へき地教育振興会補助金 | 500 | | | | | ● | |
| 194 | 環境生活部 | 環境生活政策課 | 第18回日本スカウトジャンボリー派遣事業費補助金 | 500 | | | | | ● | |
| 195 | 清流の国推進部 | 外国人活躍・共生社会推進課 | 多文化共生推進補助金（単建） | 500 | ● | | | | | |
| 196 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 県里親連合会補助金 | 454 | ● | | | ● | | |
| 197 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費 | 415 | | | | | ● | |
| 198 | 環境生活部 | 環境生活政策課 | 岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金 | 414 | | | | | ● | |
| 199 | 健康福祉部 | 生活衛生課 | 公衆浴場活性化対策事業費補助金 | 389 | | | | | ● | |
| 200 | 教育委員会 | 教職員課 | 特別支援学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分） | 383 | | | | | | |
| 201 | 清流の国推進部 | 外国人活躍・共生社会推進課 | 国際交流センター事業費補助金（国補） | 350 | ● | | | | | |
| 202 | 都市建設部 | 住宅課 | リフォームローン利子補給金 | 347 | ● | | | | | |
| 203 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 岐阜県保育研究協議会運営費補助金 | 324 | | | | | ● | |
| 204 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | DV被害者支援者資質向上事業費補助金 | 270 | | | | | ● | |
| 205 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 中部地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金 | 240 | | | | | ● | |
| 206 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育対策等促進事業費 | 206 | ● | | | | | |
| 207 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 乳幼児保育特別対策事業費補助金 | 162 | ● | | | | | |
| 208 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金 | 150 | ● | | | ● | | ● |
| 209 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 保育士資格取得支援事業費補助金 | 150 | ● | | | | | |
| 210 | 教育委員会 | 教職員課 | 高等学校教師業務支援員等配置事業費補助金（コロナ分） | 123 | | | | | | |
| 211 | 清流の国推進部 | 地域スポーツ課 | 県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金（コロナ対策） | 105 | | | ● | | | |
| 212 | 健康福祉部 | 子ども家庭課 | 生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金 | 60 | ● | | | ● | | ● |
| 213 | 教育委員会 | 特別支援教育課 | 就学奨励費（大規模災害関連 特別支援学級分） | 36 | | | | | ● | ● |
| 214 | 環境生活部 | 私学振興・青少年課 | 私立学校耐震整備事業費補助金（単建） | 0 | | | | | ● | ● |
| | | | | 27,990,909 | 123 | 38 | 41 | 62 | 14 | |

6 地方自治法（抜粋）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第二章 住民

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第九章 財務

第一節 会計年度及び会計の区分

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

第二節 予算

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第三節 収入

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

第四節 支出

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
 - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
 - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
 - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
 - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内
 - 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
- 5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- 6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
- 7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
- 8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。
- 9 民法第五百十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
- 10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。
- 11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

第十一節 雑則

（財政状況の公表等）

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第十三章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

（特定の事件についての監査の制限）

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（外部監査人の監査の事務の補助）

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調った場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。

5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに關して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に關しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなく

なつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第二百五十二条の三十八 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に関し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

7 こども基本法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

8 国家賠償法（抜粋）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、

その公務員に対して求償権を有する。

9 地方財政法（抜粋）

（予算の執行等）

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

10 子ども・若者育成支援推進法

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

11 岐阜県補助金等交付規則（抜粋）

第一章 総則

第三条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付の申請）

第四条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知

事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

五 その他知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(実績報告)

第十三条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第十六条 知事は、原則として、第十四条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。

(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で知事の定めるもの
- 三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
(書類、帳簿等の整備及び保存)

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、知事の定める期間保存しなければならない。

(委任)

第二十三條 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付等に係る現地機関の長への事務委任についても、同様とする。

12 岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて（抜粋）

2 「補助事業等が完了したとき」の考え方

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書類により知事に報告しなければならないが、「補助事業等が完了したとき」とは、次の時点をいう。

(1) 県が間接補助方式をとる補助事業等の場合

この場合の補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対し間接補助金等を交付する事務であるから、間接補助事業等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が全額交付された時点であること。

(2) 県が間接補助方式をとらない補助事業等の場合

補助事業等の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときが完了の時点であること。したがって、請負業者等に対する支払債務（以下単に「支払債務」という。）の履行が未済であっても当該補助事業等は完了したと解される。

4 履行確認の方法及び時期について

補助金等の交付は、工事請負契約等の双務契約に基づくものではないが、公金支出の適正化の見地からは同様の規制（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項）を受けべきものと考えられ、工事請負契約等における完了検査と同様に、補助事業者等から補助事業の完了に伴い実績報告書が提出された場合には実績報告書の記載どおり当該事業の成果が実際に交付決定内容に適合しているかどうかの履行確認を行う必要があるものである。

この履行確認については、一般的には補助事業等の完了に伴い提出される実績報告書及び当該添付書類の書面審査又は必要に応じて聴取調査や現地調査により行うものであるが、その方法及び時期については、以下の考え方によるものである。

(1) 履行確認の方法

履行確認については、本来、補助事業等そのものの完了が確認されれば足りるものであり、その方法については、具体的にはそれぞれの補助金等交付要綱上において定められるべきものである。しかし、履行確認は補助金等の額の確定に先立ち行われるものであり、かつ、現年度の補助事業等の完了を確認し、それに対する県の債務を確認するという性格を持つ重要な行為であることから、特に当該補助事業等がいわゆる普通建設事業（市町村が補助事業者等であるものを除く。以下同じ。）とされるものについての履行確認を行うに際しては、補助事業者等の会計関係書類により支払債務の履行の有無の確認を必ず行うこととし、この確認方法については、具体的にそれぞれの補助金等交付要綱上に定めるものとする。

(2) 履行確認の時期

補助金等の額の確定に先立ち行われるものであり、かつ、現年度の補助事業等の完了を確

認し、それに対する県の債務を確認するという趣旨から、現年度末である3月31日までに行う必要がある。

このため、概算払の補助金等にあっても、履行確認が同一年度内に行えないことが明らかな場合には、歳出予算額の繰越措置や年度末においていったん精算し当該年度に債務額が確定しない部分に対応する額を返還させ、必要などときには改めて翌年度に所要の予算措置を講じた上で再び概算払を行うなどの対応を要するものであること。

13 岐阜県公文書規程（抜粋）

（文書による事務処理の原則）

第三条 事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。

- 2 文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。
- 3 文書は、即日処理を原則として迅速に取り扱わなければならない。
- 4 秘密に属する文書（以下「秘密文書」という。）は、特に細密な注意を払つて取り扱わなければならない。
- 5 文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。

（文書作成の原則）

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯
 - 二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯
 - 三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
 - 四 職員の人事に関する事項
- 2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。

（配布を受けた文書の取扱い）

第十三条 文書取扱責任者は、法務・情報公開課長から文書の配布を受けたときは、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める手続を執らなければならない。

- 一 親展文書 直ちに宛名人に交付すること。
- 二 親展文書以外の文書 法務・情報公開課において既に開封されているものは直ちに、その他のものは速やかに開封し、当該文書の右下部余白に收受印（別記第七号様式）を、右上部余白にファイル印（別記第八号様式）を押した後、主務係長（係長が置かれていない場合は、課長の指定する者。以下この章において同じ。）に交付すること。この場合において、交付を受けた主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書にあつては番号を付け、当該文書に押された收受印に記号及び番号を記入するものとする。
- 2 第一項に定める文書の收受印は、次の各号に掲げる文書の区分に従い、当該各号に定める日付のものを押さなければならない。
 - 一 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片の添付されている文書 特殊扱文書配布簿乙片又は電報受信簿乙片に記載されている日付
 - 二 封皮に收受印の押されている文書 封皮に押されている收受印の日付と同一の日付
 - 三 その他の文書 文書が配布された日の日付
- 3 親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果それが前各項に定める手続を要すると認められるときは、速やかに文書取扱責任者に返付しなければならない。

(各課に直接送達された文書等の取扱い)

第十四条 主務課に直接持参された文書及びファクシミリにより受信した文書は、主務課において前条の例により処理するものとする。

2 事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認めたものについては、事務担当者が前条の例により收受することができる。

(電子メールを受信した場合の取扱い)

第十四条の三 文書取扱責任者は、所属宛ての電子メールを受信したときは、主務係長に転送しなければならない。この場合において、主務係長は、文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。

2 職員宛ての電子メールを受信した場合は、親展扱いのものを除き、当該職員が文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付けなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、受信した電子メールを紙に出力した場合は、第十三条の規定の例により処理するものとする。

(保存期間)

第三十五条 前条第二項の文書分類表に記載する完結文書の保管又は保存の期間（以下「保存期間」という。）の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに、当該各号に定める基準により設定しなければならない。

一 三十年

イ 皇室に関する文書で特に重要なもの

ロ 条例及び規則の原本並びに法規文書、公示文書及び令達文書で特に重要なもの

ハ 職員の任免、賞罰等に関するもの（総務部人事課所管のものに限る。）

ニ 恩給及び退隠料の裁定に関するもの

ホ 褒賞及び表彰に関するもの（総務部人事課及び危機管理部消防課所管のものに限る。）

へ 県議会に関する文書で特に重要なもの

ト 知事、副知事及び会計管理者の事務引継ぎに関するもの

チ 裁定、裁決、決定等又は行政訴訟若しくは民事訴訟等に関する文書で特に重要なもの

リ 統計結果、報告で特に重要なもの

ヌ 国有及び県有の財産に関する文書で特に重要なもの

ル 市町村の廃置分合その他行政区画の変更に関するもの

ヲ 官報及び岐阜県公報（法務・情報公開課所管のものに限る。）

ワ 予算及び決算に関するもの（総務部財政課所管のものに限る。）

カ 起債に関する文書で特に重要なもの

ヨ 「清流の国ぎふ」創生総合戦略に関する文書で特に重要なもの（清流の国推進部清流の国づくり政策課所管のものに限る。）

タ 県政の沿革に関する文書で特に重要なもの

レ その他三十年保存を必要と認めるもの

二 十五年

会計に関するもの（旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。）

三 十年

イ 国の機関その他関係機関との往復文書で将来の例証となるべきもの

ロ 外国に関する文書で重要なもの

- ハ 請願及び陳情に関する文書で重要なもの
- ニ その他十年保存を必要と認めるもの
- 四 五年
- イ 統計、調査及び計画に関するもの
- ロ 会計に関するもの（第二号に規定するものを除く。）
- ハ その他五年保存を必要と認めるもの
- 五 三年
- イ 市町村議会又は土地改良区等の総会若しくは総代会の議決報告に関するもの
- ロ 各課の予算、人事及び給与に関するもの
- ハ その他三年保存を必要と認めるもの
- 六 一年

軽易な文書で、一年保管を必要と認めるもの

- 七 事務処理上必要な一年未満の期間

前各号に掲げる文書以外の文書で、一年保管を必要と認めないもの

2 前項の場合において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。

3 完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、四月一日から五月三十一日までの間において施行する前年度の会計に係る文書にあつては、その施行の日の属する年度の初日から起算する。

4 前項の規定にかかわらず、例規文書、原簿、台帳等で常用に供するもの（以下「常用文書」という。）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなつた日の属する年度の翌年度の初日から起算する。

14 行政手続法（抜粋）

（地方公共団体の措置）

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

15 地方自治法施行令（抜粋）

（歳出の会計年度所属区分）

第一百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
- 二 給与その他の給付（前号に掲げるものを除く。）は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料（労働保険料を除く。）並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度
- 四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

五 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度

2 旅行の期間（外国旅行にあつては、その準備期間を含む。）が二年度にわたる場合における旅費は、当該二年度のうち前の年度の歳出予算から概算で支出することができるものとし、当該旅費の精算によつて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行なつた日の属する年度の歳入又は歳出とするものとする。

（歳入の調定及び納入の通知）

第一百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

16 子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条第一項に規定する都

道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

17 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

18 子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」

という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

19 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（抜粋）

(岐阜県少子化対策基本計画)

第七条 知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画（以下「基本計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、基本計画を定めるときや変更するとき、ぎふ少子化対策県民連携会議の意見を聴きます。

3 県は、基本計画やこれによる取組について、市町村と十分に情報交換を行い、市町村の取組がより一層進められるように協力し、応援します。

20 私立学校振興助成法（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その

予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

21 私立学校会計指導検査実施要領（抜粋）

(検査結果の措置)

第7条 検査員は、検査終了後、検査結果の講評を原則として学校法人の理事長の立ち会いのもとに行うとともに、改善を要する事項が認められた場合には、必要な改善指示をするものとする。

2 前項の場合において、課長が必要と認めるときは、文書により改善指示事項を通知するものとする。

3 課長は、改善指示事項に対する改善状況の報告を求めるほか、必要に応じて、その状況を確認しなければならない。

22 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（抜粋）

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

23 岐阜県議会請願等取扱規程（抜粋）

(請願書の提出)

第二条 請願をしようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている請願書（おおむね別記第一号様式による。）正副各一通を議長に提出しなければならない。

一 邦文を用いること。ただし、やむを得ず外国語を用いるときは、これに訳文を付けること。

二 請願の趣旨を簡明に記載すること。

三 提出年月日及び請願者の住所（法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地）を記載し、請願者（法人の場合はその代表者）が署名又は記名をすること。

四 請願書の見やすい箇所に紹介議員の署名を受けること。

2 請願の内容が二以上の常任委員会又は特別委員会の所管に属するものは、その内容を分離して請願書が提出されたものとして取り扱うものとする。

24 私立学校法（抜粋）

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

25 私立学校法施行規則（抜粋）

（寄附行為認可申請手続）

第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする

寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 設立趣意書
 - 二 設立決議録
 - 三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類
 - 四 設立代表者の履歴書
 - 五 役員に関する次に掲げる書類
 - イ 役員の就任承諾書及び履歴書
 - ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
 - ハ 役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類
 - 六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
 - 七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類
 - 八 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
 - 二 寄附申込書
 - 三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書書類等
 - 四 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - 五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - 六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書
 - 七 その他文部科学大臣が定める書類
- 3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。
- 4 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。
- 5 法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。
- 一 第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類
 - 二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）
 - 三 その他所轄庁が定める書類
- 6 第二項第一号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする

事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。

7 第一項、第三項及び第五項の認可申請書及び寄附行為並びに第二項第一号の財産目録には、副本を添付することを要する。

（寄附行為変更認可申請手続等）

第四条 法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。以下同じ。）を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類

ロ 第二条第一項第七号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 前項第一号に掲げる書類

二 第二条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第二条第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

4 前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------|
| 第二項 | 当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間 | 当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間 |
| 前項 | 当該私立大学等 | 当該私立大学の学部等 |

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携

学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項各号（第二号及び第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

7 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

8 第三条の規定は、第二項及び第四項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。

9 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

10 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第六項又は第七項

の規定にかかわらず、第二条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

1 1 第一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

1 2 第一項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

26 学校教育法施行規則（抜粋）

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

27 岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の減額等）

第 11 条 知事は、補助金事業者又は補助事業者が設置する私立学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、当該補助事業者に交付する補助金を減額して交付し、又は補助金を交付しないことができる。

（1）法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反している場合

（2）学則に定めた収容定員を超える数の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）を在籍させている場合

（3）財政運営の適正化、児童等に係る修学上の経済的負担の軽減等補助金の交付の目的を有効に達成するための努力が払われていないと認める場合

（4）前3号に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くと認める場合

28 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（関係機関の連携の確保）

第八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

29 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

30 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂

- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

31 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

32 岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金交付要綱（抜粋）

第5条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業にあつては、補助金の額の20パーセント未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ること。

2 補助事業者が前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

33 岐阜県暴力団排除条例（抜粋）

（県の事務及び事業における措置）

第七条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

34 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（変更申請手続）

第4条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金変更交付申請書には、別記第2号様式において定める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

一 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

二 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者が前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業の内容変更承認申請書（別記第3号様式）

二 補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（書類、帳簿等の保存期間）

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

35 岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（抜粋）

（総則）

第1条 県は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の9の規定に基づく岐阜県重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、令和4年度重層的支援体制整備事業交付金要綱（令和5年3月6日付け厚生労働省発子0306第10号・厚生労働省発社援0306第5号・厚生労働省発老0306第2号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

36 岐阜県私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

37 岐阜県地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱（抜粋）

（契約等）

第6条 補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする委託に関する契約を締結し、その内容を知事に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を締結する場合は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約を締結することができる。

3 補助事業者は、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を事業の委託の対象者とすることができない。

38 岐阜県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

39 岐阜県会計規則（抜粋）

（見積書の徴取）

第百四十一条 収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- 一 官公署及びこれに準ずる法人と契約を締結するとき。
- 二 電気、ガス、水道等について附合契約を締結するとき。
- 三 法令により配給の統制を受けている物件の買入れ若しくは売払い又は法令による価格の額の指定のある場合における当該物件等の買入れ、売払い等をするとき。
- 四 収支等命令者において見積書を提出させることが困難又は不適當であると認めるとき。

40 岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

41 社会的擁護自立支援事業費等補助金運営要領（抜粋）

（対象者による申込書の提出）

第3条 本事業による支援の対象者（以下「対象者」という。）は、措置解除前に生活していた児童養護施設、ファミリーホーム、里親の居宅又は自立援助ホーム等に引き続き居住を希望する場合は、原則として措置解除前に、別紙1「申込書」を、岐阜県子ども家庭課長及び関係子ども相談センター所長あて提出しなければならない。

2 補助事業者は、対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって前項の申込みを行うことができる。

42 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金運営要領（抜粋）

（退所児童支援計画）

第3条 要綱第4条第2項及び第5条第2項の添付書類は別紙1「退所児童支援計画」とする。なお、計画の対象とする期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。

43 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第10条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

44 岐阜県地域医療確保事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

45 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

（交付申請）

第7条 規則第4条の申請にかかる様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

46 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（交付申請）

第7条 規則第4条の申請にかかる様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

47 社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

48 岐阜県地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第9条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して20日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

49 岐阜県結核予防費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第7条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第4号様式のとおりとし、学校等の長は報告書等を学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあつては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

3 第1項の報告を行うにあたって、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

50 岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱（抜粋）

（総則）

第1条 県は、保健、体育等の普及及び振興を図るため、関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

51 海外交流支援事業費補助金による留学促進事業 実施要領（抜粋）

（9）支援対象者が帰国後に求められること（詳細は、後日、支援対象者に通知する。）

支援対象者は、帰国後に「留学を終えて」と題して、活動内容及び留学経験報告を記した留学体験レポートを県教育委員会高校教育課長宛て提出する。提出されたレポートは県教育委員会がHP等に掲載し、広く留学の意義を伝える。レポートに添付する写真等については、肖像権の許可を事前にとること。また、支援対象者は、帰国後、県教育委員会の依頼に応じて、高校生等の留学促進に係る広報活動に参画するとともに、進路先の調査等にも協力すること。

52 人権教育推進事業費補助金交付要綱（抜粋）

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、予算の範囲内で次によることとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--|--------------|-------------------------------------|
| 市町村における地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業 （人権教育推進及び啓発に関する事業） | 市町村が事業に要する経費 | 補助対象経費の2分の1以内の額ただし、補助金の限度額は10万円とする。 |
| 市町村での人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業 （教職員の指導力向上に関する事業） | 市町村が事業に要する経費 | 補助対象経費の2分の1以内の額ただし、補助金の限度額は10万円とする。 |
| 市町村における人権教育の具体的な実践研究に関する事業 （人権教育の実践に関する事業） | 市町村が事業に要する経費 | 補助対象経費の2分の1以内の額ただし、補助金の限度額は10万円とする。 |
| 市町村における人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業 （人権教育の相談活動に関する事業） | 市町村が事業に要する経費 | 補助対象経費の2分の1以内の額ただし、補助金の限度額は20万円とする。 |

53 岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱（抜粋）

（総則）

第1条 県は学校教育の振興を図るため、学校教育関係団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で当該団体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の名称、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は現年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

別表（第2条関係）

2 岐阜県産業教育振興会事業費補助金

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------------|-----------|
| 岐阜県産業教育振興会の事業に要する経費 | 知事が別に定める額 |

3 岐阜県へき地教育振興会事業費補助金

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|----------------------|-----------|
| 岐阜県へき地教育振興会の事業に要する経費 | 知事が別に定める額 |

54 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（抜粋）

（総則）

第1条 県は、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川などから形成される本県の豊かな自然環境を県民共有の環境資源として、県民がこれらの持つ公益的機能を将来にわたり享受できるように、その保全・再生を推進するための事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書及びその添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 実績報告書（別記第6号様式）
- 二 補助金精算書（別記第7号様式）（別表第4に掲げる事業を除く。）
- 三 収支決算書（別記第8号様式）
- 四 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「実績報告書添付書類」の欄に掲げる書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日（補助事業の完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して20日を経過した日）又は3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあつては、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第4条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の実績報告書の提出時に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときは、別記第9号様式を添付し、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式及び別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

5 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、実績報告書を提出した日の属する年度の翌々年度の6月15日までに報告するものとする。

55 岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第12条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第 5 号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から 30 日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までとする。

56 岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（総則）

第 1 条 県は、外国籍の子ども（親が外国出身者である子どもを含む。以下同じ。）の就学及び進学の支援体制の充実を図るため、県内に事業所を有する公益法人、特定非営利活動法人及び知事が別に定める民間団体（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

57 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金交付申請書の様式は、別表第 1 交付申請書の欄に特段の定めがある場合を除くほか、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、次の各号（森林整備事業（森林作業道整備事業（森林経営計画に基づいて行うものを除く。）を除く。第 3 項において同じ。）、森林管理路緊急整備事業、作業道防災機能強化事業、森林作業道グレードアップ事業、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあっては、第 2 号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別表第 1 の補助対象事業の区分に応じ、同表交付申請書の欄に掲げる書類
- 二 収支予算書（別記第 2 号様式）
- 三 補助対象事業の実施につき許可又は同意を要するものにあつては、これらを証する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 森林整備事業（更新伐を除く。）、森林管理路緊急整備事業及、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあっては、事業の完了後においても、申請をすることができる。

4 補助事業者が補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。